

平成 25 年第 2 回大津町議会定例会 会期日程

| 月 日 | 曜 | 開 議 時 刻 | 区 分 | 日 程 | 備 考 |
|----------|---|------------|-----|---|----------------------|
| 3 月 8 日 | 金 | 午前 10 時 | 本会議 | 開会、提案理由説明 | |
| 3 月 9 日 | 土 | | 休 会 | 議案等検討 | 各中学校卒業式 |
| 3 月 10 日 | 日 | | 休 会 | 議案等検討 | |
| 3 月 11 日 | 月 | 午前 10 時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・先議議案第 1 号から議案第 10 号まで質疑、討論、表決 ・議案第 11 号から議案第 37 号まで質疑、委員会付託 | 一般質問締切日 正午まで |
| 3 月 12 日 | 火 | 午前 10 時 | 委員会 | 各常任委員会 | 午前 9 時 議運 一般質問順番等 |
| 3 月 13 日 | 水 | 午前 10 時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| 3 月 14 日 | 木 | 午前 10 時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| 3 月 15 日 | 金 | | 休 会 | 議案等整理 | |
| 3 月 16 日 | 土 | | 休 会 | 議案等整理 | |
| 3 月 17 日 | 日 | | 休 会 | 議案等整理 | |
| 3 月 18 日 | 月 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 | |
| 3 月 19 日 | 火 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 | |
| 3 月 20 日 | 水 | | 休 会 | 議案等整理 | 春分の日 |
| 3 月 21 日 | 木 | | 休 会 | 議案等整理 | 各小学校卒業式 |
| 3 月 22 日 | 金 | 午後 1 時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会 | |
| 会 期 | | | | 15 日間 | |

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について
- 平成24年12月例月出納検査の結果について
- 平成25年1月例月出納検査の結果について
- 平成25年2月例月出納検査の結果について

平成25年第2回大津町議会定例会会議録

平成25年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成25年3月8日(金曜日)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|----------|-----------|---------|---------|-----|-------|-----|----------|------|-------|-----|-----------|------|------|-----|-----------|------|-------|-----|----------|-------------------|-------|-----|----------|------|-------|----------|----------|--------|-------|--|--|--------|-------|--|--|--------|-------|--|--|
| 出席議員 | 1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席議員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | <table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家入 勲</td> <td>会計管理兼ねて</td> <td>者 徳 永 太</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>徳永 保則</td> <td>総務課</td> <td>部長 藤本 聖二</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>岩尾 昭徳</td> <td>企画課</td> <td>兼ねて 白石 浩範</td> </tr> <tr> <td>企画部長</td> <td>木村 誠</td> <td>兼ねて</td> <td>兼ねて 那須 雪子</td> </tr> <tr> <td>福祉部長</td> <td>中尾 精一</td> <td>教育課</td> <td>部長 松永 高春</td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>中山 誠也</td> <td>教育課</td> <td>部長 松岡 秀雄</td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>西本 昇二</td> <td>農業委員会事務局</td> <td>局長 松岡 秀雄</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課</td> <td>松永 高春</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部総務課</td> <td>田中 令児</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画部企画課</td> <td>杉水 辰則</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 町 長 | 家入 勲 | 会計管理兼ねて | 者 徳 永 太 | 副町長 | 徳永 保則 | 総務課 | 部長 藤本 聖二 | 総務部長 | 岩尾 昭徳 | 企画課 | 兼ねて 白石 浩範 | 企画部長 | 木村 誠 | 兼ねて | 兼ねて 那須 雪子 | 福祉部長 | 中尾 精一 | 教育課 | 部長 松永 高春 | 土木部長 併任工業用水道課長 | 中山 誠也 | 教育課 | 部長 松岡 秀雄 | 経済部長 | 西本 昇二 | 農業委員会事務局 | 局長 松岡 秀雄 | 子育て支援課 | 松永 高春 | | | 総務部総務課 | 田中 令児 | | | 企画部企画課 | 杉水 辰則 | | |
| 町 長 | 家入 勲 | 会計管理兼ねて | 者 徳 永 太 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副町長 | 徳永 保則 | 総務課 | 部長 藤本 聖二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務部長 | 岩尾 昭徳 | 企画課 | 兼ねて 白石 浩範 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画部長 | 木村 誠 | 兼ねて | 兼ねて 那須 雪子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉部長 | 中尾 精一 | 教育課 | 部長 松永 高春 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土木部長 併任工業用水道課長 | 中山 誠也 | 教育課 | 部長 松岡 秀雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済部長 | 西本 昇二 | 農業委員会事務局 | 局長 松岡 秀雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て支援課 | 松永 高春 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務部総務課 | 田中 令児 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画部企画課 | 杉水 辰則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|--------|--|
| 議案第 1号 | 大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について |
| 議案第 2号 | 平成24年度大津町一般会計補正予算（第8号）について |
| 議案第 3号 | 平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 議案第 4号 | 平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）について |
| 議案第 5号 | 平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について |
| 議案第 6号 | 平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 議案第 7号 | 平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について |
| 議案第 8号 | 平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第 9号 | 平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 議案第10号 | 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 議案第11号 | 大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第12号 | 大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第13号 | 大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第14号 | 大津町新型インフルエンザ等対策本部設置に関する条例の制定について |
| 議案第15号 | 大津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第16号 | 大津町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について |
| 議案第17号 | 大津町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 議案第18号 | 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第19号 | 大津町立学校設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第20号 | 大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第21号 | 大津町若草児童学園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第22号 | 大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について |

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第23号 | 大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第24号 | 大津町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 議案第25号 | 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第26号 | 大津町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 議案第27号 | 大津町児童生徒訪問支援事業基金条例を廃止する条例について |
| 議案第28号 | 大津町若草児童学園及び大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について |
| 議案第29号 | 町道の路線認定について |
| 議案第30号 | 平成25年度大津町一般会計予算について |
| 議案第31号 | 平成25年度大津町国民健康保険特別会計予算について |
| 議案第32号 | 平成25年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について |
| 議案第33号 | 平成25年度大津町公共下水道特別会計予算について |
| 議案第34号 | 平成25年度大津町介護保険特別会計予算について |
| 議案第35号 | 平成25年度大津町農業集落排水特別会計予算について |
| 議案第36号 | 平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 議案第37号 | 平成25年度大津町工業用水道事業会計予算について |

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 5 年 3 月 8 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 2 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 2 4 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 2 4 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 2 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 4 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 4 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 平成 2 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 大津町新型インフルエンザ等対策本部設置に関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 大津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関

する基準を定める条例の制定について

- 日程第19 議案第16号 大津町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 大津町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 大津町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 大津町若草児童学園条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 大津町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第25号 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第26号 大津町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第27号 大津町児童生徒訪問支援事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第31 議案第28号 大津町若草児童学園及び大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第29号 町道の路線認定について
- 日程第33 議案第30号 平成25年度大津町一般会計予算について
- 日程第34 議案第31号 平成25年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第32号 平成25年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
- 日程第36 議案第33号 平成25年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第37 議案第34号 平成25年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第35号 平成25年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第39 議案第36号 平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第40 議案第37号 平成25年度大津町工業用水道事業会計予算について

一括上程、提案理由の説明

午前10時00分 開会

開議

○議 長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成25年第2回大津町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番佐藤真二君、4番松田純子さんを指名します。

日程第2 会期の決定

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月4日午後2時から委員会A室において議会運営委員全員出席の下、また大塚議長に出席を願い、平成25年第2回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案について執行部から説明を求め、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議いたしました。なお、町長提出議案については、議案第1号から議案第10号までの10議案については、先に議決すべき案件でありますので、11日の本会議において質疑討論のあと、表決することに決しました。一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、11日の12時までの提出といたしました。したがって、12日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することになりました。会期日程については、議席に配付のとおり本日から3月22日までの15日間に決しました。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から3月22日までの15日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

**日程第4 議案第1号から日程第40 議案第37号まで一括上程
提案理由の説明**

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第4 議案第1号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてから日程第40 議案第37号、平成25年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの37件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。

先の選挙におきまして、議会をはじめ、町民の方々の支援によりまして、町長として3期目に就任させていただき、引き続き町政を担うことになり、非常に身の引き締まる思いでございます。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

昨年7月に発生しました九州北部豪雨では、大津町におきましても避難勧告を出すなど、白川、矢護川、平川流域をはじめ多くの地域において甚大な被害が発生し、一部の地域の方々におかれましては、しばらくの間避難所生活を強いられるなど、本当に多くのご不便とご心配をおかけいたしました。

そのような中、地域の方の迅速な判断と避難誘導で人的被害を食い止めることができましたのも、普段の「地域防災力」の賜物であると感謝を申し上げますとともに、町の初動体制について、充分反省しなければならない課題であると考えております。

町といたしましても、災害復旧のための専門の部署を早急に設置し、広域的な被害については、国・県と連携し、復旧を進めるとともに、さらに町単独の補助制度を創設し、1日も早い復旧・復興に向けての取り組みを進めているところです。

それでは、今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

町長として就任以来、2期8年間、偉大なる諸先輩方のご努力で築かれた「宝の山」大津町を掘り起こし、町議会、町民の皆様とともにまちづくりを進めていこうと決意し、「町民主体のまちづくり」の理念のもと、町政を担わせていただいたところです。

その間、これからの大津町の目指すべき姿やそれを達成するための基本理念など、町民、議会及び行政が共有する基本ルールであります「大津町まちづくり基本条例」を制定させていただきました。

また、平成19年から「まちづくり交付金事業」に取り組ませていただき、公共交通利用者の利便性の向上や、観光をはじめとする地域活性化を図るため、肥後大津駅南口に「大津町ビジターセンター」を設置し、旧国道57号沿いには、町民及び各種団体等の活動や交流を支援するため、「大津町まちづくり交流センター」を設置したところです。

一方、大津町の子どもの人口の増加による、保育園・幼稚園の待機児童の解消のために、新規民間保育園の開設や定員の拡大の取り組みをお願いしてきたところです。また、育児に悩んでおられるお

母さん方の交流、情報交換の場として「子育て支援センター」を設置、さらに子どもの不登校やいじめの相談などに迅速に対応するため、大津中学校の隣接地に「教育支援センター」を開設したところ
です。

さらに、「障害者相談支援センター」と「地域包括支援センター」が一体となった障害者及び高齢者の支援施設を設置し、相談窓口の一元化を図るなど、福祉及び保健の充実に努めているところです。

また、生活基盤の整備や町民の生活の質の向上のため、都市計画道路「駅前楽善線」をはじめとする幹線道路の整備や、住民に身近な生活道路の整備を引き続き行ってまいります。

企業誘致につきましては、雇用の促進と町経済の活性化を図るために、わたくし自らも企業へ出向き、ご案内をさせていただき、大変ありがたいことに、製造業や製薬会社工場などをはじめ、多くの企業に進出していただいたところです。

私は、昨年の12月25日をもって町長の任期が満了し、その後、それぞれの地域の方のご意見を聞く、多くの機会があり、高齢者の方から若い方まで意見交換をさせていただく中で、地域の現状や課題など、身をもって感じることができました。地域の皆さんからいただいた貴重なご意見を今後の町政に反映させてまいりたいと考えています。

これまでの常識にとらわれることなく、大胆な見直しと新たな発想をもって住民の皆さんとともに挑戦していくことが、大津のさらなる飛躍につながるものと考えています。

3期目の4年間は、これまで培った政治・行政経験のすべてを注ぎ、全力投球で、「町民主体のまちづくり」の基本理念のもと、「地域の再生」、「命を守る」、「子育て・教育の推進」を重点施策として、新しい時代に向けたまちづくりを、皆さん方とともに創り上げてまいります。

それでは、3期目にあたって町政全般の運営に関する基本的な考え方を申し上げます。町議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

第一は、「地域の再生」についてでございます。

現在の世界経済は、長引く円高、デフレ状況が続く中、依然として先行き不透明な状況であります。日本経済においては、昨年末に政権が交代し、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、緊急経済対策がなされているところであり、今後、ゆるやかではありますが、景気が回復していくものと期待をしているところです。

このような状況の中、地域経済の活性化を図り、地域に元気を取り戻すことが喫緊の課題であります。

国におきましては、現在、TPP（環太平洋経済連携協定）について、国益の確保を条件として交渉への参加を表明しており、その方向性によっては、地域経済や住民の生活に大きく影響を及ぼすことが懸念され、国政の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

また、米、野菜などの農畜産物については、地産地消はもちろん、都市圏等への「大津ブランド」のPRなど、ブランド確立に向けた取り組みを生産者や関係団体と一体となって推進してまいります。

さらに、「まちづくり交流センター」や「ビジターセンター」を拠点として、大津特産品の開発研究や町の観光情報のPRなどを行ってまいります。

大津町は、熊本空港にも近く J R 肥後大津駅もあり、交通の利便性が高いという立地条件を活かし、また、白川、上井手などの自然や宿場町としての歴史的観光資源の魅力を引き出し、総合運動公園で開催されますスポーツイベントなどと連携し、総合的な町の P R をやっていくため、観光協会の設立を目指しているところです。

町経済の発展のためには、地場産業の育成はもちろんのこと、新たな雇用の創出は不可欠なものであり、新たな研究開発企業などの誘致にもさらに取り組んでまいりたいと考えています。

幸いなことに、大津町の人口は増加し続けていますが、将来の少子・高齢化社会を迎えるにあたり、若者の定住促進は不可欠なものであり、都市計画の用途地域の見直しについても取り組まなければならない緊急の課題であると考えています。

現在、持続的な力強い農業の実現のために、地域農業者の方々と話し合いを進めながら、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」を策定しているところであります。

農家の安定的経営のための基盤づくりとして、矢護川地区圃場整備事業の推進へ向けても、地元及び関係受益農家の方々と協議を重ねてまいります。

林業につきましては、長期にわたる木材価格の低迷など、取り巻く環境は厳しい状況ですが、木材利用の拡大と森林資源の有効活用を図るため、公共建築物などにおける地元産材の利用促進に努めてまいります。

東日本大震災以降、我が国のエネルギー政策は、大きな転換期を迎えています。

町では、平成 22 年に「新エネルギービジョン」を策定し、大津町の地域特性を活かした町の役割についての検討を行ったところであり、その検討結果を踏まえ、引き続き太陽光発電の普及、推進に取り組んでまいります。

現在、町の職員を経済産業省及び熊本県庁へ派遣しており、国、県からの情報収集に努め、関係機関と連携しながら太陽光発電などの新エネルギー政策の推進を図ってまいります。

まちおこし大学を活用し、地域の産業や新エネルギーなどの政策に参画し、活動できる人材を育成し、協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、先日、ボランティア活動を進める団体や個人のネットワークとなります「ボランティア連絡協議会」を設立したところであり、それぞれの団体がしっかりと連携、協力できる体制の整備とともに活動の推進をしてまいります。

地域が元気であるためには、地域のことは地域で自ら考え、地域住民の皆さんが生き生きと生活できる環境が必要であると考えております。

超高齢化社会が進む中で、安心して家族とともに暮らせる地域をつくりあげる在宅介護支援サービスの充実に努めてまいります。

また、現在、集落単位で進めております地域福祉につきましては、今後、校区を単位とした取り組みの拡大を目指し、社会福祉協議会や地域が連携し、自助、共助、公助の役割を認識し、お互いが支えあう「地域の絆」を大切にしまちづくりを推進してまいります。

次に、「命を守る」についてでございます。

昨年7月に発生しました「九州北部豪雨災害」におきましては、大津町においても甚大な被害が発生し、住民の方に大変ご不便をおかけしているところをごさいます、1日も早い災害復旧、復興が最優先の課題であります。

今回の災害の事後検証を徹底的に行い、町の危機管理体制の見直しや強化とともに、災害発生時の避難所の見直しを行ってまいります。

特に近年、ゲリラ豪雨が多発しております。排水対策のため、上井手、下井手などの河川の改修につきましても引き続き進め、災害に強いまちづくりを目指します。

また、大雨時の河川等の水位を的確かつ迅速に把握するための体制を強化するとともに、町民の方への情報提供のシステムづくりに取り組みます。

今回の豪雨災害におきまして、地域の助け合い、地域の絆が防災には欠かせないものであると改めて認識したところです。行政による「公助」の機能強化はもちろんですが、自らの身は自らで守る「自助」、さらには地域で支え守りあう「共助」の意識を高めていくために、自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成などに取り組んでまいります。

一方、町内のすべての小中学校に防犯カメラを設置し、子ども達の安全な教育環境に取り組んでおり、JR肥後大津駅南口のビジターセンターにも防犯カメラを設置し、防犯体制の強化に努めているところです。

今後、新たな場所への防犯カメラの設置やJR肥後大津駅前の警察署交番の設置を進めてまいります。

引き続き、安心・安全なまちづくりを目指し、パトロールセンターを拠点として、地域ボランティア、団体ボランティアによる青色パトロールの実施など町民と協働で犯罪防止に努めてまいります。

また、生活環境基盤整備についてでございますが、住民の皆さん方に身近な生活道路の整備は、日常生活における安全な交通ができるために不可欠なものであり、今後も引き続き取り組みを進めてまいります。

都市計画道路につきましても、現在、取り組んでおります「駅前楽善線」の早期完成に向けて、更なる事業の推進を行っているところです。

下水道につきましては、農業集落排水事業が完了したところであり、今後は浄化センターの長寿命化に取り組み、下水道の未整備地区におきまして、地元の方々と協議を行いながら下水道事業の推進をしてまいります。

住民の皆さんが、安全に、安心して暮らせる魅力的で快適な生活環境づくりに努めてまいります。

次に、「子育て・教育の推進」についてでございます。

教育につきましては、大津町教育基本構想に基づき、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」教育実践のもと、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもたちの育成」を目指した教育を推進しているところです。

4月には美咲野小学校が開校します。地域に開かれた学校、地域に愛される学校を目指した取り組みを進めてまいります。美咲野小学校の敷地内には、児童の健全育成のため、放課後の児童の活動の

場として学童保育施設を開所することとしております。

また、護川小学校におきましては、平成25年度から学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めてまいります。

一方、不登校やいじめ問題など、児童生徒や保護者、教職員等の悩みを相談できる「教育支援センター」の充実にさらに努めてまいりたいと考えています。

老朽化している教育施設につきましては、財政計画に基づき、年次計画で改修を行ってまいります。

今後も、引き続き、教育環境の充実に努め、子どもたちがのびのびと個性豊かな教育を受けることができる環境の整備を進めてまいります。

子育て及び健康づくりにつきましては、「子育て・健診センター」を子育て支援と健康づくりの拠点施設として位置づけ。さらに保健師を増員し、子育て支援事業における育児相談や心理相談の体制の強化を図ってまいります。

また、保健指導の拡充を図り、スポーツとの連携を通じ、生活習慣病の予防などにより医療費の抑制を図ってまいります。

「子育て・健診センター」の隣接地には、子どもから高齢者まで自由に集える憩いの場、健康づくりの場として「大津中央公園」があります。世代を超えた交流ができ、住民の皆さんが生き活きと健康的な活動ができるように公園のPRを積極的に行ってまいります。

大津町の人口の増加、特に子育て世代家族の増加に伴います待機児童対策として、幼稚園の定員増や新規保育所の早期開所に努めてきたところですが、今後も待機児童の解消と保護者等の保育ニーズに応えるため、家庭的保育事業の拡充などに取り組んでまいります。

また、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」におきまして、地域の実情を勘案し、子どもや子育て家庭の状況に応じた子育て支援として「認定子ども園」などの検討も必要になるであろうと認識しているところです。

子ども医療費の補助につきましては、保護者の方の子育ての経済的負担の軽減のため、小学校6年まで実施をしてきたところですが、さらに中学生まで子ども医療費の補助を拡大することを検討してまいります。

子育てのストレスなどからの養育放棄や児童虐待を防止するためにも、幼保小中の連携を図りながら、引き続き、子育ての不安や悩みの解消に向けて、子育てをしやすいまちづくりを推進してまいります。

人権尊重のまちづくりにつきましては、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちとなるよう、人権啓発福祉センターを拠点にして、南杉水人権のまちづくり協議会と連携した取り組みを進めてまいります。

また、法務局大津出張所跡地にオープンしました「歴史文化伝承館」を活用し、町の歴史と文化を次世代に継承していくための活動拠点づくりを推進してまいります。

現在、各行政区において、役場職員を地区担当職員として配置しており、それぞれの地域と行政と

の情報の共有に努めているところです。今後も引き続き、この制度をさらに活用し、地域の要望、課題をしっかりと捉え、町と地域の情報をお互いに共有してまいりたいと考えています。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方についての、2期8年間の取り組み状況と、今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自立性を高めながら、個性豊かな地域社会を形成するために、町民と行政が主体性を持ち、連携意識に支えられた、「協働のまちづくり」を推進してまいります。

私も、今一度、初心に戻り、「人と自然にやさしい 心かよいあう まちづくり」のために、全力をあげて取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

つづきまして、国の財政状況及び大津町の財政状況につきまして、述べさせていただきます。

日本経済は、リーマンショックを経て、緩やかではありますが回復傾向にあり、企業収益の改善も少しずつではありますが見られるようになってきております。しかし、依然として厳しい雇用情勢が続いており、デフレ脱却に向けた「新たな経済政策」が打ち出されてきているところでございます。

また、我が国が再生するために進むべき方向性を示すものとして、「日本再生戦略」が策定され、東日本大震災の復旧・復興対策事業の本格始動と新たな再生エネルギー開発への取り組みなど、今後の事業展開の加速化が予想されます。

一方、社会保障においても、「社会保障・税の一体改革関連法」が成立したことにより、安定財源確保と財政健全化の同時達成に向けて第一歩を踏み出そうとしています。

このような中、平成25年度の地方財政の課題は、地域主権改革に沿った一般財源の確保と地方財政の健全化とされています。財源の確保につきましては、中期財政フレームに基調を合わせ、社会保障費の自然増に対応するため、地方交付税を含め平成24年度の水準を下回らないよう確保することを基本としています。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、健全化判断比率の公表を着実に実施するとともに、第三セクター、地方公会計等の会計制度の改革を促進するとしています。

大津町の財政状況でございますが、地方公共団体の財政健全化に関する指標につきましては、現状は健全な数値にあるというものの、依然として景気は足踏み状況にあり、法人町民税においても急激な伸びは見込めない状況であります。また、普通交付税につきましては、地方財政計画により総額で前年並みの額を見込んでいるところでありますが、平成25年度からは、国の地方交付税の配分方法が財政力に応じた臨時財政対策債の配分方法へ完全移行されます。それに伴い、今後、起債残高と公債費におきまして、ある程度の上昇が予想されますが、財政運営に影響がないように計画的な起債の発行に努めたいと考えております。

平成25年度の当初予算におきましては、「骨格予算」としています。

予算編成にあたっては、新規施策等を見送り、政策的な経費は計上せず、義務的経費、既存施設の維持管理、その他、債務負担行為を設定している事業や経常的な経費及び年度当初に必要な経費を計

上しております。また、今年度も枠配分方式により、経常経費の節減を実施しております。しかしながら、義務的経費である社会保障費関連の扶助費は、年々増加しており、厳しい財政状況となっております。

基金につきましては、平成24年度末残高見込みは、総額40億2千万円となり、うち財政調整基金は24億3千万円となる見込みであります。

今後、将来にわたり健全な財政運営に努め、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き、効率的な行財政運営をしていかなければならないと考えています。

予算関係の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案第2号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第9号、平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの、8議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

主なものとしましては、国の緊急経済対策事業に係るものでございまして、その他、歳入では、事業費等の執行残等による財源の組換えを行い、歳出では、各事業の確定に伴う補正でございまして。

平成24年度の一般会計及び各特別会計合わせて、補正予算案として、歳入歳出予算総額に3億1千603万1千円を増額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第30号、平成25年度大津町一般会計予算についてから議案第37号、平成25年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの、8議案の平成25年度各会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております予算の総額は、164億5千736万円で、前年度比3.8%の減となっております。その内、一般会計は97億6千162万4千円で、平成24年度予算に対し4.9%減となっております。

一般会計の主な財源は、町税43億2千841万5千円、構成比44.3%、地方交付税13億円、構成比13.3%、国・県支出金18億3千583万円、構成比18.8%、町債10億6千620万1千円、構成比10.9%などです。

このほか、お手元に一般会計予算等の概要を配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

平成25年度の一般会計予算案、97億6千162万4千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案、66億9千573万6千円を地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

その他の議案の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号、大津町公共下水道根幹施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてでございますが、大津町浄化センターの改築工事の実績による協定金額の変更でございます。

議案第1号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第

2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますが、組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号から議案第13号、議案第15号から議案第17号及び議案第24号から議案第26号の9議案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、関連法律が改正されることにより、従来、国が政令、省令などにより、一律の基準を定めていたものを義務付け・枠付けの見直しにより、自治体の条例に委ね、自治体の条例制定権が拡大されたため、今回、条例の制定及び条例の改正をしようとするものです。

次に、議案第14号、大津町新型インフルエンザ等対策本部設置に関する条例の制定についてでございますが、新型インフルエンザ等の対策特別措置法の規定に基づき、大津町新型インフルエンザ等対策本部を設置することに伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第18号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、「大津町学校運営協議会」を設置することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第19号、大津町立学校設置条例の一部を改正する条例について及び議案第20号、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、大津町立美咲野小学校を開校するとともに、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第21号、大津町若草児童学園条例の一部を改正する条例についてでございますが、児童福祉法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第22号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、美咲野小学校校区学童保育施設の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第23号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第27号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例を廃止する条例についてでございますが、平成22年度住民生活に光を注ぐ交付金を財源により設立した本基金での事業は、平成24年度をもって終了することに伴い、条例を廃止しようとするものです。

次に、議案第28号、大津町若草児童学園及び大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定についてでございますが、大津町若草児童学園及び大津町楽善ふれあいプラザの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定しようとするものです。指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第29号、町道の路線認定についてでございますが、県道瀬田熊本線の整備に伴い、町道の路線認定を行うものです。町道の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議

決を求めるものです。

議案第11号から議案第27号までは、条例の制定、一部改正及び廃止ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして、それぞれ詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで、施策方針及び提案理由の説明を終わります。

誠にありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。10時50分から再開いたします。

午前10時40分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は議案第1号から議案第10号まで、議案第11号から議案第29号まで、議案第30号から議案第37号までに分けて説明を求めます。

土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） おはようございます。

議案第1号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について説明いたします。

議案集の1ページをお願いいたします。大津町浄化センター等の建設工事委託につきまして、2ページに記載しておりますような内容で基本協定の一部を変更する協定を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

変更する協定の内容を説明いたします。2ページをお願いいたします。基本協定の目的と工事場所に変更前と同じです。元協定金額は8億8千130万円で、変更協定金額は7億1千977万円となりますので、1億6千153万円の減額になります。4番の協定期間、5番の協定の相手方、6番の契約の方法につきましても変更前と同じになります。

次に、議案の説明資料集に基づきまして説明いたします。1ページをお開き願いたいと思います。工事の一覧表になります。建設工事の工事内容、施工年度、当初の工事費と変更後の工事費及び差額、3年間の協定金額の変更を記載しております。一覧表の右には変更理由を記載しておりますが、まとめますと、入札に伴う落札率や出来高の変更割合、また汚水流入量の減による施設規模の縮小、さらに消化ガス発電の導入計画に伴う計画見直しなどによるものです。

2ページをお願いいたします。浄化センターの施設平面図になります。四角で囲われた部分が建設工事を行った部分になります。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、補正予算について説明いたします。

議案第5号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要につきましては、36、37ページになります。あわせてご覧いただきたいと思っております。

今回の補正は、負担金及び使用料の増額、経済対策に伴う事業費の前倒しなどが主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千814万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり15億3千626万3千円とするものです。第2条繰越明許費は第2表で、第3条地方債の追加は第3表で説明いたします。

4ページをお願いします。第2表繰越明許費の中で、浄化センター等改築工事業務委託については、沈砂池の建設工事が低入札により無効、再広告をして入札を行い、再び低入札になり、低入札調査を実施して契約しましたが、一連の事務に時間を要したため、すべての関連する工事の着手に影響を与え、工期内の完成が見込めなくなったため繰り越すものです。

次に、浄化センター等長寿命化調査業務委託につきましては、下水道全体計画及び事業認可変更でミックス事業と発電設備等を追加変更したため、事業内容の確定が遅れ、年度内の完成が見込めないため繰り越すものです。

次に、大津町第2汚水枝線（5106号）他管渠築造工事他については、12月に委託料から工事請負費に組み替え、1月に発注しました新小屋地区の工事が県道埋設のため道路管理者の県と協議したところ、工事期間3月下旬については工事休止、工事時間、夜間工事に指示を受けたため、年度内完成が見込めず繰り越すものです。また、国の経済対策に伴う補正により、前倒し工事となるため年度内の完成が見込めないため繰り越すものです。

5ページをお願いします。第3表地方債補正については、経済対策に伴い事業費を前倒しすることによるものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。最初に12ページの歳出から説明いたします。款1項1目1総務管理費につきましては、人件費及び消費税還付金の額の確定による節27公課費の減額が主なものです。目2事業費につきましては、確定に伴う節13委託料の減額と経済対策に伴い、節15工事請負費を前倒し補正するものです。目4下水道事業基金費は、確定により積立金を増額するものです。

13ページをお願いいたします。目2利子につきましては、長期債利子の確定により減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。9ページをお願いいたします。款1項1目1負担金の増額は、アパート建設などの負担金の納付が増加したことによるものです。款2項1目1使用料の増額は、美咲野団地などの企業団徴収分が増加したことと、中核工業団地内の使用料の増によるものです。款2項2目1手数料の増額は、確定見込みにより増額するものです。款3項1目1公共下水道国庫補助金の増額は、経済対策に伴う事業の前倒しによるものです。款4項1目1一般会計繰入金は、負担金及び使用料が増額したことと、事業費の確定により減額するものです。款7項1目1公共下水道事業債

は、先ほど地方債の補正で説明したとおり、経済対策に伴う事業費の前倒しにより増額するものです。款8項1目1利子及び配当金は基金利子の確定によるものです。

続きまして、議案第7号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については40ページになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ532万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり1億4千126万3千円とするものです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。最初に、9ページの歳出から説明いたします。款1項1目1総務管理費は、人件費の額の確定見込みによる減額と、節19負担金、補助金及び交付金については、水洗化の接続見込みにより減額するものです。目2農業集落排水事業費は、財源を組み替えるものです。目3維持管理費は、額の確定見込みにより減額するものです。この内、節11需要費の内、光熱水費は電気代などが当初見込みより少なかったことにより減額するものです。

10ページをお願いいたします。目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金及び基金利子の確定により減額するものです。款2項1目2利子は、長期債利子の確定により減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。9ページをお願いします。款1項1目1農業集落排水事業分担当金は、受益者分担金の見込みより増額するものです。款2項1目1使用料は、浄化センターへの接続利用が増加したことにより増額するものです。款4項1目1一般会計繰入金は分担金及び使用料の増額、維持管理費などの確定見込み等により減額するものです。

8ページをお願いします。款6項3目1雑入は、消費税還付金の確定により減額です。款7項1目1利子及び配当金は、農業集落排水事業基金の利子の増額になります。

続きまして、議案第9号、平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については42ページになります。今回の補正は、使用料収入の増額と申請による職員手当等の補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。2条で当初予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について収入を600万円増額し、支出を1万4千円減額補正するものです。

2ページをお願いします。第3条で議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を1万4千円減額するものです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明します。1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収入では、款1項1目1給水収益を600万円増額するものです。これは当初予算では、契約水量を日量3千300トンと見込んでおりましたが、実績の平均で日量3千660トンとなり、日量で360トン増加しているためです。

2ページをお願いいたします。支出では、款1項1目3総係費を1万円減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。議案第2号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第8号）について補正予算書によりご説明いたします。あわせて別冊の補正予算の概要をご参照ください。

今回の補正の主なものは、国の経済対策による補正予算に伴う社会資本整備総合交付金事業と土地改良事業関連です。そのほかは、各事業に伴う不用額の増減等であります。

主なものについてご説明させていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億7千474万5千円を増額し、予算の総額を123億9千472万8千円とするものです。第2条で新たに繰越明許費を設定し、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正を記載のとおりとしています。

8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。款8土木費項2道路橋梁費の町道岩坂南2号線他の道路改良事業及び款11の災害復旧費以外は、いずれも国の経済対策の補正予算に伴うものです。款2総務費は、美咲野小学校通学路の防犯灯設置工事です。款3民生費は、老人福祉センターの太陽光発電設備の設置及び介護予防事業用のマイクロバスの購入です。款6農林水産業費の農業水利施設合理化事業負担金は、上井手、下井手ゲートなどの改修と国営菊池台地の負担金は、水管理制御システム改修の負担金です。款8土木費です。項2道路橋梁費の道路ストック総点検事業は、路面調査や舗装の補修工事です。町道岩坂南2号線道路改良事業から町道灰塚室線道路改良事業までは、用地交渉や埋設物の移設に相当な時間を要したことなどによるものです。項3都市計画費の社会資本整備総合交付金事業は、都市計画道路駅前楽善線他の道路の整備などです。項4住宅費は、鍛冶の上団地、西鶴団地の屋根外壁改修と立石団地集会場の建築です。款9消防費は、積載車、小型動力ポンプ、資機材搭載車の購入です。款10教育費は、生涯学習センター、大津地区公民館分館、町民交流施設オークスプラザ、大津町運動公園に太陽光発電システムを整備するものです。款11災害復旧費は、いずれも九州北部豪雨災害に係る復旧事業関係であります。繰越額は記載のとおりといたしております。

10ページをお願いいたします。第3表債務負担行為の補正です。追加の楽善ふれあいプラザ指定管理委託は、期間を3年間としております。変更の大水害対策緊急資金利子補給事業は、貸付の実行が平成25年の1月となり、本年度予定の利子補給が翌年度以降に延びたものです。

11ページをお願いいたします。第4表地方債の追加です。国の経済対策に伴うもので、町負担分を補正予算債により手当てしているものです。元利償還に要する費用は、100%交付税の基準財政需要額に算入されます。18. 道路整備事業は、道路ストック総点検事業となります。19. 県道負担金は、県道熊本大津線の整備です。20. 都市再生整備計画事業は、社会資本整備総合交付金事業による駅前楽善線他の工事関係です。21. 一般公共事業は、県営迫井手地区圃場整備事業と上井手・下井手地区県営灌漑排水事業の負担金です。22. 農業水利施設保全合理化事業は、上井手・下井手のゲートなどの改修の負担金です。23. 国営菊池台地農業水利施設保全事業は、水管理制御システムの更新です。24. 町営住宅整備事業は、鍛冶の上住宅と西鶴住宅の屋根外壁改修事業です。

12ページをお願いいたします。変更分です。各事業の確定に伴う額の変更に伴うものです。各事業の起債の方法、利率償還につきましては補正前と同様となります。1の臨時財政対策債は1億4千926万3千円の増額となっております。2の町道整備事業から17の災害復旧事業債までは事業の確定見込みによるものです。

先に歳出からご説明いたします。36ページをお開きをお願いいたします。款2項1目1一般管理費です。節3職員手当等の退職手当が退職予定者が増えたことにより増額となっております。

37ページをお願いいたします。節8の報償費は世帯数の増加です。

38ページをお願いいたします。目2人事秘書費、節19の6地方公務員災害補償基金特別負担金は、東日本大震災に係る給付金分であります。

43ページをお願いいたします。目11地域づくり推進費の節1報酬及び節9旅費の費用弁償は、まちおこし大学運営委員会の公募委員数の増であります。目13財政調整等基金費は、財政調整基金に5千26万2千円を積み立てるものです。

45ページをお願いいたします。目15社会資本整備総合交付金事業は、美咲野小学校通学路の防犯灯設置工事です。経済対策による追加が求められましたので、当初計画事業の執行残を減額いたしまして、追加分を増額補正するものであります。

以下、社会資本整備総合交付金事業に係る補正は、すべて国の経済対策によるものであります。

50ページをお願いいたします。款3項1目1社会福祉総務費です。節28国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金は、いずれも給付費等の実績見込みによるものであります。

51ページをお願いいたします。目2障害者福祉費です。節20の扶助費は実績見込みに伴うものです。

52ページをお願いいたします。目4老人福祉費の節20高齢者外出支援事業も利用者の増加によるものです。

56ページをお願いいたします。目10の社会資本整備総合交付金事業費は、老人福祉センターの太陽光発電設備の設置と老朽化した介護予防事業用マイクロバスの買換えです。

57ページをお願いいたします。項2目1児童福祉総務費です。

58ページの節18の美咲野小学校校区学童保育施設備品は、机や給湯器の購入を行うものです。節23償還金利子及び割引料は、それぞれの事業の確定に伴う補助金返還金です。目2児童措置費、節20の扶助費、子ども手当は、制度の変更とそれぞれの対象児童の実績見込みによる減額です。

59ページをお願いいたします。目3大津保育園費です。

60ページの節18の園児用ロッカー他の備品購入は、園児の増加によるものです。目5保育所運営費は、私立保育所の児童数の実績見込みによる増額です。

61ページをお願いいたします。款4項1目1保健衛生総務費です。節13委託料は、妊婦健診受診者の増加によるものです。

63ページをお願いいたします。目4健康増進費の節13委託料です。これも各種健診の受診者の増加によるものです。

65ページをお願いします。項2目1清掃総務費の節19の1. 菊池環境保全組合負担金は、負担金額の確定です。

66ページをお願いいたします。款6項1目3農業振興費です。節19の4. 水田地域営農体制整備支援事業補助金は、農政局直轄事業への変更及び入札残によるものです。

67ページをお願いします。目6農地費です。節19の5. 農業水利施設保全合理化事業負担金と6. 上井手・下井手地区県営かんがい排水事業負担金は、いずれも国の経済対策を受けて上井手・下井手などのゲートなどを改修するものです。目7圃場整備費です。

68ページをお願いします。節19の負担金です。1の県営事業負担金から5の国営造成管理体制整備促進事業負担金まで、いずれも負担金額の確定であります。7. 県営事業負担金は、迫井手地区圃場整備の幹線道路などの整備であります。8. 国営菊池台地農業水利施設保全事業負担金は、水管理システムの更新です。国の経済対策に伴い事業を前倒しするものです。

69ページをお願いします。目9農業集落排水特別会計繰出金は、使用料と負担金の収納増に伴うものです。

76ページをお願いいたします。款8項2目2道路維持費は、国の経済対策による道路ストック総点検事業で、路面調査の委託と舗装の補修工事です。目3道路新設改良費です。

77ページをお願いいたします。節19県道負担金の増は、瀬田熊本線、熊本大津線他の事業費の変更です。項3目1都市計画総務費です。

78ページをお願いいたします。節19の2. 県道負担金は、西鶴中井迫線の事業費の変更です。目3公共下水道特別会計繰出金は、使用料と負担金の収納増に伴う減額であります。

79ページをお願いいたします。目5社会資本整備総合交付金事業は、駅前楽善線、門出2号線の道路改良や肥後大津駅前広場の設計業務等が主な事業です。

80ページ、81ページをお願いします。項4目2住宅維持費も、国の経済対策を受けて鍛冶の上住宅と西鶴住宅の屋根と外壁を改修するものです。目3の社会資本整備総合交付金事業は、立石団地集会場の整備を前倒しするものです。

83ページをお願いいたします。款9項1目7社会資本整備総合交付金事業は、節18で救助資機材搭載型車両などの購入をするものです。

85ページをお願いいたします。款10項2目1学校管理費です。節11の修繕料は大津小学校のトイレの修理などです。

86ページをお願いいたします。節18の護川小学校特別支援学級備品は、4月に入学が予定されている児童用として会話補助装置などを購入するものです。

87ページをお願いいたします。項3目1学校管理費の節19は、大津中学校女子バレー部の九州大会出場の補助金です。

88ページをお願いします。項4目1幼稚園費です。

89ページをお願いいたします。節18は、園児の児童や老朽化による机・椅子の購入であります。

93ページをお願いいたします。項5目8社会資本整備総合交付金事業は、大津地区公民館分館、

生涯学習センター、オークスプラザに太陽光発電設備を設置するものです。

97ページをお願いいたします。項6目3学校給食費の節18テーブル型食器消毒保管器は、アレルギー食の調理対応で購入するものです。

98ページ、目4社会資本整備総合交付金事業は、運動公園に太陽光発電設備を設置するものです。款11項1目1農業用施設災害復旧費から99ページの項2目1公共土木災害復旧費までは、事業費の確定による減額であります。

100ページをお願いいたします。款12項1公債費です。償還額の確定及び一時借入れの不要によるものです。

101ページをお願いいたします。款13予備費で財源調整をいたしております。

続いて、歳入についてご説明いたします。16ページをお開きをお願いいたします。款1町税です。実績見込みより増額となっております。款7地方消費税交付金、17ページの款9地方特例交付金はいずれも額の確定です。款12項1目6災害復旧費負担金の節1農地災害復旧費負担金は、事業費及び補助率の確定に伴う受益者負担金の減額です。

18ページから20ページの款13使用料及び手数料も実績に伴うものであります。款14項1目1民生費国庫負担金から28ページの款15項3目6教育費委託金までは、それぞれの事業の確定に伴う補助金の増減です。ただし、21ページの土木費国庫補助金は、国の経済対策に伴う補正であります。

30ページをお願いいたします。款18項2目6財政調整基金繰入金は、町税や地方消費税交付金の増額補正等により財源を調整し、減額するものであります。これによりまして平成24年度末の同基金の残額は24億3千万円になる見込みです。

32ページをお願いいたします。款20項4目2雑入で中ほどの災害復旧保険料は、総合交流ターミナル岩戸の里の災害復旧工事に伴う保険金が平成25年度になる見込みのための減額です。

33ページをお願いいたします。款21町債につきましては、先ほど地方債補正のところでご説明したとおりであります。

102ページをお願いいたします。給与費明細書です。特別職の長等の給料の減額は、任期満了に伴う町長の不在期間を実績により減額するものです。その他の特別職の人数と報酬額の減額は、各種委員会におきまして開催すべき事案がなかったことなどにより、開催しなかった委員会等の実績によるものです。

103ページの一般職は、いずれも確定見込みによるものです。退職手当の増額は、退職予定者の増に伴い、退職手当特別負担金が増額となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 説明終わりました。

福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） こんにちは。福祉部長の中尾です。よろしく申し上げます。議案第3号、平成24年度大津町国民健康保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。今回の補正の主なものは、平成24年度の国・県等の交付金等の額の確定及び高額医療共同事業交付金及び拠出金の確定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千46万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3千855万5千円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。説明書の9ページをお開きください。あわせて別冊の補正予算概要34ページから35ページをお願いいたします。款1項1目1一般被保険者国民健康保険税は1千61万円の増額補正をお願いしておりますが、これは一般被保険者数の増加によるものでございます。次のページにまたがっておりますが、目の2の退職被保険者等国民健康保険税は、見込みにより60万円の減額補正でございます。款3項1目2共同事業負担金は、額の確定により173万4千円の減額補正でございます。目3特定健康審査等負担金は、額の決定により94万9千円の増額補正でございます。

11ページをお願いいたします。款4項1県負担金、目1共同事業負担金及び目2の特定健康審査等負担金は、いずれも額の確定により国庫負担金同様の補正額を計上しております。款7項1目1共同事業交付金は、高額療養費共同事業拠出金の交付金で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に対して交付率により交付されるもので、額の確定に伴い678万9千円の減額補正を行っております。目2保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たり30万円から80万円までの高額な医療費に係る交付金で、額の確定に伴い4千42万7千円の減額補正でございます。

12ページをお願いいたします。款9項1目1一般会計繰入金の節1保険基盤安定繰入金は186万6千円を増額し、節4の財政安定化支援事業繰入金は850万7千円の減額でございます。いずれも額の確定によるものでございます。款12項3の雑入で目1の一般被保険者第三者納付金を78万7千円減額し、目2の退職被保険者第三者納付金を25万4千円増額しておりますが、いずれも実績によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。13ページをお願いいたします。あわせて別冊補正予算の概要35ページをご参照願います。款1項1目1一般管理費は、歳出見込みによる補正を計上しております。目2連合会負担金は2千円の増額補正です。これは大変申し訳ありませんが、広報事業負担金の計算ミスによる不足額を計上したものでございます。

14ページをお願いします。款2項1目2退職被保険者療養給付費は見込み増により2千万円増額補正しております。目4の退職被保険者等療養費及び目5の審査支払手数料についても、見込み増によりそれぞれ30万円の補正増を行っております。款2項2目1の一般被保険者高額療養費についても、見込み増により500万円の増額補正を行っております。

15ページをお願いします。目2の退職被保険者等高額療養費も見込み増により200万円の補正増を行っております。款4項1目1の前期高齢者納付金は、額の確定により59万1千円の減額でございます。

16ページをお願いします。款5項1目1の老人保健医療費拠出金は239万円の減額ですが、こ

れは前年度の精算に伴うもので、額の確定により全額を減額しております。款7項1目1高額療養費共同事業医療費拠出金も額の確定により721万3千円を減額し、目3の保険財政共同安定化事業拠出金も額の確定に伴い4千305万7千円の減額補正をお願いしております。

17ページをお願いします。款8項1目1特定健康診査等事業費は、特定健診及び人間ドッグ受診の見込み減により400万円の減額補正を計上しております。款8項2目1保健衛生普及費及び目2の鍼灸施術費は、見込みによりそれぞれ減額補正を行っております。

18ページの款12予備費で歳入歳出の調整をしております。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第6号の平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、平成24年度の介護給付費等の実績及び執行見込みに伴うものでございます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1千382万6千円とするものでございます。

歳入について説明をさせていただきます。予算に関する説明書8ページをお開きください。あわせて別冊補正予算書の概要37ページから39ページをご参照ください。款1項1目1第1号被保険者保険料は、それぞれ収納見込み額に伴い、747万円の増額補正を計上しております。款3項1目1介護給付費負担金は485万4千円減額しておりますが、節1の現年度分は補助金内示に伴う国の負担金206万2千円を減額補正しております。節2の過年度分279万2千円の減額は、昨年9月補正のときに県負担金に増額補正すべきだったところを誤って国庫負担金に計上してしまったことによる減額でございます。

9ページをお願いします。款3項2目1調整交付金の326万9千円の減額は、額の確定による減額でございます。目2地域支援事業交付金も額の確定により7万5千円を増額しております。款4項1目1介護給付費交付金は、給付費の見込み増により238万2千円の増額を計上しております。目2地域支援事業支援交付金は、介護予防事業の見込み額により10万1千円の増額を行っております。

10ページをお願いします。款5項1目1介護給付費負担金は、県の交付内示額により節1の現年度分を196万2千円減額しております。節2の過年度分の279万2千円の増額は、先ほど国庫負担金でも説明しましたが、昨年9月での過年度負担金として計上すべきところを誤って国庫負担金に計上しておりましたので、今回、県負担金として計上しております。款5項2目1地域支援事業交付金は、見込みにより3万8千円増額しております。款6項1目1介護給付費繰入金は、介護給付費に対する町の負担分で、介護給付費の増加に伴い338万7千円を計上しております。目2地域支援事業支援交付金は、介護予防事業費の増加に伴い3万7千円増額補正を行っております。

次のページをお願いします。目3その他一般会計繰入金は、見込みにより減額を行っております。款7項1目1利子及び配当金6千円の増は、介護給付費準備基金の利子でございます。款9項2目1雑入4万6千円の増は、介護認定資料のコピー代で実績により増額しております。目2の被保険者第

三者納付金の212万1千円の増額は、第三者行為損害賠償金額の確定により計上したものです。

12ページをお願いします。款9項3目1介護予防サービス計画費収入の63万4千円の減額は、要支援認定者の減少に伴う年間見込み計画費の減額補正でございます。

次に、歳出について説明いたします。13ページをお願いします。あわせて補正予算の概要は39ページからご参照ください。款1項1目1一般管理費ですが、節13委託料で10万7千円の増額補正は、第三者損害賠償に伴う事務委託費でございます。項3目1介護認定審査会費の節13委託料で33万1千円の増額ですが、これは法改正により、認定ソフト2009導入に伴うシステム改修費36万9千円の増と、介護認定支援システム改修委託の入札残を差し引いた額を計上しております。

ページがまたがっておりますが、款2項1目1介護サービス等諸費の2千770万円の増額は、当初見込みに対しまして、居宅サービス給付費を8千700万円、地域密着型サービス給付費を530万円、サービス計画給付費を500万円それぞれ増額しておりますが、施設サービス給付費の6千800万円、福祉用具購入品を30万円、住宅改修費を40万円、特定入所者サービス費を90万円それぞれ減額しております。差し引き2千770万円の補正増をお願いしております。なお、施設サービス給付費の6千800万円の減額は、介護療養型施設の利用の減少が主な理由となっております。款2項2目1その他諸費は、国保連合会への委託件数増による審査支払手数料の増額補正でございます。項3目1高額介護サービス等費、節19の負担金で100万円の減額ですが、見込みによる減額でございます。

15ページをお願いします。項4目1高額医療合算介護サービス等費、節19負担金補助及び交付金で20万円の増額は見込みによる増額でございます。款3項1目1介護予防事業費、節13の委託料の67万5千円の増額は、生活管理指導員派遣事業委託の利用者増による136万4千円の増額から入札残を差し引いた額を計上しております。款3項1目2包括的支援事業費は、それぞれ支出見込みにより83万円の減額補正をしております。主なものは、節7賃金で57万7千円の減額です。ケアマネージャーの退職による減額になります。

次のページをお願いします。節11需要費で3万円の増額補正を行っておりますが、これは節19の研修会負担金3万円を組み替えたもので、研修会負担金が認知症施策総合推進事業の補助対象経費と認められないということによるものです。節13委託料で6万9千円の減額です。法改正により、認定ソフト2009導入に伴うシステム改修委託料14万7千円を増額しております。入札残を差し引きして計上しております。節18の備品購入費の7万1千円の減額は、認知症施策総合推進事業関連備品の入札残でございます。目3任意事業費で102万9千円の減額です。主なものは、節8報償費で16万8千円の減額ですが、これは介護保険給付費適正化事業で毎月行っております適正ケア会議の講師謝礼でございます。会議開催の減により減額でございます。節13委託料で80万9千円の減額ですが、食の自立支援事業分及びほっとライン体制整備事業分の見込みによる減額補正でございます。節18備品購入費で5万2千円の減額は、老人福祉センターに設置しました業務用冷蔵庫購入の入札残でございます。

17ページをお願いします。款4項1目1節25の積立金は、介護給付費準備基金積立金でござい

ます。款6項1目1予備費で歳入歳出の調整をしております。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第8号の平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。今回の補正は、平成24年度の保険料収納見込み、広域連合受託事業収入の額の確定及び歳出見込み等に伴うものでございます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。予算書1ページをお願いします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千512万5千円とするものでございます。

歳入から説明をさせていただきます。説明書の7ページをお開きください。あわせて別冊の補正予算の概要は41ページをご参照願います。款1項1後期高齢者医療保険料の各節の補正につきましては、それぞれの収納見込み額により計上しております。款4項1目1事務費繰入金38万円の減額は、歳出見込みの補正減に伴うものでございます。目3保険事業等繰入金の3万円の減額は、人間ドッグ受診の見込み減によるものでございます。

次のページをお願いします。款6項4目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、後期高齢者の健康審査の受託に伴うもので、当初広域連合において健診予定者を525人、15.03%で見込んでありましたが、実際の健康診査受診者が400人程度の見込みのため120万5千円の減額を計上しております。款5目3雑入の4万5千円の減額は、人間ドッグ受診の見込み減によるものです。

次に、歳出について説明をさせていただきます。9ページをお願いいたします。款1項1目1一般管理費、節12は、郵便代の歳出見込みによる減額です。項2目1徴収費、節12も郵便代歳出見込みによる減額です。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19の1は、町が徴収しました保険料を広域連合に納めるもので、広域連合において賦課され算出された額の確定通知に基づき200万1千円の減額を計上しております。2の滞納繰越分につきましては、滞納分の保険料収入増によるものでございます。

10ページをお願いします。款3項1目1健康診査費は、それぞれ歳出見込みによる減額補正ですが、主なものは、節13委託料で後期高齢者の健康診査の委託費91万円の減額になります。健診受診者の減に伴うものでございます。款5項1予備費で歳入歳出を調整しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） こんにちは。議案第4号、平成24年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書になります。議案集は5ページをお願いします。補正予算書の概要は36ページになります。予算書の1ページをお願いします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347万3千円とするものです。

説明書の7ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。款2項1目1の財産収入でござ

いますが、県との分収林契約に基づく分収金4万9千円の増及び立木売払収入の座取りを減としております。

次に、8ページをお願いします。歳出でございます。款2項1目1の予備費で4万8千円の増額で、財源調整としております。

以上、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） こんにちは。議案第10号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。議案集は11ページから12ページになります。説明資料集は3ページからになります。この案件につきましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である本組合の益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合が平成25年3月31日をもって解散し、同日限りで本組合から脱退するため、規約の一部変更をお願いするものです。

説明資料集の3ページから5ページをお願いいたします。新旧対照表の改正前の別表第1、別表第2の第3条第1号に関する事務及び別表第2の第3条第9号に関する事務の表中の下線の記載を削り、改正後の表中の記載のとおり改めるものです。

議案集の12ページをお願いいたします。附則で、この規約は平成25年4月1日から施行するとしております。

なお、構成市町村の同文議決案件でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

しばらく休憩します。

午後は1時より再開します。

午前11時51分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第11号から議案第29号までの説明を求めます。福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 議案第11号、議案集の13ページ、14ページをお願いしたいと思います。それから説明資料集につきましては6ページからになります。

今回、同じような条例を3本一緒にさせていただいておりますが、少しずつ内容が違っておりますので、3つで説明をさせていただきたいと思っております。特に、今回の条例制定の背景でございますが、平成23年に地方自治体の自主性を強化するために地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、その法律に関連し、介護保健法が改定されました。介護サービスの中でもともと市町村の管轄であった地域密着型サービス及び地域密着型介護

予防サービスに関することは条例で定めることとされたことによりまして、今回3条例を提案させていただきます。

地域密着型サービスにつきましては、介護1から介護5までの要介護者を対象とするサービスでございます。地域密着型介護予防サービスにつきましては、要支援1、2を、要支援者を対象にするサービスでございます。

介護サービスにつきましては、当然介護サービス事業所が行うわけですが、その事業所の指定及び事業の運営等につきまして、介護保健法または介護保健法施行規則でこと細かく規定されておりますが、ここで改めて条例で制定するものでございます。

議案第11号の部分になりますけれども、条例制定の目的でございますけれども、法第78条の2第1項及び第4項並びに第115条の12第2項の規定により、指定地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を定めることを目的とするものでございます。

なお、条例の制定にあたりましては、法第78条の2第5項及び第115条の12第3項の規定により、介護保健法施行規則第131条の10の2及び第140条の27の2に定める基準にしたがい、定めるものでございます。

条例における基本的事項でございますが、第1条でこの条例の趣旨をうたっております。指定密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めることを趣旨としております。

第2条では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を定めております。法第78条の2第1項に規定する条例で定める入所定員を29人以下と規定しております。

第3条では、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を定めております。条例で定める資格を法人と規定しております。また、第2項で法人の役員につきまして、大津町暴力団排除条例に規定する暴力団員であってはならないことを規定しております。

附則で、この条例の施行期日を規定しており、平成25年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案集の15ページ、説明集の8ページをお願いします。

議案第12号、大津町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明をいたします。

条例制定の背景につきましては、先ほど説明しております条例と同じでございますので省かせていただきます。

条例制定の目的につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを目的とするものでございます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める基準にしたがって、標準とし、または参酌し定めるものでございます。

条例における基本的事項につきましては、最初に、本条例は省令を参酌し検討した結果、ほとんどを省令と同様に内容として定めております。ただし、相違する点がありまして、各サービスごとに記

録の整備における条項、その保存期間について、省令では「2年間保存しなければならない」と定められておりますが、事業者が不適切な介護給付費の給付を受けた場合の介護報酬の返還請求の消滅時効は、地方自治法により5年と定めているため、記録などの保存期間は5年としております。

それでは、順次、ご説明をさせていただきます。議案説明集のほうでの説明にかえさせていただきます。8ページのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

第1章は、総則でございまして、第1条から第3条まででございます。本条例の趣旨としまして介護保健法第78条の4第1項及び第2項に規定する地域密着型サービスの基準に関し必要な事項を定め、定義では用語の意義を、また一般原則では指定地域密着型サービス事業者がサービスを提供する上での一般原則を定めております。省令の基準を参酌し検討した結果、実施する場合の基準としまして適切であると判断し、省令と同一の基準を定めるものでございます。

第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を定めるもので、第4条から44条までございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期的な巡回または随時通報によりその者の居宅を訪問し、居宅において生活を送ることができるようにするための介護などの援助を行い、心身の機能の維持回復を目指すものであり、医療と介護の連携強化、単身、重度の要介護者等に対応できるように平成24年に導入されましたサービスでございます。

現在、大津町には該当するサービス事業所はありませんが、省令の基準を参酌し検討した結果、実施する場合の基準として適切であると判断し、省令と同一の基準を定めるものでございます。

第3章は、夜間対応型訪問介護の基準を定めたもので、第45条から第59条まででございます。夜間対応型訪問介護につきましては、夜間において定期的な巡回または随時通報によりその者の居宅を訪問し、夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでございます。

現在、大津町に該当するサービス事業所はありませんが、省令の基準を参酌し検討した結果、実施する場合の基準として適切であると判断し、省令と同一の基準を定めるものでございます。

第4章は、認知症対応型通所介護の基準を定めたもので、第60条から第80条まででございます。認知症対応型通所介護事業所は、対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であり一般の通所介護とは異なります。

現在、大津町には2事業所があります。省令の基準を参酌し、検討した結果、実施する場合の基準としまして適切であると判断し、省令と同一の基準を定めるものでございます。

第5章は、小規模多機能型居宅介護の基準を定めたもので、第81条から第108条まででございます。小規模多機能型居宅介護につきましては、通いを中心として利用者の希望に応じて随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することによりまして、利用者の居宅における生活の継続を支援するものでございます。

現在、大津町では1事業所あります。先ほど言いましたように、省令と同一基準を定めるものでございます。

第6章は、認知症対応型共同生活介護の基準を定めたもので、第109条から第128条まででござ

ございます。認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境での生活を継続できるように目指すものでございます。

現在、大津町には3事業所あります。省令と同一の基準で定めるものでございます。

第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護の基準を定めたもので、第129条から第149条まででございます。地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づきまして、介護その他日常生活の世話等を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を育むことができるよう支援するものでございます。

現在、大津町には該当するサービス事業所はありませんが、省令と同一の基準を定めるものでございます。

第8章につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準を定めたもので、第150条から第189条まででございます。地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護は、地域密着型施設サービスの計画に基づき、入所者が自立した日常生活を育むことができるようにすることを目的とするもので、ユニット型は入居者の居室及び少人数の家庭的な雰囲気与生活できる共同生活室で一体的に構成される場所、ユニットにおいて日常生活の支援を規定するものでございます。

現在、大津町に該当するサービス事業所はありませんが、省令と同一の基準を定めるものでございます。

第9章、複合型サービスの基準を定めたもので、第190条から第202条まででございます。複合型サービスにつきましては、小規模多機能型居宅介護と訪問介護などを組み合わせて通所、訪問、短期間の宿泊で介護や医療、看護のケアを提供し、心身の機能の維持回復を目指すもので、医療と介護の連携強化、単身、重度の要介護者に対応できるよう平成24年に導入されたサービスでございます。

現在、大津町に該当するサービス事業所はありませんが、省令と同一の基準を定めるものでございます。

なお、第2章から第9章までそれぞれ記録の整備における保存期間につきまして、記録などの保存期間は5年としております。

附則では、この条例の施行期日と経過措置を規定しておりますが、施行期日は平成25年4月1日でございます。

続きまして、議案集の147ページ、説明集12ページをお願いします。

議案第13号の大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明をさせていただきます。

条例の制定の背景につきましては、前の二つの条例と同じでございますので、省かせていただきます。

条例制定の目的につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを目的とするものでございます。なお、条例の制定にあたって、指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める基準にしたがい、標準として定めるものでございます。

条例における基本的な事項につきましては、最初に、本条例は省令を参酌し検討した結果、ほとんどを省令と同様の内容として定めております。ただし相違する点がありまして、各サービスごとに、先ほども言いました記録の整備における条項、その他保存期間について省令では2年というふうにしておりますが、地方自治法により5年と定められているための記録などの保存期間を5年としているものでございます。

順次説明をさせていただきます。

第1章の総則では、本条例の趣旨として介護保険法第115条の14第1項及び第2項の規定にする地域密着型介護予防サービスの基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な事項を定め、定義で用語の意義を一般原則で指定地域密着型介護予防サービス事業者がサービスを提供する上での一般原則を定めております。第1条から第3条まででございます。省令と同一の基準を定めるものでございます。

第2章、介護予防認知症対応型通所介護では、介護予防認知症対応型通所介護の基準を定めております。第4条から第42条まででございます。介護予防認知症対応型通所介護は、対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であり、一般の通所介護とは異なります。

現在、大津町には1事業所があります。省令と同一の基準で定めるものでございます。先ほど言いました保存期間につきましては5年としております。

第3章につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護では、介護予防小規模多機能型居宅介護の基準を定めております。第43条から第69条まででございます。介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、通いを中心として利用者の希望に応じて随時訪問や宿泊の組み合わせでサービスを提供することによりまして、利用者の居宅における生活の継続を支援するものでございます。

現在、大津町には1事業所があります。省令と同一の基準で定めるものでございます。

第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護では、介護予防認知症対応型共同生活介護の基準を定めております。第70条から第90条まででございます。介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境での生活を継続できるように目指すものでございます。

現在、大津町には3事業所があります。省令の基準で定めるものでございます。第85条の記録の整備における第2項の保存期間につきましては、先ほど申しましたように、記録などの保存期間として5年としております。

附則では、この条例の施行期日を規定し、施行期日を平成25年4月1日としております。

次に、議案第14号をお願いいたします。議案集204ページから206ページになります。説明資料集15ページをお願いいたします。

今回の条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、対策本部を設置するものであります。

目的としまして、大津町並びに県下全域、近隣市町村におきまして新型インフルエンザが発生した場合、被害軽減及び拡大防止を図るため、全町的な総合対策を実施するために対策本部に関し必要な事項を定め、円滑な運営ができるように条例を設置するものであります。

組織としましては、本部長、副本部長、本部員等の項目をあげております。なお、本部長、副本部長、本部員への該当者につきましては、説明書の下段のほうの対策本部体制図の右側の欄に説明をさせていただきます。

次に、対策本部の所掌事務としましては、そこに書いてあります4点をあげさせていただきます。その他、町のほうの新型インフルエンザに関する条例、要綱としましては、条例としまして町立診療所の設置等に関する条例があります。それから要綱としまして、大津町新型インフルエンザ対策本部設置要綱、それから対策会議設置要綱、新型インフルエンザワクチン接種費助成事業実施要綱が整備されております。今回の提案している条例とあわせまして、新型インフルエンザ対策として対応できればと考えております。

議案集の206ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日または法の施行の日いずれか遅い日から施行するというので、附則のほうでうたっております。

続きまして、議案第21号をお願いしたいと思います。議案集の230ページから231ページをお願いします。それから、説明資料集につきましては、34ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、児童福祉法の一部改正によりまして、障害児施設の体系が改められたこと及び地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の成立により、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

説明資料集の34ページのほうですけども、第1条及び第2条中と、第3条第1項及び第4号中の知的障害児入所施設を福祉型障害児入所施設に改め、第3条第2号中の障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第23号をお願いいたします。議案集は234ページから235ページになります。

今回の条例改正につきましては、先ほども申しました、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の成立により、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

説明資料集は37ページと38ページになります。第2条の表受給資格者の項中第2号と第2条の表一部負担金の項を改めるものでございます。

37ページにつきましては、改正後のほうで新たな法律のほうに改正させていただきます。それから、「の例」というようなことでアンダーラインを引いておりますけども、こちらにつきましてはまだ現在法律が改正中ということで、こういう「の例」という形での改正にさせていただきます。

ます。

それから、38ページの一部負担金につきましては、法律の施行令を入れさせていただいております。それから、第3号で障害児入所医療及び第21条の5の28の規定による肢体不自由児通所医療ということを変更にさせていただいております。

議案集の235ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するというふうなことであります。

それから、議案第28号をお願いいたします。議案集255ページの部分ですが、説明資料は61ページから62ページをお願いいたします。

今回、大津町若草児童学園及び大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定につきまして、議案を提案させていただいております。対象施設につきましては、若草児童学園と楽善ふれあいプラザの2つになります。目的としましてそこに書いておりますけれども、設置目的を「より効率的かつ効果的に達成するために地域等の活力を積極的に活用できる法人に指定管理者として指定することで、事業効果の向上を図るものです」としてあります。

それから、指定管理者につきましては、平成20年4月1日から本年3月31日までの5年間、現在、社会福祉法人秋桜会が指定を受けられております。学園のほうの委託につきましては0円となっております。それから、楽善ふれあいプラザの年間委託料としまして46万5千円を委託料として支払っております。

それから、平成25年以降の指定期間ということで、4月1日から3年間を計画しております。

それから、5番で非公募による指定管理者の選定ということで、そこに理由をあげさせていただいておりますが、平成20年度から5年間の指定管理を受けられたということと、第三者評価において高い評価を、これは熊本県の第三者評価ですけれども、高い評価を受けられている。また、同学園の保護者会からの評価も良好で、適正な管理・運営ができておられる実績があるということになります。

それから、運営方針、職員等の変更があった場合に、利用者に多大な影響を与えるというようなことと、地域福祉座談会等での参加も取り組まれておまして、地域との関係も深く良好な部分となっております。そういう理由で、継続が望ましいと思われるということで記載しております。

それから、楽善ふれあいプラザにつきましては、学園と同一の敷地内にあるということと、保安設備の操作機器が同学園の事務所に設置してあるというようなことで一体的な管理運営が妥当だと考えます。

以上の理由によりまして、指定管理者に管理運営を継続して行わせることが最適であると考え、公募しないものとしたしました。

それから、指定管理者の選定の経過につきましては、そこに書いてありますとおりでございます。指定管理者の選定委員会の設置につきましては、開催期日、1月25日に行っております。内容等につきましては、申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行っております。審査基準につきましては、審査基準に基づき各審査委員における審査という形をしております。審査内容につきましては、そこに書いてありますとおりの項目でやっております。

審査結果につきましては、申請者社会福祉法人秋桜会ということで、若草児童学園のほうでの点数、総得点が535.9点、平均76.6点ということになります。

楽善ふれあいプラザが総得点519.0点、平均74.1点ということになっております。

選定結果を町長のほうに報告する、それから候補者への通知としまして1月31日に行っております。

今回の提案につきましては、先ほども言いましたように、若草児童学園及び楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定ということで提案をさせていただいております。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

次に、経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第15号、大津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてご説明します。

議案集の207ページから条例案を記載しております。説明資料は説明資料集の16ページから記載をしております。

第1条の趣旨についてですが、平成23年の地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関する高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律が改正されました。この改正により、これまで国が定めていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する議事について、国が定める基準を参酌して、地方自治体が条例で定めることとなったため、今回、条例の制定を行うものです。

第2条についてですが、災害等による場合の例外について定めたものです。

第3条についてですが、園路及び広場を設ける場合の基準について定めたものです。第1号で、出入口についての基準を定めております。第2号で通路についての基準を定めております。第3号、第4号で階段、踊り場についての基準を定めております。第5号で傾斜路についての基準を定めております。第6号で点字ブロックの設置を定めております。第7号で園路が次条から第11条まで及び法律施行規則第2条第2項の主要な公園施設に接続していることと定めております。

第4条についてですが、屋根付広場を設ける場合の基準について定めてございます。第1号で出入口についての基準を定めております。第2号で車椅子使用者の円滑な利用の広さを定めております。

第5条についてですが、休憩所及び管理事務所を設ける場合の基準について定めたものでございます。第1項第1号で、出入口についての基準を定めております。第1項第2号でカウンターを設ける場合の基準を定めております。第1項第3号で車椅子使用者の円滑な利用の広さを定めております。第1項第4号で、休憩所及び管理事務所ので便所を設ける場合の基準を定めております。第2項で、管理事務所の読み替えを定めております。

第6条についてですが、野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合の基準について定めたものでございます。第1項第1号で、出入口についての基準を定めております。第1項第2号で出入口と野外劇場の車椅子使用者用観覧スペース及び便所との間の経路を構成する通路についての基準を定めておりま

す。第1項第3号で、野外劇場での車椅子使用者観覧スペースの数の基準を定めております。第1項第4号で、野外劇場で便所を設ける場合の基準を定めております。第2項で、車椅子使用者用観覧スペースの基準を定めております。第2項第1号で、車椅子使用者用観覧スペースの広さの基準を定めております。第2項第2号で、車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないことを定めております。第2項第3号で、車椅子使用者の転落防止のための設備を定めております。第3項で、野外音楽堂の準用を定めております。

第7条についてですが、駐車場を設ける場合の基準について定めたものでございます。第1項で車椅子使用者用駐車施設の数を定めております。第2項第1号で、駐車施設の幅の基準を定めております。第2項第2号で、駐車施設の表示を定めております。

第8条から第10条についてですが、便所を設ける場合の基準について定めたものでございます。第8条第1項第1号で、床の表面についての基準を定めております。第8条第1項第2号で、男子用小便器の基準を定めております。第8条第1項第3号で、前号に手すりの設置を定めております。第8条第2項第1号及び第2号で、利用に適した構造を有する便房及び便所の設置を定めております。

第9条第1項第1号で、出入口の基準を定めております。第9条第1項第2号で、車椅子利用者の適正な広さの確保について定めております。第9条第2項第1号で、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないことを定めております。第9条第2項第2号で、出入りに標識を設置することを定めております。第9条第2項第3号、腰掛便座及び手すりを設けることを定めております。第9条第2項第4号、水洗器具を設けることを定めております。第9条第3項で、前項の便房の出入口及び戸の広さを定めております。

第10条で便所及び便房の出入口及び戸の規定は円滑な利用に適した便所に準用し、便房の標識を便所の標識と読み替えることと定めております。

第11条についてですが、水飲場及び手洗場を設ける場合の基準について定めたものでございます。第1項で、水飲場を設ける場合は、高齢者、障害者の円滑な利用に適した構造のものと定めております。第2項で、手洗場について準用すると定めております。

第12条についてですが、掲示板及び標識を設ける場合の基準について定めたものでございます。第1項第1号で、掲示板は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすると定めております。第1項第2号で、掲示板に表示された内容が安易に識別できるものと定めております。第2項で、前項の規定は、標識について準用するものと定めております。

第13条についてですが、特定公園の標識を設ける場合は、園路及び広場の出入口の付近に設けることと定めております。

次に、議案第25号です。議案第25号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明します。

議案集の243ページから条例案を記載しております。説明資料は、説明資料集の48ページからでございます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るため、関係法律の整備に関す

る法律の施行をしようとする都市公園の一部改正等に伴い、都市公園及び公園施設の設置基準等に関する条例等の整備が必要となり、今回は、条例の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に伴い、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の新旧対照表によりまして改正内容を説明いたします。48ページをお願いします。第1条中、都市公園の設置を町が都市公園を設置する場合の設置基準並びに都市公園（第1条の3及び第1条の4を除き、以下「都市公園」という。）の設置を改め、同上の次に、次の5条を加えます。

各条文について説明します。第1条の2及び第1条の3についてですが、設置基準及び一人当たりの敷地面積の標準を定めております。第1条の4についてですが、配置及び規模の基準について定めております。第2号で、近隣公園についての配置と標準敷地面積を定めております。第3号で、地区公園についての配置と標準敷地面積を定めております。第4号で、総合公園、運動公園、広域公園についての配置を定めております。第2項で、公害または災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園等の配置と敷地面積を定めております。第1条の5についてですが、建築面積の基準を定めております。第1条の6第1項についてですが、運動施設等の建築面積の基準の特例を定めております。第1条の6第2項についてですが、文化財保護等の規定による建築面積の基準の特例を定めております。第1条の6第3項についてですが、屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場等による建築面積の基準の特例を定めております。第1条の6第4項についてですが、仮設公園施設を設ける場合による建築面積の基準の特例を定めております。

ちなみに、大津町の都市公園でございますが、大松山公園、昭和園、かぶとむし公園、大津町運動公園、大津中央公園等でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

次に、土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第16号、大津町道路構造の技術的基準等を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の217ページ、説明資料集については18ページからになります。説明資料集に基づいて説明します。18ページをお願いいたします。

1の趣旨についてですが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」すなわち地域主権改革一括法の施行に伴い、道路法及び高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されました。この改正により、これまで国が法律で定めていた基準について地方自治体が条例で定めることとなったため、国が定める基準を参酌して新たに条例を制定しようとするものです。

2で道路の構造の技術的基準と道路移動円滑化基準については、それぞれ道路構造令、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で、一般的技術基準が定められています。

また、道路の標識の寸法については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定められています。

3の条例の概要ですが、国で定められています基準や寸法を参酌して、これらを基準とするものです。

説明資料集の19ページをお願いいたします。第1条の趣旨ですが、この条例は、町が管理する町道の構造についての技術的基準等を定めるものとしております。条例を制定する根拠及び趣旨を明示したもので、関係法律についての内容をそれぞれ条文ごとに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

20ページをお願いいたします。第2条の町道の構造の技術的基準についてですが、道路法第29条に規定する道路の構造の原則に適合するように幅員、その他道路の構造に関する必要な事項について規則で定めるとしております。この技術的基準ですが、幅員や構造で線形、見通し、勾配、路面、排水施設、交差点または接続、待避所、横断歩道橋、柵などが国の道路構造令で定められていますが、同様の内容を規則で定めるようにしたいと思ひます。

第3条の町道に設ける道路標識の寸法についてですが、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令とする。ただし、特別な必要がある場合は、その寸法の2分の1まで縮小することができるとしております。

21ページをお願いいたします。第4条の立体交差とすることを要しない場合についてですが、道路法施行令第35条第1項及び第3項に掲げるものとするとしております。これは自動車専用道路と町道を交差させる場合は、立体交差となっています。ただし、道路管理者が条例で定める場合は立体交差にしなくてもよいというものです。

22ページをお願いいたします。第5条の移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準についてですが、移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準は、規則で定める。当該基準は、高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならないとしております。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第17号、大津町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について説明いたします。

議案集は220ページ、説明資料集は23ページからになります。説明資料集に基づきまして説明いたします。

23ページをお願いいたします。1の趣旨についてですが、一括法の施行に伴い河川法が改正されました。この改正により、これまで国が法律で定めていた河川管理施設等の技術的基準について、地方公共団体が条例で定めることとなったため、国が定める基準を参酌して、今回新たに条例を制定しようとするものです。

2の河川管理施設等の技術的基準ですが、①河川管理施設等構造令は、河川区域ないで工作物を新築、改築する等の技術的基準を定めたものです。②の準用河川とは、国土交通大臣や都道府県知事が管理する河川には該当しない小規模な河川のうち、公共性や重要性の観点から、市町村長が指定し管理する河川で、2級河川に関する規定を準用する河川になります。現在、大津町が指定している準用河川は、大谷川、高良川、桜川、古荘谷川の4河川になります。

3の条例の概要ですが、国で定めています技術的基準の河川管理施設等構造令を参酌して、これらを基準としようとするものです。この河川管理施設等構造令は、ダムや堤防などの構造について、河川管理上必要とされる一般的技術基準を定めたものになります。

24ページをお願いいたします。第1条の趣旨ですが、この条例は、町が管理する準用河川の構造の技術的基準を定めるものとするとしております。条例を制定する根拠及び趣旨を明示したもので、関係法律についての内容を記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

第2条の定義ですが、この条例において使用する用語は、法及び河川管理施設等構造令において使用する用語の例によるとしております。

第3条の河川管理施設等の構造の技術的基準ですが、法の規定に基づく河川管理施設または法の許可を受けて設置される工作物の構造の技術的基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、河川状況及び予想される荷重を考慮した安全なものでなければならないとしております。これにつきましては、河川管理施設または許可を受けて設置される工作物のうち、ダムや堤防、その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、河川管理施設等構造令で定める基準を参酌して規則で定めるようにしたいと思っております。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第24号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の236ページ、説明資料集は39ページからになります。なお、私のほうでは都市計画課所管になります町営住宅の整備基準について説明を行いまして、第5条入居者の資格以下の改正につきましては、総務部長のほうで説明してもらいます。

説明資料集の新旧対照表によりまして改正内容を説明いたします。39ページをお願いいたします。地方主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正されました。この改正により、これまで国が法令で定めていた公営住宅の整備基準について条例等の整備が必要となり、今回、条例の改正を行おうとするものです。

最初に、目次の部分ですが、第1章総則の次に、第1章の2町営住宅等の整備基準を加えます。

次に、各条文について説明いたします。第1条中、管理の次に、並びに町営住宅等の整備基準を加えます。

第1章の次に、第1章の2町営住宅の整備基準を加えます。

次に、第2条の3の健全な地域社会の形成、第2条の4の良好な居住環境の確保、第2条の5の費用の縮減への配慮につきましては、町営住宅等の整備にあたって、周辺地域の健全な社会形成、安全、衛生、美観等を考慮した住宅の整備、住宅の耐久性を確保することによる建設及び維持管理費の縮減について定めるものです。

40ページをお願いいたします。第2条の6位置の基準、第2条の7敷地の安全等では、町営住宅の敷地について災害、公害等による居住環境が阻害される土地を避け、日常生活を考慮した住宅敷地の選定及び敷地地形の安全についての基準を定めます。

第2条の8の住棟等の基準では、町営住宅の敷地及び周辺地域の住宅環境を確保するため、住棟の

配置についての基準を定めます。

41ページをお願いいたします。第2条の9、住宅の基準、第2条の10の住戸の基準、42ページの第2条の11の住戸内の各部では、町営住宅に必要とされる性能や住宅の基準、各種設備、移動の利便や安全性について整備基準を規則で定めることとします。

第2条の12の供用部分では、町営住宅の通行に供する共用部分の整備基準について規則で定めることとします。

第2条の13の附帯設備では、町営住宅に必要とされる附帯設備について定めます。

43ページをお願いいたします。第2条の14の児童遊園、第2条の15の集会所、第2条の16の広場及び緑地、第2条の17の通路では、住宅の規模に応じて必要とされる共同施設を整備する場合、配慮すべき基準について定めます。

議案集の242ページにお戻りいただきたいと思います。附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第26号、大津町下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は247ページ、説明資料集は52ページからになります。

地域主権一括法の施行に伴い、下水道法が改正され、これまで国が法令で定めていた公共下水道、流域下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理に関する基準について、条例等の整備が必要となり、国が定める基準を参酌して今回条例の改正を行おうとするものです。

説明資料集の新旧対照表によりまして改正内容を説明します。52ページをお願いいたします。最初に、目次中、第4章行為の許可に改めます。第5章都市下水路の次に、第5章の2公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等を加えます。

第1条中、管理及び使用の次に、並びに施設の構造及び維持管理の基準等を加えます。

53ページをお願いいたします。第16条第2項第1号中、水質汚濁法（昭和45年法律第138号）を水質汚濁防止法に改めます。

第18条第1項中、27号1・4ジオキサン 1リットルにつき0.5mg以下を新たに追加します。これに伴い、27号以下各号を順次1号ずつ繰り下げ、また第1項及び第2項中の関連する各号を改正するものです。27号につきましては、下水道の終末処理場では、処理することが困難な物質であることから、下水道に排除される排水については、排水基準を定める省令における基準値に適合している必要があるため、省令の改正と同様に条例もあわせて改正するものです。

説明資料の55ページをお願いいたします。第5章の次に、第5章の2公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等を加えます。

次に、各条文について説明します。第31条の2、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準について、5項目を指定しております。

56ページをお願いいたします。第31条の3、排水施設の構造の基準について5項目を定めています。

第31条の4、処理施設の構造の基準について2項目を定めております。

57ページをお願いいたします。第31条の5、適用除外について2項目を定めております。

第31条の2から第31条の5までは、公共下水道の施設に関する構造基準等を定めたもので、下水を確実に排除するという下水道本来の機能を確保するため、適切に基準が設けられる必要があることから、今回条例に追加するものです。

続いて、第36条の6、終末処理場の維持管理に関する基準について6項目設定しております。これは下水道の終末処理場は、下水の最終的処理をその機能とし、生物学的処理を行うなど、その維持管理にあたっては常時慎重な配慮が必要なため、今回条例に追加するものです。

58ページをお願いいたします。続いて、第31条の7、都市下水路の構造の基準について定めており、第31条の8、都市下水路の維持管理の基準については2項目設定しております。これについては、都市下水路は、オープンであることが普通であるため、特に維持管理について十分な配慮が必要です。また、構造の基準についても、公共下水道及び流域下水道の構造の基準を一部条例に委任することに伴い、今回、条例に追加するものです。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。また、経過措置として、条例の施行日において既存する施設について適用の除外を定めております。

以上、4議案につきましては、条例の制定及び一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第29号、町道の路線認定について説明いたします。議案集の257ページをお願いいたします。県道瀬田熊本線の道路改良事業として、外牧地区の外牧神社の東から西に向かう路線が、現在バイパス工事として整備されておりますが、このことによりまして、県道であった旧道となる部分を町道として認定し、町で管理していくというものです。

議案集の258ページをお願いいたします。町道の路線認定調書ですが、路線番号は339、路線名は外牧2号線になります。起点は大津町大字外牧字六十刈、終点は大津町大字外牧字霞鶴です。延長や約740メートルになります。

説明資料集の63ページに、今回認定をお願いします路線の場所を赤色の実線で示しております。なお、緑の点線が外牧バイパスの部分になります。町道の認定についての議案ですので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。

2時15分より再開いたします。

午後2時04分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。教育部長・子育て支援課松永高春君。

○教育部長・子育て支援課（松永高春君） こんにちは。議案第18号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の222ページをお願いします。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、大津町学校運営協議会を設置するにあたり、条例の一部を改正するものです。

説明資料の26ページをお願いします。中ほどの学校運営協議会（コミュニティ・スクール）のイメージを参照ください。近年、公立学校には、保護者や地域の皆さんの様々な意見を適格に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。学校運営協議会制度は、これまでの学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入されたものです。大津町教育委員会では、平成23年度から2年間、護川小学校を研究校として文部科学省の委託を受けて研究、実施してきました。

成果として4点。1点目、各行事や学校開放の教育の日などでの来校者が飛躍的に増加。2点目、学校、家庭、地域での共同の行事づくりが実現。3点目、学校通信等での情報発信、戸別訪問、プリントの手渡し等の取り組みで、地域の中に効果的に情報が入っている。4点目、地域と職員との間に信頼関係が育ちつつあり、地域の中の教職員であることを実感している。

課題として3点。1点目、学校が自分たちでできることをしっかりもち、そのことを地域と共有する取り組みがまだ不十分である。もっと学校の自立をとうことでございます。2点目、目指す子ども像の実現のための具体的手立てが明確になっていない。児童の成長への仕組みづくりをしなければいけないということでございます。3点目、コミュニティ・スクールへの保護者の理解を深め、保護者が自立するための働きかけの工夫が必要である。保護者の巻き込みをしなければいけないという3点が課題として報告されております。

27ページをお願いします。今回、同時に、大津町学校運営協議会規則（案）を教育委員会に提案、承認いただき、それに基づき新年度で護川小学校を指定する予定でございます。

28ページをお願いします。新旧対照表の大津町若草児童学園民間移譲先選定委員会委員の下に、今回の大津町学校運営協議会会長と委員の報酬及び費用弁償を記載のとおりとするものです。

戻りまして、議案集の223ページをお願いします。附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしています。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第19号、大津町立学校設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の224ページをお願いします。

今回の改正は、大津町立美咲野小学校の位置について、土地の表示が確定したため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案集の225ページをお願いします。第2条の表中、上段の表を下段の表、美咲野2丁目173番地1に改めるものでございます。

なお、説明資料集の29ページに条例改正の新旧対照表を載せておりますのでご参照ください。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の226ページをお願いします。

今回の改正は、大津町立美咲野小学校を平成25年4月1日付けで開放することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案集の227ページをお願いします。別表1（第2条関係）中、上段の表を下段の表の2段目に、施設の名称を美咲野小学校及び住所、美咲野2丁目1733番地1をそれぞれ追加改めるものです。

議案集の228ページをお願いします。別表3第8条関係中、上段の表を下段の表の下から3段目に施設名、美咲野小学校及び1時間当たりの使用料310円をそれぞれ追加、改めるものでございます。

なお、説明資料集の32、33ページに条例改正の新旧対照表を載せておりますのでご参照ください。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

議案第22号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の232ページをお願いします。

今回の改正は、大津町立美咲野小学校校区学童保育施設の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案集の233ページをお願いします。第2条の表中、護川小学校校区学童保育施設、大津町大字杉水3092番地の次に、美咲野小学校校区学童保育施設、大津町美咲野2丁目1710番地3を加えるものです。

なお、説明資料集の35ページに条例改正の新旧対照表を載せておりますのでご参照ください。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第27号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例を廃止する条例について説明いたします。議案集の253ページをお願いします。

この事業につきましては、平成22年度の住民生活に光をそそぐ交付金を財源により設立した本基金での事業であり、平成23年度から平成24年度までとなっているため、今回条例を廃止しようとするものです。

説明資料の60ページをお願いします。事業の成果として、学校にも教育支援センターにも来ることができない、児童生徒の情報を学校等から受け、学校と連携して家庭訪問することにより、個別ケースへの対応を柔軟に行い、不登校解消へ貢献することができました。

なお、平成25年度は、熊本県緊急雇用創出基金事業で予算計上しているところでございます。

議案集の254ページをお願いします。附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

次に、総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第24号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は236ページから242ページ、説明資料集は39ページから47ページになります。

改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部改正が行われたことに伴いまして、大津町営住宅の条例の一部を改正しようとするものであります。初めに、法律の施行による入居関係の公営住宅法の一部改正の概要を申し上げます。平成23年の地域主権一括法施行によりまして、同居親族の要件の廃止に伴い、老人、身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要があるものについての項目の追加等行う条例改正は、平成23年度に条例の整備を行っているところでありますが、今回の改正につきましては、平成25年3月31日まで経過措置として設けられているものについての条例整備でございます。

住民課所管となります入居収入基準につきましては、公営住宅法第23条で事業主体となります町が条例で定めることとなっております。

まず、入居者収入基準は、本来階層と裁量階層に分かれております。本来階層は、特に居住の安定を図る必要のあるものとして、通常の入居者、対象層であります。次に、裁量階層は、特に居住の安定を図る必要のあるものとして、高齢者や障害者など本来の収入基準を引き上げることができる対象者層であります。それぞれに入居者の収入の下限値と上限値が政令で規制されており、その本来階層の範囲はゼロ円から15万8千円、裁量階層の範囲は15万8千1円から25万9千円と規定されております。

以上のことから、それぞれの階層の収入基準につきまして、引上げ、引下げにつきまして検討いたしました結果、町営住宅入居の応募倍率の上昇や、低所得者への公営住宅の入居機会への影響などを考慮し、入居者の収入基準は現行基準どおりと考えております。

それでは、説明資料によりご説明させていただきますので、説明資料集の43ページをお開き願います。43ページから47ページの改正前で、第5条第1項中、下線の入居者の資格及び金額については、先ほどご説明しましたように、改正後の下線のとおり、公営住宅法第23条に基づき、裁量階層でアからエまで、特に居住の安定を図る必要のあるものとして、高齢者や障害者など条例で定める金額は21万4千円とするものです。

次に、オの本来階層としてのアからエまで掲げる以外の場合の、特に居住の安定を図る必要のあるものについての条例で定める金額は15万8千円とするものです。

次の46ページの第2項については、入居者資格について改正後の下線のとおり改めるものです。

第6条及び第8条中、下線で示しております入居者資格者等について、改正後の下線のとおり改めるものです。

議案集の242ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成25年4月1日から施行する
といたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

次に、議案第30号から議案第37号までの説明を求めます。企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第30号、平成25年度大津町一般会計補正予算についてご説明いた
します。

予算書とあわせまして、別冊の当初予算の概要をご参照ください。まず、予算書の1ページをお開
き願います。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7千162万4千円と定めてい
ます。第2条の債務負担行為の取り扱いから、第5条の歳出予算の流用まで記載のとおりと定めてお
ります。

8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為です。ファイヤーウォール機器借上料は、イン
ターネットからの不正アクセスを防御するものです。サイボウズサーバ機器借上料は、役場内でのファ
イルやスケジュールなどの管理を行うものです。いずれも機器の更新になります。学童保育施設指定
管理は、大津小学校などの学童保育施設の指定管理です。大家畜・養豚特別支援資金利子補給は、畜
産農家の経営改善のための一括借り換えに対し、利子を助成するものです。図書館電算システム借上
料は、図書管理システムの更新です。重要文化財江藤家住宅保存活用計画策定事業は、江藤家の保存
活用について2年かけて計画を策定するものです。

9ページをお願いいたします。第3表地方債です。1、臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補
てんするもので、国の地方財政計画を参考に計上いたしております。2、町道整備事業は、町道八迫
線外の町道整備に伴うものです。3、県道負担金は、県道熊本大津線外の県道改良等に伴うものです。
4、都市再生整備計画事業は、社会資本整備総合交付金事業にかかるものです。5、一般公共事業は、
県営かんがい排水事業負担金などにかかるものです。6、自然災害防止事業は、県営砂防事業の負担
金です。7、農業用施設災害復旧事業は、国庫補助分の災害復旧工事に伴うものです。

歳出から先にご説明いたします。45ページをお願いいたします。款1項1目1議会費です。給与
関係において増額となっております。

47ページをお願いいたします。款2項1目1一般管理費は、節3職員手当等の退職手当が増額で、
退職予定者の増によるものであります。

52ページをお願いします。目5財産管理費は、庁舎の維持管理費や町所有の建物災害共済掛金な
どであります。55ページの節15の庁舎改修工事は、電算室の漏水補修工事を予定いたしてお
ります。

59ページをお願いします。目7電子計算費の節18は、購入後6年を経過いたしました職員の業
務用パソコン33台の更新であります。

64ページをお願いいたします。目12諸費負担金で、空港ライナー負担金を計上いたしてお
ります。1日45便の運行予定です。

乗り合いタクシー運行費補助金は、利用者の増により増額で計上いたしております。

69ページをお願いいたします。項3目1戸籍住民基本台帳費です。71ページの節14で番号札発券機借上料を計上いたしております。住民課の窓口サービスの向上に努めてまいります。

73ページをお願いいたします。項4目3参議院議員通常選挙費は、本年7月28日の任期満了に伴う選挙の執行経費を計上いたしております。

80ページをお願いいたします。款3項1目1社会福祉総務費の節28の国民健康保険特別会計繰出金は、財源不足を補うための法定外の繰り入れを4千万円計上いたしております。介護保険特別会計繰出金は増額で計上いたしております。

82ページをお願いいたします。目2障害者福祉費の節20の障害福祉サービス事業は、利用者の増などにより1億円の増額計上でいたしております。

83ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療費は、広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上いたしております。目4老人福祉費は、84ページの節13委託料で老人保護措置委託が養護老人ホーム入所者の増により増額となっております。

92ページをお願いいたします。項2目1児童福祉総務費の減額は、前年度は美咲野小学校の敷地内に学童保育施設を整備したことによるものです。

93ページの節19放課後児童健全育成事業補助金は、新たにその学童保育施設が整備されたことにより増額となっております。

94ページをお願いいたします。目2児童措置費は、児童手当に係る経費ですが、制度の改正等により減額となっております。

97ページをお願いします。目5保育所運営費は、私立保育園の運営費です。入所児童数により増額となっております。

100ページをお願いします。款4項1目1保健衛生総務費の節19病院群輪番制病院運営事業負担金は、とりまとめが大津町から菊池市へ変わったことにより減額となっております。

101ページの節20の養育医療給付費は、県からの事務の移管で、養育のため入院が必要な未熟児に対しまして、医療の給付を行うものです。目2予防費の節13の予防接種委託です。子宮頸がん等3ワクチンの法定定期接種化に伴い、前年度より5千万円以上の増額となっております。

102ページの節19の予防接種事故救済措置事業負担金は、対象者が障害者年金受給年齢に達することにより負担金が増額となっております。

104ページをお願いいたします。目4健康増進費の節13健診委託費は、ふるさと健診やがん複合検診などの委託です。受診率が上がったことにより増額となっております。

106ページをお願いします。目7こども医療費は、平成24年度医療費の実績見込みに基づいて増額で計上いたしております。

107ページをお願いします。項2目1清掃総務費です。

108ページの節19で負担金の1.菊池環境保全組合負担金は、公債費の減少により減額です。

110ページをお願いします。款6項1目2農業総務費です。災害復旧関係の職員の増により増額

となっております。

114ページをお願いいたします。目3農業費の節19の補助金で14大家畜・養豚特別支援資金
利子補給は、債務負担行為でご説明いたしました畜産農家の経営改善のための利子の助成です。

116ページ、目6農地費をお願いいたします。節19負担金の5. 農地・水保全管理支払交付金
事業地域協議会負担金は、草刈等の農地の保全など地域の実情に応じた活動に対し、補正などを行う
ことにより農村環境の保全を図るものです。目7圃場整備費です。117ページの節19負担金の2.
県営事業負担金は、県との共同施行による迫井手圃場整備地内幹線道路舗装工事の町道負担拡幅分
です。

119ページをお願いします。目9農業集落排水特別会計繰出金です。

121ページをお願いします。項2目1林業総務費の節28、大津町外4ヶ町村共有財産処分事務
受託特別会計繰出金は、同特別会計の財源不足を補うためのものであります。

目2林業振興費です。122ページの節13町有林保育事業委託は、平成22年度からの4年間の町
有林長期施業委託契約に基づくものであります。

125ページをお願いします。款7項1目3観光費です。節13の起業支援型地域雇用創造事業委
託は、県の補助を受けて町の特産品や観光をPRし、観光客の誘致や消費の拡大を図ろうとするもの
です。

126ページの節19補助金の3. 観光協会補助金は、町の観光振興のためコンベンションの誘致
や観光情報の発信を行う観光協会への補助です。4. 地域活性化事業補助金は、社会資本整備総合交
付金事業の補助を受けて、まちづくり交流センター等を利用しましたイベントへの助成です。

127ページをお願いします。目5観光施設費です。ビジターセンターや交流センター、弥護山自
然公園等の施設管理の費用をまとめております。臨時職員賃金は、県の100%補助の緊急雇用創出
事業を活用しています。

134ページをお願いいたします。款8項2目2道路維持費です。節15の工事請負費は、町道真
木上揚線他の補修工事です。

135ページの目3道路新設改良費は、町道八迫線他の継続事業の改良工事や県道改良工事の県道
等負担金などを計上いたしております。

138ページをお願いします。項3目2公園緑地費は、町立公園等の管理費であります。

139ページをお願いします。目3公共下水道費は、公共下水道特別会計繰出金です。目5社会資
本整備総合交付金事業は、駅前楽善ほかの用地費等になります。いずれも国の経済対策による平成2
4年度への前倒しにより減額となっております。

140ページをお願いします。項4目1住宅総務費です。節12役務費、節13委託料で明渡訴訟
関係の予算を計上いたしております。

142ページ、目2住宅維持費です。住宅の改修を国の経済対策により平成24年度へ前倒しいた
しましたので大きく減額となっております。

144ページをお願いします。款9項1目1常備消防費は、菊池広域連合消防本部負担金です。

145ページ、目3消防施設費です。こちらにもポンプ・積載車などを平成24年度へ前倒しいたしましたので減額となっております。

147ページをお願いいたします。目5災害対策費は、節18備品購入費で、災害時に避難所となる小中学校への発電機等の設置を計画いたしております。

149ページをお願いします。款10項1目2事務局費です。節1報酬で非常勤職員が特別支援学級の増などにより増員となっております。

156ページをお願いいたします。項2目2小学校の管理費で節15工事請負費です。大津南小学校音楽室のエアコン設置工事ほかを計上いたしております。

158ページをお願いいたします。項3目1中学校の管理費は、英語指導派遣につきまして、大津北中学校は派遣法により9月からは直接雇用に変更するの予算計上をいたしております。

161ページをお願いいたします。目2教育振興費です。平成25年度は教科書改訂に伴う指導用教材の購入費がありませんので減額となっております。

162ページをお願いいたします。項4目1幼稚園費です。節1報酬は、支援を要する園児の入園などにより非常勤職員が増えております。

165ページをお願いいたします。項5目1社会教育総務費です。167ページの節19の補助金で3. 地域生涯学習施設等改修補助金は、下猿渡区の公民館の下水道接続に伴うトイレ改修を計上いたしております。

169ページをお願いします。目3生涯学習センター費です。170ページの節15で楽屋とりハーサル室のエアコンの改修工事を計上いたしております。

171ページをお願いします。目4文化振興費の減額は、迫井手地区の圃場整備に伴う埋蔵文化財の調査報告書作成業務委託の減額が主であります。

173ページをお願いします。目5文化施設運営費です。歴史文化伝承館と文化財学習センターの維持管理にかかる経費です。

174ページをお願いいたします。目6生涯学習施設運営費です。町民交流施設、矢護川コミュニティセンター及び野外活動等研修センターの維持管理にかかる経費を計上いたしております。節15は、矢護川コミュニティセンターのグラウンドナイターの照明関係の補修工事を計上いたしております。

176ページ、目7図書館運営費です。178ページになりますが、節18の図書備品費は、前年同額を計上いたしております。

179ページをお願いします。項6目1保健体育総務費です。職員給与関係の1名分と県民体育祭の負担金が減額となっております。

181ページをお願いします。目2体育施設費は、総合体育館や運動公園などの体育施設の管理費です。

186ページをお願いします。目3学校給食費です。節15でトイレ等の改修工事費を計上いたしております。款11項1目1農業用施設災害復旧費は、白川、矢護川等の護岸崩壊に伴う農地の復旧

工事などです。

190ページをお願いします。款12公債費です。元金につきましては、臨時財政対策債等の増により、増額となっております。利子につきましては、長期債の利率の見直しや年度内借り入れ予定額の減により減額となっております。款13予備費です。1億4千933万4千円を計上いたしております。

次に、歳入をご説明いたします。

13ページをお開きをお願いいたします。款1項1町民税、目1個人町民税は、納税義務者の増を見込んで増額で計上いたしております。目2法人町民税につきましては、前年度の実績と税制改正等を考慮いたしまして、前年度同額で計上いたしております。項2目1固定資産税です。家屋は新築の増が見込めるものの土地評価の下落、償却資産の減額を見込んで全体では減額で計上いたしております。

14ページ、15ページをお願いいたします。項3軽自動車税、項4町たばこ税、項6入湯税は、実績を参考に計上いたしております。款2項1目1地方揮発油譲与税から18ページの款8自動車取得税交付金までは、いずれも国の地方財政計画と前年度の実績を参考に計上いたしております。款9地方特例交付金は、住宅取得控除に伴う町民税の減収補てん分の交付です。款10地方交付税は、国の地方財政計画等により推計いたして計上しております。

19ページをお願いします。款11交通安全対策特別交付金は、実績見込みにより計上しております。款12分担金及び負担金、目1総務費負担金は職員2名分であります。目2民生費負担金、節1児童福祉費負担金は、保育所の児童数の増加により増額となっております。

20ページをお願いします。目3衛生費負担金の養育医療費保護者負担金は、県から移管された事務の養育医療給付費に係る保護者の負担金です。目6災害復旧費負担金は、農地災害の受益者負担金です。

21ページをお願いします。款13項1目4土木使用料は、運動公園の使用料などがあります。

23ページをお願いします。款13項2目1総務手数料は、各種証明手数料でございます。

25ページをお願いします。款13項3目1証紙収入のごみ収集運搬手数料は、ごみ袋等の売り上げを実績見込みにより計上いたしております。款14項1目1民生費国庫負担金の節1児童福祉費負担金は、保育所の児童数の増により増額で計上しております。節2児童措置費負担金は、児童手当負担金ですが、制度の改正などにより約4千500万円の減額で計上いたしております。節4障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費等負担金は、利用者の増により増額です。

26ページをお願いします。目2衛生費国庫負担金の療育医療費は、県からの事務の委譲によるものであります。

27ページをお願いします。項2目3土木費国庫補助金です。節2の都市計画費補助金は、社会資本整備総合交付金の平成24年度への前倒しにより減額となっております。項3目1総務費委託金は、7月に任期満了を迎える参議院議員選挙の委託金を計上いたしております。

28ページをお願いします。款15項1目2民生費県負担金は、節2の保育所負担金、節3の児童

手当負担金と29ページの節4障害者自立支援給付費等負担金がそれぞれ増額で計上となっております。目3衛生費県負担金は、予防接種事故対策事業費が遺族年金への移行により増額です。

30ページをお願いします。項2目2民生費県補助金の減額は、平成24年度整備しました学童保育施設関係であります。節3児童福祉費補助金は一番下になりますが、市町村児童虐待防止対策強化事業補助金を計上いたしております。精神保健福祉費雇用の10割補助になります。

31ページをお願いします。目3衛生費県補助金の減額は、妊婦健診と子宮頸がん等ワクチン接種の助成が定期化に伴い、交付税措置されたことによるものであります。

32ページをお願いします。項2目5商工費県補助金の起業支援型地域雇用創造事業交付金は、歳出の観光費でご説明しました同事業の10割補助になります。

36ページをお願いします。款16項2の資本金精算金の廃目は、大津町体育施設等管理公社の解散に伴う資本金の精算です。

37ページをお願いします。款18項2基金繰入金です。目1減債基金繰入金は、財源対策債の償還分です。目2大津町公共施設整備基金繰入金は、社会資本整備総合交付金事業に充当するものであります。

38ページをお願いします。款19繰越金は、前年度と同額の1億円を計上いたしております。

40ページをお願いします。款20項4目2雑入です。42ページの下から4行目になりますが、総合交流ターミナル災害復旧保険料を計上いたしております。

44ページをお願いします。款21町債につきましては、先の9ページの第3表地方債の表でご説明したとおりであります。

次に、給与費関係についてご説明いたします。191ページをお願いいたします。1特別職では、その他の特別職の人数と報酬の減は、選挙関係での立会人等の人数の減などです。

192ページをお願いします。2一般職は、常勤と非常勤にわけて計上いたしております。職員数は常勤が5名、非常勤が18名、それぞれ増となっております。常勤の増につきましては、定員管理計画に基づく職員数の増と農業集落排水事業の縮小に伴い、職員の人件費を一般会計に移行したことによるものであります。また、職員手当の増額の主なものは、定年退職者数の増に伴う退職手当特別負担金の増額によるものです。非常勤職員の人数と報酬の増額は、小学校関係で特別支援補助員配置の要件に該当する学級数の増などが主な要因であります。

200ページ、201ページをお願いいたします。地方債の現在高の状況等の調書を載せております。

202ページから210ページをお願いいたします。債務負担行為の事項等の調書を掲載いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。

3時10分から再開いたします。

午後2時59分 休憩

△

午後3時09分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 議案第31号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。210ページの次のページからになります。予算書の1ページをお願いいたします。概要は43ページから47ページになります。

第1条で、予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億3千92万8千円と定めています。前年度と比較しますと1千641万1千円の増です。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。9ページをお願いいたします。概要書は43ページになります。

款1項1目1一般被保険者国民健康保険税5億6千760万円、目2退職被保険者等国民健康保険税を5千254万円として、税収の総額を6億2千14万円、前年比1千47万円の増で計上しております。

11ページをお願いいたします。款3項1目1療養給付費等負担金は、一般被保険者の療養の給付費等の費用、それから老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金に要する費用をもとに算出されるもので、5億2千902万7千円を計上しております。目3特定健康診査等負担金は、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担の3分の1で、特定健康診査2千300人、保健指導150人を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。款3項2目1財政調整交付金、節1普通調整交付金で1億7千788万円を計上しております。国庫負担金と同様に、国から療養給付費等の費用の約9%が交付されるものでございます。款4項1目1共同事業県負担金は、高額医療共同事業に対しての県負担金で、国と同様に拠出金の4分の1を計上しております。目2特定健康診査等負担金、健診費用などの3分の1を国と同様に県が負担するものでございます。

13ページをお願いします。款4項2目1財政調整交付金は、県の補助分で、節1普通調整交付金は、療養の給付等の費用の約8%が交付されます。節2特別調整交付金は、収納率向上や保健事業や医療費削減施策等の所定に要した費用に対して交付されるものであります。款5項1目1療養給付費等交付金、節1現年度分2億1千177万7千円は、社会保険診療報酬支払い基金から交付されるもので、退職被保険者にかかる費用から退職分の税収を差し引いた分が交付されます。款6項1目1前期高齢者交付金4億9千26万8千円は、前期高齢者の療養の給付費に対して交付されるものです。交付額の算出は、前期高齢者の医療給付費や国保加入者に占める前期高齢者加入数や加入率等により算定されます。

14ページをお願いいたします。目2保険財政共同安定化事業交付金3億2千745万7千円につ

きましては、医療費がレセプト1件あたり30万円を超え、80万円までの高額医療に対して交付されるもので、この事業は国保連合会を実施主体として県下全市町村が拠出金を納め、高額医療に対し交付されるものでございます。

15ページをお願いいたします。款9項1目1一般会計繰入金ですが、節1の保険基盤安定繰入金は、国保税の低所得者に対する軽減分に充てるための繰入金です。節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費に相当する分を繰り入れるものでございます。節4の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政化の健全化に向けた一般会計から繰り出しについて基準財政需要額により算定されるもので、所要の地方財政措置が講じられます。節5のその他の繰入金は、国民健康保険特別会計予算編成で歳入不足が見込まれるため、一般会計の繰り入れを4千万円お願いしております。繰入金の総額は2億990万円となっております。

16ページをお願いします。款10項1繰越金は、前年度からの繰り越し見込み額を1億円と見込んで計上しております。

17ページをお願いします。款12項1目1一般被保険者延滞金は、保険税滞納分の延滞金を計上しております。款12項3目1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等で国保を利用された場合の返還金で計上しております。

18ページをお願いいたします。目4の貸付金収入は、出産費資金貸付金収入1件分を計上しております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。19ページをお願いいたします。概要書は44ページになります。款1項1目1一般管理費は、国民健康保険事業運営のための事務費等で、主なものは被保険者保険税納付書の郵送費でございます。節13委託料で485万4千円を計上しておりますが、国保連合会に支払う共同電算委託料及びレセプト点検委託料が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。項2運営協議会費は、国民健康保険法で国保事業の運営に関する事項を審議するための設置が義務付けられている大津町国民健康保険運営協議会に関する費用でございます。

21ページをお願いいたします。款2項1目1一般被保険者療養給付費は、保険者が負担する医療費の7割相当額で一般分15億3千200万円、退職分1億3千300万円をそれぞれ計上しております。目3一般被保険者療養費、目4退職被保険者等療養費につきましては、それぞれ治療用装具等に対する費用を計上しております。

22ページをお願いいたします。款2項2高額療養費は、目1一般被保険者高額療養費、目2退職者被保険者等高額療養費、それぞれ見込みにより2億150万円と2千230万円を計上しております。目3、目4につきましては、1年間の医療費と介護サービス費の自己負担の合計額が高額になった場合に限度額を超えた分を給付するもので、見込みにより計上しております。

24ページをお願いいたします。款3項1後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度で国や市町村が5割、後期高齢者の保険料1割、残りの4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担するものでございます。毎年増加傾向にあります。金額につきましては、3億7千982万円を計上しております。

す。

25ページをお願いいたします。款4項1前期高齢者納付金等は、同様に、国の基準により加入者1人当たりの負担見込み額に被保険者数を乗じて算出されるものです。

26ページをお願いいたします。款6項1介護納付金は、介護保険の40歳以上65歳未満の2号被保険者に伴う納付金でございます。社会保険診療報酬支払基金からの通知がきておりませんが、毎年増加しており、見込みにより1億6千470万8千円を計上しております。款7項1目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額医療費に対応するために国保連合会に拠出するものでございます。毎年増加しており、見込みにより5千908万3千円を計上しております。

27ページをお願いいたします。目3保険財政共同安定化事業拠出金は、1件30万円を超え、80万円までの高額な医療費に伴う事業で、国保連合会に拠出するもので、見込みにより3億3千34万4千円を計上しております。款8項1特定健康診査等事業費、これにつきましては、特定健診、特定保健指導及び人間ドッグ等の事業に要する費用を計上しております。

28ページをお願いいたします。節13委託料で特定健診等委託に2千300人の人数分を入れております。それから、特定保健指導に150人を設定し、それぞれの健診費用等を計上しております。人間ドッグ委託につきましては、117人分を見込んでおります。節13委託料306万1千円は、国保連合会に支払う医療費通知及びジェネリック差額数値の作成委託料でございます。

30ページをお願いいたします。款10項1公債費750万円は、平成22年度末で熊本県広域化等支援基金より借り入れた3千750万円の返済を行うもので、1年据え置き平成24年度から5年間で返済するものでございます。現在高の調書を32ページに掲載しております。款12予備費で、財源調整を行っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第34号、平成25年度大津町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。予算書の1ページをお願いします。第1条で予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億9千278万円と定めています。平成24年度当初予算比7千265万6千円、約3.6%の増になっております。増加の主な原因としましては、認定者数の増加による給付費や介護予防事業費等の増加によるものでございます。第2条で一時借入金の限度額を1億円としております。

歳入から説明させていただきます。予算書に関する説明書の8ページをお願いいたします。概要は49ページから51ページになります。款1項1目1第1号被保険者保険料は、被保険者数の増加により前年比1千348万9千円増加しております。款2項1目1手数料は、介護保険料の督促手数料になります。

9ページをお願いいたします。款3項1目1介護給付費負担金は、介護給付費の施設介護サービス等について15%、それ以外の介護サービス等については、国負担分の20%を計上しております。款3項2目1調整交付金は、介護給付費歳出見込み総額の7.5%、目2地域支援事業交付金は、歳出で介護予防事業の25%、包括的支援事業及び任意事業の40%の所定の負担率を計上しております。目3介護保険事業費補助金は、平成24年度の後期から実施しております認知症施策総合推進事業の

補助金でございます。

10ページをお願いいたします。款4項1目1介護給付費交付金は、40歳から64歳の2号被保険者の介護納付金に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金から、介護給付費の29%の交付率で市町村に交付されるものです。目2地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業について、同様に29%の割合で交付されるものです。款5項1目1介護給付費負担金は、介護給付費に要する費用の県負担分12.5%、施設介護サービス等に係る負担分17.5%を計上しております。

11ページをお願いいたします。款5項2目1地域支援事業交付金は、地域支援事業に対する県の交付金で、介護予防事業が12.5%、包括的支援事業及び任意事業20%の割合で交付されるものでございます。款6項1目1介護給付費繰入金は、町が介護保険給付費に要する費用の12.5%を計上しております。目2地域支援事業支援交付金は、介護予防事業12.5%、包括的支援事業任意事業20%の割合で負担するものです。目3その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金は、包括支援センターの職員給与費の繰り入れが主なものでございます。節2の事務費繰入金は、一般管理費事務費、賦課徴収費、介護認定審査会費、認定調査費等のほか、包括支援センターが行う介護予防事業費や任意事業費で給付費の3%の枠を超えて実施する事業分を繰り入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。款6項2目1介護給付費準備基金繰入金は、歳入不足を補うために計上しております。

13ページをお願いいたします。款8項1目1繰越金は、前年度繰越金になります。

14ページをお願いいたします。款9項3目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターで行う要支援認定1、2に対するケアプラン作成の収入でございます。包括支援センターのケアマネージャーが要介護状態に進行することがないようにケアプランを作成するものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。15ページをお願いいたします。概要は50ページからになります。款1項1目1一般管理費につきましては、介護保険事業運営のための一般的な事務経費を計上しております。主なものとしまして、介護給付費等適正化委託として介護事業所が作成したケアプラン、それを抽出した後にそれに基づいて行われている介護サービスが適正化どうかをチェックして給付費の適正化を図るものでございます。

16ページをお願いいたします。款1項2目1賦課徴収費につきましては、第1号被保険者の保険料の賦課徴収に要する経費でございます。款1項3目1介護認定審査会につきましては、介護認定審査会に関する費用でございます。

17ページをお願いいたします。節19の負担金856万7千円は、現在、介護保険の認定事務を菊池広域連合が行っておりますが、その介護認定システム関係の事務費や人件費等の負担金でございます。目2認定調査費等につきましては、節1報酬ですが、介護認定調査の非常勤職員4名分を計上しております。節7賃金は、介護保険系の事務補助の臨時職員の賃金でございます。

18ページをお願いいたします。款1項4目1計画策定等委員会費です。地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会7人に関係する費用及び第6期介護保険事業計画の策定に伴う費用でございます。介護保険事業計画につきましては、3年ごとに計画を見直しておりますが、

現在、介護保険事業計画は平成24年度から平成26年度までの5次計画になっております。平成25年度に計画の策定に取りかかっていたと考えております。主なものとしまして、節13委託料110万円ですが、菊池圏域の中での実態調査及びその分析業務の委託料でございます。款2項1目1介護サービス等諸費19億950万円につきましては、介護保険サービスから自己負担1割分を差し引いた各種サービス等の保険者負担分9割の給付費を計上しております。主なものとしましては、居宅サービス費の8億円、施設サービス費の8億円でございます。居宅サービスにつきましては、前年度に比べ1億1千万円の増額でございます。施設サービス費につきましては、前年度に比べて5千万円の減額となっております。これにつきましては、厚生労働省が介護療養型施設の廃止の方針を打ち出したことによるものと思われまます。増額につきましては、主に居宅サービス給付費及び地域密着型サービス給付費の増加によるものだと考えられます。

20ページをお願いいたします。款2項3目1高額介護サービス等費につきましては、自己負担の1割負担が一般世帯の場合、合計で1カ月3万7千200円を超えた場合に、高額介護サービス費としてその超えた分を給付するものでございます。款2項4目1高額医療合算介護サービス等費は、介護サービス利用者が支払った医療と介護の一部負担が一般の世帯で年67万円を超えた場合に、その超えた分を支給するものでございます。

21ページをお願いいたします。款3項1目1介護予防事業費につきましては、高齢者が要介護状態にならないように、二次予防高齢者等を対象に予防事業を行うものでございます。節1報酬は、介護予防教室等の開催に伴う非常勤看護師3名分の報酬でございます。現在、包括支援センターのほう为主催する介護予防教室やふれあいミニデーに出向いて、介護予防プログラムを実施しております。節8の報償費は、3B体操や太極拳体操などの介護予防教室の講師謝礼でございます。節13委託料で3千426万8千円を計上しておりますが、生活管理指導員派遣事業として、介護認定を受けられない高齢者で日常生活を営むのに支障がある人を対象に、生活管理指導員を派遣する事業でございます。高齢者の方の自立した生活の援助、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るものでございます。それから、次の通所型介護予防事業につきましては、基本チェックリストによって、二次予防対象者と判定した高齢者を対応に行っているものでございます。そのほか、地域介護予防活動支援事業として、介護予防事業のサポーターを育成するため、介護予防サポーターの会員を地域活動の中で支援しているものでございます。介護予防はつらつ元気づくり事業は、以前の生きがい対応型デイサービス事業を特別会計の介護予防事業で実施しているもので、これまで同様に社協、つつじ山荘、おおつかの郷で委託して実施しております。介護予防型ミニデイ事業は、現在、社協に委託し、町内19カ所で開催しておりますが、本年平成25年度につきまして20カ所を予定しております。

22ページをお願いいたします。目2包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター関連の費用でございます。増額の主な理由としましては、ケアマネージャーを4人体制から2人体制にしたことにより介護予防プラン作成の委託料が増加したことによるものでございます。節2給料から節4共済費までは、職員4人の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。節14使用料及び賃借料の地域包括支援システム借上料は、包括

支援センターのパソコン等の機器借上料でございます。それから、ページがまたがっておりますけれども、その次になりますけれども、節13委託料につきましては、食の自立支援事業委託で、単価530円の月735食分の入りを見込んでいるものでございます。それから、ほっとライン体制整備事業につきましては、以前、緊急通報システム業務とっておりましたけれども、65歳以上の単独世帯及び高齢者のみの世帯の高齢者を対象に、利用者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための事業でございます。それから節20の扶助費につきましては、家族介護用品の支給事業でございます。目4認知症施策総合推進事業につきましては、平成24年度の後期から始めた事業でございます。増え続けております認知症患者が安心して社会生活を営めるような社会整備をするための事業でございます。節8報償費は、認知症サポーター養成講座等の講師謝礼でございます。

25ページをお願いいたします。款4項1目1介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子でございます。

それから26ページをお願いいたします。款6項1目1で予備費を設けて、緊急な支出等に備えております。

以上、よろしくをお願いいたします。

次が議案第36号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額それぞれ2億6千116万6千円としております。前年度と比較しまして633万5千円の増でございます。熊本県の後期高齢の保険料につきましては2年ごとに改定され、現在、均等割額が4万7千900円、所得割率が9.26%、課税限度額が55万円となっております。

歳入から説明をさせていただきます。予算に関する説明書の7ページをお願いいたします。概要につきましては52ページから53ページになります。款1項1目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険料は、後期高齢者医療広域連合より現年度の保険料の見込み通知により、特別徴収対象者を平成24年度の実績から全体の57.1%、また目2普通徴収保険料を全体の42.9%と見込んで、大津町における後期高齢者の保険料は1億8千229万5千円を計上しているところです。

8ページをお願いいたします。款4項1目1事務費繰入金は、一般管理費のほか徴収事務に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。目2保健基盤安定繰入金、こちらにつきましては、保険料の軽減措置に対して一般会計より繰り入れるものでございます。増加の主な理由は、被保険者の増に伴うものと思います。節2人間ドッグ補助繰入金は、人間ドッグ補助をするために一般会計より繰り入れるものでございます。

9ページをお願いいたします。款5項1目1繰越金は、平成24年度の決算見込みによるものでありますが、主なものとしましては、平成24年4月、5月で収納した保険料でございます。

10ページをお願いいたします。款6項4目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入406万1千円は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託する委託料で500人分を計上しております。

歳出の説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。款1項1目1一般管理費は、後期高齢者医療事務を行うための予算を計上しております。款1項2目1徴収費は、保険料の徴収事

務にかかる経費でございます。

13ページをお願いいたします。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金2億5千164万9千円は、被保険者が納付した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するものでございます。

ページがまたがっておりますけれども、款3項1目1健康診査費の主なもの、節13委託料で受診見込者数500人分の健診に係る費用及び50人分の間人ドッグ委託料を計上しているものでございます。款4項1目1保険料還付金は、過年度分の保険料払戻金になります。

15ページをお願いいたします。款5項1目1予備費として82万3千円を計上しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

次に、経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第32号、平成25年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてご説明申し上げます。議案集は261ページで、予算の概要は47ページからになっております。特別会計予算書、ピンク色の2枚目になります。共有財産の見出し分です。

予算書の1ページをお願いします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ347万7千円と定めています。

説明書の7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。款1項1目1の負担金は、大規模林道事業賦課金を菊陽町、菊池市、合志市、南阿蘇村の関係市町村の負担金按分で、按分率に応じて負担金をいただき対応しますので、その負担金分です。款2項1目1の財産収入は、分収林収益分収益ほか、それぞれの収益が座取りをお願いしております。款3項1目1の一般会計繰入金でございますが、大規模林道事業賦課金の津町負担金を一般会計から対応するものです。

次に、8ページをお願いいたします。款4項1目1の繰越金でございますが、前年度の繰越金195万円を計上いたしております。

次に、9ページをお願いいたします。歳出でございます。款1項1目1の一般管理費の節の賃金から節16の原材料費までそれぞれ事務費維持管理関係を計上いたしております。節19の負担金、補助及び交付金の大規模林道事業賦課金でございますが、大規模林道菊池・人吉線、菊池・大津区間に係る事業の受益者負担金でございます。

10ページをお願いします。款2項1目1の予備費として176万8千円を計上いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 説明が終わりました。

土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第33号、平成25年度大津町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。当初予算の概要は47から49ページになります。あわせてご覧ください。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1千437万9千円と定めております。第2条の債務負担行為は第2表で、第3条の地方債は第3表

で説明いたします。第4条で一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為として、1では、水洗化促進を図るため、水洗化改造資金の融資斡旋に対して金融機関が有した資金の損失補てんをするものです。融資枠、期間、限度額は記載のとおりです。また、2では、本年度から3年間で実施する計画をしております大津町浄化センター建設工事について、平成26年度から平成27年度までの費用として限度額2億8千万円で債務負担をお願いするものです。

5ページをお願いします。第3表地方債として1. 公共下水道事業債は、本年度の管路工事や浄化センター建設の事業費に対する起債です。2. 公共下水道事業債（特別措置分）は、財政措置の変更に伴い、創設された起債です。3. 資本平準化債は、先行投資に伴う債務の一部を繰り延べし、後年度の利用者にも負担してもらうための起債になります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

予算に関する説明書により詳細を説明いたします。最初に、13ページの歳出から説明いたします。款1項1目1総務管理費については、主なものとして職員6名分の人件費関係の費用と節8報償費では、受益者負担金納期前払報奨金を計上しております。

14ページをお願いします。節13委託料は、使用料の徴収委託をする費用、節18備品購入費では、水道水を利用して下水道に接続している受益者の量水器の更新費用を計上しております。節19負担金、補助及び交付金のうち、負担金の主なものは、使用料算定のために水道企業団の電算機を使用することに伴う負担費用で、補助金では、漁業振興のため漁協への補助金と水洗化を推進するための助成金を計上しております。

15ページをお願いします。節27公課費は、平成24年度分の消費税を計上しております。次に、款1項1目2事業費については、主なものとして節13委託料では、汚水管布設工事のための測量設計費用と平成25年度から3年間で実施を予定しております浄化センターの汚泥処理施設増設工事のうちの本年度分を、また浄化センター長寿命化工事としてトップライトの交換費用を計上しております。

16ページをお願いします。節15工事請負費では、森区をはじめとする未整備地区の汚水管整備工事と浄化センターに設置しました土壌脱臭施設の外柵工事を計上し、節22補償、補填及び賠償金では、工事施工に関連して支障が出る場合に対応するための上水道管移設費を見込んでおります。

款1項1目3維持管理費については、17ページをお願いします。主なものとして、節11需要費の中の光熱水費は寺崎、玉岡のマンホールポンプの電気代で、節13委託料では、平成23年度から3年間で包括的民間委託を行っている浄化センター等施設及びマンホールポンプの管理委託費の本年度分とそれに関連するモニタリングの支援費を計上しております。また、マンホールポンプ場業務委託は平成24年度に新たに設置しました寺崎、玉岡のマンホールポンプの管理委託費用です。款1項1目4下水道事業基金費は、基金の利子を積み立てるための積立金を計上しております。

18ページをお願いします。款2項1目1元金と、目2利子で地方債の元金の定時償還金と長期債利子及び一時借入金に係る利子を計上しております。

次に、歳入を説明します。9ページをお願いします。款1項1目1負担金は、本年度賦課予定の公共下水道が使用できる区域に対しての受益者負担金と過年度に賦課されて継続して納入される見込みの額を計上しております。款2項1目1使用料は一般住宅、アパート、企業、学校などからの下水道使用料で直接徴収分と企業団徴収分を計上しております。

10ページをお願いします。款3項1目1公共下水道費国庫補助金は、本年度の公共下水道に対する補助金です。補助率は、工事の内容により事業費の50%と55%になります。款4項1目1一般会計繰入金は、下水道事業に伴う人件費、事業費、公債費償還等のために繰り入れるものです。款5項1目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

11ページをお願いします。款6諸収入については、いずれも座取りの予算になります。

12ページをお願いします。款7項1目1公共下水道事業債及び目2資本費平準化債は、先ほど第3表地方債のところで説明したとおりです。款8項1目1利子及び配当金は、下水道事業基金の利子を見込んでおります。

続きまして、議案第35号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。予算の概要は51、52ページになります。

予算書の1ページをお願いします。第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3千311万円と定めております。第2条で一時借入金の最高額を定めております。

歳出のほうから説明いたしますので11ページをお願いします。款1項1目1総務管理費は、節19負担金、補助及び交付金で杉水平川地区の水洗化助成金を計上しております。節27公課費は、平成24年度の消費税を見込んでおります。目2農業集落排水事業費につきましては、管路の工事を前年度にすべて終了しましたので、主なものとして、節15工事請負費は路面の復旧費用で、節16原材料は、アスファルト合材などの費用を計上しております。

12ページをお願いします。目3維持管理費につきましては主なものは、節11需要費の中で光熱水費は矢護川、錦野及び杉水浄化センター施設を運転するための電気、水道代と管路上に設置するマンホールポンプを運転するための電気料で、修繕費はマンホールポンプの修繕費等を計上しております。節12役務費の中で、通信運搬費については、浄化センターやマンホールポンプの運転状況を電話回線で知らせるための費用で、手数料は汚泥の引き抜き手数料になります。節13委託料は、各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理費を計上しております。目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金や基金の利子などを基金に積み立てるものです。

13ページをお願いします。款2項1目1元金と目2利子は、地方債の元金の定時償還金と長期債利子及び一時借入金に係る利子を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。7ページをお願いします。款1項1目1農業集落排水事業費分担金は、平川地区の土地及び家屋所有者等からの現年度分と過年度分の分担金の見込み額を計上しております。款2項1目1使用料は、矢護川地区、錦野地区、杉水地区及び平川地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。

8ページをお願いします。款3項1目1一般会計繰入金は、事業費、維持管理費、公債費の元金及

び利子の一部に充当するために繰り入れるものです。款4項1目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。款5項1延滞金と10ページの項2預金利子につきましては、いずれも座取りの予算になっております。款5項3目1雑入につきましては、事業に係る消費税還付金ほかを見込んでおります。款6項1目1利子及び配当金は農業集落排水事業基金の利子を見込んでおります。

最後の議案になります、議案第37号、平成25年度大津町工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書の最後のページになります。当初予算の概要は53、54ページになります。

予算書の1ページをお願いします。地方公営企業法に基づく工業用水道事業として、平成2年から中核工業団地に給水してございまして、現在の能力は日量4千トンで1トン当たりの使用料は45円になります。第2条で業務の予定量ですが、給水事業所は9事業所で、1日平均3千400トンの給水計画を立てております。第3条収益的収入及び支出については、事業収入額を5千973万8千円、支出額を5千419万7千円予定しております。第4条、資本的収入及び支出ですが、収入は計上してございません。

2ページをお願いします。支出では、企業債償還金569万9千円を減債積立金から支出することとしております。第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員の給与費を676万4千円計上し、第6条で、利益剰余金の処分として、減債積立金に569万9千円を積み立てるようにしております。

詳細の説明につきましては、予算に関する説明書の1ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち収入では、款1項1営業収益で中核工業団地企業9社分の水道料金やメーター使用料などの営業収益を計上し、項2営業外収益では、定期預金などの利子などの営業外費用を計上しております。

支出では、款1項1営業費用の中で、目1原水費は、電気計装設備の保守点検、修繕費、ポンプ代、ポンプ運転に伴う電気料金、水道企業団からの緊急用水代などを計上しております。目2配水及び給水費は、量水器メーター購入及び取り付け費用を計上しております。目3総係費は、職員の人件費や電算システム使用料などの費用になります。

2ページをお願いします。目4減価償却費は、工業用水道関連施設の固定資産の減価償却費を計上し、目5資産減耗費は、固定資産等の除却費用になります。項2目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還に係る利息を計上し、目2消費税及び地方消費税は、給水使用料に係る消費税分を計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、支出について、項2目1企業債償還金は、企業債元金償還金を計上しております。

3ページが平成25年度の事業会計の資金計画になります。

以上、よろしくお願いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時03分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成25年第2回大津町議会定例会会議録

平成25年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成25年3月11日(月曜日)

| | | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | 1 番 金 田 英 樹 | 2 番 豊 瀬 和 久 | 3 番 佐 藤 真 二 |
| | 4 番 松 田 純 子 | 5 番 桐 原 則 雄 | 6 番 山 本 重 光 |
| | 7 番 本 田 省 生 | 8 番 府 内 隆 博 | 9 番 吉 永 弘 則 |
| 出席議員 | 10 番 源 川 貞 夫 | 11 番 坂 本 典 光 | 12 番 手 嶋 靖 隆 |
| | 13 番 永 田 和 彦 | 14 番 津 田 桂 伸 | 15 番 荒 木 俊 彦 |
| | 16 番 大 塚 龍 一 郎 | | |
| 欠席議員 | | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局 長 府 内 隆 一 | | |
| | 書 記 堀 川 美 紀 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 家 入 勲 | 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 徳 永 太 | |
| | 副 町 長 徳 永 保 則 | 総 務 課 行 政 係 部 長 藤 本 聖 二 | |
| | 総 務 部 長 岩 尾 昭 徳 | 企 画 課 財 政 係 部 長 兼 ね て 行 革 推 進 係 長 白 石 浩 範 | |
| | 企 画 部 長 木 村 誠 | 教 育 長 那 須 雪 子 | |
| | 福 祉 部 長 中 尾 精 一 | 教 育 部 長 松 永 高 春 | |
| | 土 木 部 長 兼 ね て 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 岡 秀 雄 | |
| | 経 済 部 長 西 本 昇 二 | 子 育 て 支 援 課 松 永 高 春 | |
| | 総 務 部 総 務 課 長 田 中 令 児 | | |
| | 企 画 部 企 画 課 長 杉 水 辰 則 | | |

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 5 年 3 月 1 1 日 (月) 午前 1 0 時 開議

| | | |
|-------|--------------------|------|
| 日程第 1 | 議案質疑 | |
| | 議案第 1 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 号 | 質 疑 |
| | 議案第 4 号から議案第 9 号まで | 一括質疑 |
| | 議案第 1 0 号 | 質 疑 |

討論、表決

| | | |
|--|------------------------|------|
| | 議案第 1 1 号から議案第 1 3 号まで | 一括質疑 |
| | 議案第 1 4 号 | 質 疑 |
| | 議案第 1 5 号 | 質 疑 |
| | 議案第 1 6 号 | 質 疑 |
| | 議案第 1 7 号 | 質 疑 |
| | 議案第 1 8 号 | 質 疑 |
| | 議案第 1 9 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 0 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 1 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 2 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 3 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 4 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 5 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 6 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 7 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 8 号 | 質 疑 |
| | 議案第 2 9 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 0 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 1 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 2 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 3 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 4 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 5 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 6 号 | 質 疑 |
| | 議案第 3 7 号 | 質 疑 |

| | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 2 | 委員会付託 | |
|-------|-------|--|

議案第11号から議案第37号まで

午前9時59分 開議

- 議長（大塚龍一郎君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑

- 議長（大塚龍一郎君） 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。議案第1号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてから、議案第10号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまでの10件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第10号までの10件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

まず、議案第1号を議題とします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

- 11番（坂本典光君） 平成24年度大津町一般会計補正予算書（第8号）、予算書の56ページ、民生費、社会資本整備総合交付金事業費、老人福祉センター太陽光発電設備設置の件、工事請負金4千600万円及び93ページ、98ページ、教育費、社会資本整備総合交付金事業費、工事請負費1億4千10万円及び7千700万円は、生涯学習センター、大津地区公民館分館、町民交流施設オクスプラザ、大津町運動公園に太陽光発電施設を整備するものですが、大津町でも太陽光パネルはつくられておりますけれども、そこでつくられたパネルを使うよう指定されるのか。

2番目に、それぞれの建物に設置されたパネルからそれぞれ1日にどれくらいの発電量が予定され、その電気の使い道はどういうふうになるか。

3番目に、運動公園は落雷の多いところですが、以前、経済建設委員会で沖縄に研修に行きましたけれども、太陽光パネルは落雷に弱いと、落雷で壊されると聞かされましたが、その対策はできているか。

以上、質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。坂本議員の質疑に対してお答えいたします。

関係する施設、老人福祉センター関連になりますが、現状、老人福祉センターの屋上に設置するものでございますが、業者さんにつきましては、大津町のほうの部分について見積りをいただいておりますが、こちらについては、関係各課同一の形でなるというふうに思っております。ですから、現状、私たちがいただいたのは、大津町で今設計されておりますソルテックさんのほうからの見積りでの部分を説明させていただきたいというふうに思っております。

現状、大津町老人福祉センターでの計画としましては、10キロワットを設計するような形で今考えております。現在、老人福祉センター、平日2.8キロぐらいの利用があるということでございますので、現状では賄える部分、それ以上の部分が今回の設置によりまして発生するというので、年間予測発電料金としましては61万7千円を考えているところでございますが、使用電力としましては、金額的には390万円程度の部分を使用電力という形で考えている部分でございます。

それから、年間の使用電力実績ということでは、18万6千123キロワット時ということで年間考えている部分でございます。費用につきましては、そこに金額が出ているとおりでございますけども、今回、老人福祉センターのほうの部分につきましては、屋根の工事も含めまして一緒に漏水関係も含めて少し問題がある場所もありますものですから、その部分もあわせて工事に含ませていただいているものでございます。老人福祉センター関連につきましては、以上で報告を終わりたいと思いません。

よろしく願いいたします。

○11番（坂本典光君） だからソルテックのを使うんですか。

○福祉部長（中尾精一君） はい。指名入札という形でさせていただきたいと思えます。現状の老人福祉センターにつきましては、現在の使用料よりも多くの発電ができるということで考えておりますので、どうかよろしく願います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 坂本議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回の工事につきましては、経済対策ということで、設計の中身につきましては、その設計費につきましても、今回予算組ませていただいておりますので、詳細なものについては今後詰めていかなければいけないということで、今現在わかる範囲内です、お答えしたいと思います。

まず、大津地区公民館分館でございますけれども、これもともと計画の中です、太陽光を設置する施設でございます。今回、一応5キロワット程度を予定しております。大体電気の費用としても10万円程度の部分がですね、経費節減になるかというふうに考えているところでございます。

それから、生涯学習センターにつきましてはですね、屋根の部分の改修も含めましてですね、今回行いたいということで、80キロワット程度を予定しております。180万円程度の経費削減になるのではないかとというふうに考えております。

それと町民交流施設オークスプラザにつきましてもですね、一部その屋根の改修も含めて行いたい

というふうに考えております。これ10キロワットを載せたいということで、22万8千円程度ですね、経費削減になるのではないかとということで試算をしております。

問題の運動公園、先ほど落雷の心配されております。非常に毎年落雷ですね、保険がかかっているからいいものですね、しょっちゅう落雷ですね、多額の修繕をしているところでございます。当初はですね、体育館の屋根にですね、載せるというような検討をしたわけでございますけれども、やっぱり屋根にボルトで穴を開けなければいけないということでですね、非常に将来の維持管理を考えますと、ちょっと屋根はちょっと厳しいだろうということでですね、中央公園につけましたけれども、そのような方式で、サッカー場と競技場の間のスペースを利用しながらですね、低いものですね、検討したいということで、今設計も含めたところで検討しているところでございます。ですから、屋根のほうに、上のほうにつけませんので、その辺、幾分その落雷に対する心配はないのかな。ただ設計をする段階ですね、その辺も含めて十分検討していきたいというふうに考えているところでございます。50キロワット程度をですね、予定しておりますので、120万円程度の経費削減になるのではということで考えております。

それから、今回予定しております施設につきましては、すべて避難施設ということで予定しておりますので、蓄電機能もあわせてですね、行いたいということで、全電源が停止の場合には、8時間から10時間ぐらいがですね、対応できるのではないかとというふうに考えているところでございます。今後、詳細設計も含めまして、今議員ご心配の点も十分検討しながらですね、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君

○13番（永田和彦君） ただいまの件について、関連で質疑いたします。

今、教育部長の答弁の中に、各いろんな施設の経費削減になるということを述べられましたが、それはあくまでも電力だけの計算であって、投資金額というものは、民間企業というものは、必ず減価償却していったら10年でペイしますよとか、そういった形を必ず入れるんです。今の答弁の中には、投資した金額、それは含まれていませんね、いるんですか。その投資した金額もきちんと含んで経費削減になったのか。投資金額というのはこれは一つの経費ですよ。これを無視して電力だけで経費削減になったというのは乱暴です。ですからその点について、1点だけお聞きしておきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

永田議員おっしゃるように、私の答弁の中ではどのくらいの電気をそこで賄うことができるかという試算をしたままであって、今回、投資経費の分まで含めて検討はしておりません。売電をするような考えは持っておりませんので、今民間的な発想でいきますと、非常に経費は高くつくということで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 1点だけお伺いしたいと思います。

補正予算の63ページですね、款4項1目4、13の委託料の件でございます。159万4千円の増ということで健診委託されておりますが、種別の内訳がですね、増減どうなっているかということとをちょっと知りたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 概要の説明をさせていただきます。

健診委託に伴う実績による増額ということでございます。肺がん検診75歳以上ということで10万4千688円、肺がん検診としまして74歳以下で10万8千31円という形になります。結核検診につきまして27万3千482円、女性特有のがん検診ということで47万5千806円、それから大腸がん検診、クーポン券利用ということで63万1千400円ということで明細をここに出しているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 今の答弁は説明書の中でありましたのでわかりますけれども、この項目ごとに対してですね、予算上と実績、どういうふうな形に変わったかということを知りたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 種類ごとの説明部分の資料を手持ちに持ってきておりませんものですから、あとで皆様のほうにお配りしたいというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 私がですね、知りたいのはですね、一応予算を計上しながら進めていくわけですが、この中でですね、さっき言われました女性特有のがんの検診にこの47万5千円出ておりますが、これを聞きますとですね、大津町は県下で最下位といたしますか、後から3番目ぐらいだったと思いますが、低いペースでいっております。そこら辺が今後どういうふうにこれを改善していかれるかということですね、伺ったわけでございます。だから、種別にどういうふうに動いたかということを知りたかったわけでございます。あとでこれについてはまた資料を提示願いたいと思います。よろしゅうございますか。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） ただいまご指摘がありました部分ですけども、大津町の部分では、検診率も低いということで今進んでおりますけども、菊池圏域で同じような取り組みをやっておりますけども、今一番問題があるその啓発の問題とか、そういう部分もありますものですから、そういった部分については、町の広報紙、それからホームページ以外のものでもきちんとした形で上げていくことでは、今から進めていきたいというふうに考えております。特に相談業務も増やしていきたいと思っておりますので、その中でそういった取り組みをしながら検診率を上げていきたいというふうに

考えております。そういった部分、現状では町の体制が遅れてきた部分もありますけども、きちんと対応していきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○12番（手嶋靖隆君） 終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 太陽光発電設備設置の件についてお尋ねをいたします。先ほど説明がありましたオークスプラザの屋根の上に太陽光を載せると。それから運動公園ということですが、特にオークスプラザは何ですかね、何度修理をしても雨漏りがとまらないという、まさに当初からの欠陥的な屋根の構造になっているようではありますが、ここにいたずらに太陽光を載せたら、さらに雨漏り、またその修理ということになりかねないということで、そのところ十分想定されて計画をされているのか、お尋ねをします。

それから、運動公園のほうですが、先ほどの説明で、私は体育館の屋根だと思っておりましたものですからあれですが、地面のほうに設置をするということであれば、運動公園は、夏の暑いときは日差しを、いわゆる日陰がないと。あるいは、雨が降ったときにもし地面に設置するのであれば、そこが雨よけになるということも考えられると思えますけど、そういう点も想定がなされているかどうか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目がオークスプラザの件ですけれども、何回もこれまで質疑もあがっております。ちょうど三角の部分が一番問題でございまして、その辺の部分も含めまして、雨漏りがしないようにですね、設計の中で十分検討して太陽光を載せていきたいと。ですから太陽光の工事とあわせてそこを改善していきたいというふうにお願ひしております。

それから運動公園の部分でございまして、議員がおっしゃるようになりますね、地面のほうに設置いたしますので、場所も含めたところですね、そういった日陰、それから雨よけ、その部分も含めまして、今後十分設計の中で検討していきたいというふうにお願ひしております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 予算書11ページの地方債補正の20番、都市再生整備計画事業についてお尋ねしたいと思えます。3点ございまして。

まず一つ目です。この計画のですね、策定プロセスというのがですね、きちんと町民や議会に対して説明がなされているのかという点がまず一つでございまして。計画の中には、各種施設の計画、設計についても、整備後の利用しやすさや、施設への愛着を高めるために、あらゆる住民に参画していただけるような仕掛けを行うものとなっております。今回、事業を前倒しするというところで、その機会が損失されないかというのがまず一つの懸念でして、今後の進め方の中で、そうした住民参画

の機会というものをきちんと確保していくという考えがおりなのかということがまず一つ。

それから2点目です。計画の進捗状況の公開です。この計画はですね、この公布要綱ですね、公布要綱の中に、きちんと計画を作成したときはこれを公表するものとするということで定められております。その計画がどこにあるかといってみますと、4ページ程度の資料がホームページに掲載されているものと、平成23年度の今年の町の仕事の中に、非常にわかりにくい形で公開されているにすぎません。このあとですね、きちんとこの進捗状況についても情報公開をわかりやすい形で進めていかれるおつもりがあるのかということ。やり方をどういうふうに向かさせていくのかということ。これが2点目でございます。

それから、中間と事後の評価についてでございます。今回は、事業完了後の事業評価への住民参加ということとをきちんと計画書の中に明記されているようです。平成26年度からは事業効果の分析に600万円ということで見込んでおられるようですので、こうした事業評価がきちんとなされるよう、今見る限りでは、計画書の中の目的と評価指標がミスマッチになっているなということを感じていますが、こうした目標について正しく評価ができて、しかも目標が達成できるということを確認できる条件が揃っているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

都市再生整備計画につきましては、前期5年間の期間が終わりまして、後期5年間の計画に入っております。後期5年間の計画につきましては、前期に達成できなかった事業を中心に後期にやっております。新たな事業というのは、特に取り上げている部分は、前期から特に新たにつくりあげたというのは現在のところないと思っております。今は前期計画の中でも議員と、あと住民の方々にも説明してきたところですし、その中で住民の参画といいますか、まちづくり協議会等にも参加していたきながらいろいろ議論を進めてきたところです。

それから、都市計画の進捗状況については、一応ホームページに進捗状況を更新しておりますけれども、わかりにくいという部分がありましたら、今後ちょっと改善も検討していきたいと思っております。

それから、事後評価につきましては、前期計画につきましても一応事後評価を行っておりますので、後期計画につきましても、事後評価は当然行いまして、そのあたりはホームページ等で公表していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 2点目と3点目でもう少しお尋ねしたいと思います。

情報公開のほうも改善を検討されるということでしたけれども、そのやり方としてなんです、現在のホームページ等を見ますとですね、まず平成23年度までの計画と、現在の計画というのが並列されて記載されていると。つまり前回がどうだった、今回はどうだというようなつくりになってないんですね。そうしたわかりにくさというのがたくさんございますし、中身のほうも国に提出した、これですね、これがそのまま掲載されております。そうすると中身はもう見てのとおり、文字は非常

に小さくて、何を書いているかわからないのと、あとはその町が国に説明するというので、非常に中身的に言葉遣いとかもわかりにくくなっていると。これをもう少し町民のほうにわかりやすいような言葉で、わかりやすいその説明というものをしていただければなというふうに思います。また、前回の計画がもう既に削除されているんですね。そうしたのもきちんと前回こうでしたということで載せていただければいいなというふうに思っているところです。

それから、中間、事後評価のことですけれども、前回もきちんとやりましたということになってますが、中身を見ますと3つの指標がございまして、そのうち一つは○、一つが△、一つは×ということで、まあ果たしてこれでよかったのかというのはあると思いますが、それはまあ今回の計画の中で改善していかれるのだろうというふうには思っているところです。

ただ、指摘したいのは、中身がですね、前回達成できなかったこと、指標3のまちづくり活動の参加人員のところですが、従前、開始前ですね、ですから平成でいうと17年の時点で140だったものがこの前期の5年間が終わりまして逆に129というまちづくり活動、参加人員減少しているんですね。まちづくり交付金事業をやって、まちづくりの参加人員が減りましたというのがどういうことなんだろうなというふうに思ったところです。今回の計画の中では、この指標は消えておりますが、今回、上がっている指標について、まず5つございます。例えば、太陽光発電の発電システム設置の割合、先ほどから太陽光発電の話出ておりますが、公共施設に太陽光発電を置くことで、住民を啓発して、住宅の太陽光発電設置率を上げていこうというような計画になっておりまして、こうしたその目標、指標の設定の仕方というのは、本当に正しいのかなと。全く違うことを指標に上げているような気がしてですね、ここの計画のプロセスに、プロセスじゃない、考え方に少し疑問があるところです。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

まず、現在公開されております情報がちょっとわかりにくいということであれば、そのあたりについては、検討して、もう少しですね、住民の方々にわかるようなことを検討してみたいと思います。

それから、前回達成できなかったまちづくり参加人員の減少ということにつきましては、一応まちづくり協議会等とも打ち合わせてしまして、ある程度の提言といいますか、そのあたりができたということで、まちづくり協議会の関係がですね、解散されたということで、減少がなっている部分があると思います。

それから、太陽光発電につきましては、平成22年度だったと思いますけども、新エネルギービジョンをつくりまして、将来の町の考え方ということでビジョンをつくりましたので、その関係を一応社会資本整備の事業の関係に乗せ変えたといいますか、計画をあげたということでございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君に申し上げます。ただいまの発言、議題外にわたっていますので、会議規則第54条第1項の規定により注意いたします。

○3番（佐藤真二君） はい、すみませんでした。質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号から議案第9号までの6件を一括して議題とします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号を議題とします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第10号までの議案質疑を終わります。

これから、議案第1号から議案第10号までの10件について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第1号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成24年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特例会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてから議案第9号、平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号から議案第9号までの3件は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第7号から議案第9号までの3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第11号、議案第12号及び議案第13号の3件を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第16号の道路構造の技術的基準等を定める条例ということで、これまで国の道路法で決められていた法律が、地方自治体で条例化することができるようになったということですが、ほとんど国の法律と標準的なものだということの説明がございましたが、この道路条例を自治体が独自で決めるということは、私の理解では道路の新設、改良の際はこの条例にしたがわなければならないと理解をしておりますが、それでよろしいかどうか。

それとこれまでの国の道路法にしたがって町の道路がつくられてきたという中で、画一的な国の法律によって町が道路をつくらうとしたとき、いろいろな支障が出てきた結果、権限移譲がなされたという理解をしておりますが、国の全国的な画一的な法律によって、これまで町の事例の中で、デメリットがあったのかどうかと。そういう事例がこれまであったのかどうかについてお尋ねをいたします。

あわせて、今回、この権限移譲によって、町独自の条例化によって考えられるメリット、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

今回、つくります条例につきましては、町道をつくる場合といたしますか、改良する場合の基準、当然基準になってくると思います。

それから、権限移譲につきましてはデメリット、今までのデメリットということについては、全国一律でやってきたということで、地方独自といたしますか、地形ですか、そのあたりなかなかあってないということで批判があったのも確かに事実だと思います。なかなか全国一律となりますと歩道の問題とかですね、車道の広さとか、そのあたりもありますので、そのあたりがデメリットとしてあったのかなと思います。

それから、今後そのあたりについて歩道がすべての道路にできるかどうかわかりませんが、なるだけですね、メリット、今回の町道について町のほうで決めることによってですね、そういうメリットが出てくるようにですね、検討していきたいということで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 地方自治体の特殊ないろいろ事情が、特に大津町は山坂が多い地形に市街地が集中しているということで、権限移譲によって、町独自の柔軟な適用ができると考えられると思いますが、これからですね、美咲野小学校が開校しますけど、特に自転車通学と歩行者、最近事故が多発をして問題視されておりますが、歩道を自転車が通るとか、歩道を歩行者と自転車が衝突をすると、心配がなされているわけですが、今回のこの条例を制定することによって、車道側に自転車が安全に通行できるような対策とか、そういうことが考えられるのかどうか、もう1点お尋ねをしたいと思います。

います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

自転車と歩行者が同じ歩道を通るとかということになりますと、これ警察のほうでちょっと権限が、警察の許可を受ける必要がありますので、今回の基準についての中にはちょっと入ってこないのかなと思います。今回の道路の基準等については、道路の、例えば歩道の幅の基準とかですね、そのあたりになってくると思いますので、その自転車と歩行者の通行関係を歩道の中でとかという形になってくると警察との協議という形になってくると思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第17号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 18号について質疑いたします。

この18号、学校運営協議会ということで、全員協議会でも説明されました。この学校運営協議会コミュニティスクールというものについて、大いに私は疑義を持っておりますので、この学校運営協議会をつくるということを前提として、この特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてということで、経費、いうなら人件費を払うという形になるかと思いますが、まずこの学校運営協議会について、今定例議会です、この運営協議会自体を設置するかどうかというものを委員会付託になりますので、委員会です、深く掘り下げていただきたいと思っておりますので、最初に、この認めた形で協議会の費用弁償を設定してしまえば、これをつくるということですよ。前提で進められているのはわかります。しかしながら、護川小学校につくられる。だったならば、ほかの小学校ということは考えられなかったのか。逆に新しい小学校ができます。そういったところにまず試験的にやるとか、いろんな疑義が私は出てくるんです、これに対してからは、PTAとかいう形でアソシエーションという形でペアレンツ、言うなら親御さんが、保護者の方々がいろんな形で、いろんなその形をつくって学校との協議を行ってきたということに対してからの整合性ですね。そういったものに疑義を持っておりますので、順番自体がちょっとこれは違うのではないかなという思う部分がちょっと残ります。ですので、あくまでもまだこの学校運営協議会というものについてはですね、教育委員会について、教育委員会では、もうつくったんですか。それとも今から検討をするんですか。そこのところをちょっとはっきりしときたいと思っておりますので、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるように、特別職の報酬と、通常は条例と予算は同時というのが原則でございます。今回、規則に関しましては、大津町の教育委員会で承認、議決いただくということで、既に案につきましてはですね、教育委員会のほうにお示しをして、コミュニティスクール、学校運営協議会とはどのようなものかについてもですね、十分説明を今まで続けてきたところでございます。当然、今までの成果、全協でも説明いたしましたように、成果とか、課題とかいうものについても十分説明を申し上げて、そして一定の了解をいただいて、そして規則の案を示してですね、この議会のこの報酬条例がもしも議決をしていただいたならばですね、教育委員会のほうでも同時にですね、規則の制定をですね、お願いをしたいというふうに考えているところでございます。

それから、今回は国の2年間の委託を受けまして護川小学校で実施してきたわけでございますけれども、先ほど将来的な話も出ましたけれども、実は美咲野小学校につきましてもですね、新たな学校でございますので、もう1回ですね、国の指定を受けましてですね、お願いをしたいというような考え方で国のほうには今現在相談・協議をしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第22号について質疑いたします。

今回、学童保育施設というものをこの美咲野小学校の新設によって、新たに美咲野小学校内にまた一つつくるということであります。この22号、説明資料見てみますれば、大津小、室小、護川、美咲野という形で載っておりますが、抜けている小学校がありますよね。これ自体が非常に不思議に考えられるんです。そういった教育の均等に皆様方が、その教育基本法を基に義務教育を受けて、新たにそういった周りの、いろんな形で整備をしていって、本当にうまい具合にですね、その学校教育がいくように保護者の方々のそういったいろんな形を勘案していただいて、つくるのはいいんです。ただ、美咲野小学校というのはすべてが新しいんですね。ということで、北、南、東と不備になってい

くと。非常にこれはですね、何かひいきを感じるんですよ。今後の計画の中にですね、つくるならつくるですべてつくるのか、それとも、そういったところはもう北とか南とか東はいらないんだよって
いうのか、そういったところがはっきりしてないんですね。美咲野小学校をつくりました。すぐ学童
施設もつくります、という、至れり尽くせりにしか考えられません。ですから、本当に公平にやる
のであるならば、地域の実情をもう少し調べて、ゴーサインを出すべきではないかなというふうに私
は考えるんですが。この点について、美咲野小学校を新設しました。ですから、同時にやりますとい
うのは、どうもこれこそ乱暴に私考えられますけども、この点について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長併任子育て支援課松永高春君。

○教育部長併任子育て支援課（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、大津小学校の学童保育今までやってきたわけでございますけども、この大津小学校が分かれ
るということで、ちょうど大体半分ぐらい、乱暴な話なんですけども、大体利用が大体半分ぐらいな
ると。美咲野団地に住んでいらっしゃる方の子どもさんにつきましては、おそらく美咲野の中では
ね、学童を利用されるということですね、大体おおよそ半分ぐらいになりはしないかというふう
に考えております。そういうふうなことで、そういった必要に迫られて設置すると。今まで利用され
た方が利用しやすいようにですね、設置するというところでございます。

それと全体的な計画を持っているのかということでございますけども、当然これは全体的な計画が
なければいけないと思っております。現在でも、例えば、北小関係につきましてはですね、需要もご
ざいますけれども、空き教室があれば空き教室ですね、そこを学童保育の施設ということで設置条
例いたしまして、そこでやることも可能でございます。ただ現在、北小につきましては、一字保育園
のほうですね、補助事業ということで実施しているところでございます。それと南小校区におきま
してもですね、白川保育園のほうで学童の部分についてもお願いをしているという現状でございま
す。例えば、東小学校でもですね、需要があれば空き教室を利用しながらですね、学童を行うことが
できるということで、今現在、空き教室がないところにつきましては、どうしてもですね、別に施設をつ
くらなければいけないということをつくってきた経緯がございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第23号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町営住宅条例の一部改正の条例についてお尋ねをいたします。

こちらも権限が移譲されたということだと思いますが、町の条例を補強充実することは大変前進面
だとは思いますが、条例を制定するにあたって、現状とマッチングをするかどうかという疑問がござ

いますのでお尋ねをしますが、説明資料の43ページですかね。改正前に比べて、今度の改正案では条項が追加がなされておりますが、集会所、広場、通路ということですけど、特に通路の問題で、第2条の17です。この条文の中で日常生活の利便、通行の安全、災害の防止あるいは支障がないようにということで、配置が規定され、第2項で通路における階段は高齢者などの通行の安全に配慮し、必要な補助手すり、傾斜路ということでありますが、例えばですね、実例をあげれば西嶽住宅ですね。あそこの団地内の道路は町道認定がなされておりますが、相変わらず非常に高齢者の皆さんが足を引っかける、転倒するというお話も聞きました。それから、通路から玄関に入るところですね、いわゆる側溝がまったく未改良のために、また傾斜路もないんですよ。高齢者がどんどん増えているこうした団地で、今度の条例が制定をなされれば早速この条例違反ということになりかねないと思いますけど、この現状と今回の条例制定の整合性についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

町営住宅における通路といいますか、なかなか整備が追いついていないのが現状でございます。通路につきましては、今、立石団地のほうで側溝等も改良しまして、通路等も改修してきたところで、本年平成25年から一応西嶽団地、それから北出口団地ですか、そのあたりも含めたところで改修をしていきたいということで、今のところ国のほうにですね、補助の要望等を出しているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） これまでは国の省令か法律によってやってたと思いますが、町独自でこうした条例を制定、多分成立すると思いますけど、条例を制定したからには早急なこの条例違反するようなことは直ちに取りかからなければならないと思いますけど、今指摘をされたことは、1年か2年以内ぐらいにじゃあ実現できると、そういう見込みのもとで条例が提案をされているのかどうか。再度お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

通路等の改修につきましては、以前から検討してきたところです。ちょうど今回の条例改正にちょうど同じ時期になったということで、以前から通路の解消とそれから玄関までのスロープですか、そのあたりについては検討は進めてきたところです。ただ事業の年度関係、年度の進捗状況がありまして、今回に予定しているということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。11時15分から開会します。

午前11時05分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第25号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第28号について質疑をいたします。

説明資料に基づいて質疑をしたいと思います。説明資料の61、62ページに詳細明記してありますが、この中、61ページの下の方の4行あたりを読みますれば、今回の秋桜会というものが適正な管理運営の実績があると認めておられるということと、その次が私は問題と思う点でありまして、運営方針、職員等などが変更された場合、利用者に多大な影響を与えること、地域行事・地域福祉座談会等への参加など地域に根付いた取り組みを行い、障害者支援の啓発及び地域との交流促進に寄与している団体であることからのということになればですね、変えることができないということですよ。言うならば、一度選んだ人はもう変えることができないということ、これは暗に認めている形になるということです。ここが一番問題だと思いますね。こういったことを書かれると、もう変えることができないし、そのあとの競争の原理、このいろんな形で民主主義の世の中というもの、経済的なものとか、サービスの面とか、いろんなことを切磋琢磨しながらやるものです。それをこれはもう閉ざしてしまっているということに思えることです。これについて1点。

もう1点は審査結果です。62ページで、ここに得点を書いてあります。こういったですね、施設の運営とかとは別に、人と人のつながりというものをその前段で申しました。職員等などが変更されたなら利用者に多大な影響を与えるということは、職員と利用者との関係というものがこれは非常に重要視される部分ですよ。ということはですね、この点数を取れなかった部分が問題なんです、取れた部分よりも。点数が取れた部分はOKですよということで、点数は加算されていくんですよ。取れなかった部分ということは不備があったということです。この不備が人間同士の触れ合いの中に不備があったということ、これを私は重要視したいと思うんですね。点数のつけ方、これは単なる試験じゃないんですね。評価なんですよ、これってというのは。ですから、その不備な点、点数が取れなかった点を問題視することがこの後のサービスに多大な影響を及ぼしてくると私は考えますが、この点について、2点質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 永田議員の質疑に対してお答えいたします。

1点目の部分ですけれども、現状での部分で適正な管理運営は実績があるということで説明をさせていただいた部分なんですけれども、もう1点の部分ですけれども、先ほどおっしゃいました部分ですけれども、現状での部分では、こういう部分を確認したということで今考えているんですけれども、今後今の部分につきましては、3カ年の間にもう一度そういう部分を含めて検討させていただきたいということで、3カ年の延長をさせていただいておりますが、今回につきましては、現状の部分の踏まえた上での理由ということでここに述べさせていただいた部分でございます。今後、必要な部分については、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

もう1点、2点目ですけれども、選定委員会の点数の部分ですけれども、先ほども言われました取れなかった部分、また不備があった部分を問題にということでございますけれども、おっしゃるとおりで、問題がある部分をそのままにしていると、利用者の方に影響をしまいります。また、保護者の方たちからも不信感を招くという部分がありますので、その部分も含めて協定を結ぶ場合には、その悪い部分につきまして十分協議させていただいて、指定管理法人のほうにきちんとした形での打ち合わせなり、協議をさせていただいて、そこを改善していただくというような部分を理由にさせていただきたいと考えております。十分今後今の2点につきましては検討させていただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

こういった資料を提出する場合、この資料の明記の仕方というものは、あくまでもその固有名詞出していいでしょう、その秋桜会というものにどうか了解してくださいという形で、我々議員各位が客観的に評価するものにはなかなかないと思うんですよ。ですから、例えば、この実績というものはわかるんですよ。ただこうだからいいですよ、あだからいいですよばかりじゃなくて、客観的に見た場合に、こういったところも目指しますというのは何ら明記されてないということで、1点、2点と続けたんですよ。じゃないと我々自身の判断ですね、判断というものがぶれてしまうと思うんですよ。ですから、もうここがいいですよという形にしかこれ見えません。我々が客観的に、本当にその利用者の人たちがその指定管理者でよかったなという形を持っていかないと、この指定管理者の選定についてはですね、私は天津温泉岩戸の里のときもかなり厳しく言ったつもりでしたが、あくまでもその執行部の付き合いの上での主観が入ってきているんですよ。それは線引きはできてないと思います。公金を使う以上ですね、そういったものは排除してもらわないと、そういった資料の提出の仕方にも問題があると思うんですが、この点について不備はなかったか、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 永田議員の再質疑に対しましてお答えいたします。

今回の資料提出につきましては、1社という形での部分で非公募という形をとらせていただいております。

ります。その部分では、この記入の仕方については大変申し訳ない部分がありますが、資料としていただいた部分については、今後3年間でどのような業務をやっていただく、また支援者に対して、どのようなサービスをしていただくという部分を明確にさせていただいております。

それから、もちろん試算の部分含めまして、管理運営についてきちんと対応できるかという部分も審査の対象にさせていただいております。そういった部分では、現在の利用者の部分での契約、それから措置の方がおられますけども、そういった部分での費用面を考えた場合に、きちんと人件費、それから事業費等にきちんとした対応ができるのかというのを審査していただいた部分もあります。そういった部分では、資料に対しては、必要な部分をきちんと出させていただいているということで私たち認識しております。ただ、不備な点も、事業計画の部分が少しありましたので、その部分については再提出を今求めているところでございます。内容について、私たちが指定管理をまたお願いする上では、利用者、それから保護者にきちんとした対応をしていただくというのが私たちの一番の考えるところでございますので、そこはぶれないような形はしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第29号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成25年度大津町国民健康保険特別会計予算についてお尋ねをいたします。

今回、国保会計に一般会計から繰入金、いわゆる法定外繰入金が4千万円繰り入れられる案となっております。現在の国民健康保険税が非常に高いということで、繰入金対応するという事は非常に評価をできることと思っておりますが、こうした繰り入れを行うにあたってですね、国民健康保険については、運営協議会というものが確か設けられていると思っておりますが、この運営協議会に諮問がなされた結果、こういう予算となったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

運営協議会につきましては、予算を要望する前に開かせていただいております。その中で検討していただいた上での提案をさせていただいているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） その開催された運営協議会でですね、今度の4千万円の繰り入れをするということで、そういう予算立ての根拠となるようなご意見があったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

あわせてですね、国民健康保険税は非常に滞納が多ございます。値上げをすればするほど滞納額が増えていくということで、悪循環に陥ってしまうことが非常に心配されるところでありますが、その滞納者の方ですね、どういう階層の人たちが、とりあえず所得の階層ですね。どういう所得の階層の人たちが滞納が多いのかと。要するに、例えば値上げをしても滞納が増えれば、入ってくる歳入は増えない、あるいは減ってしまうということになりかねないわけですけど、本来であればちゃんと払える範囲内の税体系にするのが望ましいかと思っておりますけど、とりわけどの階層が滞納が多いかということ把握をした上でこうした予算措置を本来やっていくべきだと思いますけど、そういう意見が、あるいはそういう資料が運営協議会できちんと説明がなされたのかどうかお尋ねをします。

もう1点は、今度の予算を上程するにあたりまして、国民健康保険税、本来入ってくる、入るだろうという国保税想定額に対して、予算額は何パーセントを見込んでいるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

最初の点ですけども、協議会の中で十分な審議がされたかということと、資料を提出したかということでございますが、そういう今回の予算を提案するための資料としましては、現状、医療費の部分が少しずつ上昇していくということでの部分を説明させていただいておりますが、そこでの費用負担ということで、現状での国保税だけの部分では経営ができないということで、今回の4千万円の部分を入れさせていただいておりますが、その部分でのご理解はいただいたというふうに思いますが、そこでの部分の資料提出については不備があったというふうに思います。

それから先ほどありました滞納階層につきましても、そこでの説明はしておりません。そのどういう階層が滞納が多いという部分では、説明はしておりませんので、その部分については、実際の収納率、滞納、それからどれぐらいの収入があるかという部分では、収納率を92%であげさせて予算を計上させていただいております。そういう部分では、資料の不備な部分、それからそこまで考えた上での予算提案というのをもう少し私たちのほうでもきちんとしなければいけなかった部分はありますが、現状での予算の費用の部分としましては、いかにその費用を抑えるかという部分での健康づくりの取り組みも含めまして、現状、医療費が上がってくる部分のその分析の部分はしておりますけども、その部分を十分させていただきながら、今後、先ほど言われておりますけども、国保税に跳ね返らないような形で私たちのほうは考えていかなければならないと思いますので、特に健康づくりについては十分関係課と協力しながらやっていきたいと思っておりますが、資料については不備だったという部分はあります。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国保税の滞納額が非常に多いというのは誰もが承知をしているところではありますが、いたずらにこれを取り立てるということではもう解決をしない、そういう状況となっているかと思しますので、例えば、年収250万円で3人家族で国保税が私の計算では40万円から45万円税が課税されます。2カ月分が国保税で消えてしまうという現状があるかと思えます。そういう意味で、どういう所得階層のところが多いのかと、そういう分析ができるかと思えますけど、これを可能、そういう分析が可能なのか。また、それを予算を提案するにあたってこれから分析を行うのか、再度確認をしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

現状で税をとるための賦課ということで、階層ごとに賦課しておりますけども、そこでの部分では、階層がわかりますので、そこの方のどの階層の方が滞納されているという形では出てくるかというふうに思います。ただ所管としまして、国民健康保険と税務課との協議の中できちんとした形の連携をとらせていただきたいと思います。そこで十分な対応ができるようにということでは考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第11号から議案第37号までをお手元に配付しました議案付託表（案）のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時39分 散会

本 会 議

一 般 質 問

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更

平成25年第2回大津町議会定例会会議録

平成25年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成25年3月18日(月曜日)

| | |
|--------------------------------|--|
| 出席議員 | 1番 金田 英樹 2番 清瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎 |
| 欠席議員 | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 家入 勲 総務部総務課長 田中 令児 副町長 徳永 保則 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 岩尾 昭徳 会計管理者兼ねて会計課長 徳永 太 企画部長 木村 誠 総務部総務課行政係長 藤本 聖二 福祉部長 中尾 精一 土木部長兼ねて工業用水道課長 中山 誠也 企画部企画課財政係長兼ねて行革推進係長 白石 浩範 経済部長 西本 昇二 教育長 那須 雪子 子育て支援課 松永 高春 教育部長 松永 高春 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 選挙管理委員会会長 田中 令児 |

一 般 質 問

15 番 荒 木 俊 彦 君 p 102～ p 113

1. 通学路の点検と対策

- (1) 通学路の総点検と対策
- (2) 美咲野小 新通学路の対策

2. 生活道路の整備

- (1) 特に必要な箇所を計画的に早急な整備をどうすすめるか

3. 上井手、下井手の安全

- (1) 整備と安全管理の責任は

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 113～ p 121

1. 子ども医療費について

- (1) 中学3年生まで無料化できないか。

2. 3種予防ワクチンについて

- (1) 今までの予防接種状況はどうか。
- (2) 大津町も無料になるのか。

3. 通学路の安全対策について

- (1) 緊急合同点検の結果、対策必要箇所が35カ所あるが全部改善できるのか。
- (2) 護川小学校区（そよかぜ台付近）は入っているのか。

4. 投票所について

- (1) 美咲野小及び立石集会所でも投票できないのか。

5 番 桐 原 則 雄 君 p 121～ p 132

1. 家入町政3期目の取り組みについて

- (1) 2期8年の実績と3期目の4年間について、新しい時代に向けたまちづくりを進

めていくと力強く抱負を述べられた。

そこで、施政方針で述べられた多くのソフト事業やハード事業の実現に向けて、新たな肉付け予算を策定していかれると思うが、規模及び実施時期や財源確保なども含めて、どのように進められるのか。

- (2) 具体的施策や新しいまちづくり戦略をスピードアップして、実現するための新しい組織体制を含めた見直しなどの計画はないか。

2. 町民との対話を大切にされた地域づくりについて

- (1) 町民一人一人が住みたい、住んで良かったまちづくりを、更にスピードアップするために、町民を巻き込んだ対話のまちづくりを進める考えはないか。
- (2) 各校区単位のまちづくり組織の育成や支援を行い、地域振興策や防災対策などを含めた校区別地域づくりを進める考えはないか。

3. 集落営農組織の法人化や担い手育成について

- (1) 町農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等を定めた人、農地プランが策定中であるが、今後の新しい地域農業の受け皿として、町全体の集落営農組織の法人化計画が進められているが、町の対応はどうか。
- (2) 町の農業と地域の後継者でもある担い手育成と確保が課題であり、後継者育成と就農支援の対応はどうか。

11 番 坂 本 典 光 君

p 132～ p 138

1. 生活排水を流す水路がない

- (1) 町長は施政方針で「住民の皆さんが、安全に、安心して暮らせる魅力的で快適な生活環境づくりに努める。下水道の未整備地区においては、地元の方々と協議し下水道事業を推進する。」と述べられている。

平成24年3月31日現在の普及率（整備済人口23,252人÷行政人口32,289人）は72%である。

だが一方で、瀬田駅と国道57号線の間にある10件ほどの住宅は生活排水を流す水路すらなく、地下浸透方式である。そこに住む方々も困っているし、大津町から見ても衛生上いいとはいえない。

- ① 今後、森から大林、瀬田と下水道工事が計画されると思うが、この地域に下水道管が敷設されるのは何年先になるのか。
- ② それまで暫定的に簡易水路をつくるつもりはないか。

2. 大津町市街地を流れる用水路の衛生

- (1) 白川から取水した上井手の水は大津市街地の北側を流れ、その途中で小さな水路をつくり南の水田を潤す。

その水路の一部は直接、市街地を流れている。工事のために上井手の水がせき止められると水路に流れ込む生活排水が悪臭を放つ。下水道工事が完了していても、水洗化率(水洗化人口19,778人÷整備済人口23,254人)は85%である。100%にしないとこの問題は解決しない。町は今後どのように対処するか。

3. 災害の事前予防

- (1) 昨年の大水害は本当に驚かされた。昭和28年の水害の反省から対策が立てられており安心していただけである。大津町の被害は水流によって護岸がえぐられた。ということがいえるかもしれない。しかし、県内をみれば山崩れが原因で尊い命が失われている。いま大津町で大雨で山崩れが起きてもおかしくない箇所を総務課では把握しているか。

3 番 佐藤真二君

p 138～p 146

1. 行政評価について

- (1) 振興総合計画の後期基本計画から導入されている行政評価(基本事業評価)については、評価の精度が極めて低く目的に適ったものになっていないと指摘します。評価の手法と公開の方法について見直しと改善が必要ではないでしょうか。

2. 待機児童対策について

- (1) 待機児童対策について、町が様々な施策を通して努力しておられることは理解しております。しかし、その努力が場当たりの抜本的な対策にはなっていないと指摘します。

現状を見据え、将来を見越した、さらに潜在的待機児童の存在を踏まえた保育サービスの供給計画を策定することを提案したいと思います。この計画の立案と実行に取り組む考えはありますか。

3. 九州北部豪雨災害後の検証について

- (1) 9月の定例議会一般質問で、災害時の情報の収集と供給、避難等の指示など対応の不備を指摘され、「これらの点について十分に検証し、今後防災体制の見直しを行っていきたい」と回答しておられますが、この「検証と見直し」の結果はいつごろ公表・実施される予定でしょうか。

1. 農業振興策について

- (1) 熊本県は、農業の算出額労働生産性も全国のトップ10に入る日本有数の農業県ですが経営耕地面積2ヘクタール未満の農家が76%を占めるなど経営規模が零細で近年、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の遊休地の問題が深刻化しています。こうした状況を見直し農地を守る（ふるさと農地未来づくり運動）を県民運動として、農地を集積する「人・農地プラン」の制度が創設されました。大津町も地域農業者の方々と話し合いを進めながら（地域農業マスタープラン）人・農地プランを策定していくと聞いているが具体的にどの様に計画されているのか伺いたいと思います。
- (2) 大津産ブランド甘藷をさらに品質均一秀品率アップをめざすための排水対策に（サブソイラ）による排水性を向上させる心土破碎機を農家から要望があるがJAと町で計画できないか。

2. 畜産振興について

- (1) 本県は、肉用牛飼養頭数で全国4位。平成23年度の肉用牛部門の農業算出額が304億円と県全体の約10%を占めるなど、本県農業の基幹部門となっている。
大津町においても行政と畜産団体が昭和59年全国で5カ所、熊本県で最初に受精卵移植事業を取り入れ肉用牛の改良に取り組んできた。今後、畜産振興をどのように考えているか伺いたい。

1. 大気中の微小粒子状物質（PM2.5）について

- (1) 3月5日、微小粒子状物質（PM2.5）の大気中濃度の一日平均値が「健康な人でも、影響が出る可能性がある水準」を超えると予想され、不要、不急な外出や屋外での激しい運動を控えるよう注意喚起されましたが、当大津町においては、どの様に対処しますか。今後、黄砂の飛来と共に大気中濃度の上昇、又、PM2.5以外の物質飛来の不安も指摘されております。

2. 自主防災組織に対するサポートについて

- (1) 自主防災組織率は、熊本県は、全国で42位と低迷しているとのことですが、大津町の現状は、どうなっているのでしょうか。熊本県は、25年度、自主防災組織

に対して、助成制度や自主防災組織結成に対するサポートを大幅に拡充することですが、大津町としては、どの様にサポートしていく予定でしょうか。今後考えられるサポートについて

3. 町内放送、又は、警報について

- (1) 以前より、防災訓練時、警報が聞こえないとの苦情が届いております。各地区には、某関係会社より「ワイヤレス放送システム」のセールスが来ております。これは、どの地区も屋外拡声が不十分であることの証明と考えられます。又、現在の住宅は、機密性が高く、外の音が聞こえにくいとの欠点もあります。そこで、屋外放送を自宅で受ける「戸別受信機」のセールスも同時にされております。戸別受信機は、3万～5万（1台）相当になります。これは、設置できる家庭とできない家庭がはっきりすることになります。災害は、いつ来るかわかりません。少しでも被害を少なくする為には、警報等での通報は、充分意義のある事と考えます。住民に対し、不公平なく、安心した生活を守る為に、町はどの様に考えられているのでしょうか。

6 番 山 本 重 光 君

p 165～p 174

1. 小地域福祉活動について

- (1) 現在の取組みと問題点について
- (2) 今後の推進策について

2. 武道・スポーツ教育の重要性について

- (1) 町武道館の老朽化について、及び今後の対応策は。
- (2) 総合武道館（仮称）建設について

3. 法令遵守（コンプライアンス）について

- (1) 法令遵守（コンプライアンス）に対する町職員の意識について
- (2) 現在の取組みについて
- (3) 今後の具体的取組方法について

1 番 金 田 英 樹 君

p 174～p 183

1. 一般質問の答弁のあり方を問う

- (1) これまでの答弁には「検討する」等の言葉で結んだものも多く見られるが、事前

通告制であることを踏まえれば、そのような回答は厳に慎むべきであり、検討に時間を要する場合には結論を出す時期を示すべきではないか。

- (2) 答弁は、公開の場でもある議場で発したものであり、住民に対しても約束したものであると言える。しかし、議会閉会后に検討結果、あるいは取り組みの進捗・結果が住民に対してははっきりと示されていないものが多くある。答弁内で完結しないものに関しては、次期議会、ホームページ等で順次報告・公開していく事が、行政が住民に対して果たすべき責務ではないか。

2. 行政評価のあり方を問う

- (1) 振興総合計画に基づいて行政評価を行っているが、住民への提示資料（大津町振興総合計画等評価委員会資料）の、行政担当者による所見欄には「単なる外部環境の分析」や「具体性を欠く一般論」に終始しているケースが散見され、更にH23とH24で所見が使い回されている項目も見られる。行政評価の目的は振り返りや住民への報告だけではなく、何よりも広く住民の声も生かしながらPDCAサイクルにて業務改善を図っていくことであると考え。しかし、現状では、行政評価の仕組みが形骸化しており、生かしきれていないのではないか。

3. 道路整備優先基準の策定・公開について問う

- (1) 町道の側溝、舗装、歩道の整備等については、住民からの要望が最も多い分野の一つであるが、同時にプロセスの透明化を求める声も多く聞かれる。

よって、事業の必要性・緊急性・効率性等により定量的な道路整備優先基準を策定し、決定プロセスや基準・配点結果を公表して、より納得感のある町政運営を行うべきではないか。「協働」意識の高まりもあり、実際にそのような取り組みを行う自治体も増えているが、大津町も取り組む考えはないか。

10 番 源 川 貞 夫 君

p 183～ p 192

1. 災害時における情報提供のシステムづくり

- (1) 防災行政無線が聞こえにくい所や、家の中において聞こえなかったりする家庭に対して「家庭用別受信機」を貸し付けてはどうか。

特に大雨時や災害時は必要ではないか。

2. 安全な通学路

- (1) 通学路で交通量が多くて道幅が狭かったり、危険箇所は改善されているか？又、信号機は、本年度は何箇所予定されているのか？歩道と車道の間パイプを取り付

ける必要のある所はないのか問う。

3. 大津観光協会の設立

- (1) 明日の観光大津を創る会、商工会、J A、ホテル連絡協議会、企業連絡協議会、畜協等の関係団体の連携をどう進めて行くのか。正会員、賛助会員、サポーター会員とあるが、会員外の人のかかわりはどこ迄するのか。
- (2) 大津観光協会の中に明日の観光大津を創る会を入れることで、大津観光協会として一本化としたらどうか。

13 番 永 田 和 彦 君

p 192～ p 204

1. 選挙公約と施政方針について！

- (1) 平成12年4月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られ、各地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが可能となり、地域主権改革が始まった。地域に住む住民が、地域のことは地域に住む住民が決め、自らの暮らす地域の未来に責任を持つという、住民主体の新しい発想を求めていくもので、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていくという観点から、住民基本条例が策定された。

今回の施政方針についても、住民参加と協働を強く前面に出されたが、3期目町長の集大成として、町長自身が描く町づくりを遺り残さないことである。任期4年間の全体計画を公表し理解を求めることが、新たなスタートの第一歩であり、4年任期中3年間で完成させ、最後の1年を仕上げの年とすることが良計と考える。

2. 投票率過去最低の責任！

- (1) 62.74%は政治不信が極に達していると理解しなければならない。同時選挙により関心が高まり多くの有権者の政治参加で、より高い民主主義が確立されると私自身期待していた。今まで政治に携わっていた関係各位は大いに反省しなければならない。この難題について議論する。

議 事 日 程 (第3号) 平成25年3月18日(月) 午前10時 開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

午前9時59分 開議

○議 長(大塚龍一郎君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席に配付のとおりです。

今回の一般質問は11名ですので、本日が1番から6番まで19日が7番から11番までの順で行います。

日程第2 一般質問

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表いたしまして、一般質問を行います。

3月の定例会にあたりまして、東日本大震災2年経過をいたしました。いまだに31万人の方が避難生活を余儀なくされ、また福島原発事故でふるさとを追われた人たちの思いを忘れないように一刻も早く原発事故の終結を望むところであります。

本日の一般質問であります。通学路の安全対策ならびに生活道路の整理、また町中心部を流れますとりわけ上井手の安全対策、事は人の命にかかわる問題として、私は先の選挙戦の中でどうしたら解決ができるかと、このことを考えてきたところであります。第1点目の通学路の総点検と対策について教育長にお尋ねをいたします。

昨年、国の文科省、国交省、警察庁、この3庁の連携によって子どもたち、とりわけ小学生以下の子どもたちが学校に通う通学路の安全対策、これの緊急に3者によって合同で点検をするよということ。要請が地方自治体に寄せられ、大津町でもこの合同点検が行われたということ。であります。

町内6小学校を調査をする中で、緊急にやるべきところということで、35カ所が調査の中でピックアップをされているところであります。この6小学校35カ所の危険箇所と、そのうち解決見通しが19カ所で26年度以降、来年度以降に先送りをされた未解決部分が16カ所とされております。

改めて国のほうからの実施要領を私は調べてきたところではありますが、その一つは危険箇所の抽出をまず行わなければなりません、その中で学校は保護者などの協力を得て危険箇所を抽出をすること。その学校側が危険箇所を抽出をして、2番目に教育委員会はこれを調整し合同点検を実施をする。学校保護者、道路管理者、警察署、その中で注目すべきことはできるだけ地域住民などの参画を得て調査をなさないと、このようになっております。

それから、3番目に対策必要箇所ですが、調査をただけでは駄目であり、調査をした結果どういう対策が必要かと、対策メニュー案をつくること。その中で保護者の協力、地元住民との調整を図り対策案を検討するとなされております。また対策の実施にあたっては、保護者などと連携をとりなさいとなされております。

4点目に町民への情報公開が求められております。通学路の安全確保について地域で認識を共有する。非常に大切なことではありますが、その観点から対策が必要な箇所、対策の内容、図面、一覧表などをホームページなどで公表するのが妥当であるとされていると思います。そこで、この実施要領に沿って、私は疑問、問題点を指摘をし、教育長に答弁を求めるものであります。

1番目の危険箇所の抽出であります、6つの小学校で35カ所、そのうち私はとりわけ問題なのは、大津小学校周辺だと思っております、大津小関連では20カ所が抽出をされております。そのうち町が管理責任となっている所が13カ所、そして未解決が8カ所と6つの小学校の中でも最も多くなっております。

しかし、大津小周辺で危険箇所がたったの20カ所であることには到底納得ができないと思われま。私が知る範囲では、抽出された箇所以外にたくさんの危険箇所が放置をされております。そこで保護者や地域住民の声を聞いたのかと、これが第1点であります。それから、通学路のあり方、認識を共通のものにしてきたのかということでもあります。通学路に関して保護者や警察、自治会などの関係者との間の共通認識、これが非常に大切であるとなされておりますが、その共通認識の事項の中で道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、あるいは大型車が頻繁に通る、やぶや路地など、いわゆる犯罪につながるそういう場所が近いと。これが共通認識の基本的な事項であります。こういう認識が共通のものにされてきたのかどうかお尋ねをするものであります。

また、対策案を作成するにあたりまして、保護者や地域住民の参画を得たのかどうかということでもあります。

それから4番目に、情報の公開がきちんとなされたかということです。一つは事前の公開、こういう調査をしますので意見を求めるそういった公開。それから実際場所を点検をする時の公開。そして、事後の対策案の公開、さらに未解決がまだ約半分残されておりますが、半分以上ですかね、進行状況が公開がなされているかと、こういった大津町はいわゆる協働のまちづくりを掲げておりますが、共に力を合わせて働くという観点からもこうした情報公開が前提になるものと考えられますので、お答えをいただきたいと思っております。

通学路の問題で、第2問目は美咲野小学校が4月に開校いたします。学区が再編される中で新しく通学路と指定される所が出てくるかと思っておりますが、その対策、また安全に対する責任、この点につ

いてお尋ねをいたします。

特に私は高尾野出身であります。高尾野区新小屋地区は、これまで大津小学校、あるいは中学校にスクールバス通学だったということもありまして、いわゆる正式な通学路としての整備は長年事実上放置をされてまいりました。とりわけ、高尾野新小屋は東西に非常に長い地区であります。新小屋地区に中核工業団地ができ、その通勤道路ですね、これが新小屋桜山線として整備がなされてまいりましたが、集落内の生活道路と重なっているために、これまで高齢者の方も含めて交通事故で尊い命が奪われてまいりました。新小屋桜山線は、皆さんもご承知のとおり、家のない人家のない側に歩道が設置されております。ところが集落側には歩道はない、実際歩いて見られればわかるかと思いますが、とても安心して歩ける状況ではありません。大型車が頻繁に通ります。また、かなりスピードも出して走ります。この新小屋桜山線で、私の知り合いの子どもさんが5月5日の子どもの日に交通事故に遭われ、子どもさんの命が奪われてしまいました。こんな無念なことを絶対に私は繰り返してはならないと、このように肝に銘じております。

また、もう一つの幹線道路としてミルクロードがございますが、このミルクロードは開設当時は阿蘇のミルクを運ぶということで、通称ミルクロードと言われているわけですが、まさに開設当時とは様変わりをいたしまして、中核工業団地への通勤の車、これはもとより阿蘇方面に大型車も頻繁に行き来をすると、こちら肝心な人が住む集落側に、高尾野地区に限りましては両側に歩道は全くございません。現在でも自転車通学の子どもたちがいつ車にあおられて事故に巻き込まれてしまうのではないかと、私は非常に心配をいたしております。この間、美咲野小学校開校にあたりまして、高尾野新小屋の地元から安全対策についての要望が出されているかと思っております。

一方で、昨年行われました通学路の合同点検、緊急点検対策は国から言われて実施したと、そうとしか感じられません。一步前進ではあります。事は子どもたちの命がかかわった最優先、最重要の課題だと私は認識をいたしております。二度と通学路におきまして、あるいは生活道路におきまして、人命が失われることがないように万全の安全対策をとられるよう、その責任と対応を求めたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 皆さんおはようございます

まずもって町民の信託を得られて町議会議員として選ばれた議員の皆さん、おめでとうございます。それでは、荒木議員の通学路の点検と対策についてのご質問にお答えいたします。

皆さんご存じのとおり、県内外で登校中の児童らが巻き込まれる重大交通事故が相次いでおります。このような事態を踏まえ、文部科学省から各都道府県、教育委員会、市町村、都道府県警察本部等に協働して通学路の安全確保に努めるとともに、学校、警察及び道路管理者がなお一層連携、協働して通学路の安全点検及び安全対策を講じるように通知がありました。この通知を受けるまでもなく、先ほど荒木議員さんがおっしゃいましたように、一番大事なものは命でございますので、日常的な子どもたちの交通安全指導については徹底を図り、また通学路の点検におきましては、通常各学校少なくとも年3回程度は実施をしてきているところでございます。しかし、全国各地で本当に複数の子ども

たちが犠牲にあうような重大事故が相次ぎましたので、この緊急点検の通知がまいったところでございます。

このことを受けまして、大津町のほうでも町内小学校に通学路の危険、それから要注意箇所について、保護者や地域の方と協議の上であげてほしいということで通知を出しました。その結果、各学校から上がってきました箇所は、全部で50カ所ございました。その中には集落内の道幅が非常に狭い、それから防犯灯がなくて暗い、そういう所も含まれておりました。集落内の道幅が狭いとことにつきましましては、今回のこの緊急点検箇所には入れませんでした。しかし、このことを無視したということじゃなくて、このことについては、また教育委員会が現場を調査し、各学校と今後どのようにしていったほうがいいのか協議をすることにいたしております。また、暗い箇所につきましましては、町の総務課のほうにお願いをいたしまして、防犯灯の設置をお願いしているところがございます。その残りの35カ所につきましまして、昨年の8月30日に学校、大津警察署、国、県、町の道路管理者、それに町の総務課、町の教育委員会による合同での現地調査をし、点検箇所の状況、危険の内容確認を行い、安全対策を協議したところがございます。今回のこの緊急点検につきましましては、保護者並びに地域の方には入っていただいております、しかし、先ほど申しましたように通常の点検においては、一緒に点検をしていただいております。ここでの協議を踏まえまして、各道路管理者及び公安委員会によりまして、通学路の危険要注意箇所35カ所につきましましての対策案を作成し、その具体的な対策内容を教育委員会としましては県の教育事務所のほうに報告をしたところがございます。本年の1月末での対策状況といたしましては、既に対策済みが5カ所、平成24年度に対策完了予定が2カ所、平成25年度内に対策予定が12カ所、平成26年度以降の対策予定が16カ所となっております。

今後も学校の通学路の安全確保に万全を期すため、各道路管理者へ早期に対策を講じていただくよう引き続き要望をしまいたいと思っております。

また、結果並びに今後の対策等について、公開すべきではないかというご意見でございます。各学校のほうへはこの後です、この後どういう対策予定であるのか周知を図っていきたいというふうに思っております。

また、通学路の指定をするときのその観点について、先ほど議員おふれになられましたけれども、先ほど触れられたような内容も含めまして、通学路の指定は各学校で地域や保護者の方と相談の上で決めることになっております。その折に、やはり交通安全、それから不審者対応、それに危険箇所はないか、そういった視点から子どもの目線で点検をするようお願いをしまして、点検の結果、大人もう100%OKの時点で通学路を指定すべきところですけども、より安全なところということで現在通学路の指定を行ってるところでございます。

安全施設を整える、道路を安全な状況にする、それももちろん必要なことですが、それで子どもたちの安全が守り通せるかというところもございません。やはり子どもたち自身が交通ルールの遵守、確実な安全確保、そういったところもしっかり身につけて通常の通行においてそれを守るような児童生徒を育てなければなりませんので、今後も交通安全指導の徹底を図っていきたいというふうに思っておりますし、あわせて現在も地域住民の方とか保護者の方、並びに交通安全ボラン

ティアの方々の協力によりまして、子どもたちの安全登下校のための見守り活動も展開していただいております。こういったところへも今後ともご協力をいただくように委員会としてもお願いしていきたいと思っております。

次に、高尾野、新小屋地区における美咲野小学校、それから大津北中学校への新しい通学路の交通安全、防犯対策整備等につきましてお答えいたします。

平成21年よりスクールバスの運行及び通学路の整備につきまして、関係地区の皆様と数回打ち合わせを重ねてまいっております。昨年地区役員さんと町教育委員会とで想定される通学路の現地調査を行い、対策について協議をいたしました。平成24年度で一部の防犯灯の設置、歩道改良、信号機の設置、横断歩道設置、交通規制等を実施したところでございます。今後につきましても、さらに教育委員会としましては、スクールバスの運行や通学路の整備計画につきまして、地元と十分協議を重ねながら児童生徒の通学の交通安全、防犯対策のため防犯灯の設置、歩道の改良、信号機、横断歩道設置及び交通規制等の整備を順次整えていただきますように、関係機関のほうに要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。新しい議員の皆さんと大津町の安全・安心、町民の幸せのために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初の荒木議員の一般質問につきましての通学路関連等についてでございますけれども、今教育長のほうからお話がありましたように、関係機関の皆さんとともに調査をなされておられますので、それに向かって頑張っていかなきゃならないというふうに思っております。もちろん一番始めの通学路の関係については、もう本当に議員おっしゃるようにまだまだたくさんあるようでございます。室小につきましても、熊日の前後北部や南部のこの区間についても車の量も、そしてまた、子どもたちの室小への通学としても大変危険な状況であるのは確かであります。もちろんそのほかにも錦野の関係の県道の関連についても子どもたちが歩いて登校するとき、傘をさして行くとき車との接触事故というものも多々あるというような状況でございます。ほかにも今おっしゃるように大津小学校をはじめ、各学校についても歩行でくる通学路関係についてもしっかりと取り組んでいかななくてはならないというふうに思っております。もちろん、高尾野、新小屋地域につきましても、この関係については、平成21年1月に学校建設の答申をいただいております。それから校区の問題とかいろんな形で検討をさせていただいております。高尾野、新小屋区域につきましては、安全な道路ができるまでは3年間、平成25年4月から平成28年3月までスクールバスを活用するというようなとり決めがなされておるようでございますけれども、やはりその間につきまして、しっかりと安全な歩道関連をつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。

議員ご指摘のところでございますけれども、新小屋の所につきましては、もちろん今下水道工事をやらせていただいております。その一番危険な所は、あのミルクロード北外輪山線との交差点、あるいは工業団地の交差点の関連でございますけれども、この件につきましては、もちろん排水の問題もあります。この排水をどう流すかという、やはり堀ヶ谷のほうの河川のほうへ流さなくちゃなら

ない長い区間がございますので、この辺についても一応検討はしておりますけれども、何らかの形で県道のほうへ入れ込めないかというようなことはご相談をしておるような状況であります。これはもうずっと前から、都市計画道路三吉原線につきましての当初は、手前のほうから下りる状況だったんですけれども、東のほうへ都市計画道路の変更をさせていただきました。その間にミルクロードの都市計画の路線につきましては、道路構造上大変厳しいというような状況でございましたので、その間につきましては、歩道の整備を県のほうでやっていただくようなお話をしております。もちろん、その折にでも排水関係も解決しなくてはならないんじゃないかなというようなことで、今後そういう県のほうにも要望をしていきたいというふうに思っております。

議員おっしゃるところの高尾野集落の西側については、おっしゃるように既存の住宅については、歩道とか、道路が完全に舗装になっておりませんが、下水道関連も一応終わっておりますので、あの道路を通っていけば安全であるというふうに思っておりますし、北側のほうについては、現在本田技研の独身寮をはじめ、その手前には民間のアパート、3棟のアパートがございますので、そこには相当数の方が住んでおられるようでございます。そういう意味におきまして、こちらのほうの意見をという意見もございますけれども、そちらについては、ただいま地元の要望について平成24年度で改修関連をやらせていただいております。ただし、通学路の関係につきましては、議員のおっしゃるような路線と別に議員の横の西側のほうの関係から美咲野の十字路に通す路線はいかがかというような話も前々から出ておる状況でございますけれども、あの地域が窪んだ道ということで、道路建設について検討しましたら相当数金がかかるというような状況でございますけれども、東側のようにどんどんと埋め立ててきていただければ、工事費も安くつくんじゃないかなというような思いもしております。この件については、地元の意見とも十分相談しながら3年以内にどうするかというのを路線関係をやっぱり検討していかなくてはならない大事なところではないかなというふうに思います。もちろん、そのほかにも通学路関連等については、美咲野だけでなく、各関係の学校の道路の改修関連等についても、しっかりと考えていかなくてはならないんじゃないかなと思います。しかし、これには相当時間がかかるようございます。例えば美咲野の小学校が決定いたしまして、校区の問題とともに矢護川大津線の県道の西側からくる子どもたちが美咲野に行くのにはどうしても陸橋にするか、信号にするのかいろんな検討を県のほうとも相談を担当のほうはしたようございますけれども、信号機が一番いいんじゃないかなというような形で、これも歴代の署長4名の方々にご相談をしながら、先ほど3月13日に点灯式が行われたということで、一気にはなかなか予算の関連もございますので、なかなか進まないというような状況でございますけれども、まだまだあの信号ができて、西側の団地の皆さんがあ信号まで上がってくるのがどうかというような問題もございます。途中の交差点から横断する可能性もございますので、その辺の危険関係もございますので、その辺は十分交通安全指導をしながら事故のないよう努めていかなくちゃならないというふうに考えておるところでもあります。

いろんな形で交通事故につきまして、あるいはただ道路ができればいいというものではございませんので、教育、交通安全指導もしっかりとやっていかなくてはならないし、そのためには子ども、あ

るいは地域、そして運転する運転手のマナー、これが一体となって交通安全は守られていくんじゃないかなと思いますので、今後啓発関連等についてもしっかりと取り組んでいかななくちゃならないというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度教育長にお尋ねをいたします。

昨年度行われた緊急合同点検、国のほうから指示がきて8月まで終わらせろというようなことで、まさに国から言われてやらざるを得ないということで、保護者や地元の人たちと十分協議をする時間がなかったということは、私も理解はできます。

しかし、毎年度こういったことはやっている、しかし、やっていると言いながら通学路の安全対策が遅々として進まない。私はこの点を反省しなければならない。我々自身も反省しなければならないと思います。大津町の道は狭い、旧市街地ですね、これはもう宿命的な問題はどうしようもないと、また町長がおっしゃるように改良するには金がかかるからもう辛抱せにやしようがないと、私も常々そう考えてまいりましたが、しかし、もうそれでは済まされないということだと思います。これだけ車社会となり、それから車の数も増えるということでもあります。金がかかる。あるいは時間がかかると、それで逃げてはいけないと私は思います。そういう意味で、町内6校で35カ所て言いますが、大津小が20カ所、室小はたった3カ所ですよ、危険箇所として上がっているのは、そのうち未解決は1カ所しかありませんて報告なんです。南小は県道関係でまだ三つ残っていると、東小にいたっては、1カ所しか危険箇所はないと、北小は4カ所のうちあと三つが未解決と、護川小にいたっては4件全部解決したと、こういう報告になってるんですよ。これが果たして子どもの命を守るという観点からして、妥当なのかということなんです。

私は、この際徹底して危険箇所を全部洗い出して、問題箇所は洗い出さんと、目標が決まらん限りですね、これが進んでるのか、あるいは金がない暇がないということでやっていないのか、はっきりせんわけですよ。事は子どもたちの命にかかわる問題ですから、まず徹底的に調査をして問題箇所を全部洗い出す。私は教育委員会にこれが第一義的な責任だと思うんです。問題箇所を洗い出して計画を立てる。その際に保護者や地元の人たちと丁寧な話し合いをすると、これを徹底していただきたいということなんです。我々議員もこういう調査があつてることすら、私は通学路のことをネットで調べる中でああ去年あつたんだと、初めて知ったわけです。だから町のホームページにその後アクセスをしましたが、それらしい記事は全くないということでもあります。当時はあつたのかもしれませんが、私が今は調査した限りではホームページに掲載がなされていないということでありました。それじゃあ、よそはどうだったかと、また調査をしてみました、よその自治体はこうやって問題箇所の、ホームページですよ、写真を問題箇所、それから対策した後どうなったかと、こういうことがホームページできちんと公表されているわけです。そういう意味で大津町の対策がいかに真剣味がないかということだと思います。我々議員も含めて、この際子どもの安全ということで、もっと真剣に計画的にこの通学の安全対策をやる必要があると思うんですよ。そのためにやっぱり教育長がその先頭に立っていかなければ、万が一子どもが

犠牲になれば、これは教育委員会の責任ですけんね。とりわけその通学路と指定された所で子どもの命が犠牲になったら、真っ先に教育委員会が責任を問われるということを自覚をし、我々もそれに協力をし、地元、保護者の協力をいただいて、大多数の人が納得するような計画をまずつくらにゃいかんということだと思ふんです。そういう意味で、教育長にあらためてその決意をお聞きをしたい。

それから、通学路がこれもまた調べましたが、通学路がどこが通学路になってるかももうわからんわけです我々には。親切なところでは、町内の路線図にここは通学路ですよと、案内もちゃんと出てるんですね。私はそこまで情報を公開するべきだと思います。どこが通学路で、どこが問題かということも情報公開をしながら住民と話し合う、あるいは必要なところは協力をいただくと、これが改めて問われていると思います。そういうことで、通学の安全点検について、もう一度教育長の答弁を求めます。

それから、美咲野小の新しい通学路の問題ですけど、町長もだいぶ力を入れていただいているは思いますが、地元から要望が出る、まず出してくださいと、しかしそれに対して町側が具体的にじゃあこの要望に対してはこうでどうですかという町が本来提案をせないかんわけです。それがなかなかきちんと出てこないわけです。それは地元では出したってどうせやってくれんとなんかいかという疑心暗鬼にもなるわけです。ですから、そういう協働のまちづくりというのであれば予算を持ってるのもそうだし、決定権を持ってるのも行政側ですから、出された要望に対しては具体的な解決策提案をし、それを基にまた再協議をするという丁寧な進め方をやってもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

本当に命より重いものございませんので、子どもの命を守る、その責任は教育長にあると思えます。その重みを自覚しながらこれまでもやってきたつもりではございますけれども、まだまだお話を聞きし、ご指摘をいただきますと、至らないところがあるなど、今深く自己反省をしている部分もございます。通学路につきましては、各学校から危険箇所が上がってきましたときには、そのつど関係機関、役場内におきましては、総務課、道路整備課、そういったところと連携を取りながら、また国道、県道につきましては、道路管理者のほうに要望はしてきたところでございますけども、なかなかその先が進めることができないでいるのが現状でございます。

また、通学路につきましては、それぞれ学校の通学路は決まっております、その通学路については、通学路マップというものを各学校はつくっております。そして、そのマップの中で、この所は道幅が狭いから気をつけましょうとか、ここはちょっと薄暗くなっているんで1人で遅い時間帯を歩かないようにしましょうとか。危険箇所も明示したのつくっておりますけれども、あくまでもこれまではそれぞれの学校止まりで保護者のほうに配布しておりましたので、住民の皆さんすべてがそれぞれの学校の通学路を承知される状態には至ってないかなというふうに思いますので、ことにつきましては、どのような形で町民の皆さん方にもわかっていただけるよ

うな公表、公開の仕方があるのか検討してみたいと思っております。

大事なのはやはり教育委員会だけではできる仕事はほとんどありません。中心にならなきゃなりませんけれども、連携をほかの機関ともとっていかきゃなりませんし、何よりも大事にしていかなければならないのは、地元の方々保護者であるというふうに考えておりますので、今後より緊密な連携を図りながら、子どもたちの命を守るための取り組みにさらに力を注いでまいりたいと思っております。以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の再度の質問でございますけれども、なかなか提案をしながら意見を伺い、そしてその結果が地元においていけないというのは、もう確かでございますので、その辺については、しっかりと地元においていけるような組織というか、地元の役員の皆さんにしっかりと説明責任をする。そして、その地元の人もしっかり関係の皆さんに連携を取るといふ、連絡を取るようなそういうシステムの人材をしっかりとつくっていかなくちゃならないじゃないかなと思います。もちろん学校関係、そこには我々の教育委員会、そしてまた地元の保護者の皆さんや、あるいは地域を見守っていただいている高齢者の皆さん、いろいろの方々が意見をお伺いしながら大津町全体でどこが一番危険であるとか、あるいはそういう関係については、今後しっかりやっていこうというようなことでございますので、今まで議会のほうで陳情していただいて、それでたくさん道路の改良が出てきておりましたけれども、5年ぐらい前に一応点数の関連等で順位を決めてやらせていただいておった関係で、なかなかその辺の関係で議員さんたちのご意見がなかなか耳にできなかったことも確かでございます。やはり議員は町民の代表の一人でございますので、ぜひ議員活動の中でも我々のほうに提言し、地元伝えていただけることをお願いを申し上げながら、議会と行政両輪のごとく地域安全のために頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 通学路の安全の責任については、やっぱり第一義的に教育委員会にあると、しかし、教育委員会は確かに予算措置がありません。しかし、責任は問われるわけですから、また責任を持たなければいけない部署ですから、教育委員会が言っても町長が動かんということであれば、それを公表して町長と当たり合うぐらいのですね、責任だけ負わされて教育委員会の仕事が果たせないということであれば、本末転倒でありますので、私は通学路に関してはやっぱり教育委員会所管がもっと自覚をして権限を行使をしていただきたいと、このことを求めておきたいと思っております。

では、時間の関係で次に移ります。

通学路の次は生活道路の整備であります。大津町の先ほどから申し上げておりますように、旧市街地はまさにこの菊池郡市内、あるいは県内でも非常に生活道路の整備が遅れているのは誰しも認める場所だと思います。古い町並みが形成され、歴史文化を感じさせると、こういう点では確かにいいことではあります。非常に狭い道がたくさん放置され、軽自動車さえ離合ができないと、その間を人がとりわけ高齢者の人たちが歩かなくてはいかんということがたくさん放置をされております。歴代の町の行政は、こうした市街地整備を私は後回しにしてきたと、放置をしてきたと言われて

もしやがないと思います。現家入町長はこの5年間で中心市街地整備を進めてこられました。私はこれに特段反対ではなく大きな道路、南北道路の建設などは必要なものとして認めてきたところではありますが、もうこのまちづくり交付金事業が一段落つきまします。5年間で50億円、また継続を含めますと約60億円の財源が投入されてきたわけではありますが、大型のやつはもう一段落をついたと、私はここで町民に一番身近な生活道路を計画的に整備を進めると、こういうところに舵(かじ)を切っただけだということでもあります。具体的な提案として改良すべき道路、危険箇所(かじ)の把握、先ほどの通学路じゃありませんけど、町にはたくさん危険な箇所があります。改良すべきところ、担当課にも申しあげましたが人手が足りない、とても多すぎて把握できない。これは確かにそうです。態勢もとって道路整備課だけに任せてたらとても間に合わないと思いますので、町全体のそういった箇所をきちんと調査をし、把握をするところから始まると思います。優先順位とおっしゃいましたが、これも確かに必要ですが、これも一般町民には確か公開がなされておられません。インターネットでそれがホームページ等できちんとわかるように、誰しもがわかるようなそういう説明責任が求められております。そこで、危険箇所については、少なくとも5カ年程度の計画、集中的な期間を設けて整備する整備をする必要があると思いますけど、この点について町長の決意をお聞きしたいと思います。

それから、具体的な改良箇所について、室北地区の南北道路改良、平成22年6月議会でこの改良の陳情が上げられ、確か全会一致で可決をされたところでもあります。しかし、3年経過をしておりますが、いまだに未着手と、なぜなのか、どうするのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長(大塚龍一郎君) 町長家入 勲君。

○町長(家入 勲君) 生活道路でございますけれども、高齢社会を迎えておりますので、集落内の道路整備はしっかりとやっていきたいというようなことで今回の選挙の折にも町民の皆さんと約束をしてきたところでもあります。そういう状況の中で、どこをやるかとなると、大変多くあります。もちろんその辺の整備も若干やらせてきておりますけれども、今後については、十分調査把握をしながらやらせていただきたいというふうに思っております。もちろんどこをやるかちゅうのが、今後関係機関というか、昨年の11月に道路検討委員会というのを内部で今つくっておりますので、その辺の中から今後は役場内だけでなく提言できるようなことについて、ちゃんとやっていただく委員も必要じゃないかなと思います。ただし、担当のほうから区長代表とかいろんな関係を入れるとやはりそれぞれの地域の思いがございまして、なかなか評価の関係がうまくいくかどうかと、この評価についてもしっかりと職員の研修をしながら、もちろん我々としては先ほどの質問がありますように、通学路を大優先的に今までやってきたところでもありますので、これに伴いまして、次はそのほかの生活道路の整備、これはやっぱり高齢者の地区内での歩くこと、そしてまた、安全性を保つために今後やっていかなくちやならないというふうに思っております。もちろん公開というような形については、今までなかなか本数が年間少ない予算範囲内でやらせていただいておりますので、できておりませんし、今年の仕事というような形の中で、各地区にお話をさせていただいておるのは確かでございますけれども、今後については、より多くの予算をいただきながら整備を図っていかなくちやならないというふうに思っておりますので、具体的などころの室北地区については、もう開発の段階でお互いその思

い、思いがあつてああいう形でやられておるようでございますので、それについても担当のほうで十分検討しながらというような形でなるだけ当初は離合箇所だけでも救急車が入らない、いろんな状況でございますので、離合箇所でもというような話をしておりましたけれども、やっぱり家のないような路線の計画を思い切りやらなくてならないんじゃないかなというふうに担当のほうにも指示をしておるような状況でございますので、1、2の家の移転も考えなくちゃならない場所でもあるかと思えます。ただし、先ほど申しましたように、それなりの事業を進めるためには、地権者の皆様のご理解が必要でございますし、計画をしている3年間予算を流したりいろいろして工事が進んでいない所も十分ありますので、設計変更なりそういうのも検討しながら地権者の皆様のご理解が得られるような形で今後進めていかななくちゃならない件もたくさん起きておりますので、十分なるご理解、説明をできるようお願いを今後していきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 生活道路の整備については、やっぱり集中的に可能な補助事業も含めて、また単独予算も投入して、例えば5カ年計画ということで実態を把握した上で、計画的な整備を求めておきたいと思えます。

具体的にもう一度聞きますが、室北地区のこの南北道路ですが、担当課に課長に聞きます。具体的な提案をもって地元との協議を行ったのかどうか、この3年の間に何回やったのか。地元と合意できない何か障害があるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

ご指摘の室地区の分館北側の道路につきましては、平成24年度予算で概略設計をやっております。それが上がりまして、今後方向性を出してというふうな感じで整備をしていくかということで平成25年度以降検討していきたいということで考えております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この指摘をした室北の道路は、まさに消防車が通らないと、いざ火事、火災等がありましたら消火にもいけないと、それで3年間放置をするというのは、行政が悪いのかあるいは地元が悪いのか、それはさておいて早急に最低限消防車等が通れるような緊急の対策は求めておきたいと思えます。

最後に上井手、下井出の問題について、お尋ねをいたしますが、上井手は先の7・12の大雨で大林地区が越水をし、住宅に被害を与えました。それから、この町中心市街地の上井手数箇所でがけ崩れ、あるいは越水、住民の方が多大な被害を被ったところもございまして、これは一体この上井手について、法定外の公共物として、いわゆる水路扱いです。しかし、誰が考えてもこれは河川であります。このようなまた水害が起きた場合、いったい誰が管理責任を負うのか、この点について、ちょっとはっきりさせておきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 上井手の水路の件でございますけれども、もう上井手につきましては、役

割はもう十分ご承知のとおり、菊陽、大津地域の田畑を育成するとともに、地下水のかん養関係の役割を担ってきております。しかし、先の7月の大豪雨災害に伴いまして、大変上井手関係等についても氾濫を起し、大変地域の皆さんにもご心配とご迷惑をかけておるのは確かでございます。

しかし、今上井手の関連につきましての、下井手も同じですけれども、平成24年度から平成26年度までの第1期工事を今やらせていただいております。今後につきましても第2期工事というような形で取り組みをさせていただきたいということでお願いを県のほうにさせていただいております。もちろんこれは県関連の工事でございますけれども、町の負担も4分1は負担しなくちゃならないと、そしてまた、この河川関連についての安全・安心のため、いろいろとご相談をしていかなくちゃならないというふうに思っております。もちろん我々としてはあの上井手地域の観光ルートというか、散策道路の一つというような形で、今回工事をみましたところなかなか例えば町道の大松山の下の町道と河川の間の問題も出てきておるようでございますので、今後についてはやはりホテルがようやく出ようとしたのに今回こういう河川でまた新たな育成を図っていかなくちゃならないような状況になってきております。しかし、やっぱり言われるように安全第一、そして生命第一のところでは今事業をさせていただいておりますので、今後については、町での関係をしっかりやっていかなくちゃならないルートではないかなというふうに思っております。もちろん責任というのはこういう大災害関連等については、今まで裁判関連等でそういう形で裁判を行政が受けたという例は今のところあってないようでございますので、その辺の責任というのは、管理関連の状況の問題になってくるかと思っておりますけれども、土地改良と町との中でしっかり連携を取りながら安全管理をやっていきたいというふうに思っております。このことにつきましては、また担当部長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 時間が経過いたしましたので、荒木俊彦君の一般質問はこれで終わります。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時09分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 皆様おはようございます。傍聴席の皆様雨の中、朝早くからありがとうございます。

ただいまより、2番議員、公明党の豊瀬和久が一般質問をさせていただきます。

私は、2月の選挙で町民の皆様のご指示をいただき町政の場に送り出させていただくことができました。深く感謝申し上げますとともに、皆様の真心を決して裏切ることなく全力で取り組んでいく覚悟です。公明党の立党精神は「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」です。この精神を一瞬たりとも忘れることなく、一生懸命に頑張ってまいりますので、執行部をはじめ先輩、同僚議員の皆様、どうかよろしく願いいたします。

また、家入町長におかれましても、3期目のご就任大変おめでとうございます。私も選挙戦で回中、町民の皆様の家入町長への期待の大きさを実感いたしました。私も町民の幸せのために頑張っています。本日は通告に従いまして4点の一般質問をさせていただきます。

1、子ども医療費について。2、三種予防ワクチンについて。3、通学路の安全点検について。4、投票所について、の4点についてお尋ねいたします。

まずはじめに、子ども医療費についてお尋ねいたします。

大津町における子どもへの医療費助成は段階的に拡充され、現在までに小学校6年生まで拡充をされてきました。しかし、熊本県下の助成の実施状況を見てみますと、小学校6年生まで無料化しているところが13市町村、中学3年生まで無料化をしているところが22市町村、高校3年生まで無料化をしているところが2市町村となっています。多くの自治体が中学3年生まで無料化を行っています。お隣の菊陽町も昨年からは中学3年生まで無料化を行っています。家入町長も施政方針の中で「地域の再生、命を守る、子育て教育の推進を重点政策として新しい時代に向けたまちづくりを皆さん方とともに作り上げてまいります」と言われ、「中学生まで子ども医療費の拡大を検討してまいります」と言われています。私は、母が女手一つで3人の兄弟を育ててくれるなか、中学時代に長男として新聞配達をして家計の一部を支えていました。それも幸いにも健康であったからできたことです。どのような家庭であっても少なくとも義務教育の間は、子どもの医療費で家計に負担をかけさせてはならないと思います。大津町も子育て支援策の強化充実のために年齢を引き上げる必要があると思います。町長選挙の公約のとおり、中学3年生まで引き上げていただきたいと思いますが、町長のご答弁を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まずもって公明党の党としての平和推進に感謝をしております、今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思います。

子どもの医療費を中学生まで無料化できないかということについてお答えしたいと思いますけれども、議員おっしゃるように、私の公約の一つとして、子どものすこやかな成長支援として、「現在6年生まで無料化している子ども医療費の助成を中学生まで無料化を図る」としております。中学生までの無料化のため助成拡大を図ることにより、現在の子育てにかかわる経済的負担の軽減や、安心した子育ての環境を整えることにつながると考えております。なお、助成の実施にあたりましては、助成内容や方法等及び受診増に伴う国保税等の負担増にかかわる対応や啓発等について、近隣市町村の実施状況等も十分把握し、実施していきたいと考えております。

実施時期ですが、医師会や医療機関との協議やシステムの改修等の事務手続きや保護者への周知、受診券の配布などの準備期間が必要になってまいりますので、それぞれの対応や準備ができ次第実施していきたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 再質問を行わせていただきます。

体制が整い次第ということで実施をしていただくということですが、年度途中になりました場合には4月1日にさかのぼって無料化になるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 4月1日にさかのぼるということについても、十分検討しなくてはなりませんけれども、少し無理ではないかなと私のほうでは思っておりますので、早くとも10月になればいいなというふうな思いがありますけれども、その辺は準備、啓発関連等をしっかりと早急にやらせていただきながら早めに行えるような検討をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） はい、ありがとうございます。一日も早く成立を願うところです。では、次の質問に移らせていただきます。

2点目は女性や子どもの健康を守る対策の方針をお伺いいたします。それは子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種の定期接種と啓発の取り組みです。日本ではこれまでにワクチンによる副反応の問題などを背景に、予防接種行政に対して慎重な対応が講じられてきたこともあり、3ワクチンを含め世界保健機構が勧告しているワクチンが予防接種法の対象となっていないませんでした。このため、日本は先進国に比べ公的に接種できるワクチンが少なく、予防可能な病気への対応も遅れるワクチン後進国と指摘されていました。ワクチンの定期接種拡大については、公明党は国会質疑などを通して繰り返し実現を求めてきました。子宮頸がんは国内で年間に約1万5千人が発症し、約3千500人が死亡しているとの報告があり、近年は20歳から30歳台に患者が急増しております。この状況は、先進国の中では日本ぐらいです。どうしてでしょうか。理由は検診を受ける人が少ないからです。受診増のためにどのような対策を報じられるがお伺いいたします。

また、ヒブや肺炎球菌は、乳幼児の髄膜炎を引き起こし死亡率は2%から6%、重い後遺症を残す可能性もあります。両方とも初期症状がインフルエンザと類似しているために感染しやすく、楽観視できない深刻な病気なのであります。公明党の提案で3種のワクチンが4月から定期接種化されます。予防することで救える命、守れる命があるのならその体制を最優先で整えるのが行政の責任だと思いますが、いかがでしょうか。大津町としての取り組みの方針をお伺いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の一般質問の中の3種ワクチンについてのご質問につきまして、お答えします。

これまで子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類のワクチンにつきましては、任意の予防接種でありましたので、対象者の皆さんのワクチン接種への対応及び啓発の方法等により接種率は低い状態であります。

今回の国が住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等の措置に合わせて設置されるこの3種予防ワクチン、BCGや日本脳炎、はしか等の予防接種と同じく、国の定期の予防接種と認定されましたので、予防接種の費用の一部負担を無料にし、町で予算化するよう今回の議会に提案をしております。

今後の予防の重要性を住民の皆さんへ周知啓発をしていかなければならないと考えております。攝取状況及び契約等につきまして、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。

豊瀬議員の一般質問について、お答えさせていただきます。3種の予防ワクチンの接種の現状につきまして説明させていただきます。平成23年度の子宮頸がん予防ワクチンの接種状況としまして、小学校6年生から高校2年生までの対象者数654人のうち、被接種者数は100人で接種率は15.3%です。ヒブワクチンにつきましては、対象者数1千891人、被接種者が494人ということで、接種率が27.2%になります。小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、対象者数1千819人、被接種者数が542人ということで接種率が29.8%でございます。

本年2月末での状況としましては、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、接種率が9.5%になっております。それから、ヒブワクチンにつきましては、接種率21%ということになります。それから、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種率が21.7%ということで、2月末ということでもう少しの期間がありますので、少しは増えてくるかと思いますが、現状でも低い接種率になっております。

今回、国の定期予防接種ということで、接種費用の一部負担も無料化となりますが、今後接種率を上げるための対象者への啓発方法としましては、子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、町の広報やホームページに掲載することはもちろんですが、対象者への連絡といたしまして、学校等を通じて周知を図りたいと考えております。

それから、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、予防接種の内容を広報、ホームページに掲載するのはもちろんですが、接種時期が生後2カ月から接種できるということになっておりますので、生後3カ月までには町の保健師等によります新生児訪問を実施するという形をとっていきたいと思います。その訪問時に予防接種全般及び今回の3種ワクチンの予防接種の定期化の説明を行いたいと思います。あわせて予防接種手帳の交付も行っております。そのほか、町が実施する3歳から4カ月の健診時にも予防接種の説明や案内文等を作成しまして、個別に接種のお願いをしていきたくて考えております。また予防接種の委託医療機関等につきまして、予防接種のお知らせ等のチラシを医療機関内に掲示していただくようにしたいというふうに思います。

それから、今後多くの対象者の方が予防接種を受けられますよう、いろんな機会をとらえて啓発に努めてまいりたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 約1万円ほどかかっていたものが無料になるわけですから、早めに子どもや女性の命を守るために周知徹底をお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

3点目は、通学路の安全対策についてであります。昨年4月京都府亀岡市で発生した登校中の児童の列に自動車が入り込む事故をはじめ、登下校中の児童が死傷する事故が連続して発生したことを受

け、全国で通学路の緊急合同点検が実施をされました。大津町でも昨年8月から9月にかけて点検が実施をされました。

1点目の質問は、情報の公表についてであります。大津町の緊急点検では対策の必要箇所が35カ所になっていますが、どこが危険箇所であったのか。また、その改善はどのように進めようとしているのかなど、地域住民を含め広く明らかにするべきと考えますが、危険箇所と改善策をお伺いいたします。

2点目の質問は、護川小学校の通学路は特に危険箇所が多く、子どもたちが歩いて通学をしているすぐ横を10トンダンプが黒煙を上げて走っているという状況があります。お父さんお母さんが見かねて協力をして、交通量の調査や送り迎えなどをされています。ご存じでしょうか。

国においても、通学路の安全対策の重要性をかんがみ点検により抽出をされた重要箇所について、対策を図るため、防災安全交付金5千498億円、通学路などの交通安全対策費として137億円、そのほか地域の元気臨時交付金が1兆3千980億円も補正をされました。この交付金を活用するためには、まず地方自治体が整備計画を作成しなければなりません。これらの補正予算を活用し、急いで対策を図るべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 通学関連等の調査関連については、先の議員の質問にもお答えしたように、今後については、十分なる関係者との相談しながら安全・安心に努めていきたいというふうに思っております。もちろんご指摘のように、その点検内容関連等々、実施関連等についての説明不足が多々あっておりますので、その辺は十分反省しながら関係者の皆さんと十分その辺の進行関連についても、しっかりとご報告というか意見交換をやっていきたいというふうに思っております。

また、護川小学校校区におきましてのカーブミラーについても通学関係等の問題もあるようでございますので、その辺につきましても十分関係機関の皆さんと相談しながら、安全対策にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

通学路の調査の内訳ですが、学校別では大津小学校20カ所、室小学校3カ所、大津南小学校3カ所、大津東小学校1カ所。大津北小学校4カ所、護川小学校4カ所となっております。調査結果の内容ですが、道路の状況や危険箇所として道路の区画線が消えていたり、見えにくくなったもの、警戒標識やカーブミラー、ガードレール設置の要望、横断歩道や信号機の設置、また道路の幅員が狭いとか、勾配がきつい坂道、見通しの悪いカーブ等、いろいろありました。対応としまして、室小東側の町道塔ノ坂線の区画線設置や大津小学校区の引水東線のカーブミラー設置、また県道ではありますが、着工直前だったものなどは既に実施しております。ただし、信号機設置や交通規制など警察との協議を要するものもありますし、さらに道路改良にいたっては多額の費用を要するものや用地の提供お願いすべき相手方との交渉もあり、今後計画的に進めていくべきものと考えております。

これからも学校、保護者、地域の皆さん、警察署との連携を密にして通学路の事故防止に取り組ん

でまいります。

次に、護川小学校校区におきましては、カーブミラーが見えにくいことや、通学時間帯の通行量の多さなどの問題点があげられました。桜丘区の工業団地入り口付近の県道の歩道整備については、調査後すぐ、県により工事が行われてきたところですが、なお、そよかぜ台付近におきましては、今回の合同点検には含まれておりませんでした。地区の東側を通る町道杉水水迫線道路改良の事業計画が既にありました。しかし、道路の雨水排水の放流先が2カ所あり、その水路を整備しなければ道路整備に進めない状況でした。そのため、先に水路整備のための用地交渉を行ってききましたが、難航した経緯で事業が進んでいない状況になっております。今後地域の皆様のご理解とご協力をお願いして再度整備計画を進めてまいりたいと考えております。

また、この地区では杉水水迫線から中部農免農道、国道325号を通過して、護川小学校へ向かうルートが現在の通学路となっていますので、平成24年度は中部農免農道の路肩の歩道整備を行い、児童がより完全に通学できる環境整備を行ってきたところであります。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 豊瀬議員の通学路の安全対策について、お答えいたします。

ご指摘のように重大な交通事故等が連続して発生しましたので、国からの指示を受けまして調査を行ったわけですが、行った箇所が35カ所ということでございます。この35カ所すべてについて改善ができるのかというご質問でございますけれども、できるように今後教育委員会としましても、その対策・対応が確実なされるように進ちょく状況を見届けながら、さらに要請を強めていきたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、もう既に対策が済んでいるところが5カ所です。平成24年度内に完了予定が2カ所です。平成25年度内に対策予定が12カ所でございます。その12カ所の中で町道が6カ所入っております。平成26年度以降の対応予定が16カ所ですけれども、そのうち町道が6カ所でございますので、特にこの町道については、早期に改善がなされるように町の道路整備課と連携を強めていきたいと思っております。

また、護川小学校区のそよ風台付近の通学路につきましては、先ほどの答弁の中でもございましたけれども、今回の調査の中に入れておりませんでした。学校のほうに尋ねましたところ、以前からやはりここは通学路の安全面では対策が必要ということで、要望はしてきているけれども、なかなか改善がなされない。なぜ改善がなされないのか、用地関係も含めたところで課題が残っているということでございました。それで町の道路整備課が中心になられまして、今後のこの課題解決に向けて努力をされるということでございますので、委員会としましても、その進ちょく状況を見届けながら早期にここが改善されまして、子どもたちが安心して通学できるような通学路になるように努力をしたいと思います。また、現在そよ風の保護者の方々が、子どもたちの安全登下校のために見守りをいただいているということも学校のほうからお聞きしております。大変感謝しながら、ぜひ改善されるまで地域の皆様方のご協力を今後ともお願いしたいなと思っております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） これまで、通学路の改善はなかなかできていないのではないかと思います。先ほど言いましたように、国において改善の対策を図るためにいろいろな防災安全交付金、通学路などの交通安全対策費、そのほか地域の元気臨時交付金が補正をされましたので、この交付金を活用してそのためには地方自治体が整備計画を作成しなければなりませんけども、その作成をしていただいて、これらの補正予算を活用していただきたいと思いますけども、この点について再度質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員の質問でございますけれども、今の国の政府の経済対策というか、補正関係いろいろな形で今やらせていただいております。その中で、今回につきましても骨格予算の中にも相当な金額を上げさせていただいております。そういう状況でございますので、今後については十分通学路とともに、あの杉水からホンダの前まで出る道路の改修は、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 意見、要望を述べさせていただきます。まず通学路の問題に関しましては、保護者の要望をよく聞いていただき、その要望に対してはできるできないにかかわらず、まず最初に丁寧に対応をしたいと思っております。このことは私も議員として初心忘れずに頑張っていきたいと決心をしております。町を民間企業に例えるとするならば、町長は経営者、町民の皆様はお客様というふうに思います。私が議員になる前は民間企業に23年間勤めていました。そこで学んだことは、予算であるとか、時間であるとか、人、そういうものは少なくてあたり前です。そこにいる人間で、あるお金でまずは頑張っていく。そして、何が何でも目標に対してはやる、すべてを自分のことと考える。明確な責任を持つという思いで仕事に取り組んでまいりました。行政もそのような意気込みで仕事をしていかないといけないんじゃないかと思います。通学路の改善計画は、まずそういう計画を明確に立てて、その立てた計画に対して必ずそれを改善をしていくということを決意をさせていただいて知恵と執念を発揮をさせていただいて改善に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

4点目の質問は、投票所についてであります。高齢者や身体が不自由な方から歩いていけるような所に投票所をつくってほしいという情報があります。また、若い人たちからは、投票所に何か入りにくいという声を多くありましたが、大津町では入場券の裏に期日前投票の請求書、宣誓書が印刷されており、このことに関しては非常に喜ばれています。しかし、今回の町長選、町議選の投票率は62.74%と前回よりも5%ちょっと低下をしています。投票率を上げていくためにも20歳、30歳台の人が投票率が悪いということですので、そういう方々に若い人たちに投票立会人をお願いをするとか、入りにくいと言われる会場にBGMを流すとか、投票所の雰囲気づくりも必要ではないかと思っております。また、投票所が遠いという人がかなりおられます。車でいかないと投票にいけないという人が多いんです。4月からは美咲野小学校も開校をします。立石住宅集会所も建設をされます。ぜひこれらを投票所として追加をしていただきたいと思いますが、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 選挙管理委員会書記長田中令児君。

○選挙管理委員会書記長（田中令児君） 豊瀬議員のご質問にお答えをいたします。

今回初めて町長選挙と町議会議員一般選挙を同時に行いましたけれども、これは投票率向上と有権者の利便性の向上を図るとともに、選挙費用の節減を図る目的から、平成9年新たに規定されましたいわゆる90日特例を撤去して、同時選挙を行ったものでございます。

今回の同時選挙につきましては、選挙掲示につきましては、約750万円程度の削減ができましたけれども、投票率につきましては、先ほどお話がありましたとおり、残念ながら62.74%と前回の選挙と比較しまして、町長選挙では1.38%、町議会議員選挙では5.48%投票率が下がっております。現在その検証を行っているところでございますけれども、年代別に見ますと20歳台の投票率は35.4%、30歳台が47.4%とこの世代が著しく低くなっているのが現状でございます。反対に60歳台につきましては、85.8%、70歳台は87.2%と、これはもう若人の約2倍近い投票率となっております。このような状況を踏まえまして、今回の同時選挙での投票率の落ち込み幅がどのようなものであったのかを今後詳しく分析が必要であると考えているところでございます。

続きまして、投票区の問題についてでございますけれども、現在町内には17投票区がございますけれども、最小の投票区は有権者数が200人弱、最大では4千900人と大きな差がございます。また、投票所につきましても役場庁舎と町民交流施設とで、その区域が幅そうしておりますし、駐車場に問題がある投票所があるなど、懸案事項も多くございます。そのような問題を踏まえまして、選挙管理委員会で投票区の見直しについて検討を重ねているところでございます。

ご提案いただきました美咲野小区や立石集会所などについて、新たに投票所を設けないかというご提案でございますけれども、先ほど申しましたとおり、有権者数の偏りとか、配置する職員数の問題、投票所の設備の問題などを考えますと、部分的ではなく町全体で統廃合、または分割も含めて投票区の見直しが必要であると、そのような考えでございます。この実施時期につきましても現在検討をされておりますけれども、住民の皆さんの意見を聞いたり、周知する期間も必要になってまいりますので、次期参議院議員通常選挙の終了後が好ましいのではないかと、そのようなご意見でございます。

それから、投票所の堅苦しい雰囲気というご指摘もございましたけれども、選挙事務説明会の際には、笑顔で明るく公平に選挙の方には接してほしいという話をしておりますけれども、何といたしましても投票所事務は選挙の中核をなすものでございまして、そこでの誤りはひいては投票無効とかそういうことにつながってまいりますので、選挙人名簿等の照合、また投票用紙の交付、また投票用紙の持ち帰りはないかなどの非常にそういう確認をお願いしておりますので、どうしても何か雰囲気が堅苦しく感じられるのもあるかもしれません。そういう意味ではご提案いただきましたBGMも含めて明るい雰囲気になるように少しでも努めていきたいというふうに考えておるところでございました。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 再度質問をさせていただきます。先ほどありましたように、若い人たちの投票所に入りにくいという意見と、投票率が少ないということで20歳、30歳台ぐらいまでの方に投票

立会人をお願いするようなお考えはありませんでしょうか。また、その場合にはどのような感じで啓発をされるのかをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 選挙管理委員会書記長田中令児君。

○選挙管理委員会書記長（田中令児君） 若い方への選挙への関心を持っていただくということで、現在成人式のときに選挙管理委員会の委員長が出席されまして、選挙の投票の呼びかけと同時に町では選挙におきます立会人等も若い方をお願いしているというお話をさせていただいております。そういう意味で現在期日前投票所のおけます投票立合いにつきましては、二十歳以上の大学生の方とか、女性の方に今投票の立合いをしていただいておりますので、今後選挙におけます各投票所では選挙人名簿に記載されている方が立会人ですので、現在は行政区嘱託員の方をお願いしておりますけれども、若い方や女性の方にどんどん立会人となっていただきますよう、この点につきましては、また検討していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 選挙の投票率とかそういうものは、その町の民主主義の意識が問われることだと思いますので、できるだけ気軽に投票ができたり、投票率が上がるようにあらゆる手をつくしていきたいと思っておりますし、投票所につきましては、お年寄りの方のことなどを考えて、ぜひ歩いていけるような近くに投票所をつくっていただくようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時48分 休憩

△

午後0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆様こんにちは。5番議員、桐原則雄が一般質問をさせていただきます。

桜の花や菜の花が咲き始める季節が訪れ、卒業という別れや新しい出会いとふれあい、そして希望に胸ふくらませ、新たなスタートをきる季節を迎えました。今回初めて町長と町議選の同時選挙が実施され、家入町長が見事3期目の当選をされました。本当におめでとうございます。

私も今回多くの町民の皆様をはじめ、各関係者の皆さんに大変お世話になり、初めて議員活動させていただくチャンスを与えていただきます。深く感謝しお礼を申し上げます。今後のまちづくりについて町民の皆様との対話を大切に一生懸命に頑張っていきたいと思っております。

今回家入町政3期目のまちづくりについて、町民との対話を大切にされた地域づくりについて、集落営農組織の法人化や担い手育成についての3点について質問をいたします。

まず1点目の質問ですが、今、日本経済は厳しく不透明な状況の中で政権も変わり自由民主党の安倍政権がカジ取りを始められ、危機突破内閣として緊急経済対策をはじめ、さまざまな政策を出しておられます。投資と消費が拡大する成長戦略により、日本を元気にしていこうとされています。町長

も施政方針で2期8年の実績と3期目の4年間は、これまで培った政治行政の経験をすべてそそぎ全力投球で町民主体のまちづくりの基本理念のもと、地域の再生、命を守る、子育て教育の推進を重点施策として新しい時代に向けたまちづくりを進めていくと力強く抱負を述べられました。

今回の一般会計の予算関係を見ますと、国の緊急経済対策関連で25年度以降分を3月補正で前倒しし、10億9千万円ほどの予算です。当初の骨格予算は97億6千万円ほどでございます。合わせると約108億円近くの全体的予算になるのではないかと考えております。24年度の当初予算に比較しましても約6億円近く多くなっているという状況で、平年を上回る予算にはなっているのではないかと考えております。

予算の内訳を見ますと、歳入面では税収をはじめとする収入見込みは過去3年間あまり変化がありません。財源不足の調整は基金繰り入れや地方債の借り入れで対応されております。歳出面は、義務的経費が伸びており、特に扶助費をはじめ、補正予算債や臨時財政対策債など借り入れることによる補足をされ、起債残高は年々大きくなってきております。大変厳しい財政状況が見受けられます。その中で政策的な事業展開にも大きな影響が出てくると考えられます。そこで住民の期待や満足度を上げていただくためにも、国の政策への対応と各種の事業展開、地方交付税制度の変更、税収の伸びも少なく、自主財源の確保も含め厳しい中で財政計画との連動や事業の優先順位などつける工夫も必要と考えます。施政方針で述べられた新たな視点での多くの重点施策、また各施策のソフト事業やハード事業の実現に向けて、新たな肉付け予算の規模や実施時期、そしてその財源確保を含めて町長の手腕に期待してるところでございますので、今後どのように進められるかお尋ねを申し上げます。

2点目は、今後町民の皆様のさまざまな思いを整理し、仕上げの4年間のまちづくり戦略を実施すると述べられました。そのためには町民、行政、議会が一体となって取り組むことはもちろんでございますが、その業務を担い第一線で活躍していただく職員の皆様の役割もさらに大きくなってくると思います。行政改革や人員削減が実施され、業務量も増加、大変厳しい状況中でまちづくりを進めていくわけですから、効率よく進めることが求められてくると考えております。そこで組織機構改革が5年ほど前に実施されたと思います。また、今後の新しい事業展開さまざまな業務形態の変化が起きております。危機管理なども含め縦横断的な連携ができる、そして対応できるスピード感にあふれる新しい組織機能や体制づくり、職員の定員管理なども含めて組織機構の改革や見直しなど考えておられないかお尋ねを申し上げます。

また、まちづくりに大切なことは、厳しい財源状況から知恵と工夫、そして汗をかくためにも町民の皆さんを巻き込んだ組織機能づくりの強化も必要と考えます。町には農業をはじめ、商業、さまざまな企業、豊富な経験を持つ人材、地域づくり活動団体、NPO法人や個人、高校生や大学生など数多くおられ、それぞれがまちづくりの一翼を担い、さまざまな活動を展開されております。頼もしいと感じます。そこで、さまざまな団体や個人を活用するとともに、それぞれをつなぎ生かすためにまちづくり機能の窓口を一元的に集約し、ネットワーク化を図り、新しいまちづくり地域戦略や事業活動の展開を進める取り組みの考えはないかお尋ねを申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の一般質問にお答えします。

これまでは職員として頑張ってもらって、今回また議員として頑張ってもらえることを期待申し上げます。

多くの事業の実現に向けてのその規模及び実施時期や財源確保などを含めてどのように進められていくかというご質問でございますが、議員が一番ご心配されているのは、今回平成24年度予算を国の経済対策により11億円近い補正を行い、その多くを繰り越しているため平成25年度予算は実質上108億円程度となり、既に本格的な予算規模になっているのではないかとということであり、その上肉付け予算を編成することとなれば事業量は相当な額になり、その財源をどうするかということではないかと思っております。まず、肉付け予算の編成方針の考え方についてご説明をいたします。肉付け予算については、既に多くの住民の方から要望をお聞きしておりますので、その中から優先順位の高いものを選定するとともに、今から4年間で住民の方とお約束しました3つの分野を中心に、予算編成を進めさせていただきたいと考えています。実施時期については、それぞれの事業にそれぞれの課題があることから、そういった課題を整理し、実施可能と判断したのから順次進めていきたいと考えています。その財源はどうかということですが、今回の補正は国の経済対策に対応したものであり、その財源はほとんどが国の補助金と交付税に100%歳入される補正予算債で対応しております。一般財源は約1千万円程度となっております。さらに、国の補助金を除いた地方負担額の8割は地域の元気臨時交付金で手当てされる見込みになっており、その額が確定してから平成25年度予算に計上する予定としています。国から正式に通知がきていないことから、詳しい内容は不明ですが、肉付け予算の中で臨時交付金を充てられる起債を借り入れることが可能な公共工事などについては、この臨時交付金の活用を考えているところです。また、臨時交付金を活用できない事業については約1億5千万円余り予備費の活用や、今回の補正で積み増しました財政調整基金が24億円程度でございますので、基金の活用を考えているところです。

起債の活用につきましては、起債残高が増えているところでもありますので、起債の残高の推移を見守りながら対応していきたいと考えています。いずれにしましても、いろんな事業を展開していくにあたりまして、健全な財政運営を最優先させることを第一として、まずは国の補助金等の確保を優先しながら年度間調整として起債や基金の活用を行っていききたいと考えております。

続きまして、役場の組織に機構についてでございますが、現在6部19課2局3委員会、職員数200人で行政運営にあたっております。平成18年に課と室制を導入し、20年部制に切り替え、部の権限を強化し、横断的に事業が展開できるような体制を整えてきたところです。しかしながら、社会情勢の変化はめまぐるしく住民の皆さんとの協働によるまちづくりや地域再生への取り組みなど重点政策に対してよりスピード感を持って対応できるような体制が必要であると感じております。平成25年度に部の統廃合を含め、その機能強化や機動力、柔軟性を持たせること、調整機能を強化するなど十分に検討し、平成26年度に機構改革を行いたいと考えております。

また、今後5年間で多数の幹部職員が退職いたします。職員の人材育成に重点的に取り組むとともに

だと思いますので、その点について再度質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、仕事をやるその目的、目標、そして実行、工夫、これはやっぱり行政でなく、それぞれの地域の皆さんあるいは団体の皆さんと十分連携をとってやっていくことが必要であるというふうには十分認識しております。そういういみにおきまして、今後の機構改革関連等につきましても、住民の皆さんとのそういう目的実行のためにやっていけるような組織づくりを今検討をさせていただいておりますので、平成26年度には住民に理解できるような組織をつくり上げていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今それぞれに向けて取り組みをするということですので、十分頑張ってくださいというふうに思います。

次、2点目に移ります。2点目の質問は町民と対話を大切にされた地域づくりについてということでございます。町全体を眺めてみますと、町中心部は人口が増加傾向でございますが、土地利用や地域のコミュニティ不足など問題もあります。また、周辺地域は人口減少や高齢化地域の担い手不足、生活環境関係の整備状況など、まだまださまざまな課題が残っているというふうに感じております。各地域やそこに住む人が輝き、元気でなければ町の発展はなく、町全体が均衡と調和のとれた地域活性化策を進めるべきだというふうに感じております。

私もまちづくりの目指す姿として、地域、人、心、輝く大津を進めたいとの思いでテーマを掲げています。私も昨日参加をいたしました、陣内地域において10年に一度の神幸祭が開催されました。多くの地域住民の皆様参加をはじめ、県内や町外、町内から見学が訪れ大いににぎわいをみせておりました。そこには、地域の伝統と文化の継承だけでなく、小さい子どもさんから高齢者の皆さんまで、それぞれの役割分担の中でお互いを尊重し、思いやり、見守り育てるなど地域一丸となって同じ目的に向かって進む力が結集されたことを感じました。これこそ地域と心のきずなを大切しながら取り組み、楽しんでおられる地域づくりの原点であり、活性化の源であるというふうに深く感じました。そこで町も、まちづくりの基本である振興総合計画が後期基本計画として平成23年度から5年間をスタートされております。町長も昨年12月任期満了後、それぞれの地域の方と意見交換をさせていただき、現状や課題などを身をもって感じ、今後の施策にいかしたい。そして、地区担当職員を活用し、協働のまちづくりを進めていきたいというふうに述べられました。まさにそのとおりだと思います。町民の皆さんの対話を大切に町民が主役であるという取り組みは非常に大切であるというふうに感じます。町長も業務が非常に忙しいのはわかっております。しかし、時間をあけてでも町民方々と対話をするような取り組みが必要ではないかというふうに思います。町長みずから各地に出かけたり、または役場のほうで各団体あたりと協議をする、そういったこともやっぱり取り組みながら地区担当職員も連携をし、みんなで対応のできるまちづくりに進めていただくならというふうに思います。その一つが身近に感じ、まちづくりを非常に身近に感じ、町民一人一人が住みたい、住んでよかったと町長が思われるまちづくりのスピードアップにつながるのではないかとこのように考えます。情報

共有と対話のまちづくりについて、今後どのように進めていかれるかお尋ねを申し上げます。

また、町長も地域のきずなや地域力が大切であり、それを活かしたまちづくりを進めるというふう
に述べられました。町には各地域ごとにそれぞれの課題や問題があります。特色と宝もございます。
そこで地域力を引き出すためにも、それらの活動を基盤としながら地域が自ら立ち上がり、そして組
織する校区単位、小学校校区単位のまちづくりあたりの組織の育成とか支援とかも考える必要がある
のではないかと考えます。その中で各地域が抱えている課題を問題点、宝、特色を活かした地域振興
策、また7月に豪雨がありましたけれども、災害関係の対応についても防災面の強化など、それぞれ
の地域の方々がお話し合いをしながらまちづくりを進めるということが大切ではないかと、それを実
践すべき、そしてそれをサポートするのが行政の役目ではないかというふうに考えます。そういった
点からこの2点についてお尋ねを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 町民との対話を大切にしたまちづくりを進めるべきであるというようなこと
でございましたけれども、本当にそのように考えております。その意味におきまして、私が町長に
なってからは、よりきめ細かな住民との意見と集約するために、各行政区に町の職員を地区担当職員
として地域の要望を聞き、できることやできないことなども整理しながら理解していただくと、特に
道路整備に対する要望などについても優先順位を付けながら整備を進めてきたところでもあります。

町の職員を地区担当職員として配置することによって、職員には地域の現状を知ってもらい、より
地域住民のためになる施策を考えることができるというメリットもあり、より地域に密着した政策の
展開ができる点や、職員の意識や改革も含めた制度であるというふうに考えております。したがいまし
て、町民を巻き込んだ対話のまちづくりということに関しましては、今後とも地区担当職員制度を活
用するとともに、議員ご指摘のようにまだまだ不十分な点については改善を図っていきたい考えてお
ります。

各校区単位のまちづくりの組織の育成や支援を行い、地域振興策や防災対策などを含めた校区別地
域づくりを進める考えはないかということですが、地域づくりについては主に各行政区を対象とした地域づくり支援事業を行っているところですが、校区別の取り組みとしましては地域福祉や
人権のまちづくり、さらにはスポーツ振興会への助成などを通じた政策を展開しているところです。
ただスポーツ振興会以外については、まだまだ全地域に広がっていない状況であり、今後の課題であ
ると考えているところです。

校区別地域づくりということに関しましては、校区内のまとまり状況に地域差があり、組織や支援
内容をどのようにするのか。また活動拠点をどのようにするのかも課題であり、必要な十分な理解が
できますか今後とも現状としましては、現在行っている地域づくり支援事業を充実させながら地域へ
の支援を行っていききたいというふうに考えております。

議員おっしゃるように、住民との対話関連等についても、昨年交流センターにおきまして、昼の休
み時間に町長と話そうというようなことも計画しておりますけれども、まだまだこれも十分なもので
ありませんし、また各地域におきまして、それぞれの地域の文化伝統が行われていることにつきま

して、足を運ばせていただいておりますけども、やっぱり10年区切りのような年祭につきましての支援も考えることによって、その地域の高齢者から子どもたちまでのその祭、イベントに対する心意気を示すためには、行政としての支援もできる限りやっていかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。昨日の窪田阿蘇神社の神幸行列関連等についても本当に地域の力、そのきずなをしっかりと自覚させていただき、地域の皆さんのやる気を十分感じたところでもありますので、今後とも大津町の歴史文化遺産となるようなことを今後つくっていくのは地域の皆さんの力であるというふうに思います。そういういみにおきまして、新しい文化遺産が誕生するように頑張ってくださいということに対しましても、町のできる限りの支援をやっていかななくちゃならないというふうに思っております。

内容補足については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

現在、町では、住みよい地域社会の実現と地域住民が主体となった地域づくりを支援するために、各行政区に町の職員130名を地区担当職員として配置しておりますのは、議員ご存じのとおりだと思います。あわせて、各行政区ごとを束ねる職員として地域代表職員13名を配置いたしております。地区担当職員の役割は言うまでもありませんけれども、町の施策や事業予算などの情報提供はもとより、地域の実情や行政に対する要望、意見などを把握し、問題解決につなげていくというところであります。

現在の取り組みで地域住民との対応が十分というふうには理解しておりませんが、現在の地区担当職員制度を充実させ、さらに各地区の住民ニーズや情報の収集を図り、役場の組織の中でも情報を共有し、関係部署との連携強化や意見調整できるように努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、各行政区における地域住民の生活様式や地域の生活環境などがそれぞれに異なることから地域づくり活動への取り組みは、地域さまざまであります。

また、近年地域コミュニティーの衰退が進んでいる状況中で、地域が抱える身近な課題の解決に向けて現在は行政区を中心とした地域づくり活動支援を実施しているところです。校区別の地域づくりの推進につきましては、行政区単位の身近な地域づくりの支援を継続しながら、校区別の組織体制づくりや課題などを整理し、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 再度ご質問といいますか、要望になります。東北大震災から2年が経過し、行政と町民の意見の集約や合意など、まちづくりの難しさがあると報道番組でとらえられておりました。さまざまな考えや皆様の意見をまとめあげる厳しさはあります。それぞれの役割など認識、地域の宝や知恵、そして共に汗をかき自分たちの地域は自分たちでつくり上げということが必要になります。今お話があったように、行政区単位の部分で今進められおります。

ただ、地域支援事業につきましても数は65行政区ありますが、すべてが取り組んでおるわけありません。割合がかなり低くなっているというのがございます。その辺も含めて校区単位のまちづくり

に進むために、再度その辺を強化し、整備をしながら進めていただくならというふうに思います。また、そういうことができることによって自主防災組織とか地域のリーダーが生まれてくるということがありますので、その辺について再度お尋ねをしたいと思います。そういう考え方で進めることがないのかどうかを含めて最後ご質問申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今後の我々が今やっている地域とのつながりで、行政担当職員、あるいは地域支援事業を一方的にこちらから押しつけたような状況でございますけれども、地域の方が本当に自分たちから進んで何かをやるというような支援をやっていくためには、やっぱり人材は必要でございます。その人材育成をどうするかというのが今一番課題でございますし、その人材育成についてはいろんな面からいろんな専門分野、あるいはいろんな形の中で育成をしていくためには、町おこし大学というのは、からいも大学はじまって今日にきておるわけですがけれども、その実績も一部認めておりますけれども、今後については、その町おこし大学関連等の内容を充実しながら今後進めていくというような方向を考えております。現在の大学、運営関連等については、ここ1年十分検討しながら、平成26年度からさらなる大学の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 地域づくりの難しさは非常に私も行政職員をしておりましたので、難しい点があります。今、町長が述べられましたようにさまざまな形で変わりながら進めていただく、そしていい地域をつくっていただくということをお願い申し上げたいと思います。

次に、3点目に移ります。

集落営農組織の法人化や担い手育成についてということで3点目をお願いしております。町には大自然に満ちた豊かな緑と大地、そして水の恵みの恩恵を受け、すばらしい農畜産物をはじめ生産をされております。さまざまな産業、町民の暮らしの発展に貢献をしているというふうに考えます。今、国は地方を含めて元気にしようとして景気経済対策に力を入れますが、3月16日に安倍首相がTPPへの参加交渉を表明され、農業を取り巻く部門を含め、各産業にも大きな影響を及ぼし、ますます厳しい状況が続くのではないかと不安視されております。自然や農村環境を守り育てるのは、町の農業を取り巻く環境の中でも非常に厳しさがあります。高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加などさまざまな問題を抱えながら一生懸命に取り組んでおられる農業の方々がおられます。

しかし、時代も流れ、状況も変化し、問題も増え、生き残りをかける取り組みが必要であると、町独自の営農振興を目指すという対策が必要であるというふうに考えます。

1点目の質問は、国が地域再生農業の支援策の一環として、地域農業のマスタープランとして町の農業のあり方や、今後の地域の中心となる経営体を定めた人・農地プラン策定が求められております。県内46市町村中、平成25年1月末現在で7市町村が策定済みというふうに情報を聞いております。町も今年度策定される予定でございますが、その進ちょく状況も含めてお願いをしたいと思います。

また、今後新しい地域農業の受け皿である集落営農組織の法人化の取り組みについても、今情報が発せられております。町は集落営農組織の取り組みとして、水田地帯の基盤整備の実施にあわせカン

トリーエレベータや共同利用機械の導入ということで、いち早く取り組んでおられます。その成果は上がってきていると思います。しかし、最近では地域を担う組織全体にも高齢化をはじめ、担い手不足などさまざまな問題が発生し、それに対応すべく集落営農の法人化問題等が上がってきたと思います。現在大津には17の集落営農組織があるというふうに聞いております。その中で法人化されているのが陣内ランドホルダーが平成19年に設立され、今朝の新聞を見られたと思いますが、迫井手地区の圃場整備事業の関連で、岩坂、中島地区に新たに農事組合法人大津白川の名称で法人化が結成され、登記をして4月1日から活動したいという取り組みが新聞にも掲載されております。そのような中で、各組織への説明会など、それとあわせて町全体の集落営農組織の一本化をするというような大きな取り組みが進められているというふうに聞いております。農家や組織の方への説明会もあっておりますが、集落営農組織や個別農家の皆さんもさまざまな問題点があるというようなことで不安もあるというようなことの中、不透明な状況で現在続いているというふうに聞いております。この計画は町農業の全体をはじめ、地域産業の活性化にも影響すると考えられます。集落営農組織や農家の皆さん、関係するJA菊池あたりとも連携をしながら、町もリーダーシップを発揮していただきすばらしい取り組みに仕上げていただくならというふうに感じております。

2点目は町の農業と地域の後継者である担い手に対する支援についてでございます。

人・農地プランにも位置づけたら担い手支援の問題としても関連をしますが、担い手支援には専業農家を中心とする後継者、また新しく就農する新規参入者、そして農業法人組織への雇用、生きがい求めた生きがい就農など、さまざまな営農形態がございます。特に農家以外から新規参入される就農等については、私も今回4月から12月まで農業大学校の新規就農支援研修に参加をさせていただきましたが、その中で参加された中には、農地を持たない例等が多く、法律や農地の貸し借り、また機械、設備、融資などさまざまな問題があって非常に悩まれている、この就農問題は難しい問題であるというのを再認識をしたところです。それぞれのタイプごとに対応するのは町も大変でございます。ただ、関係機関あたりとの連携を踏みながら、国・県の制度や町独自として新規参入や農業後継者同士のネットワークづくり、また異業種との情報交換、または研修会、最近はネット販売等もあっております。その辺の部分の若者の支援をするような、若者プロジェクトみたいなものをつくっていただき、そして相談機能や支援体制の一元化、職員の数が少ないという状況もございますので、厳しい状況もあると思います。先ほど組織機構の見直しの中でもお話がありましたように、さまざまな取り組みが出ております。その辺も含めて対応できるようなシステム、そして町の農業の独自性のある農業振興策を図っていかれるということについての振興策についてお尋ねを申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 農業営農関係を伴うところの後継者や担い手関連等については、今、人・農地プランを作成中でございます。これについては、また後ほど担当部長のほうからご説明をさせていただきますが、議員おっしゃるように本当に今後の農業、日本の農業を維持していくためにいろんな課題事項が、後継者の問題や就農の問題、営農コスト関連いろいろございます。そういう意味におい

きまして、集落営農を推進してきたわけでございますけれども、今後についての法人化をやらせていただいております。その集落営農関連を進めるためには、昨日の法人化の設立についても平成19年度におきます迫井手圃場整備の推進、これがひとつの条件の中で平成20年度に採択され、今日に至って、大体面工事終わっておりますけれども、来年平成26年度までには完全に終わるんじゃないかなと予定をする中で、今回の法人設立というようなことで後継者育成関連等も解決できるのではないかなということも、先ほど議員おっしゃるように大型機械を入れながら経営のコストを図っていくというような方向が見えてきておるといことで、あと大津町にもあと13の集落営農ございますので、その辺の推進もしっかりと関係団体と相談しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

そういう関連の中で、やはり後継者育成関連につきましては、地元の安全・安心のための消防や地域のコミュニティーの関係でしっかりと、若者が頑張っておるのは確かでございますので、その辺の中におきまして、昨年度から就農保証関係が出てきております。新規については5年間150万円というような支援もございますけれども、新規就農だけでなく後継者の関係についても、国は案外規制緩和がされておるようでございますので、今後の方向を十分見ながら新たな後継者育成、担い手をつくっていくような方向になってきはしないかなというふうに思いますので、今後については十分その辺について勉強しながらTPPの問題もございますので、強い農業地域をつくるためには、やはり人でございますので、その辺の人の育成を図っていききたいというふうに考えております。

経済部長のほうから詳しく説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） こんにちは。桐原議員の質問で現状等についてお答えします。

今農業の抱えるさまざまな地域課題、あるいは将来を見通し地域ぐるみで解決していくための取り組みが、人・農地プランの策定となります。農地の受け手である地域の中心経営体や農地の出し手であるその他の農家プランに位置づけられることで、青年就農給付金、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子化、経営体育成支援事業の各種加算支援措置が受けられることとなります。最初から完全なプランの作成は難しいとされておりますので、随時の見直しを行っていくこととなります。

町では圃場整備後の水田について、低コスト化、効率化の観点から各関係機関と連携を図りながら、機械利用組合等の集落営農の施策を進めてまいりました。町長が言いましたように、平成19年度以降、国は経理を一元化し、面積要件を満たした組織を集落の組織して認定して交付金の対象としてきた経緯がございます。集落営農組織は、法人化までの移行組織的な位置づけとなっていることから、集落営農組織認定後は法人化を前提として高能率機械の導入を行ってきたところです。

集落単位の法人化については、高齢化等の課題もあり、平成23年度に法人設立の延長申請を行っております。このような経緯がありますので、5年後、10年後を展望した場合に、土地利用型水田農業を考え、そして集落営農組織の一本化による農業生産法人としての取り組みは、国の施策にも合致する目指すべき方向であるにとらえ、JAを中心として、県、町と連携し、各集落における説明会

を開催いたしました。先ほどから出ております現在17の集落の組織がありますが、法人化に向け集落営農連絡協議会へ助成を行っております。このうち、桐原議員も町長も申しました岩坂と中島の2組織は、迫井手地区経営圃場整備事業の事業要望の要件で法人化に取り組む。今日の新聞にも載っていましたが、議員がおっしゃるように設立総会が終了し、4月1日に登記関係を含め、発足いたします。経営体育成事業により昨年度中島地域には乗用管理機と大型コンバインを導入し、平成24年度岩坂地区に大型コンバインを導入しております。残りの15組織を法人一本化の最小組織として設立総会に向け、最後の調整を行っているところです。現在13組織が参加見込みとなっております。まだ2つか3つは調整中でございます。

今後は、JA菊池が事業実施主体となる低コストパイロット地区支援事業により、高性能作業機械の導入を行うとともに、ソフト事業にも活用し、法人設立後の組織運営の支援にも力をそそぎたいと思っております。

また、農業委員会と連携し、農地集積円滑化団体を有効に活用し、農地の出し手、借り手の双方が安心して借りられるように、農地集積のモデルを推進いたします。

次に、農業後継者問題ですが、農水省の試算では、現在の基幹的農業従事者は189万人で、今後持続的な農業の実現のためには、少なくとも90万人の基幹的農業従事者が必要とされております。このうち毎年2万人は青年層が新規就農し、継続する必要があります。大津町は現在策定中の人・農地プランの中にも集落単位の話し合いを基本にさまざまな人の農地の課題を解決するための計画を盛り込む予定であります。大津町には40年ほど前から大津町農業後継者対策協議会があります。JAやJA青壮年部からも協議会に運営協力をいただいております。また、JA女性部、農業委員会など農業関係機関で構成されてるところです。後継者問題についても、意見もたまわっております。協議会では農業後継者の要望に対応するため、アンケートも行っております。講師等を招きながら研修会なども行っているところですが、相互の交流を深めて、また農業経営の見識を広めるための応援等を行っているところです。

新規就農支援策でございますが、農地の確保や大きな設備投資が必要でございます。しかも数年間は経営が安定しないなど、大きなハードルがありますが、熊本県や農業会議、JA等の農業支援対策を収集し、情報提供に努めてまいります。これまでの農業経営を続けてこられた農業者が、今後高齢化等により農業をイタリアされる方がおられると思いますので、せつかくの栽培技術や営農財産をお持ちの方々とは就農希望者との間を調整する就農連絡会となるものを育成して、JAと連携しながら就労支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今お話がありましたように、この法人化計画には、熊本県もかなり注目をしておられます。全国的にも先進的な取り組みであると、二つの集落が法人化しただけでも新聞に載ってくるように、あと13集落以上、15あるということですので、その辺の部分につきましても応援が必要であるというふうに考えております。ぜひ農家の不安、また法人化がもたらす影響というのを整理していただき、農村環境、また農地や地下水保全をはじめ、町民の皆様の食の安心・安全や命の源

を育て、守り取り組むことが必要だと思えます。農業だけの支援策ではなく、今後新しい担い手育成や新規就農、6次産業化、また畑作地帯も圃場整備等が進んできております。営農組織の設立や新しい事業展開、また機械利用組合等の部分を含め、法人化への部分もあると思えます。国・県の情報をうまく収集し、軌道に乗るまでの財政的な支援も含め、いろいろな形で支援を考えていただきたいというふうに考えております。

また、いろいろな情報が、農地事情はいろいろな情報はなかなか整理ができてないということも聞いておりますので、その辺の事務的な支援あたりもお願いできればというふうに考えております。また担い手支援では、今お話があったように最近是人と人のつながりが非常に薄く、あんまり若者同士でも寄ることが少なくなっているという状況がございます。そういったコミュニケーションを含めた整理をして、農業の担い手だけでなく、地域の担い手としての育て方も必要であるというふうに感じておりますので、未来ある農業をすばらしい農業に育てていただくようお願いをしていきたいというふうに思います。ご回答はおりませんので、ぜひ力を入れてさまざまな育成をしていただくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時から再開いたします。

午後1時48分 休憩

△

午後1時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは、ただいまから坂本典光が一般質問いたします。

下水処理の一般的原理は皆様ご存じのように汚れた水に活性汚泥を混ぜ、空気を吹きこみます。すると汚泥中の微生物が汚れを食べて増殖します。微生物が増えると、お互いにくっついて大きくなります。そして、そこで空気を止めて静かにすると微生物は沈み始めます。上ずみの水はきれいになり、それを塩素で消毒して川に放流するところというものであります。また、最近では琵琶湖から淀川水系を中心に下水道の高度処理が行われております。これは窒素・リンなどの成分も除去するというものでございます。

さて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することを目的として、昭和33年に下水道法が制定されました。公共下水道は主として市街地における下水を排除し、処理する下水道で終末処理場を有するか、流域下水道に接続するもので、相当部分が暗きょ構造であるものをいうとされております。設置管理は原則として市町村が行い、公共下水道を設置するには、事業計画を定め国土交通大臣の許可を要し、公共下水道の構造、放流水の水質、終末処理場の維持管理についての基準が定められております。公共下水道の供用が開始されると、住民は排水設備の設置義務を課せられ処理区域内でくみ取り便所を設けている建築物の所有者は、水洗便所に改造しなければならない。公共下水道の維持管理のため使用料及び工事負担金の徴集が認められるとされております。それを受けて、我が大津町では昭和63年に大津町下水道条例を制定し、

陣内に下水道処理場を設置して下水道工事が始まりました。平成24年3月31日現在、下水道事業認可区域946ヘクタール、進ちょく状況は整備率70.3%、これは整備済面積665ヘクタールを事業認可面積946ヘクタールで割ったものです。普及率72%、これは整備済人口2万3千254人を行政人口の3万2千289人で割ったものです。水洗化率85.1%、これは水洗化人口1万9千778人を整備済人口2万3千254人で割ったものであります。下水道あるいは農業集落排水事業のおかげで、公共衛生と公共用水域の水質の保全に寄与したのは間違いありませんし、また地域の建設業者を通して関係する町民の生活を支えてきたのもまた間違いありません。町長は施政方針演説で町民の住民の皆さんが安全に安心して暮らせる魅力的で快適な生活環境づくりに努める。下水道の未整備地区においては、地元の方々と協議し、下水道事業を推進すると述べられております。

だが一方で、瀬田駅と国道57号線の間にある10軒ほどの住宅には生活排水を流す水路すらなく、地下浸透方式で生活排水を処理しております。そこに住む人々も困っているし、町長が言われる魅力的で快適な生活環境という視点から見てもいいとは言えません。衛生上もよくありません。

1、今後、森から大林、瀬田と下水道工事が計画されていると思いますが、この地域に下水道管が布設されるのは何年先かお尋ねいたします。

2、それまで暫定的に簡易水路をつくるつもりはないかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の環境整備、生活排水にからんだ質問でございますけれども、議員ご指摘の地域を含め、森、吹田、大林、瀬田地区については、平成15年度の熊本県生活排水処理施設整備構想策定どきに処理形態の検討を行い、農業集落排水事業による処理区域として位置づけてまいりました。しかし、少子高齢化や節水傾向にある現在の状況を勘案し、また、公共下水道処理センターの全体計画の汚水量を見直し、森地区から瀬田地区までの区域の計画汚水量を受け入れることが可能となり、経済比較を行った結果、公共下水道事業に変更したものであります。それにより、平成24年度からは森地区の測量設計事業に着手し、平成25年度から下水道管の築造工事にとりかかるように計画しています。下水道は下流域から整備することが最も整備効果が上がると言われていますので、森、吹田、大林地区との随時整備することとなります。

議員のご指摘の地区を含む大林地域については、森地区及び吹田地区の後になる予定ですので整備時期について今後の事業推進を見てお答えするというような状況になるかと思えます。大林地区につきましては、集落地域と議員おっしゃるように線路より上、あるいは57号線、そのような所につきましては、できれば合併浄化槽での設置をお願いできないかなというふうに検討をしております。しかし、その合併浄化槽を設置するためには、その排水路が必要でございます。その排水路をどうするかというようなことについては、現在57号線の拡幅工事があっておりますので、それに合わせたところで下への排水を既に検討しておかないと排水が57号線でうっとまるといような状況になりますので、その大林地域におけますところの排水路計画については、下水道計画の前に、あるいはそのような説明をするときにも十分地域の皆さんのご理解を得ながら区域の決定をしていかなくちやならないというふうに思っております。

細部については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘の森区を含めた今後の予定ですが、先ほど町長の答弁にもありましたように、平成24年度で森地区の測量設計は完了します。平成25年度から下水道の管渠の整備に着手する予定になっております。

また、平成25年度に吹田地区の測量設計も行うようになっておりまして、課題等の整理を行って森地区の工事完了後、下水道工事に着手する計画ですので、大林地区の整備はその後になるものと考えております。ただし、今後の整備につきましては、家屋が集落から著しく離れている箇所等もあります。下水道整備にこだわらず浄化槽設置の補助なども含めて費用比較の検証を行い、総合的に判断して整備に取り組みたいと考えております。

議員ご質問の簡易的な水路につきましても、その時点で検討させていただきたいと思いますが、下水道整備による費用とあわせて二重投資になることだけは避けなければならないということで考えております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 大体計画、町長の計画ある程度わかりましたが、とにかく関係課のところは一度現地を見にいつていただきたいと思います。

それから、家を建てるところには県の建築確認が必要です。ここは30年以上前に小規模の分譲地として販売、開発販売されたものだと思います。その当時は、排水が地下浸透式でも許可されたのだと思いますが、今現在でもこの方式で許可されるかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 再質問にお答えいたします。

現在建築確認時期にどのような指導がされているかということのお尋ねですが、浄化槽で処理する場合は、一応建築確認申請時に浄化槽設置届の図面を県の振興局に出すようになっております。その中で、その浄化槽設置届の図面の中で放流先の確認がされているようです。

また、熊本県では浄化槽排水の地下浸透は認められていないため、放流先を確保する必要がありますので、それができない場合は汚水については、簡易水洗によるくみ取り方式など、また雑排水につきましては、グリストラップによる2次処理した後の処理水を地下浸透する方式が一般的にされているようです。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） はい、わかりました。

それでは、第2問目に入ります。大津町市街地を流れる用水路の衛生管理についてであります。

白川から取水した上井手の水は、大津市街地の北側を流れ、その途中で小さな水路をつくり南の水田を潤します。その水路の一部は直接市街地を流れております。工事のために上井手の水がせき止められると、水路に流れ込む生活排水が悪臭を放ち、住民から苦情が出るのは言うまでもありません。

このあたりのことを順序だってみてみたいと思います。

第2次大戦後の農地改革の理念を受けて、昭和24年に制定された法律に、土地改良法があります。これは農業生産基盤の整備開発を目的にしており、そのもとに設立された土地改良区は、農協協同組合と並ぶ日本農業団体の一つであります。農地改革で創設された自作農を構成員とし、戦後の困難な食糧事情を反映して、莫大な国家予算が投入されてきたと言われております。土地改良事業は多額の経費がかかるので、ほとんどが農林水産省の農業農村整備事業として国の直轄または補助事業のもとで実施されております。例えば、経営体育成整備事業、これは圃場整備のことです。畑地帯総合整備事業、農村整備事業、農道整備事業、これは広域農道、一般の農道、農免農道などですが、市町村単位になると、白川から取水した上井手、下井手流域などを管理する団体として大菊土地改良区があります。大菊土地改良区の管理業務として定款の第4条の1に白川から引水する灌漑施設及び白川への排水施設の維持管理、第4条の2に白川から引水する灌漑施設及び白川への排水施設の新設改良と記されています。つまり上井手から分かれる水路もまた大菊土地改良区の管轄になると思われます。町の公共下水道が整備されていないとき、あるいは未整備の市街地に家を建てる時は、土地改良区の管理する水路に排水することになります。これを大菊土地改良区の定款から見ますと、大菊土地改良区多目的使用並びに使用料徴収規定というのがあります。

第1条、定款第4条第2項の規定により、本土地改良区の行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良区施設をほかの目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規定の定めによるところとされています。第5条に、浄化槽設置により処理水を放流するため施設を利用するときは、使用者は承認条件を厳守するとともに使用料を納付しなければならないとされています。要するに浄化槽を経由した排水ならば使用料を納付するという条件で許可するとしているわけであります。

下水道が整備された地域では、下水道につなげば改良区への使用料はその時点でいらなくなります。町はせっかく下水道を整備したのに水洗化率は、先ほど申しましたように85%です。100%を目指さないこの問題は解決しません。大津町下水道条例第5条、公共下水道の供用が開始されたときは、処理区域内の義務者は遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合は、その期間を延長することができるとしています。これは先ほど申しました昭和33年にできた下水道法、国の下水道法にも書かれておりまして、先ほど述べたとおりでございます。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合は、その期間を延長することができると思いますが、町は今後どのように対処されるかお尋ねします。これは、町長の施政方針の中の安全・安心して暮らせる魅力的で快適な生活環境づくりに努めるという文言にもかかわるし、大津町環境基本条例の第2条第2項の河川の浄化にもかかわる問題です。

町長の答弁を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町内における下水道の整備でございますけれども、これについてはまだまだ新興関連の団地や既存のところの住宅地におきまして、虫食い状態でまだつないでないところもある

いようでございますけれども、やはり大津町の環境を守るために、しっかりと普及をしていかなくちやならないという推進を図っていきたいというふうに思っております。100を目指して頑張っていくための啓発推進をやります。現在の状況について部長のほうから説明します。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 質問にお答えします。

上井手から引かれている市街地を流れる水路が水止め期間中に悪臭を放つことにつきましては、今後も上井手の改修続きますので、議員ご指摘のように水洗化率が100%近くになるにはまだまだ時間が必要ですので、すぐに改善することは難しいのではないかと考えております。

水洗化率を上げる取り組みについてですが、くみ取り便所から水洗便所への改造につきましては、下水道法第11条の3、第1項で供用開始の工事から3年以内に改造するように義務づけしています。町でもその期間中に接続される場合には、助成金を出して推進しているところです。合併浄化槽などのくみ取り便所以外についても、法第10条第1項の規定によれば浄化槽便所が設けられている建築物の所有者は遅滞なく浄化槽を撤去し、これに連結されていた汚水管を公共下水道に接続するか、あるいは浄化槽から排出される下水を公共下水道に流入される排水設備を設けなければならないこととなっております。また、浄化槽処理世帯では法定検査、保守点検、年1回の清掃費や電気代、さらに土地改良区負担金なども含めれば公共下水道に接続されたほうが経済的です。住民説明会や世帯訪問時にはこのように説明し、資料を配しております。さらに下水道課では、このようなことも踏まえて水洗化推進月間を設け、水洗化のお願いを実施しているところです。

次に、未接続世帯の実態ですが、ひとり暮らしを含む高齢者世帯、生活保護世帯を含む低所得者世帯、単独及び合併浄化槽処理世帯などが主です。特に高齢者世帯に推進にいきますと、年金のみで生活をしており、水洗化を含む排水設備に多額の費用がかかるので難しい、私一人であとを継ぐ者もないので勘弁してほしいなど、切実な問題を投げかけられます。

また、浄化槽処理世帯では浄化槽がまだ新しいので、壊れたらすぐつなぐので待つてほしいなど言われます。なお、下水道法第11条の3第3項には、「下水道管理者は第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除去され又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造資金の調達に困難な事情がある場合など、改造していないことについて特段の事情があると認めた場合はこの限りでない」とされております。先に述べましたとおり、高齢者世帯、低所得者世帯などは、この基準を満たすものと判断し、改造命令までは出しておりません。

次に、全国的な下水道率の向上に向けた取り組みは、当町と同じように戸別訪問、水洗化助成金制度、改造資金融資及びあっせん制度、住民説明会、イベント時のPRなどを実施しております。どこの市町村の水洗化の推進には頭を抱えているのが現状です。今後とも水洗化率の向上に努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） この問題は、なかなかちょっと難しい問題だというのは、最初からわかって

いるんですけれども、執行部のほうとしてもまだはっきりとした考えはまとまらないでしょうから、さらに検討していただきたいと思います。期間を置いて、またこの問題については、質問いたします。

3番目に入ります。昨年の大水害は本当に驚かされました。昭和28年の水害の反省から対策が立てられており、安心していたからであります。大津町の被害は川の水流によって護岸がえぐられたということが言えるかもしれません。しかし、県内を見ても山崩れが原因で尊い命が失われております。今、大津町で大雨があった時、山崩れが起きてもおかしくない箇所を総務課では把握しておられるかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町の防災体制でございますけれども、大津町における山崩れなどの危険箇所はないかと、把握しておるかというようなことでございますけれども、急傾斜地が多く町の中心部をはじめ多くの地域に急傾斜地がありまして、住宅も建ち、町民の方もお住まいになっておられます。危険箇所となりますと、町では消防団と連携しまして、水防上の危険箇所と急傾斜地の調査を毎年行っておりまして、大津町の水防計画書に記載し、また大津町防災会議のときに箇所を指示しているところであります。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律によりまして、熊本県から土砂災害警戒区域等に21カ所が指定されています。さらに現在2地区を指定の方向で準備が進められています。この法律によりまして、区域に入りますと建築物の構造規制や開発行為に対する許可が必要となっております。具体的には担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の土砂災害の区域の状況等について、ご説明させていただきます。町では毎年梅雨に入る前に防災会議とあわせ、水防協議会を開催いたしまして、防災につきましの警察署や消防署、消防団、区長会など各種団体に水防をはじめ、山崩れの発生危険箇所などを示し、地域防災に努めております。危険箇所につきましては、事前に消防団幹部と町内を調査いたしまして、新たな危険箇所の把握を行ってきているところでございます。防災対策となりますと、ハード面の整備と避難となりますが、ハード面となりますと多額の予算を伴いますので、現在は警戒と避難を中心に防災計画を立てている状況でございます。

国では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が制定されておりまして、都道府県は概ね5年ごとに土砂災害特別警戒区域等の基礎調査を行い、その結果、生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認める場合には、警戒区域として指定することができることとなっております。この指定に基づき、防災計画で情報収集や伝達、避難、救助などについて警戒避難態勢を定めることになっておりまして、大津町でもこのような体制はできているところでございます。

また、県からこの指定を受けました区域につきましては、ハード面での整備が行われますが、現在、県内に多くの箇所があり、なかなか対応できていないとのことでございます。建築などの制限につきましては、県の景観建築課での指導になると思いますが、建築物が土砂災害により想定される衝撃に建物が安全であるかなどの制限があるようでございます。急傾斜地域といたしましては、町中心部で

上大津地域や後迫地域など2カ所指定されていまして、住民説明会を経て指定をされているところ
でございます。

今後につきましては、岩坂、中島地域で事前調査が済んだということで、今月7日に住民説明会が
行われていまして、指定の方向に進んでいくものと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今の岩尾部長の答弁をもとに調査しまして、また後日これに関する、これに
類する質問をしたいと思っております。

今日はこれで終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 引き続き行います。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは、まだちょっと心の準備ができておりませんでした。すみません。

3番議員、佐藤真二が質問いたします。まず、質問に先だちまして、まずは今、私をこの場に送り
出してくださった町民の皆様に感謝申し上げます。私は本当の協働のまちづくりを掲げ、この場に立
たせていただきました。この協働の理念のもと、町民・行政・議会の三者がそれぞれの責務を果たし
ながら議論を重ねながら、まちづくりの推進の一躍を担えるように努力してまいりたいと思ってお
ります。

まず、私の果たすべき責務の第一歩として、本日は3点質問させていただきたいと思ってお
ります。

まず、行政評価について質問いたします。行政評価、大津町では基本事業評価がそれに相当しま
すが、これは振興総合計画の後期基本計画から導入実施されています。また、基本事業を構成する事務
事業一つ一つの行政事業評価も行われております。町の資料を見ますと、総合計画は町民との契約、
行政評価はその契約の履行状況を確認する作業であり、住民とのコミュニケーションツールであると
記載されています。とすれば、その内容はきちんとこれが行政評価ですと、公表されてしかるべきも
のです。しかし、現在この行政評価は町のホームページでは大津町振興総合計画等評価委員会の委員
会資料としてひっそりと公開されているだけで、行政評価というタイトルもつけられていません。

町長の先日の施政方針演説の中には、過去2年間の演説に出てきた行政評価の結果をしっかりと検証
しながらとの言葉はありませんでしたが、行政評価がまちづくりの重要なポイントであることは当然
のことです。今回、私はこの一般質問で行政評価と事務事業評価をきちんとした形で公開すべきだと
質問しようと考えたのですが、あらためて評価調書を見てみると、とても公開するに耐えられない内
容であることに気づきました。評価の基本となる基本事業の目標設定についても、おかしいところが
たくさんありますが、これは既に振興総合計画として承認されたものですので、ここでそれを指摘す
ることできませんが、目標が曖昧なものについては、そのたびに目標を具体化する考え方の項目を導入
し直すことで、きちんとした目標設定の落とし込むことができるのではないかとだけ提案いたしま
す。

実際の評価の部分です。施策体系のいちばんはじめの項目である基本事業の1-1-1、地域福祉
推進体制の強化、福祉サービス支援の適正化というのを例にとります。事業そのもの内容についてで
はなく、評価の進め方の話だということでご理解願います。またいろいろと不備をあげつらうことに

なりますが、これはあくまで例で、ほかの項目についても似たり寄つたりのものだというので、決してこの項目の分だけではないということもはじめにおことわりしたいと思います。

この事業の成果指標には、地域福祉活動に取り組む行政区の数が取り上げられており、開始前の現状値の地区数が9地区、27年度の目標数が20、つまり5年間で11の地区を増やすことに取り組んでいることがわかります。そして、平成24年度までの2年間の成果はプラス1の10で達成度は9.1%となるべきですが、評価調書では達成度が50%となっています。これは評価開始前の現状値を分母に含んでるためですが、同様に2-2-1の基本事業、農業生産基盤（農業用水路の整備）では、純増数の達成度を算出してパーセントを出しているものであり、数字の使い方に整合性がまずありません。

次に、この達成度を受けての担当課の評価という欄があります。達成度の確認と分析と括弧書きがあります。ここには達成度として平成23年度には10地区となっていると書かれています。しかし、この評価は24年度のもので、ここは今年度の進捗はゼロ、ただし8月現在で2地区が検討中と書かれるべきでしょう。また、なぜ今年度ゼロなのかの分析もなされておらず、平成26年度に見直しを行い、平成27年度からの第2次計画を策定すると、現状の評価にも分析にも関係がないことが書かれています。その右に達成度をA・B・C・Dで評価する項目があります。ここがB評価になっています。当年度の成果がゼロで全体の進捗が目標11に対して1、11分の1の9.1%なのに、どこをどう考えればB評価になるのかわかりません。もちろん、数字以外の要素も含めた評価をするべきなのでしょうが、担当課評価の欄にそうした評価をすべき点が見受けられません。さらに今後の課題と取り組み方針は、PDCAでいうところのAのアクションです。ところがその前段のCのチェックがちゃんとなされていないため、今後も拡大に努めという現状の進め方でオーケーという結論が出ています。これでは、PDCAではなく、PDDDで評価の意味がありません。

そして、最後の部長評価、担当課の評価を踏まえた部長の方針の括弧書きがありますが、なかには各地域の事情により取り組もうとする意識の違いがあり、という分析の頭がありますが、その先のどの言葉にもつながっておらず、ただ第2次計画に向けての検証が必要であるとなっています。

いろいろと評価の不備を並べ立てましたが、私の目にはこの評価が何が何だかわからない無意味な言葉の羅列で、住民とのコミュニケーションツールであるように見えません。そして、当然これでは重要な基本事業がうまく推進できると思えません。私は20年ほど前に勤務していた会社で、業績評価の管理の仕事していました。それも今の天津町と同じように導入されてすぐの時期で、こうした評価の考え方がすぐにきちんと職員に浸透しないということは理解してつもりです。

しかし、もうこの評価も3年目になります。そろそろきちんとした評価となるよう見直し、改善を行い、町民にわかりやすく公表するという取り組みを始めるべきではないでしょうか。私はこれが町民主体のまちづくり、協働に大きな意味を持っていると考えています。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の行政評価についてでございますけれども、今、佐藤議員のほうから行政評価につきましの指摘事項があつておりますけれども、職員も一生懸命自分の担当する業務の

目的や課題について考え、目標や成果、指標を提案し、振興計画策定審議会及び議会での審議を得て議決され、制定されたものであり、その内容が著しく劣っているとは思っていないところです。ただ、ご指摘のように改善すべき点もあろうかと思っておりますので、今後現在の振興総合計画を検証する中で、次回の振興総合計画策定時に検討させていただきたいと思っております。また、行政評価については、職員に先進地事業事例等を研究させながら、改善すべきところは改善させていただきたいと思っております。評価委員会の資料や会議録などを町のホームページに公開していますが、どこに載っているかわからない、わかりづらい、住民の方々に公開していいかという気があるのかというようなことも言われているようでございますけれども、今後については公開をしないわけではございませんので、公開しなければなりません。隠す必要の意図も全くありませんので、しかし、わかるような体裁について、また内容もわかりやすいということについてのご指摘のとおり、わかりにくいということでもありますので、ご指摘の改善の工夫は必要だと思っておりますので、またこの内容等については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

施策の目標や成果指標の設定が適切でなく、とてもわかりにくいというご指摘だと思います。大津町としては、成果指標の必要性を認識し、後期基本計画から初めて導入したものであります。基本事業、事務事業のいずれの評価調書につきましても、目標の設定や事業の評価など十分と言えない状況だとは認識いたしております。議員が納得いかない点もあろうかと思っておりますけれども、少なくとも町民の方への説明責任という観点、あるいは職員の意識改革にはつながっているのではないかと考えておるところです。しかし、事業の成果の測定と評価がしっかりとしていなければ、事業の改善を図ることはできませんので、今後研修の実施などにより職員の意識改革や能力向上を図り、適正な行政評価ができる体制づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 見直し改善のほうを進めていただけるといようなお話であったかと思っております、その点はありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

ちょっと、注文と言いますか、研修等もなさるということでしたので、少しこういったことをご提案したいと思っておりますけれども、ぜひロジカルシンキングという手法について、職員さん、皆さんに研修が行われると非常にこの評価の考え方というのは、進むのではないかなと思っておりますので、そこをぜひ取り入れていただきたいと思います。

続けて2番目の質問、待機児童対策について質問させていただきます。待機児童対策の推進は、私にとっても重要な課題の一つであり、また大津町にとっても大きな課題の一つだと思います。町外からの転入者の何人もが子育て支援の町と聞いて大津を選んだのに保育園にも入れないでがっかりしたと言ってる話も耳に入っているかと思っております。町長も先の施政方針演説の中で、大津町の人口の増加、特に子育て世帯家族の増加に伴います待機児童対策として、幼稚園の定員増や新規保育所の早期解消に努めてきたところですが、今後も待機児童の解消と保護者等の保育ニーズに応えるため、家庭的保

育事業の拡充などに取り組んでまいります。ということでおっしゃっています。

確かに、これまで町は待機児童対策に積極的に取り組んでこられています。保育所の定員増、新規保育所の開設、家庭的保育事業の開始、どれも大変なご努力をされたのだろうと敬意を表するところですが、また、これからのさらなる尽力に期待したいとも思います。しかし、この期待はこのままでは期待はずれに終わってしまうことを懸念しているところです。それには大きく二つの理由があります。それは、町が議論しようとし、二つのポイントによるものです。

まず一つ目は人口の増加、子どもの数の増加を正しく推計していないという点です。町は平成21年の国立社会保障・人口問題研究所が予測した将来推定を利用しているようです。しかし、その予測は既に実態と大きく乖離し、この問題に大きく関わる就学前児童数では、平成24年度当初の予測が2千207人であったのに対し、実態は2千361人と154人の差、予測を約7%上回る増加となっており、今後もさらにその差は広がっていくのではないかと考えられます。

この質問に当たりまして、町は人口推定の見直しをしているのか、また今後の就学前児童数をどう予測しているのかということを担当課のほうにお尋ねしましたが、人口推定全体の見直しもなく、就学前児童の予測は社会増の影響を無視した出生数の数だけ、増だけで予測がなされていました。今美咲野4丁目には次々と家が建っています。当然、ここには町内だけでなく、町外からも多くの人たちが引っ越してくるはずですが、それも子育て世代がかなりの割合を占めることになるでしょう。ここに現れる数字を見ていないということです。ここ3年間の就学前児童の増加率は対前年比で5%前後ですが、これは出生数マイナス就学年齢となった児童数では説明できない数字で、これを無視することは非常に不合理です。

二つ目は、潜在的待機児童の問題を直視していないことです。潜在的待機児童については、平成23年2月に待機児童対策に関する提言書を提出したときにご説明しておりますが、再度ここで申し上げます。潜在的待機児童を具体的に言えば、保育園への入所が困難なため、入所申し込み自体を行っていない。就労したいのに子育てのため就労自体をあきらめている。認可外の保育所を利用しながら、認可保育所への入所を待っている。などの保育ニーズがあるにもかかわらず、待機児童には数えられていない児童です。そして、この児童は待機児童がいったん減ると、次の待機児童となって顕在化することになります。この状況を氷山に例えると、氷山の水面から浮かび出ている部分をいくら削り取っても水面下にある部分が浮かび上がって水面に顔を出してくると、こういう状況に似ています。潜在的待機児童を把握するという事は、この氷山の水面下も含めた全体量を把握するという事になります。この2点、就学前児童の将来推計を正しく行うこと。保育の潜在的ニーズを把握することを踏まえないければ、待機児童対策は場当たりのものになってしまい、抜本的な対策にはなりません。待機児童問題にはそれに連なる多くの問題も発生してきます。保育園が受け入れ限度まで到達しているから、一時預かり保育の提供もままならない状況になってます。

また、その結果、ファミリーサポート事業の平成24年度の利用件数は、前年の倍程度となりそうです。なかでも就労目的の利用の場合は、長時間の利用で10時間の利用というものも相当量あります。こうしたニーズをボランティアの方々が献身的に支えているんですが、これが常態化するようで

は、ボランティアも疲弊してしまい地域型の子育て支援サービスにも影響を及ぼしかねません。こうした実態を踏まえ、私は子育て支援の町の名前に恥じないよう、もう一度体勢を立て直すことを提案します。就学前児童の数を的確に推計し、潜在的な保育ニーズを把握した上で今後5年程度の保育サービスの供給計画をきちんと策定することです。もちろん保育サービスの供給量を増やすことは、財政的にも負担が大きくなることです。しかし、現在の需要の増加は、この先ずっと続くものでもなく、おそらくここ5年、10年の時限的な傾向でしょう。

また、子ども・子育て3法による計画も同時進行することになりますので、長期的な計画である必要ありません。子ども・子育て新システムで待機児童の問題が解消するのであれば、それまでの何年かを乗り切るための計画でもいいかと思っています。こうした提案に応じていただき、今後の保育サービスの供給計画を立案実施するというお考えを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 待機児童対策でございますけれども、議員ご指摘のとおり、保育に欠ける児童等については、十分なる施設整備関連等で民間の福祉法人によって対応をさせてきておるところでもあります。ご指摘のような、その児童、例えば幼稚園にいくような3歳、4歳児の児童の関係の潜在的な待機児童さんというようなことにつきましては、町外からやっぱり150人以上の方が今大津のほうにお見えになられて、保育できる家庭でも、保育園にやりたいというような要望もあるようでございますけれども、なかなかそれができてないというのは確かでございます。

しかし、その人たちがやはり少子高齢の中で就労に就けるような体制を今後とっていかなくちやならないというふうに思っております。もちろんそのためにも人口関係の推計についても十分検討していかなくちやなりませんけど、我々の振興計画の中で計算した中におきましては、まだまだ美咲野関連等がこのように一気に販売完了ができる。そしてまた、若い者が住み込んでくるという予想が我々の予想よりもはるかに早く、現在についても満杯になっておると、また引水、東原、あるいは室、新地域におけるアパート関連等の若き住民の皆さんの増加に伴いまして、私たちが思っておる以上の若い人口増のために、待機児童の解決を迫られたような状況でございます。もちろんそれには各施設の皆さんのご協力により、定員増を図ったり、あるいは新規保育園を二つつくっていただくというような形で対応してきておるところでもあります。おっしゃるとおり、今後については人口増がこれから先どこまで伸びるかというようなことについては、今までのようにしっかりと伸びる見込みはないかもしれない。ただし、我々としては、まちづくりの若い人の定住を図っていく今後の課題をちゃんととらえながら人口関係の推計を図りながら、待機児童の解決を図っていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。

佐藤議員は子育て支援センターのほうで働いておられた関係もありまして、その点大変内容が明るい状況でありますので、今後についてもご指摘いただければ対応をしていきたいというふうに思います。現状の状況等については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育部長、子育て支援課松永高春君。

○教育部長、子育て支援課（松永高春君） 佐藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

現在の次世代育成支援後期行動計画策定にあたっては、前期の計画との整合性を保ちつつ質問項目を選定し、平成21年度にニーズ調査を行っております。調査時点においては、将来的に全国の人口が減少する中で、先ほどから議員ご指摘のとおり、現在のような人口を想定していませんでしたので、これまで待機児童対策といたしまして、国の待機児童ゼロ先取りプロジェクトに名乗りをあげ、手をあげてですね、採択を受けて待機児童の解消に最重要課題として取り組んできたところでございます。

ただ、その結果をもってもいまだに待機児童ゼロにはなっていないということでございます。乳幼児が増加する中で、隣接の合志市、菊陽町も同じように熊本県の中では待機児童が発生しているということで、熊本県も重点地域ということで支援をしていただいているところでございます。その中で議員もご承知のとおり、保育ママ事業に着手したという経緯がございます。

それから、待機児童の判断でございまして、保育に欠ける児童のみをですね、国のほうの指導で、これまで判断待機児童ということで判断してきております。議員がおっしゃるように、保育所に入手できる可能性がないために申し込みをちゅうちょしている方も含めた考えを持って、潜在的待機児童を含めた対処をするようにということでございますけれども、これまでの担当課の対応といたしましては、一定の線をもって待機児童対策に取り組んできた経緯がございます。保育所ニーズのある潜在的待機児童の存在を踏まえた保育サービスの供給計画につきましては、新たにスタートする子ども・子育て支援新制度により、ニーズ調査の実施が必要とされてきているところでございます。

次世代育成支援行動計画が終わりまして、新たな制度がスタートするというところで、先日の県主催の子ども・子育て新制度説明会では、平成25年度中の地方版子ども・子育て会議の設置努力、それからニーズ調査の実施及び平成26年度中の市町村子ども・子育て支援事業計画案の提出が予定されております。国は子ども・子育て支援新制度を早ければ平成27年度をめどに、本格的なスタートを目指しているようでございます。この機会をもって子育て、教育、保育、福祉の現状把握に努めまして、住民ニーズを踏まえた保育サービスの供給計画として見越していけたらと思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） はい、すみません。さらに質問させていただきます。

今、先ほどのお話の中に2点、私にとっては違和感のあるお話がありました。まず一つは、潜在的待機児童について、潜在的な保育ニーズの把握についてという点について、現在は従来型の待機児童の認定制度に基づいて考えているので、そこは見えていないというようなことを言われたかと思えます。ただ、この潜在的待機児童のニーズを捉えることというのは、これまで二の機会があったはずなんです。

まず一つ目は、先ほどおっしゃられた後期次世代育成総合計画、すみません、後期行動計画の策定の手引きというのが厚労省のほうから出ております。平成21年3月のことですが、こちらの中にはサービス利用率の算出の中に現状の利用率に潜在ニーズを足したものをサービス利用率と考えるようにということで手引きの中に記されております。

それと、もう一つは先取りプロジェクトのことをおっしゃいました。待機児童解消先取りプロジェクトですね。これを実施するにあたって潜在的な保育ニーズを取り込み、先進的な取り組みを行ってるところに対して、この事業、先取りプロジェクトに乗った施策の展開というのを認めるという考え方ですね。こういった考え方であったわけですから、これまで2回、私の知る限りで2回潜在的保育ニーズというものをとらえて施策をうちなさいという機会があったにもかかわらず、それを逃しているのではないかとというのがまず一つです。そうしますと、それは平成21年のときから始まっているわけですから先ほどおっしゃった次の25年度から策定すべき計画のスケジュール、こちらのほうにございます。これを見ますと2年間かけて事業計画をつくりなさいということになってるわけです。あと2年間待って、そしてさらにそれが実行に移されるまで1年は少なくともかかるものだと思います。3年間かかります。平成21年に求められたものが、平成25年を迎えようとしている今、まだ実現していない。そしてさらに3年間待てということは、今の待機児童、潜在的待機児童も含めて抱えている家庭にとっては大きな問題ではないかと思えます。この次に行くべき事業計画は事業計画として、それとは別に少し前倒しして、今ある潜在ニーズを解消するための計画というものを並行して進めることはできないものではないでしょうか、もう一度お尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長、子育て支援課松永高春君。

○教育部長、子育て支援課（松永高春君） 佐藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

潜在的な待機児童の考え方というのがですね、佐藤議員がご指摘されたとおりですね、ちょっと町としても甘かったというか、急激な人口増に対応するため、その辺が厳しい状況にあったということでご理解いただきたいと思えます。

今後については、国の計画がございませぬけれども、それとあわせながらですね、今現在は当然人口が振興計画と合っておりませぬので、担当課としても見直し、推定の見直しをやっております。ピークがどのあたりにくるのかということも大体担当課としても予測を立てておりますので、国のそういった待機児童の対応策、それから県の支援もあると思えますので、その辺も含めて計画を立てながら一緒にやっていきたいと、別に国の事業計画を待ってやるということじゃなくて、並行してやられるものはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） はい、すみません、並行して進めていただけるということで、非常にありがとうございます。ただ、新システムといいますか、今から25年から策定する計画にはまだ多くの課題がありまして、これが素直に進んでいくのかなというところにも少しうまくいくのかという懸念もございませぬ。この準備作業に合わせるというふうに考えた場合には、現在やるべきこと、すぐにやるべきことというのが、埋没してしまうのではないかとということも懸念しているところです。この二つの作業に求められるスピード感が異なるという以上は、並行しながらであっても、別の管理をして前倒し前倒しで、今やるべきことを進めていただきたいなというふうに思うところです。

もう一つ、県のほうの判断ということもあるということもおっしゃいました。県の判断についても先取りプロジェクトのほうが承認された時点で、そのニーズはあるんだということは、県は理解してい

ただいてると思いますので、ぜひ協議を進めていただいて、スムーズに進行できるように、より多くの子どもたちの保育ニーズに応えられるように、この後進めていただければと思います。

では、3番目に移らせていただきます。

九州北部豪雨災害後の検証についてということで質問です。

町長の施政方針演説の中でも今回の災害の事後検証を徹底的に行い、町の危機管理体制の見直しや強化とともに、災害発生時の避難所の見直しを行ってまいりますということをおっしゃっておられます。

また、昨年9月の定例議会の中の一般質問の答弁でも、災害時の情報の収集と供給、避難等の指示など対応の不備について、これらの点について十分に検証し、今後防災体制の見直しを行っていきたいと言われています。大津町と同様に大きな被害があった熊本市でも同様の不備が指摘されましたが、災害から約1カ月半後の8月24日に平成24年7月九州北部豪雨災害における熊本市の避難指示等のあり方に関する検証部会の報告書ということで、検証結果が出されているところです。

熊本市と比べれば人的なリソースが不足するということは理解できますけれども、それにしてもちょっと時間がかかりすぎではないでしょうか。端的にお尋ねします。この体制の見直しはいつ行われ、町民への説明はいつ行われるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 九州北部豪雨関連等の災害につきまして、今、町におきましても、災害復旧に鋭意努力しておるところであります。まだまだ復興につきましては、完全な状況ではございませんけれども、工事に今取りかかっておりますし、次の段階に農家の関連等についてはまだまだ先が見通していない、というような状況でもあります。

また、大津町の防災計画、水防計画関係等については、今担当のほうでしっかりと住民の皆さんの意見を聞きながら、大津町における危険箇所関連等の把握をしながら水防計画に乗せ、そして、防災会議のほうで検討をお願いしていきたいというようなことで、今進めさせていただいておりますし、大津町における防災の大事な場所、そしてまた、地域における防災関係の危機管理の取り組みについて、第1避難、あるいは第2避難、そういう関係のところをしっかりと水防計画、あるいは地域の中でとらえていかななくてはならないというふうに思っております。そういう危険箇所関連等についての地域については、十分なる地域とのコミュニケーションを図りながら、災害防止にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今のお答えもそのとおりであろうというふうに思っております。

既にもう災害から8カ月が経っておりまして、もう2、3カ月すると、また梅雨がやっております。この梅雨の中で、昨年のような例は珍しいことなのかもしれませんが、また同様に大きな災害、水害が発生しないとも限らないわけです。そうした中で、今、立てられている計画、検証されていることというのは、きちんとそれまでの間に住民に浸透していかないといけないというふうに考えますが、それだけの余地が、準備が遅れば遅れるほどなくなっていくわけでございます。再度お尋ねい

たします。いつまでに、それは住民に知らされるのでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほどもしましたように、今関係区長さん関連等とご相談、検討しておりますので、そういう中でしっかりと地域住民の皆さん一人ひとりの安全、そういうものをしっかりと提供していただくような形でやっていきたいと思っております。もちろん今の災害状況の普及状況は遅れておりますので、いつときやってきてもおかしくないような状況でございますので、その辺も十分地域の皆さんとご相談しながら、先ほど申しましたように、一次避難、二次避難というような形でしっかりと生命、財産を守っていただけるようお願いをしたいと思います。最終的には水防計画の中で、住民の皆さんに決定をするようにやっていきたいとともに、復旧についてはかかるというような状況でございますので、これについては十分なる推進を図っていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3 番（佐藤真二君） すみません、私、お尋ねしておりますのは、復旧復興という話ではなくて、体制の見直しに関しての部分でして、そこがいつまでぐらいに整理なされるのかということをお尋ねしているつもりでございますけれども、すみません、もう一度そこをお尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 防災体制の見直しの時期でございますけれども、もう今、先ほど言っておるような状況でございますので、しっかりと早急にやらなくちゃならないというのはもう自覚しておりますので、そういういつまでというようなことで、先ほど申しましたように防災会議の中でしっかりと決めていきたいと、これは6月中には開催を行っていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君、もう3回が過ぎております。

○3 番（佐藤真二君） はい、これで終わりです。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩します。3時20分から再開いたします

午後3時08分 休憩

△

午後3時18分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○8 番（府内隆博君） こんにちは、8番議員、府内隆博が一般質問をさせていただきます。

今回私は、農業振興、また畜産振興についてご質問させていただきますけれども、この3月の定例議会を最後に勇退されます経済部西本部長さんが40年にわたって、その中でも農業関係が一番従事されたということで、最後でございますけれども、農業についての質問をさせていただきます。

熊本県では、農業の算出額も労働生産性も全国のトップにいる日本有数の農業県です。経営耕作面積が2ヘクタール未満の農家が76%を占めるなど、経営規模が零細で近年農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の遊休化の問題が深刻化しています。こうした状況を直視し、農地を守るふるさ

と農地未来づくり運動を県民運動として、農地を集積する人・農地プランの制度が創設されました。農地を集積させても農地が分散している状態ではコストダウンにはならない。面積の集積を進めることが低コスト化には不可欠です。熊本県の農地に関する基本理念は、農地の面的集積を推進することを明記しています。熊本県知事も稼げる農業の実現には、農地の集積が必要であり、農業の担い手がどこかで若い世代に変わらなくてはいけない。そういう変化のときこそ農地を集積し、若者にわたして熊本の宝である農地を維持していくことが大事と考えられています。土地利用型農業で面積当たりの収益が低い米や麦の場合、所得増には規模の拡大が欠かせない。農林水産省統計では、米60キロあたりの生産コスト（家族労働費含む）は、0.5から1ヘクタールでは1万9千300円かかる。5ヘクタールまで増やせば1万1千200円と約4割減らせるが、ただ県内の米の作付け平均は1ヘクタールで規模拡大が進んでいるとはいえない。そこで、状況を打開しようと県は2012年度農地集積の取り組みを強化、高齢化などの農地の遊休化を懸念される20カ所の重点地域を指定し、県独自の交付金制度を設けて集積の計画をつくり進めている。大津町も地域農業者の方々の話し合いを進めながら、地域農業マスタープラン、人・農地プランを作成していると聞いているが、具体的にどのように計画されているか伺いたいと思います。

先ほど同僚議員からもこの質問ありましたけれども、端的にお願いしたいと思います。1問目終わります。

それから第2点目ですけれども、大津産ブランド甘藷による品質、秀品化率アップを目指すために排水対策、サブソイラーによる排水性を向上させる心土破碎機を農家から要望があるが、JAと町で計画できないかこの2点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の農業振興費政策についてのご質問でございますけれども、まずは人と農地プランということでございますけれども、この件について本町についても策定検討委員会を立ち上げプランの作成を進めているところでもあります。

また、大津町の特産からいも、そのからいもの今の課題、品目についての対策についてでございますけれども、担当部長のほうから詳しく説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 府内議員の質問にお答えします。

府内議員のご指摘のとおり、担い手の高齢化や耕作放棄地対策など、地域農業が抱える課題は大変大きなものとなっております。こうした課題について、将来を見通し地域ぐるみで解決していくための取り組みが人・農地プランの作成となります。先ほどの答弁の中で重複するところもあるかと思えます。農地の受け手である地域の中心経営体や農地の出し手であるそのほかの農家がプランに位置づけられることで青年就農給付金、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子化、経営体育成支援事業等の各種加算支援措置が受けられることとなります。プランの作成でございますが、難しいというところもありますので、随時見直しを行うこともできます。

全国の進ちょく状況でございますが、1月末現在で1千558市町村のうち、策定済み655市町

村で42%です。県内は45市町村のうち策定済み7市町村で15%でございます。策定の手順としては、アンケート等で意向調査、地域説明会及び話し合い、原案作成、検討会の開催、プラン作成となります。本町においても国の指針に基づき8月広報誌に概要を掲載し、9月には意向調査のアンケートを実施しました。1千610通の発送に対し、670通の返信があり、回収率は41.6%となっております。地域への説明会についてですが、プラン策定の必要な地域は65の行政区のうち48集落程度と見込んでおります。しかし、農地を管理するプランを作成するためには、1集落でもかなりの期間を要します。ただプラン策定は、資金の無利子化等の支援措置を受けるため早急な対応が求められたことから、8月ないし1月にかけて、農業再生協議会会議、集落営農連絡協議会会議、各集落営農組織の法人化説明会、県の農地集積加速化事業重点地区指定を受けている杉水地区での説明会を中心に話し合いを開催いたしました。

その後、1月29日に検討会を開催し、大津町全体を一つの地域とする原案について議論していただきました。これを踏まえ、3月25日の検討会を開催予定です。本来は各地域ごとにプランを作成することで、理想ではございますが、農家の経営も大規模化しており、二つ以上の集落を越えた耕作地も多数見受けられることから、当面、各集落の集合体である町全体を一つの地域にとらえ、中心となる経営体を認定農家、集落営農組織等としたプランを予定しております。町全体を一本化したプランを作成することで、担い手の加算支援措置の要件確保を担保した後、県重点地区指定の杉水地区をモデルとして各地域ごとに組織を立ち上げ、平成25年度以降に農地集積計画を作成することとしております。

今後、計画を進めるにあたり未相続のうち、不在存地主、贈与、相続に伴う納税猶予、農業経営移譲対象農地等のさまざまな課題もありますが、県をはじめ町農業委員会、JA菊池をはじめとする農業団体の協力をいただきながら、プラン作成を進めてまいります。

次に、からいもの品質向上は重要な課題でございます。

大津町のからいも栽培面積は、276ヘクタールと県内ではトップの栽培面積を誇り、面積だけではなく食味でも高い評価を受けていることはご承知のとおりでございます。現在の品質上の課題は、市場評価の低い丸形の改善と皮目対策です。丸形芋は地力低下圃場、カリ含量の多い圃場、天地返し圃場で発生しやすいといわれ、対策としては、カリの減肥や、挿苗法を水平か船底押しをすること等により発生率が低減するとされています。皮目は芋の肥大の時期に土壌改質条件で引き起こるいわゆる湿害症状とされ、対策として圃場の排水性を高めることとされています。このような状況を踏まえ、平成24年度は、JA菊池大津中央所が町産業振興助成金を活用し、品質向上対策として心土破碎機1台を導入し、高尾野、後迫の5件の圃場で試験栽培を予定しております。また、カライモフェスティバルのイモ掘り会場の圃場を実証展示圃とする予定でございます。現代の機械化された農法では、作土の下に必ず硬盤ができます。硬盤、土が硬くなることとございます。雨のあとの排水がそのことで悪化します。心土破碎機、通称サブソイラーでございますけれども、その硬盤を破碎し、排水を促進するための作業機械となっております。まず皮目の作業効果、できれば丸形芋の改善効果まで成果を期待しているところです。その結果を踏まえ、効果が見られるようであれば座談会の開催や、関係

機関の指導を受けながら県補助事業等による取り組みも検討したいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 部長のほうから説明がありましたように、農地を集積するためには、やはり基盤整備がきちとなされているところについては、地域の状況なりを、またそれぞれの集積ができると思いますけれども、また基盤整備ができていないところについては、なかなか難しいのではなかろうかと思います。その中でも、農業法人や営農組織などがやはり受け皿になるという、そしてまた担い手も大事だろうと思いますし、そしてまた農地集積は水利や地域の人間関係などの利害調整が難しく、地域の状況を知る人が進めたほうが、そしてまた、農業委員さん方の力を借りて進めていかれるほうがいいと思いますけれども、そこあたりを少しお伺いしたいと思います。

それから、甘藷のことですけれども、やはり平成23年におきましては、すばらしい芋ができましたけれども、昨年度は雨が多かった。そしてまた、水害等でも甘藷畑が浸かったということで、やはり病気が発生した。先ほど言われるように、かなりの病気が発生し、湿害による病気だろうということで、やはりそのためにも排水対策にサブソイラーがぜひ必要という農家の意向でございまして、これは甘藷農家でなくて、ニンジン農家、それからまたいろんなダイコン農家あたりもこれによって排水対策ができるということで、ぜひこれについては、お願いをしたいという意向がありますので、これについては、お願いしたいと思います。

それからまた、ちなみに平成23年度と平成24年度の丸と長の秀品率が農協のほうから上がっておりますけれども、平成23年度については、長が集荷段階で46.3%、それと丸が25.6%という、そういう長が多かったということで、昨年の24年度については、長が34.3%、丸も34.9%と若干丸が多かったということで、その対策についても、やはりこの排水対策が必要だろうということで伺っておりますので、そこあたりはぜひお願いしたいと思います。その前の質問をお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 再度の質問の中で三つあったのではないかと思います。それぞれ農業振興に対しましては、農業委員会等も含め、あるいは県の指導関係機関とよくいえますけれども、そうしたところの普及的な技術指導あたりも一緒になってしなければならないと、いつも今まで以上にそう私は感じております。

それからもう一つでございまして、雨が多かった、病気が発生したということでございまして、結局マルチソイラーのアタッチメントでございまして、既に平成24年度の農業振興費補助金でモデル的に計画しておりますし、当然その結果次第では、県のほうの事業のほうに働きをかけて事業の取り組みができればというふうに思います。

それから、平成23年度関係のからいもの長と丸でございまして、実際市場には長のほうが秀品率も含めて値段も高いわけですが、結局その後の46%の秀品率ですけれども、逆に市場に対応する値段の方は、丸のほうが安いので、そうした工夫をどうするのかということでございまして、県の普及事業も含めて、農業の技術的営農指導等も含めて、当然これは一番死活

問題じゃないですけども、値段の1キロ当たりでも単価が違うことによって大きく農業所得が左右されますので、そうしたところも指導を仰ぎながら進めれば良いと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 担当部長のほうからいろいろと課題事項について、説明あったかと思っておりますけれども、私たちが大津町のからいもの集積、からいもの特産関連の品物のブランド化については、今回圃場の試験的圃場を今やっておるそうございますので、その結果を見ながら、心土破碎機の購入関係も1台4万円というような話も聞いておりますけれども、その辺のところはまた十分検討しながら、これはやっぱりからいもの農家だけでなく、大津町のPR、町のPRとしても大事なことでありますので、農業振興のためにはぜひその結果を見ながら、本当にその機械がためになって土壌関連の役に立つというようなことであれば、圃場を検討していきたいというふうに思っております。

そしてまた、農地の集積関連等につきましては、今後の担い手、あるいは後継者、そういう問題についての借り貸し関係等もございまして、農業委員さんの活動を期待しながら人と農地のプラン作成にも参加していただいておりますので、そちらのほうからのご提言もしっかりと聞き入れながら、大津町の人と農地のプラン作成をしっかりとつくり上げていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 今、甘藷については、大津町の特産ブランドでございますので、そういうことで対策もしっかりとするというところでございまして、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、畜産振興についてご質問させていただきます。

本県は、肉用牛飼育頭数で全国4位、平成12年度の肉用牛部門の農業算出額304億円と県全体の10%を占めるなど、本県農業の基幹部門となっている。県内には繁殖牛が黒毛和種2万5千頭、褐毛和種7千頭、大津町には黒毛和種3千517頭、褐毛和種494頭、乳牛が2千578頭が飼育され、県内でも有数の畜産の盛んな地域である。

昨年10月、長崎県で開催されました第10回全国和牛能力共進会においても、大津町から県代表として種牛の部2部で8席に入る好成績を収めることができたことは県をはじめ、行政や畜産団体、そして畜産農家の家畜改良に対する努力と生産基盤対策や畜産振興策のたまものであると思います。大津町は畜産振興策として昭和59年に改良と増殖を目的として、大津町、菊陽町、東肥畜産農協（元熊本県畜産農協中央支所）ほか6関係団体を構成とする東肥地区受精卵移植推進協議会が設立されました。

その後、ETセンターを設立され、肉牛や乳用牛の牛群の改良が格段にスピードアップ、生産農家の経営基盤の充実につながってきたものと思います。新世紀のバイオで築く畜産地大津町、今後の畜産振興をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

これについては、西本経済部長さんが40年あまりのなか昭和59年に受精卵移植が始まった当時に関係されたということで、いろんなことで詳しく、この設立をされたということでございまして、詳しくそのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） まず部長の答弁する前に私のほうからお話したいと思いますけれども、おっしゃるように全国大会、長崎ありまして、大津で生まれ、大津で育った、そして矢護川でしっかりと熱意込めて牛と人との関係で熱意ある育て方、もうまさしくあうんの中で子どものように言うことを聞くような牛が全国で8席に入るといような、そしてまた、隣の旭志のほうで斉藤さんが肉のグランプリをとられたということで、この地域における畜産の名は全国に発したんじゃないかなと、しかし強敵がおりまして、宮崎のほうの口でい疫の関連で、あちらのほう意気込みが大津町よりも一枚上であったかなというふうに感じております。

しかし、このような熱意、そういう畜産農家の皆さんのその熱意によって、大津町の今後の畜産は向上していくんじゃないかと、やはりやる気のある者こそ勝利をつかんでくるんじゃないかなと、そのような形の中で、今後についてはそういうやる気の人たちとともに我々行政が何を支援していくかというのを検討していかなくちゃならないというふうに思っております。

そういう意味におきまして、部長の説明の中で何を取り入れていくかというのを今後十分検討をしていきたいというふうに思いますので、部長のほうから受精卵の振興についての過去の推進についてのお話を説明をさせていただきたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 今日までの経緯でございますが、私その当時担当をさせていただいておりました。その時の書類があるかなと思いますましたけれども、ほとんど書類そのものはありませんでしたが、私なりに覚えていると言いますか、ちょっとまとめたやつがありますので、この事業そのものは、まず菊陽町、そのときは東肥支所といいまして、大津町と菊陽町が一緒になった畜産の支所でございます。その当時にちょうど昭和57年ですけれども、県の畜産試験場に実習展示ということで、どういうところか県内を探してあったところでした。そのときに肉用の繁殖雌牛に受精卵移植というのが初めて言葉として出てきました。その当時はET事業で何か一つの繁殖関係の事業に取り組みの中で昭和59年に、そのときは赤牛でございましたので、赤牛の改良と繁殖を目的として取り組みをしないかなということ、それぞれ6団体等が東肥地区受精卵移植推進協議会というのがそのとき設立されております。それに伴いまして、管内の人工授精の会員が何名かわかりませんが、そのときの畜協の職員の人と講習を受けた記憶の中で、どうしてもそのときには免許関係が要るということで、獣医師さんとか移植する人ですね、それが昭和60年に発足した段階で試験場の指導で実際の受精卵移植の施設をつくったという記憶がございます。その中で東肥支所管内のときに、受精卵移植はこれは町の単独分もありましたので事業で菊陽町と大津町あわせたとところで約事業費が5年間続いて約1億円の事業費ではなかったかと記憶しているところでございます。

そういう流れで畜産関係が東肥バイオファームという設立の経緯があっておりますので、実際に昭和57年からの取り組みの開始でございますが、平成17年までにそうしたところのバイオファームの関係が現状もまだ続いているということで、先ほどの全国大会の中の村山さんでしたかね、この事業に対してもかなりの貢献度があったんじゃないかなと思っております。

経緯はそれですけれども、大津町の現状といいますか、今後の畜産振興をどうするかということで

はございますが、まず取りまとめてみましたところ、まず畜産振興が特に肉用牛の改良ブランド、今出てきました受精卵移植でございますけれども、これは大きく貢献したということは言うまでもありません。並行して乳用牛の受精卵移植にも力を注いできたところでございます。高能率の牛の飼養管理は容易ではないといえますか、難しいということですが、肉用牛の改良の成果というのはなかなかその当時は出なかったということでございます。当初、町長が申しましたように宮崎県から導入した金山2号というのが163頭を産んでおりまして、そのうち60頭が繁殖雌牛として登録されていることでございます。本町の牛群改良に大きく貢献したともいえると思います。

家畜飼養頭数は、実際は今は減少しておりますが、1戸当たりの飼養頭数は増大して、大規模化の傾向にあります。平成23年度畜産統計によりますと、飼養頭数の内訳、乳用牛、経産牛ですね、これが1千801頭、肥育豚1万217頭、繁殖豚3千224頭、肉用牛、これは繁殖牛と肥育牛でございますが、3千899頭となっております。

熊本は赤牛の種畜県でございますが、市場における黒牛との価格差が以前は1頭当たり大体20万円ほどありました。このことが飼養頭数の減少につながったのではないかなというふうに思います。

しかし、最近の市場ではこの価格差が五、六万円ほどと縮まってまいりましたので、家畜市場における赤牛の購買者が北海道のファームからも来られますので、自然、ジューシー、健康をアピールしたキーワードで関東都市圏などでもコマースで赤牛の知名度が向上しているところがございます。全日本赤牛和牛の協会も同様の取り組みを行っておるところでございます。この流れが健康や安心を重視する消費者の志向と一致して赤牛の価値が再評価され、価格差減少の一因となったところでもございます。

また、赤牛に力を入れる九州沖縄農業研究センターでございますが、自然にこだわった育成方法の研究もなされております。今後、民間に定着した受精卵移植技術に加え、販売戦略も重要となってまいります。県内の農業団体と研究機関では、肉質に加え付加価値を重視した販売戦略を強化しており、この戦略に対応できる優良牛の生産が求められるところです。

一方、県産和牛のブランド名は交雑牛でございますが、味彩牛と統一されているものの各農業団体である黒牛では、熊本黒牛和牛と、赤牛では阿蘇熊本赤牛、ブランド化としての統一感がなく消費者視点に立ったわかりやすい取り組みが望まれています。

また安心・安全のためのトレーサビリティシステムの充実も重要となってきます。このような状況を認識し、今後は各種農業団体への畜産振興助成、制度資金、補助事業等の有効活用によってさらなる優良牛の導入と保留、大規模化に対応する機械設備の導入支援を図らなければならないと考えているところです。

また、改良とブランド化に加え、畜産振興の基本となる事故率低下による所得向上、家畜排せつ物の適正処理による環境対策、経験と勘による飼養管理のデータベース化した飼養管理への移行、家畜保健所との連携による疾病防疫体制のさらなる充実を図りたいと考えているところがございます。特に防疫体制については、県を中心とし、口てい疫、鳥インフルエンザ等を想定した防疫演習を行っていると。役場の南の入り口の所にはちょっとマットを今でも置いております。今後、県をは

じめ畜産関係団体等の指導を仰ぎながら、近隣市町村、南阿蘇村もそうでございますが、連携等を密にして酪農、養豚を含めた畜産振興に力をそそがなければならないと思っています。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） ただいま畜産振興についても説明がありましたけれども、今までは受精卵移植等で改良が数段にスピードアップされて、これからがまた、大事な施策になろうかと思えます。やはり、行政、そしてまた農業団体、そして農家一丸となって努力することが、これからのまた畜産振興のためにつながるんじゃないかと思えます。

そういうことで、生産性の高い安定的な経営体を育成をしながら推進し、そしてまた地域の畜産生産基盤の強化を図ることが大事だろうと思えますし、例として宮崎県で、一番畜産の盛んな都城の少し参考になるかと思えますけれども、ちょっと説明したいと思えます。都城の都城牛繁殖素牛促進事業ということで、都城が振興策に出している事業でございますけれども、導入1体あたり体型的、肉質にすぐれた牛については、管内におく場合と同時に、自家保留の場合は20万円の助成をすると、そしてまた、次の序列について、また数段規格になるような牛については9万円の助成をするということで、地域管内において、それをまたブランド化をして、やはり残して、それをまた受精卵移植あたりで頭数を増やしていくというシステムですけれども、やはり大津町もこういったことを考えてですね、やはり大津のブランドとして先ほど言いましたように昨年全共に出品された村山さんの牛あたりも1産、2産して、これをまた受精して、それからまた受精卵をとって、牛は1年に1産ですけれども、受精卵移植等によって9頭も10頭も生まれるということですね、そういったことでスーパー牛をそれぞれに構築していく。そしてこれが町のブランドになるし、熊本県の黒牛の対策になろうかと思えます。

そういうことで、今熊本県の家畜市場が岩坂にありますけれども、購買者が福島から、もう本当に全国各地から近江牛、そして松坂牛の産地からも熊本に買い付けにきているということで、本当にすばらしいブランド牛が徐々にできつつある。それはまた伸ばすためにもやはり大津町もそういったことで対策を考えていただきたいと思えます。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時57分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成25年第2回大津町議会定例会会議録

平成25年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成25年3月19日(火曜日)

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------|---|--------------|
| | 1 番 金 田 英 樹 | 2 番 清 瀬 和 久 | 3 番 佐 藤 真 二 |
| | 4 番 松 田 純 子 | 5 番 桐 原 則 雄 | 6 番 山 本 重 光 |
| | 7 番 本 田 省 生 | 8 番 府 内 隆 博 | 9 番 吉 永 弘 則 |
| 出席議員 | 10 番 源 川 貞 夫 | 11 番 坂 本 典 光 | 12 番 手 嶋 靖 隆 |
| | 13 番 永 田 和 彦 | 14 番 津 田 桂 伸 | 15 番 荒 木 俊 彦 |
| | 16 番 大 塚 龍 一 郎 | | |
| 欠席議員 | | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局 長 府 内 隆 一 | | |
| | 書 記 堀 川 美 紀 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 家 入 勲 | 総務部総務課長 | 田 中 令 児 |
| | 副 町 長 徳 永 保 則 | 企画部企画課長 | 杉 水 辰 則 |
| | 総 務 部 長 岩 尾 昭 徳 | 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 | 徳 永 太 |
| | 企 画 部 長 木 村 誠 | 総 務 部 長 | 藤 本 聖 二 |
| | 福 祉 部 長 中 尾 精 一 | 総 務 課 行 政 係 長 | |
| | 土 木 部 長 中 山 誠 也 | 企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 兼 ね て 行 革 推 進 係 長 | 白 石 浩 範 |
| | 併任工業用水道課長 | | |
| | 経 済 部 長 西 本 昇 二 | 教 育 長 | 那 須 雪 子 |
| | 子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春 | 教 育 部 長 | 松 永 高 春 |
| | | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 松 岡 秀 雄 |

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

- 議 長 (大塚龍一郎君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

松田純子さん。

- 4 番 (松田純子さん) おはようございます。通告順番 7 番、4 番議員松田純子、一般質問をいたします。

私は、今年 1 月 3 1 日まで美咲野区の区長と、美咲野区の自治会会長を務めておりました。選任されて就任したときに私は心の中で目標をつくりました。それは安心・安全の地域にすること。そして、やさしく温かいつきあいのできる環境をつくることです。安心・安全の地区をつくるにはどうしたらいいかと考えたときに、この歳でありながら女性消防団に入隊することにいたしました。いろいろな消防団の活動を通して、活動の大切さを肌で感じてきました。しかし、なかなか思うようなまちづくりはできません。まだまだ頑張らなければと思っておりましたときに、町会議員の立候補を勧められました。目標に達しない時は気持ちが動きませんでした。ですが女性議員の立候補者がいないと聞いたときに心が動きました。女性議員がいないということは、女性の意見や要望は反映されないのではないかと、区長をやめても自分の意思は継続できるのではないかと、そう思ったときに立候補いたしました。ぎりぎりの立候補でしたので時間もなく、また選挙の知識もなく、やる気があるのかなどのおしかりを受けながら、選挙当日を迎え当選させていただきました。これは地域の方々の応援と、女性の意見を代弁することの必要性を認める方々の意思と受け止めております。安心・安全のまちづくりは限定した地域だけではなく、大津町全体に置き換えること、女性の意見・要望をできる限り反映し、発信し、女性が元気なまちづくりを目指していくことが私の使命と受け止めております。そうした気持ちの中で、次の 3 点の質問をさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、大気中の微小粒子物質 PM 2. 5 についての質問をいたします。

PM 2. 5 はテレビ・新聞などで、いろいろな情報が出ております。PM 2. 5 は髪の毛の 3 0 から 4 0 分の 1 という小さな物質で、自動車の排ガスや工場のばい煙など、発生源から直接排出されるもの、あるいは大気中の有機化合物、窒素酸化物のガス成分が光化学反応により生成されるもの、またほこりや火山の噴火物など自然のものもあるそうです。国は 2 0 0 9 年、人が健康を保つうえで望ま

しいとされる環境基準を35マイクログラム（1日平均）と定めており、長期基準の目標は年平均で15マイクログラム、アメリカの基準は12マイクログラムと日本の基準はやや甘いと言われております。また、2010年の測定結果で長期目標を達成したのは全国で26%ということです。

今、皆様ご存じのように大陸からの越境物質が問題となっております。今年2月、暫定指針値を環境基準の2倍70マイクログラム（1日平均）を定め、注意を喚起されることとなりました。熊本では、全国で話題になるほどの注意喚起がありました。荒尾市では独自に環境基準を設定し、巡回カーでの周知や学校、保育園、幼稚園での屋外運動制限の指針を出されました。では、即大津町はと考えますときに、荒尾市や熊本市ほど車も多くありません。慌てることもないかと思えます。町中が慌てふためいては不安をあおるだけだと考えます。しかし、健康被害として喘息、気管支炎、肺がんなどで心臓病、血管系の病気への悪影響が懸念されます。心配ならば県のメールを受信すればいいでしょうが、どれほどの方がメール受信をされるでしょうか。越境汚染濃度が高ければ、幼稚園、保育園、また学校などは屋外運動の自粛などされるでしょうが、一般で暮らしている場合は、本日が危険な日であることはわかりません。小さなお子さんと暮らしておられる若いお母さん、乳幼児の洗濯物の心配とか喘息や過敏症を家族に持つ主婦の方々、心配されることと思えます。15日の役場からの配付資料には各家庭にPM2.5について、詳しく知らしめてありました。大陸からの飛来は5月から8月が激しいのではないかとわれております。今後、日中の急激な濃度上昇に至った場合、どのような広報活動をされますか、お伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。まずは議員の一般質問にお答えしたいと思います。

微小粒子状の物質のPM2.5につきましてのご質問でございますけれども、連日のように新聞やテレビなどで報道されております。今日の新聞も熊本市の対応が載っておったようでございますし、その件につきまして、国はPM2.5の大気中の濃度が1日当たりの平均が1立方メートル当たり70マイクログラム超えると予想される場合に、都道府県が県民に対して不要不急の外出を控えるなどの注意喚起を行うという暫定的な指針を2月27日に決定をしております。今議員言われましたように、3月5日には荒尾市におきましても、91マイクログラムを測定したということで、全国で初めて県民に対して注意喚起を行われております。この大津町に対しまして、県からの注意喚起の情報を受信した後、防災無線による周知を行ったほか、町内の小中学校や保育園、高齢者施設などへ連絡するとともに、町のホームページの緊急情報の欄に注意喚起の記事を掲載いたしました。

また、先ほど議員言われますように3月15日には区長さんを通じて回覧文書を発送し、住民の皆さんへの周知を行ったところです。今後につきましても、国の動向を注視しながら県と連携し、迅速かつ適切な住民への情報提供を行い、住民の健康管理が被害が出ないようにしっかりと取り組んでまいります。今後の対応、詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） おはようございます。松田議員のご質問のPM2.5に関する町の取り組みなどについてご説明申し上げます。

中国の北京などのショッキングな大気汚染の報道がなされて以降、PM2.5による健康不安に対する国民の関心が急速に高まり、国は2月27日に1日の平均値が環境基準の2倍となる1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合、注意喚起を都道府県が行うという指針を決定しました。ただし、これはあくまで暫定的な指針であり、PM2.5に関しては知見やデータが少なく、粒子の成分の分析などもこれから本格的に国が行うことになっており、今後注意喚起から法令に基づく注意報や警報の発令などへの見直しが行われる可能性も示唆しているところです。

一方、県は大気汚染防止法に基づきPM2.5の濃度測定を行うことになっており、平成22年3月から1カ所で24年3月から8カ所で測定を行ってきましたが、県は今年3月1日に7カ所の増設を行い、現在16カ所の測定局で観測が行われています。なお、大津町には測定局がないため、益城町と菊池市の測定局の数値を参照することにしております。また、県は国の暫定指針に基づき、3月5日から注意喚起の運用を開始しており、3月11日には市町村担当者を招集し、今緊急対策会議を開催し注意喚起公表時の連絡体制の確認や国の動向をはじめとする情報の共有化が図られたところです。

町のこれまでの取り組みとしましては、2月4日から環境保全課で県などからの情報収集作業を開始し、すべての職員が情報を共有するため2月15日からそれまで3回にわたり全職員にメールでPM2.5に関する情報提供を行いました。また、2月28日と3月7日には役場関係部署による緊急対策会議を開催し、県から注意喚起が出された場合の住民への周知方法など、町の対策方針について協議しております。住民への情報提供につきましては、2月20日と3月1日に町のホームページにPM2.5の濃度の測定数値の確認方法や注意喚起が出された場合の行動の注意点などの情報を掲載したほか、3月15日は先ほど話がありましたように、世帯回覧用の文書を区長あてに発送をしております。また4月号の広報誌にも関連記事を掲載する予定になっております。これまで住民からの問い合わせについては、3月5日の注意喚起があつて以降、「洗濯物は外に干してよいか」とか、「今日の濃度はどれくらいか」など、20件ほどの問い合わせがあつております。

次に、3月5日に県が行った注意喚起への対応としましては、防災無線により午前8時20分と午後0時30分、午後3時の計3回放送を行い、緊急連絡系統により関係課から、小中学校や保育園、高齢者施設などへの通報を行い、注意喚起の呼びかけを行いました。また、町のホームページの緊急情報の欄に注意喚起のお知らせを掲載したほか、役場庁舎のロビーや出入り口、各課の窓口などに注意喚起の貼り紙を行い周知徹底を図りました。今後も県の観測データを監視していくとともに、国の情報に注視しながら防災無線、緊急連絡系統、ホームページ等により、住民への通報体制に万全を期すとともに広報誌、ホームページなどで迅速かつ適切な情報提供をしながら住民の健康被害が発生しないようにしっかり取り組んできたいと思っております。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） ありがとうございます。

では、次に自主防災組織に対するサポートについて、お聞きします。

熊本の自主防災組織率は、全国で42位と低迷しているということですが、大津町はいかがでしょ

うか。今、日本中が活断層の活動について心配をしております。大津の周辺にも布田川断層帯や立田山断層帯があります。断層帯の活動によって大津町も大きな被害を被ります。

3月10日の熊日新聞紙上において、蒲島県知事は平常時から災害に備えることの重要性を説き、自主防災組織結成について県のサポートも大幅に拡充すると結んでおられました。区長をしていて自主防災組織を結成することの重要性は大いに感じておりましたが、実際に結成しようとしてもなかなかすんなりとはできません。今現在大津町にはどれほどの自主防災組織がありますか。そして、蒲島県知事の言葉をうけて大津町ではどのようなサポートを考えておられますか、お伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の自主防災組織に対するご質問でございますけれども、現在町内の自主防災組織は51団体が登録されてあります。平成16年度から3年間ミニ特区事業により各地区で結成されましたが、現在も活発な活動を行っているところもあります。一方で活動が停滞している自主防災組織も見られます。かなりの温度差があると感じております。

一昨年の東日本大震災や九州北部豪雨災害などで、自主防災組織の重要性が再認識されてきております。町としましても行政による公助の機能強化はもちろんです。自らの身は自ら守る自助、さらには地域で支え合い守り合う共助の意識を高めることが防災・減災には欠かせないものであると考えております。

そのため、平成25年度は自主防災組織の活性化を図るため、地域防災リーダーの育成に取り組みたいと考えております。県でも取り組まれております火の国防災塾などを参考に、町内で活動されております大津防災クラブや消防団と連携して事業を展開したいと考えております。また、小地域福祉活動の中で、地区内の危険箇所調査や見守り活動などを頑張っている地区もございます。連携を強めていくとともに、町全体での総合防災訓練への参加促進や各地区等で行われている防災訓練などへの支援なども積極的に行っていきたいと思っております。

自主防災組織の資材等の整備につきましては、宝くじの地域防災組織育成助成事業や、県では自主防災組織率向上対策事業補助などで結成や活動支援がっております。町としましても地域づくり活動支援事業の中で、自主防災組織の結成や活動の活性化のために助成について十分今後検討していきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議員ご質問の現状等について申し上げます。

自主防災組織は地域住民の皆さんが自主的な防災活動を行う組織と言われております。日ごろは防災訓練や地区内の防災安全施設などの点検に取り組み、災害時には初期消火や地域の人の避難誘導などの活動が期待されております。大規模な災害が発生しましたときには、今回7月の豪雨災害でも経験いたしました。役場をはじめ消防関係機関の活動が制限される事態が発生いたします。また初期の初動体制についても課題が残っております。そのような事態に備えるためにも、住民の皆さんが日ごろから連携し、協力しあって地域の被害を最小限に抑えることが何より重要であると思っております。

そして、その中心となるのが自主防災組織ではないかと思えます。町長の答弁にもございましたように、町内には自主防災組織が51組織で組織率につきましては65%であります。結成以後の活動支援が十分でなかったため活動が低迷してる組織も見受けられます。地域防災リーダーを育成し、必要な資機材等の整備も含め、活動の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） ありがとうございます。

地域に持ち帰ってから、いろいろとまた皆さんに助言をしていきたいと思っております。

最後に三つ目の質問です。町内放送、また警報について、お聞きします。

実は、この最後の質問が本命であります。先ほど防災無線を使ってPM2.5の放送をなさいましたと伺いましたが、聞こえたんでしょうか、そう思っております。

先ほどの二つの、先の質問は今回の最後の質問にリンクしておまして、いろいろお話をさせていただきたいと思えます。平成23年4月1日に全国瞬時警報システムJ-ALERT（ジェイアラート）が運用開始されました。消防庁が発した時間に余裕のない緊急事態の情報を通信衛星スーパーバードB2を経由し、自動で町の防災行政無線を直接起動し知らせるもので、知らせる内容は緊急地震速報、推定震度4度以上、震度速報震度6弱以上、弾道ミサイル情報、ゲリラ特殊部隊攻撃情報、空港攻撃情報、大規模テロ情報などとなっています。平成23日12月1日にこのシステムによる速報訓練が行われました。町内全域の防災無線より警報音及び放送が行われました。平成24年9月12日も同様の訓練が行われましたが、どれだけの方が認識したでしょうか。この訓練でどこが聞こえ、どこが聞こえなかったでしょうか。美咲野地区では聞こえませんでした。今の家は気密性が高く、外の音は聞こえにくくなっております。しかし屋外においても聞こえないとの情報もあります。区長時代に「何も聞こえないじゃないか」と不平を口にされ、困ったこともありました。音量を上げてもらえないかと要望を出したこともあります。しかし、拡声器の近所に住む方してみると、やかましいなど苦情が出るということです。

今、各区長や自治会組織に地域コミュニティ無線システムというセールスがきております。どの地区も屋外拡声が不十分であるということの証明にしかありません。屋外拡声器の不足を補うために宝くじの助成金を利用して、増設を勧められます。外の放送が聞こえたとしても、屋内においては同様に使えません。それらは屋内用に戸別受信機の購入を勧められます。しかし、これは助成金の対象になりません。戸別受信機は3万円から5万円と高価です。裕福な自治区は購入をされて運用されておられます。先に話しましたPM2.5の高濃度情報、またそれ以外の地震速報、水害やその他の被害からの脱出に対しても受信し身を守る家庭と、できる家庭できない家庭があってはいけないと思えます。何億円もかけて整備したJ-ALERT（ジェイアラート）を無駄にしないために、また公平に住民の安全を享受してもらうためには、町はどのように対処しているんでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町内における防災についての広報関連等について、大変ご心配をおかけして

おるような状況でございます。大津町のおいての整備は、防災行政無線の野外拡声子局からの音声による情報の伝達は住宅の機密化や豪雨等による外部騒音、風向きなどにより音声聞き取りにくいとの声は届いております。非常時には最大の音量で流しておりますが、どうしても室内にいとわかりづらいものも事実でございます。一番有効と思われまは、全所帯に戸別受信機を配置し、室内でも情報が聞けることだと思ひますが、戸別受信機が1台当たり4万円近くしみますので、事業費が相当かかるのが課題であります。現在約100機を消防団関係者などを中心に配慮をしておりますが、行政区嘱託員や民生児童委員の皆さんにも配付しまして、災害時の情報をいち早く提供できないかとも考えております。そのほかにもコミュニティFM曲を利用し、手持ちのラジオに防災情報を提供する方法や携帯電話のメール通信システムを活用する方法もあろうございます。

議員ご提案の地域コミュニティ無線放送につきましては、大津東区において実際に整備され、活用されております。平常時には、地域のコミュニティ放送を行い、非常時には町の防災行政無線の情報を流せる仕組みでございます。このほか町内2地区で宝くじ助成事業で、このような地域コミュニティ無線を整理したいと申請されております。日ごろから地域の住民の皆さんが助け合う地域のコミュニティの活動は、大変重要であり、人と人のつながりが災害時には被害を食い止める大きな力になるものではないかと考えます。そのような地域づくりにもつながる地域コミュニティ無線の整備に対する助成などについては、費用対効果などを十分に検討してまいりたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問に關しての防災行政無線、それから地域コミュニティ無線の關係につきまして、状況を申し上げます。防災行政無線につきましては、平成20年度から2年間でそれまでのアナログ方式からデジタル方式に切り替えを行っております。親局を役場庁舎の中に配置いたしまして、屋外拡声機が付いた子局を先ほどご説明ありましたように57カ所に配備をしております。非常時には最大のボリュームで放送しておりますけれども、風向きなどで聞こえづらいという点も現実的にはあるようございます。町長答弁にございましたように、地域コミュニティ無線につきましては、現在大津東区が独自で導入されております。事業費につきましては、約2千万円程度と聞いているところでございます。地区公民館などに親局を設置いたしまして、屋外拡声機とともに各家庭にコミュニティ無線戸別受信機を配備し、通常は自治会の連絡などに利用され、災害時などは町からの防災行政無線を受信し、その内容を各家庭に通信するというものでございます。屋内には受信機ございますので、録音機能なども備えているということで、大変便利であるとの話も聞いているところでございます。

今度、町長答弁にもございましたように、十分検討してまいりたいと思ひます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） はい、ありがとうございます。

訓練のときですね、9月にいつも防災訓練がありますけれども、あのときの音量というのは、どんなもんなんでしょうか。いつも訓練のときに外で音を聞こうとしても、なかなか音が聞こえないということがよく言われます。訓練はもっと真剣にですね、皆さんに参加していただきたいと思ひ

ますけれども、訓練のときは最大限の音で音量をならしてもいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいまのご指摘につきましては、防災訓練でございますので、各地域の住民の皆様には正確に情報が伝わるようにしなければならないというふうに思いますので、今後音声等につきましては、十分その辺は伝わるような形の配慮をしてみたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） ありがとうございます。

もう一つお伺いしたいんですが、戸別受信機を補助するとか、そういったようなお考えとかございませんでしょうか。いろいろ情報がありまして、地域支え合い体制づくりというのがありまして、要求額2千億円で、介護基盤緊急整備等臨時特別基準を積み増しするようなことがあるそうです。そういったところから、補助金を申請するとか、そういったことの案内ですね、そういったものを積み上げていながら、戸別受信機に対して全額とは言えなくても幾らかの補助をするとか、そういったお考えはないでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほどお答えしましたように、地域コミュニティ無線の整備に対する助成関連等についても十分補助金、そのほか負担金の問題もございますので、その辺の負担の割合とか、あるいは弱者の皆さんの関係も、障がい者を含んだそういうところの課題事項もございますので、補助するかどうかというような問題、取り入れるかどうかという問題も含めまして、あるいは先ほど申しましたように地域の関係役員さんとか、そういう方々だけに配付しながら、地域の皆さんはそこから住民の皆さんに徹底していただくというような非常時の場合もございます。平常時もありますので、その辺については十分今後検討してしながらどのような方向で取り入れるかということも検討させていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 補助をいただけるように今後ともよろしく願いいたします。

質問を終わりました。ありがとうございました。

○議 長（大塚龍一郎君） 引き続き行います。

山本重光君。

○6番（山本重光君） おはようございます。

6番議員、山本重光が一般質問をいたします。質問事項は通告のとおり、1、小地域福祉活動について。2、武道・スポーツ教育の重要性について。3、法令遵守コンプライアンスについて、でございます。

まず、1、小地域福祉活動についてでございますけれども、地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して充実した生活を送れる地域づくりのことと認識しております。言い換えれば地域が本来持っている支えあい、助け合いの心を持った地域のきずな精神を取り戻す、この活動であるとも言え

ます。振興総合計画の中でも、安心と安らぎのまちづくりを目指すために、地域福祉推進体制を強化するとの方針が明記してあります。現在の町内での活動は、平成18年度からの取り組み第1号であります森地区をはじめ、10カ所の行政区等でなされていると聞いておりますが、現在の取り組みと進ちょくを図るうえでの問題点をお聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の小地域福祉活動計画等についてのご質問でございますけれども、現在の取り組みと問題点についてお答えしますと、町では振興総合計画の五つの施策の大綱の一つであります地域社会とともに住める安心と安らぎのまちづくりを進めるために、地域福祉の充実を掲げているとともに、社会福祉法で規定されております地域福祉の推進により、地域住民自身が地域福祉の担い手として明確に位置づけられ、より一層住民参加による福祉のまちづくりが求められています。その中で、基本的な方針として住民や地域や関係団体、社協、行政と協働で地域福祉計画並びに地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでいます。平成18年度よりモデル事業として森地区をスタートに現在11地区、13行政区において手挙げ方式で事業を実施しております。問題点としましては、実践地区、推進地区やそれ以外の地域でもそれぞれに地域づくりの取り組みをされておりますが、地域福祉につないでいくための人材の育成、活用が不十分だと思っています。

今後、地域福祉コーディネーター、社協職員、町の福祉担当職員や地区担当職員と連携し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいりたいと思います。

次に、今後の推進策につきましては、町と社会福祉協議会で策定しております地域福祉計画及び地域福祉活動計画のもとに、平成26年度までには、現在区、地区を対象とした座談会方式と、護川小学校区を対象とした見守りや防災等の校区単位でのモデル的な方式を行い、地域等への祭り等の各種行事や交流や高齢者等のひとり暮らしの方の見守り、声かけ、地域の困りごと対策、それから災害時の避難等の対策について活動を実施していきたいと思っています。

その後、区長、民生委員、地域福祉推進や各種団体や地域の代表、議会、町、社協などの関係者により、これまでの小地域福祉活動の内容等の成果を検証してまいります。そして、区、地域、校区を対象とした小地域活動での住民主体の福祉活動を全町に広く普及させるために、平成27年度からの新たな地域福祉計画活動計画の中でも誰もが安心・安全に健康で充実して暮らせる地域づくりを目指して取り組んでまいりたいと思います。

細部については、担当部長のほうより説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。山本議員の質問について、お答えいたします。

現在地域福祉活動を推進していくために、4月の行政区嘱託員会議や5月、9月に行われます地域福祉推進の懇談会で行政嘱託員の皆さん、民生児童員の皆さん、それから地域福祉推進員等の皆さんに地域福祉推進地区、それから、地域福祉推進の設置のお願いや活動報告を行っております。取り組みとしましては、平成21年3月に作成しております、大津町地域福祉計画、地域福祉活動計画に基づきまして、小地域福祉活動の推進にあたり二つの大きな柱を立て組んでおります。

一つ目が、小地域福祉活動の推進地区になります。地域の中で助け合い、誰もが住み慣れた町で暮らせるように、行政区及び地区単位で住民が地域の福祉問題を発見し、解決するための活動を推進しておられます。毎年3地区程度の指定を行っております。

現在、先ほど町長が申しましたように、11地区、13行政区におきまして取り組みが進められております。実際の活動としましては、定期的な住民座談会の開催、ふれあいサロンの実施、自主防災組織の発足、緊急避難カードの作成、組織的な見守り活動の実施など、多岐にわたっております。また平成24年度から護川小学校につきまして、校区の社協推進モデル事業ということで取り組んでおります。行政区単位で解決することが難しい福祉課題に対しまして、広域的に解決をはかっていくことを目的に推進しております。

二つ目が、地域福祉推進員の設置でございます。行政区から選出され、社会福祉協議会長ら委嘱を受けて小地域福祉活動を進める地域のボランティアになります。各行政区に対しまして、原則としまして70歳未満の方の選任をお願いしております。現在36地区38行政区で62名の方たちが選出されております。地域の民生児童員、区長、役員の皆さんと協力しまして、地域の福祉問題の発見解決に向け取り組む、福祉活動の中心的役割として活動をお願いしております。

次に問題点としまして、行政区及び地区から手挙げ方式によります小地域福祉活動推進地区の指定を毎年3地区ということで目標を立てておりますが、例年1から2ということで応募が少なくなっている状況があります。

地域福祉推進につきましても、全行政区へお願いをしておりますけれども、現状38行政区の設置しかできておりません。安心して暮らせる地域づくりのため、積極的に活動していただく人材の育成、活用、役割分担が必要と痛感しております。各実施地区につきましては、座談会や小地域福祉活動が行われる際に、役場健康福祉課職員及び地区担当職員及び社会福祉協議会の職員が訪問し、活動の支援を行っております。

今後は、防災・防犯に関する活動、ひとり暮らしの高齢者や障がいをおもちの皆さんなどをはじめとする要支援者を見守るネットワーク活動、それからふれあいサロン、地域住民の交流活動をさらに推進していく必要があると考えています。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 地区担当職員という話がですね、今町長のほうから出ましたけれども、今130人各行政区あたりにはり付けがしてあるというお話をいただいておりますけれども、それぞれいろんな130人の職員の方々がおられます。福祉推進地区にはり付いている方もおられるし、そうでない方もおられます。ほかの地区のいろいろお話を聞くと、残念ながらこの地区担当職員の皆さんの心持ちといいますか、温度差がややあるという話も聞いております。今後、ぜひこのいろんな事業に向かう共通認識をしっかりと研修等を通じて指導をお願いしたいと思います。

先ほど、町長のほうから推進策が少しお話がありましたけれども、次に推進策についてでございます。推進策、その活動の単位は今、中尾部長のほうからも話がありましたけれども、行政区プラス校区というお話もありましたけれども、私はこの振興総合計画にもありますように、目標の単位はですね、

進ちよくの単位はやはり行政区なりがいいと思っております。今、活動実践区にあつて、地域住民のふれあい交流を図るための福祉活動の一環として、例えばごみ回収作業を行つてきるところもござい
ます。これは再生資源集団回収事業補助金というのもありましたけれども、そういうものにもつながり、団体登録をすれば町からの補助金が入り、それがすなわち活動資金にもなるという、また町が回収するごみの量も減るというですね、一石三鳥の行動ができるという、そういうものだと思っております。いきなり行政区の進ちよくが校区になぜなったのかというところも思いますけれども、その点も後でお答えをお願いしたいと思います。

それから、平成21年3月の議会で、家入町長の答弁がござい
ます。これは、それぞれの福祉活動の地域に助成金を検討したいと、社会福祉協議会としての仕事として、今後地域福祉活動に力を入れていきたいという答弁があつております。先ほど部長のほうからもまだまだ進まないというお話もあつておりますけれども、その力強い3年前の答弁からすると現状はどうなんでしょうか。社会福祉協議会の職員は現在56名おられると聞いております。そのうちこの小地域福祉活動に携わっている方は2名でござい
ます。そのお言葉と相反するようなこの実情がござい
ますけれども、この点の整合性も含めて、今後の推進策をぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。

ひとり暮らし高齢者と高齢夫婦の所帯合計は約1千500所帯でござい
ます。8世帯に1軒がこのひとり暮らし高齢者と高齢夫婦の所帯になっております。ぜひこの地域のきずなを取り戻す、また強めるためにも今後の推進をしっかりと図つてもらひたいと思ひますので、ぜひ再度の推進策についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議 長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 山本議員の再質問に対しましてお答えいたします。

先ほど町長のほうからもありました今後の推進方策あわせまして、質問の点についてお答えしたいと思ひます。

まず、今後の推進策につきましてですけれども、先ほど申しましたように、年に数回の会議等で事業の説明報告を今行つております。地域からの説明会等の要望があつた場合にも、地域を訪問し、公民館等での事業説明会やお話し座談会を積極的に実施していきたいと考えております。現在も関係地区で数回行つております。

それから、今後も実施地区の活動事例や防災活動、ひとり暮らしの高齢者の方たちの見守りや、声かけなど地域住民の皆さんと身近な福祉活動につきまして話をさせていただきたいと考えております。

それから、実践推進地区につきましては、地域福祉推進員さんの増加を図つていくということで、今後も継続した支援を行つていきたいと思ひます。

それから、先ほどご質問がありました社会福祉協議会のほうの担当者の件でござい
ますが、先ほど2名というようなお話があつておりますが、平成24年度1人職員としまして、地域福祉活動のコーディネーターということで1人増員を図つていただいて、現状事務局長、次長、それから担当職員2人ということで4名の体制を図つていただいております。そういった部分では、現在実践されているところにつきましては、各地区でのそれなりの活動をお願いしたいというふうと考えておりますけれ

ども、継続した支援については、今後も続けていきたいというふうに考えております。

それから、今後の部分につきましては、先ほども申しましたけれども、地域住民みずからで共通の生活課題、それから福祉課題につきまして、組織的に取り組んでいただくということで、地域のニーズ把握や要望等を確認してまいりたいと思います。それを解決に結びつけていけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど申しました人材の発掘、育成、活用役割分担が大変重要になっておりますので、そういった部分でも人材の確保を図っていききたいと考えております。

それから、当初モデル地区でやっておりました座談会等につきましては、地区を対象にやっておりました部分ですが、平成24年度から護国校区を校区対象ということでやっております。これにつきましては、先ほど町長も申しました平成27年度からの新たな地域福祉計画の中で推進するというところで、全庁的に広げていきたいというふうに考えておりますので、その中で地域地区が行うこと、それから校区担当で、校区全体で考えていくことが必要なものにつきまして、そちらでも推進ができないかということで、検証材料ということでモデル的にやっていただいております。特に平成25年、26年度で最終的な校区の取り組みをやっていかせていただきたいというふうに思っております。

それから、地区担当職員との連携につきましても座談会の報告等につきましては、地区担当の職員の皆さんにも活動内容等をメール等で報告をさせていただいております。そういった部分で、今後担当職員だけではなくて、地区担当職員とも連携をとりながら地域の皆さんが安心して生活できる地域づくりということで、今後も誰もが安心・安全に健康で充実して暮らせる地域づくりを目指して今後とも取り組んでまいりたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） ぜひ活動の進ちょくをスピードアップを図ってやってもらいたいと思います。

続きまして、武道・スポーツ教育の重要性についてでございます。

スポーツは人と人、地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力をつくり出し、地域社会の再生にも貢献するものであると思います。また、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠なものでもあります。一方、武道につきましても、同様の重要な役割を持っており、その教育はまさに人づくりの道であります。平成18年に改正された教育基本法においても、教育の目的は「人格の完成」であると明記されていますように、いつの時代でも常に教育は人づくりであるということを忘れてはならないと思っております。改正教育基本法を受けて、平成21年3月には新しい学習指導要領が告示され、これにより平成24年から武道が中学校1、2年の男女ともに保健体育の授業において必修となりました。すべての中学生が、我が国固有の文化である武道を学ぶことを通じて相手を尊重する心や礼儀作法、武道が持つ伝統的な考え方などの理解を深めていくことに意義があるということを国が示しているものであり、武道教育の重要性を改めて国が認識しているものでございます。

武道教育の実践の場は、あくまでも道場でございます。昭和51年1月、柔道場、剣道場をあわせ

持った大津町武道館が完成いたしました。以来37年、いつの間にか畳がなくなった老朽化した武道館がそこにございます。平成21年12月、議会での家入町長の武道館建て替えに対する答弁がございます。できるだけ早く取り組んでいくというものでございます。同じく、当時の教育長の答弁は、青少年の健全な育成に大変有効な武道を推進するために、人材的にも設備面でも努力するという力強い答弁がございます。振興総合計画の中では、基本事業の目標として老朽化し、改修が必要な施設の整備、町民のニーズに応えた新たに施設の整備計画を策定し、適正な施設の管理運営を行うとあります。この町長の答弁のできるだけ早くから3年が経っております。ここで質問いたします。武道スポーツ教育、とりわけ武道教育の重要性に対する認識と、町武道館の老朽化について、今後の対応策はいかがなものでしょう。

それから、関連しますので武道館新しい武道館の建設について見解をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 武道館の建設についてでございますけれども、スポーツ教育の重要性については、もう議員おっしゃるように大変重要なものであるというふうに思っております。

しかし、先ほど言われましたように、町の体育協会をはじめ、クラブ大津、婦人スポーツ、そしてスポーツ推進委員会の皆さんには、日ごろからスポーツの底辺拡大から競技力向上及びスポーツボランティアの育成まで、幅広く取り組まれ、本町のスポーツ推進に大変貢献していただき感謝を申し上げます。

武道館建設の考えについての、ご質問でございますけれども、町振興計画には計画はございません。3年前のお話ですが、大津中学校関係の整備計画を検討しておりまして、あの一部の学校に剣道や柔道というような形の中での施設配備の計画を検討させていただきましたけれども、国の補助関連等検討しますと大体7千万ぐらいの補助金というような形になりますと、なかなかいろいろの関係の皆さんにお話を聞いてみますと、その金額が2億、3億というようにふくれ上がりまして、そのような状況でございますので、今後のやはり学校計画関連等に基づいたところで、今後検討をしていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思いますけれども、それにつきましては、新たな振興総合計画の中に乗せながらやっていかなくちやならないんじゃないかなあというふうにも思っております。

もちろん大きな大会をするというような形になりますと、今の体育館で十分できておるというふうに思っておりますので、先ほど申しました件につきましては、学校関係の武道関係の取り入れのときの体育館関連等の整備計画の中で検討をさせていただきますけれども、今後についても学校建設関連等の施設関係の中で、今後についても検討をしていかなくちやならないのかなというふうな思いをしております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 失礼いたします。山本議員の武道・スポーツ教育の重要性についてのご質問にお答えいたします。

議員がおふれになられましたように、平成18年に教育基本法が改正されまして、伝統と文化を尊重する態度をやしなうこと。これが教育の目標の一つとして明記されました。平成24年に学習指導

要領が改訂されました際に、このことを踏まえまして、中学校の保健体育の学習で1年生と2年生は年間10時間の武道学習が必修となりました。平成24年度から新学習指導要領の全面実施となりましたので、大津中学校では剣道、大津北中学校では柔道を学校として選択しています。武道の学習を通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合をしたりすることで、旺盛な気力と体力を養うとともに礼法の実践を通して、他人を思いやる心や感謝の心を育て、日本の伝統的な行動規範を身に付けることが期待できますので、この武道は大変教育的に意義あるものであると認識いたしております。

24年度からの必修科にあたりましては、教育委員会としましては、学習の場の安全確保や良好な環境整備と、必要備品の整備に努めたところでございます。授業以外の中学校部活動では、剣道、柔道、空手部が中学校体育連盟の大会に出場することを目指して、生徒たちは練習に励んでおります。また、社会体育では、体育連盟に加盟されている武道関係団体をはじめ、各流派道場の方々がそれぞれの場所で定期的に活動を行われ、本町のスポーツ推進に貢献されております。このことにつきましても大変ありがたく感謝申し上げます。

また、本町から県代表として全国大会に出場される方々を対象に、全国大会出場選手激励会を行っていますが、剣道・弓道・少林寺拳法・日本拳法など、武道関係団体から毎年10名以上の方が出場され、活躍されております。子どもたちの夢をはぐくむものとなっており、うれしいかぎりでございます。

ところで、町武道館の今後の対策についてのご質問でございますが、築36年を経過し、確かに老朽化しております。しかし、今も武道団体の拠点施設として使われております。これまでに床の張り替えや照明及び消防設備の修理を行ってまいりました。床材の質が良くて大変利用しやすいという声も聞いております。しかし、施設の改修が必要な箇所は確かにございます。改修の必要性の高いところから、今後計画的に改修にかかっていきたいと考えております。

そして、施設の老朽化とあわせまして駐車場の問題もございまして、今後隣接する大津中学校の改修計画とともに総合的な計画を作成していきたいと考えております。

総合武道館の建設につきましては、まず施設の必要性を含め、体育協会や武道関係団体の方々及び学校、部活動関係者などと協議をしていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 私は今武道館のことだけを言っておりますけれども、勘違いをしないでいただきたいんですけど、ぜひ町内のスポーツ施設の整備に関しては、ぜひとも今後進ちょくを図っていただきたいと思っております。

あとは、以前町の体育協会が大々的なアンケートをして、圧倒的な要望があったプールとかですね、ご存じのとおり総合運動公園の横にテニスコートをつくるとか、いろいろは話っておりますので、ぜひともそちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。あくまでも私は去年の4月から中学校武道必修科になっておりまして、国が武道についての認識を改めたという、それに関してこの質問をしておるわけでございますけれども、今大津町の、先ほどちょっと話がありましたけれども、つつじ祭り

大会が各種あっておりますけれども、この武道部門の参加者は毎年約1千200人を数えております。これは町内外ですね。利用需要も旺盛でございます。今大津中学校の体育館の話がありましたけれども、その横に大津町武道館がございますので、私としてはここ最近社会体育、学校体育の融合という、そういう話もあっておりますので、ぜひともこれ区分をすることなく、中学校と武道館を一体的にして、あの辺にぼんと大きなものを建てるとか、そういう思い切ったことも今後考えていただきたいと思います。武道愛好家の方の中では、今独自の団体を立ち上げる話もあっておりますけれども、武道館に関しては根強い建て替えの要望がっておりますので、ご認識をお願いして再度町長のご回答をお願いしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 武道館の建設につきましては、町の振興総合計画を策定していく中で、検討をしていかなくちやなりませんけれども、それにつきましては、体育協会や武道関係者等の皆さんと十分相談をしていきたいと思っております。もちろん場所関係等も大津町の運動公園でございますので、その辺も含めたところで検討をしなくてはならないんじゃないかなというふうに思っております。街中の今のところについては、今は大変駐車場に困っておりますので、その辺の子どもたちの安全を考えるといかがなものかと思っておりますので、関係者の皆さんと十分ご相談をしながらつくる必要がいつの時代にくるかというような形になる総合計画の中で、検討をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6 番（山本重光君） 続きまして、法令遵守、コンプライアンスについてお尋ねをしたいと思います。私27年間民間企業、金融機関ですけれども、務めておまして、当たり前のようにこのコンプライアンスについてのコンプライアンスマニュアルによるコンプライアンスチェック、そういうものを20数年やってまいりました。ちょっと何人かの町職員の方々に聞き取りをしましたところ、あまり意識がないようでしたので、今回このコンプライアンスについてを質問させていただきたいと思っております。

コンプライアンスとは、法令遵守と訳され倫理意識の欠如を原因とする企業、団体の不祥事事件が頻発したことを受けて注目されるようになったものであります。法令遵守が指摘される事件は数多くございます。建築設計士による建物の構造計算書偽造事件、牛肉の産地偽装事件、賞味期限切れ食品の日付偽装事件、また最近では愛知県東浦町の人口を水増し事件が発生しております。これは何かと申しますと、前副町長が2010年、国勢調査の際、市政移行に必要な人口5万人以上を達成するため、町職員らと共に謀して、居住実態のない303人分の人口を水増ししたものであり、逮捕されたというものです。やってはいかんことをやってしまったという、町職員が共謀したということがさらに驚きでございます。東浦町の町民の皆さんが町に対して大きな不信感をもったものでございます。本町職員におきましても、日ごろから個人情報に囲まれて仕事をする状況であり、ネット検索で多くの情報を手に入れることができる。いふなればある意味危険な状況でもございます。高い倫理観を持って仕事に望んでおられるとは思いますが、コンプライアンスに対して本町職員がしっかり意識しておられるかどうかをお尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の法令厳守につきまして、職員の指導の件についてのご質問でございますけれども、役場職員としての町行政を執行していくうえで基本中の基本だと考えております。すべての職員は、採用されたときに全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すると誓っております。しかしながら、誠に残念なことに過去において、職員の不祥事が発生し、議会をはじめ住民の皆さんに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしました。この事件につきましては、職員懲戒処分等の指針に基づきまして、処分を行い、適切な事務処理の徹底を指示し、取り組める内容から迅速に対応してきたつもりであります。

法令厳守、コンプライアンスの推進のためには、個別的な対応だけでなく、全庁な取り組みとするためにも全職員が気持ちを一つにして取り組むことが重要であると考えます。法令を守ればよいと考えるだけでなく、法令や社会規範、道徳を守ることは当然としたうえで、職員一人ひとりが高い倫理意識を持って全体の奉仕者として行動できるよう全体的な法令厳守規範の整備を行いたいと思います。現在の取り組み状況につきましては、所管部長より説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問についてのコンプライアンスの取り組み状況について、申し上げます。私たち役場職員は、地方公務員として全体の奉仕者であり、町民の皆様の信頼と期待に応えるべく高い倫理観が求められておるところでございます。しかし、残念なことに過去においましてそのような期待を裏切るような職員による不祥事が発生したのも事実でございます。そのような一人の職員の行為が役場全体の評価につながってまいりますので、職員に対しましては、その点を十分に徹底していかななくてはならないと強く感じております。前回の不祥事は準公金に関する事件でございましたので、早急に準公金取扱規程を策定し、管理報告などの手続きを整理したところでございます。

あわせて危機管理ということで職員不祥事を予防するための行動指針といたしまして、いつも誰かが見ている、誰かに見られているという意識を持つよう、上司の指示でもおかしいと思ったことはおかしいと問い直そう、家族や職場の信頼を裏切らないなどの指針を幹部職員を通じて全職員に周知したところでございます。

また、昨年11月にはコンプライアンス研修を職員全員を対象に実施いたしました。今後、個々の取り組みをまとめ、全体的な法令遵守規範を整備し、職員の法令遵守、コンプライアンス意識の向上や不正を許さない職場環境をつくってまいりたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 一般企業では、本当に当たり前のように大体四半期ごとにコンプライアンスマニュアルによるコンプライアンスチェックが行われております。今、この本町ではそれが行われていないというふう聞いておりますけれども、ぜひとも進ちょくを図っていただきたいと思います。

先ほど不祥事件の話がありましたけれども、2006年11月には税務課に勤務する職員が公然わいせつの容疑で逮捕されております。2011年4月には経済部の職員が現金405万円を着服流用して懲戒免職処分となっております。どちらもそのつど町長のおわびの文章がございます。ほぼ同じおわびの文書の内容でございます。「全職員に対する服務指導を徹底し、さらなる職員の公務員倫理

の確立と厳正な服務規律の確保に努め、町民の皆様から全幅の信頼をいただける大津町役場となります。」とあります、2006年に。その5年後にこの不祥事件が起きているわけでございます。この間やはり何をされていたのかなという、そういう気持ちでございますので、この間の取り組みを再度お聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 職員の法令遵守につきましては、常日ごろから幹部のほうにも伝え、そしてまた職員にもそれなりの、それなりというか、そういう指導をしっかりとやっていくために、今人事評価制度をしながら、職員の健康管理等、あるいはそういう行動関連等の目配り気配りもちゃんと常日ごろやらせていただいておりますという状況でございますので、今後についてもしっかりと職員の指導をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 今この瞬間でも何かが進行してるかもしれません。この不祥事件が起きたら、民間の企業であったら即倒産でございます。即売上げの減少ぐらいにとどまればいいんですけども、倒産というそういう形になるかと思えます。人間は弱い生き物でございます。ぜひチェックをすることで助けるということで、今後このコンプライアンス体制構築のため、このプログラムを導入していただき、真の公務員倫理の確立による住民サービスにより、魅力あるまちづくりをしていかれることを望まして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時25分から再開いたします。

午前11時13分 休憩

△

午前11時23分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） こんにちは、お許しをいただきましたので、議席番号1番、金田英樹が通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私は、2月の選挙にて住民の皆様のご支援で初めてこの議場に送っていただきました。皆様の期待と信任に応えられるように、今後も初心を忘れることなく何よりも住民の皆様の声をしっかり集め、行政職員、同僚議員の方々とも協力、協働しながら真摯に取り組んでいく所存でございます。どうかよろしく願いいたします。

本日は、一般質問の答弁のあり方、行政評価のあり方、道路整備優先基準の策定公開の3点について質問をさせていただきます。

それでは最初に、一般質問の答弁のあり方についてお伺いいたします。

一般質問とは、その自治体の行政全体にわたって執行機関に対し説明を求め、また所信をただすことによって、政治姿勢、政治責任を明確にし、結果として現行の政策の変更、是正、あるいは新規の政策立案につなげるなどの目的と効果があるととらえております。よって住民にとっても、議員に

とつても行政にとつても非常に重要なものであると私は考えております。実際に住民の方々の注目度、期待度も非常に高く、一般質問時には傍聴者数も多い傾向にあり、議会だより59号に掲載の議会だよりアンケートでも一般質問が最も興味のある記事の第1位に選ばれています。

しかし、その重要な位置づけの一般質問ですが、私は現在の大津町の一般質問の答弁のあり方にはただすべき点があると考えております。

まず、1点目としてこれまでの答弁には、具体的な方針を示さず「検討する」「考慮する」等の言葉で結んだものが見られます。まずもって事前通告制であることを踏まえれば、そのような回答は現に慎むべきであり、仮に検討に時間を要する場合にも、結論を出す時期を示すべきではないかと考えます。

また、2点目ですが、「実施の方向で考える」「今後取り組んでいく」と答弁したものに関しても、議会閉会後に取り組みの進捗、結果が住民に対してははっきりと示されていないものが多くあると感じております。この点につきましては、今回の議会においても佐藤議員、山本議員等から過去に答弁した内容の進捗を尋ねる質問があったことから見て取れるかと思えます。

一般質問での答弁は、公開の場である議場で発したものであり、住民に対しても約束したものであります。このような状況では、一般質問の意義自体も疑われると考えます。よって、議会の答弁内で完結しないものに関しては、次期議会、あるいはホームページ等で進捗、結果を順次報告公開してことが行政が住民に対して果たすべき責務ではないでしょうか。実際にそういった取り組みを行っている自治体もありますので、一例として長崎県の大村市の取り組みを紹介させていただきます。大村市のホームページには、市議会一般質問検討事項というページが設けてあり、取り組みを開始した平成23年からの要望事項を含むすべての一般質問が一覧として掲示されています。掲示項目は、整理番号、質問事項、対応状況、質問を行った議員名、部担部、担当課、そして質問事項、答弁要旨、対応の進捗状況をA4用紙1枚にまとめたPDFファイルであり、それらは順次更新をされています。つまりホームページから誰でも簡単に一般質問の内容と、それに対する取り組みの進捗、結果が一覧で確認できる仕組みとなっております。実際の対応状況を見ると、例えば平成23年の場合は、該当50件のうち、対応済みが31件、対応不可が6件、検討対応中が13件となっており、これは一般質問が幅広い分野からあげられることを踏まえれば、非常に高い対応率であるかと思えます。

そして、これは何より住民にしっかりと情報を公開し、同時にコミットすることによって行政の方々が本気で取り組んだ結果であるという認識です。もちろん厳しい財政状況、人的資源の中でできないことや、検討に時間がかかることも多くあるかと思えます。しかし、そうやって情報を公開しながら取り組んでいき、その姿勢をしっかりと示していくことが具体的な町の発展はもちろんのこと、前に進む政治、あるいは前に進んでいることを実感できる政治でもって住民の納得感、満足度向上、そして町長もおっしゃっている協働のまちづくりのさらなる進展につながっていくのではないかと思います。

以上を踏まえまして、通告書にある私の最初の質問について、町長の答弁を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の一般質問の答弁のあり方と情報の公開関連等についてのご質問でございます。住民の代表である議員の皆さんにおかれましては、住民の立場から質問され、執行部は行政能力の範囲内で、どのような対応ができるのか具体性を持って述べることは当然のことであると認識をしております。

議員ご承知のように、市町村は住民生活に必要な行政を行っており、議会において議員の皆さんより住民全体を代表して執行機関に対し意見を述べていただくことは、議会、行政、住民が相互に理解し、さらなる住民福祉の向上と、より良いまちづくりを進めていくことにつながるものであり、地方自治として町と議会の二元代表制をとっていることは、すでに議員ご承知のとおりであると思います。議員のご質問の事前通行制ではありますが、その期間も短く、短期間で複数の内容について、その内容次第ではありますが、質問内容についてどのようなことが考えられるか、調査等を行い、どのような対応ができるか検討が必要であります。内容により、それが関係先との協議や調整が必要であれば関係先自治の内部検討が生じてきます。このような関係者との協議があることにより、すぐに結論を出すことや、その時期を明示するのは難しい問題もあります。

昨年の議会活性化調査研究特別委員会の中で、今後取り組むべき事項の中で一般質問で検討するとの答弁の検証が提案され、検討されるようであります。このようなこと踏まえて、今後は答弁の内容により、ある程度の検討期間を明示することについての状況を把握していきたいと考えております。

次に、答弁に伴う、議会閉会後の討論結果についての報告・公開であります。現在議会の議事録はホームページで公表されておりますが、町執行部の一般質問の答弁に伴う検討結果等についての公表は、ご指摘のとおり公表は行っておりません。先ほど説明いたしました答弁に伴う検討についてと関連しますが、その内容により、それが関係先と協議並びに関係先自体の内部検討や町の内部的な他の業務との関係など検討期間もあり、すぐに結論を出すことや、その時期を明示するものは難しい状況もあります。町でも事務事業等の評価・検証を行い公表を行っておりますが、今後答弁に伴う検討結果についての公表公開についての方法について、他の事例等を検証し、調査し考えてまいりたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問させていただきます。先ほど町長の答弁の中に関係者との協議があるため時間がかかるという話がありましたが、やはりこれ内容によると思うのですね、時間かかるものとそうでないもの、時間がかからないものに関しては、なるべく早く時期を明確化していただきたいと、その中で時期の中にも、例えばひと月後なのか、あるいは1年後なのか、あるいは4年後なのか、そういった大きなめど感を示すことはまだ可能であると私自身は考えております。なのでそういった前向きな方向で検討いただければと思っております。

もう1点、先ほど進ちよく等の公開の時期はまた改めてご検討いただくという話だったんですけども、そこに関してもぜひ今回こういう私質問させていただいておりますので、こういったスケジュール感で結論を出すのか、その判断の時期、大体でよろしいので示していただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 再度の情報の住民に知らしめるその結果の方法でございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃるとおりでございますので、その質問内容、関連等にできるもの、できないもの、あるいはその時期、そういうものについて十分これから公開できるような方向で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問させていただきます。非常に前向きな回答でございました。しかしです、私の質問の内容が時期、本当に今期中なのか、あるいは来年度なのか。あるいは、もう少し長期スパンで考えていくのか、どういったお考えなのかの時期感のところをお伝えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） この議会関連等につきまして、早速次の議会前にでも検討情報を公開できるような形に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 非常に前向きなご回答でうれしく思います。これでまた大津町の協働の体制に一步近づいたと思っておる次第でございます。

続きまして、二つ目行政評価についてお伺いいたします。

昨日の一般質問にて、佐藤議員からも行政評価に関する質問がありましたが、評価の批評の妥当性に関する内容が主であったかと思えます。よって、私は指標に基づいた評価結果を踏まえて、どのようなプロセスで改善をしていくべきかという観点から質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、大津町では振興総合計画に基づいた行政評価を行っております。また、近年のその他多くの自治体も何らかの形での行政評価制度を取り入れており、その背景には財政事情の悪化、地方分権の推進、行政に対する信頼の低下、行政ニーズの多様化、行財政システムの硬直化という現実があり、行政評価制度導入の流れは、それらの厳しい状況の中で住民の納得感、満足度向上及び評価後の見直しによる行政活動全般の見直しなどの役割が期待されることであると思っております。ここで業務評価制度の定義をすれば、行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させることであると言えます。つい先日、政府の経済財政諮問会議においても4人の民間委員が社会保障や公共投資など、主要政策について民間企業で採用されているPDCAという手法で行政を効率化する仕組みの確立を提言しています。すなわち、これまで企画、実施、企画、実施の繰り返しに陥りがちであった行政活動に対して、企画、実施、評価、評価結果による見直し、それを活かした企画というフィードバック過程を備えたPDCAによる民間のマネジメントサイクルを活用していくというのでございます。これまで行政評価制度を積極的に大津町の行政運営に取り入れてこられた姿勢は、まずもって高く評価されるべきであると思えます。しかしながら、制度というものはその運用の中で改善を重ねていくことがより中身の充実した体制構築のために欠かせないところです。そこで、より一層の制度改善へのご提案も兼ねてお伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、行政評価制度の本質は施策や事業をチェックした結果を今後の行政運営に活用していくことにあり、評価の結果をいかに扱うかが重要になります。しかし、住民への提示資料、これはホームページにも掲載されている第三者機関である大津町振興総合計画等評価委員会資料のことですが、ここにある行政担当者による所見欄には単なる外部環境の分析や具体性を欠く一般論に終始しているケースが散見され、さらに平成23年と平成24年で所見が使い回されている項目も見られます。行政評価の本質的な目的は、振り返りや住民への報告だけではなく、何よりも住民の声も生かしながらPDCAサイクルのもと改善を図っていくことであると考えております。

また、実効性及び効果を担保するためにも評価や振り返りが行政内で完結するのではなく、広く住民の声を取り入れたものである必要があります。

現在、第三者機関である評価委員会には公募により選出された一般町民の方もおり、さらに委員会に提出される評価の資料を住民の方がホームページで閲覧することも可能です。しかし、行政担当者及びこの委員である一般町民の方の話も伺いましたが、現在は仕組みがあるというだけで、先に述べたように監視機能としても改善機能としても、まだまだ実行力があるとは言い難い状況です。

ここで、一例として他の自治体の取り組みを紹介させていただきたいと思います。例えば、京都市は大学のゼミ等と行政職員が共同し、制度改善への提案や各職場での取り組みを支援する事務事業評価サポーター制度を実施しています。さらに評価方法や評価結果に関する住民からの意見・提案を広くホームページにて受け付けており、その内容及び対応も同一ページ内で住民に公開し、住民による監視機能を高めることで具体的な改善を進めています。また、具体的なPDCAサイクルとして評価の結果を予算とも連動させながら、毎年事務事業を見直し、より充実させる、現状のまま継続、効率化等により見直し、縮小等により見直し、終了、といった判断を下すとともにわかりやすい資料を住民に提供しております。繰り返しますが、行政評価制度の本質は評価すること、公開すること、それ自体ではなく、施策や事業をチェックした結果を今後の行政運営に活用していくことにあり、評価の結果をいかに扱うかが重要になってまいります。もちろん自治体により規模、予算、人的資源も異なっており、できること、できないことはあると思いますが、京都市での取り組み内容も踏まえ、今の行政評価手法を改善するお考えはないのか。あるならばどういったスケジュールで、どのような手法を考えているかを伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の行政評価の質問でございますけれども、現在行っております行政評価は、後期基本計画を策定した平成23年度から導入したものであり、それまでは約400ある事務事業についての評価を行い、特に公開等も行っていませんでした。後期基本計画では、初めて成果指標を導入したところであり、これは職員が成果指標を意識して事業に取り組むことを促す目的と、政策の取り組みの方向性を示すことができればと思い導入したものです。

議員ご指摘のように生かしきれていないところもありますが、例えば住民課では住民満足度という観点からフロアマネージャーの配置や、番号札発券機を設置し、窓口における改善を図ってきているところであり、また行政評価委員会での意見を踏まえ、当然のことではありますがホームページの内容

を常に新しいものに更新していくような取り組んでいるところです。このような成果指標を導入し、行政評価を行っていることにより、少しずつではありますが職員の意識も変わってきているのではないかと思います。ただ、まだまだ十分ではないところがたくさんあることから、先進事例を研究するとともに職員研修を行いながら行政評価が業務改善につながっていくよう取り組んでいきたいと思えます。現状関連等については、担当課のほうからご説明を申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりに行政評価の目的は、住民の視点に立った成果を町政に反映させ、住民説明を行うとともに、効果的または効率的な町政運営を行うことであります。ご質問のとおり、行政評価をしまして、見直して計画や目標設定に反映し、実施するというP D C Aサイクルを継続的に循環させないと効果的また効率的な町政運営はできません。その評価結果につきましては、予算なども含め、行政運営に反映させなければならないというのは言うまでもありません。しかし、現実実施している行政評価については、なかなかそこまで至っていないのが実情であります。今、町長が申しましたように、今後研修などの実施より職員の意識改革及び政策形成能力の向上を図りながら、あわせて現在の行政評価の仕組みについて、先進、今おっしゃいました京都市などの研究をさせていただき、具体的な方策などの改善を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問させていただきます。

先ほど職員の研修やあるいは制度の見直しを行っていくという前向きなご回答をいただいたんですけども、ではちょっと具体的に出せる範囲でよろしいんですけども、1年後なのか2年後なのか、あるいはもう早々に着手していただけるのか、そういった時期をお伝えなればと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

研修につきましては、今回新年度予算に計上させていただいておりますので、早速研修を進めながら、その研修を進める家庭において、そのスケジュール等も決めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 今ほどの答弁に関してです。質問させていただきます。

この内容なんですが、研修によって改革できることと、あるいは仕組みそのものを変えないといけないことがあると思うんですね。その中で研修に関しては着手していただけるということなんですけれども、私の質問の中で、例えばなかなか住民の方々の声を生かできてないだとか、あるいは聞き入れる場所がないだとか、そういった仕組みの部分について今後どうやって具体的に変わる考えなのか、今時点の考えとスケジュールでよろしいので、お答えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

今職員研修のお話を申し上げました。その研修の中で今お尋ねのありました件につきましてもスケジュール、あるいはどのような住民の声を聞く方法があるのか、今我々が行っている方法にどこに問題点があるのか、そういうのも含めて検証してまいりたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） この件に関しましては、私も議員として、住民として今後進ちよくのほうを少し確認というか、ウオッチさせていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。続きまして、大津町における道路整備の方針についてお伺いいたします。住民の方々からの道路整備に対する要望は多種多様であり、主体は個人レベルのものから自治会等まで多岐にわたります。件数としてもかなりの数になり、そのことは我々議員が日常的に活動している中でも強く実感させられることであります。しかしながら、住民の方々からは要望だけではなく、失望の声も多く寄せられているのが現状です。具体的には複数の住民の方から何度も要望しているが検討するとの回答のみでいっこうに進展せず、何よりも検討すると言ったはずが、検討結果の報告もない。〇〇地域はどんどん良くなっているのに、我々の地域は変わらない。できないならできないなりの理由を示してくれれば理解もできるが、それさえないので信用できない。そういった意見を伺っております。不況の中、大津町の財政状況も厳しい状況にあり、もちろんすべての要望に応えていくことは現実的に難しいということは重々承知しております。しかし、こうした状況にあるからこそ、効率的、効果的な道路整備を行うことによって住民の満足度を高めることはもちろんのことながら、実施可否にかかわらず、より多くの住民が納得できるような道路行政でなければならないと考えます。整備の必要な箇所の把握については、住民や区長の方々からの声をもとに行うのか、あるいは昨日の荒木議員の質問にあったように、行政の方々が力を結集して全体を把握するのか、やり方はいろいろあると思います。しかし、いずれにしろ納得感のある道路行政運営を行うためには、客観的で明確な道路整備に関する基準及びプロセスづくりが不可欠であると考えます。具体的には事業の必要性、緊急性、効率性等により定量的な道路整備優先基準を策定し、決定プロセスや基準、配点結果を公表して理解を仰ぎ、より納得感のある道路行政運営を行うべきではないかと考えます。難しいことのように聞こえるかもしれませんが、協働意識の高まりもあり、実際にそのような取り組みを行う自治体も増えているそういった現状がございます。一例を挙げますと山形県の寒河江市では整備の判断基準の目安としまして、寒河江市公共事業整備優先順位基準を策定しております。この基準で対象となる公共工事は、市民生活に密着した道路、河川、水路、側溝の整備や維持管理であり、基準に基づく評価により整備優先順位を判定し、整備時期を明確化することで住民にとってわかりやすい納得感のある事業の執行を図るものであります。フローとしては、まずは住民から出される生活道路整備要望チェックリストを担当課において取りまとめ、チェックリスト及び調査表をもとに整備優先順位評価表の作成を行います。基準に関しては渋滞の頻度、事故の発生頻度、歩道の必要性や地形的な危険度など緊急性の項目に重点を置いた評価とし、これに路面排水改良などの必要性、流末廃水処理や用地確保などの熟度、事業コストなどの整備の効果を加えた4項目を基本に評価し、各項目を高・中・低の3段階に評価します。そして評価をもとに最終的に所管横断的に組織された審査会において、この

基準に基づく評価により優先順位を判定し、整備時期を明確化しております。この仕組みのポイントは、要望が整備された決めごと、プロセス、その中でしっかりと吟味され、客観的かつ定量的評価がなされるとともに、評価された情報が住民と共有されるという点にあります。厳しい財政状況の中で、限られた資源をどのように配分していくのかという問題がありますが、何よりもプロセスが明確であり、基準に基づいた対応が確実に実行され、結果が共有されて初めて納得感のある町政運営ができ、協働も進んでいくのではないのでしょうか。よって、大津町としても具体的な基準、基盤の中で住民の声が吟味され、共有化されるようなプロセスづくりをしていくことが必要であると考えております。

以上の理由により、道路整備優先基準の策定、公開の仕組み、プロセスづくりを進める考えはないか、町長の答弁を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町道関係の道路整備優先順位の基準でございますけれども、5年前に一応点数制をつくりながら必要の箇所から順次というようなことで、指導をしながら今日までやってきております。

昨年におきまして、道路基準関連の基準をしっかりとをつくるように庁内の関係部長を委員長としながら検討を今させていただいておりますので、その内容等については担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 金田議員の質問にお答えいたします。

道路整備につきましては、毎年住民から数多くの要望が寄せられてきて、その要望に対して調査や町政を重ねて、優先順位をつけながら、より効率的に事業を進めていくように努力しております。しかし、地域からの要望内容や整備手法もさまざまでありまして、町からの回答方法も先ほど議員が言われましたように確立されていない状況になっております。また、近年の厳しい財政状況の中、住民ニーズはより多様化しておりまして、公共事業を取り巻く環境はより厳しくなっております。これらのことから事業の必要性とその効果について、統一した評価基準を作成し、事業化を決定する前の段階において客観的な評価を行い、優先順位と整備時期を明確にし、より効率的で効果的に社会資本整備の実現を図るべく現在基準の作成について検討を進めております。検討するにあたってはさまざまな要素や考え方があるため、その決定に時間を要している状況になっております。例えば、評価の判断基準については、まずどのような評価項目を設定するかがあります。道路の利用状況や通学路の状況、主要施設への接続状況、迂回路の状況などの必要性における視点のほかに、交通事故の発生頻度、道路の有効幅員、見通しの確保、振動や騒音などの生活環境の状況、舗装の状況、側溝の状況など緊急性における視点が考えられます。このほかにも用地取得の問題や家屋などの支障物件の有無、沿道地権者の協力、整備費用コストなどの評価項目も考えられます。また点数化するにあたっては、多くの評価項目についてどれを選択し、どの項目に重きを置いて配点していくかについても検討が必要になります。さらに例えば、町の中心部と周辺部では状況が違いますので、その地域バランスをど

う考えるか。通学路や危険であることについての考え方など、その基準についてもさまざまな意見があります。

次に、評価基準が決まった後にも、その基準により評価した要望をどのような仕組みを用いて決定するかなども決める必要があると考えております。正確で公平な判定をするために試行錯誤を繰り返しながら、評価の内容を精査し、必要に応じて修正していく必要があると考えております。ただし、町民の方々にとりましては、決定プロセスや基準、配点基準を公表して事業箇所を決定したとしても、自分の納得する地域についてはある程度状況を理解できても、ほかの地域の状況についてはすべて理解されているわけではありませんので、完全に納得していただけるかということは、今心配しているところであります。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） まず、優先基準のところでございますが、こちらはいろいろな考えがあって、もめてなかなか決まらないということはよく理解できます。ただここはやはり、決めなければならないところで、そこはやはり、町としてどういった方向性でやっていくのかということだと思います。子どもの通学路を優先するのか、あるいは利用頻度なのか、費用対効果なのか、そこはやはり行政の方々がお尻を決めてしっかりと判断していくべきことであると思っております。

今回の質問にあたりまして、事前に担当の方にヒアリングをいただいたのですが、以前からこの内容検討しているという話は伺っておりました。しかし、内容を聞く中では3年ほど前から話はあがっているが実際のところはいつまでにやるかの時期も明確化されておらず、具体的な担当者はどなたですかと伺っても、ちょっとあいまいな状況であると、そういった状況でこの内容を決めていけるかという、やはり厳しいと思っております。なのでまずは担当を明確化して時期を明確化して、いつまで判断するか、そこを決める必要があると考えておりますが、今どういった状況であっていつまでにやるかというところについて、お答えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

今現在都市計画といいますか、町全体の都市計画マスタープランの作成を本年度計画しております。一応1年で終わればいいんですけど、1年ではちょっと難しいのかなということを考えておまして、本年と来年度とを合わせながら都市計画マスタープランを策定したいということで考えております。

現在、町内には470本にもおよぶ町道があります。今後整備を必要とする道路、あるいは現状で管理していく道路など、道路の位置づけに関しまして、その中である程度決めていかなければならないと思っておりますので、その時期とあわせながらその整備基準等を運用できるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 時期に関しては、よくわかりました。

次に、全体のお話なんですけど、もちろん評価点数等をどうするかというお話もありますが、もう一つ、二つですね、一つ目はどのように住民の方からの要望を受け付けていくのか。もう一つは、どの

ように公開していくのかということでございます。その中で、どのように公開するかというところで、答弁の中になかなか公開したところで、皆さんすべての現状を把握しているわけではないので、そこは理解していただけるか難しいというお話があったと思います。

しかしながら、現状を申しますと、何もわからないままにある工事場所が工事されていて、自分の地域は進まない、そういった意味で言えば、もう十分に前に進んでいるお話であると思いますので、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

すみません、質問のほうなんですけれども、まず一つ目が今区長を中心に要望を受け付けていると思うんですが、今後どのようなやり方によって住民の方々の要望を受け付けていくのか。三つ目というか、二つ目なんです、どのような形で情報を公開していく方向で考えているのか。もし既に検討進んでおりましたら、お答えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

現在、主には町内の区長さんですね、嘱託員さん、区長さんからの要望、それだけではありませんで、住民の方々も要望されます。毎年100件から多いときは200件程度のいろいろ要望が出てきます。その中ですぐにできるもの、それから費用が非常にかかるもの、いろいろあります。そのあたりの判断を今回、今検討しております内容で即座に判断して返せるかどうかというのがありますので、そのあたりについては、一応庁内の中でそのうち吟味して、どの程度できるかわかりませんが、そのあたりも含めてきちっと出されたものを検討した後で、できるかできないかというのはお返しするようにしたいと思っております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 以上で、質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく、休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時04分 休憩

△

午後0時57分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。一般質問も二日目に入りまして、10番目、通告順番に従いまして、10番議員、源川貞夫が一般質問を行います。二日目ということで昨日と今日同じような質問がありまして、今回私が質問いたします件にいたしましても同じのがあると思います。なるべく重複しないようにしたいと思いますけれども、その点はあしからずお願いしたいと思います。

まず1番目は、災害時におけるシステム情報づくりについてと、それから2問目は安全な通学路対策について、3問目は大津町観光協会の設立についてということで質問をさせていただきます。

昨年7月12日未明、これまでに経験したことのない大雨という表現が初めて使われました。九州北部豪雨で我が大津町も白川、平川、矢護川の氾らん、それから土石流等で多くの地域において甚

大な被害を被りました。幸いにも地域の人たちの素早い誘導や地域の人たちによる協働の呼びかけによりまして、一人の犠牲者も出さなくて済んだことは幸いでした。しかし、その被害というものは、まだ後遺症が残って復旧もまだできていないところもあるようでございます。今回の災害の検証の結果ですね、町の初動態勢については、十分反省しなければならない課題と施政方針演説で町長も述べられておられます。特に災害というものは初動態勢、消防でも一緒ですけども、火事でも初期消火、病気でも早期発見というように、この初動態勢の一つとして情報伝達の方法があげられます。防災行政無線や広報車でのお知らせ、電話や周辺地域の人たちによる呼びかけという方法があります。しかし、これだけでは災害時は雨、風等で家の中までは聞こえなかったり、初期の緊急情報伝達が届かないところが出てくることは当然でございます。我が町の防災行政無線が20年を経過していたために22年度までに1億2千930万円をかけまして更新するとともに、デジタル方式に切り替えてあります。その時点で、聞こえにくかったり、聞こえなかったりするところの調査はされているとは思いますが、まだ今でも苦情があるのが現状でございます。菊池市や西原村では、家庭用の戸別受信機を必要とされる方に対しましては、全世帯に対して、これもすべて申し込みによりですけども、無償による貸付けが行われております。聞いてみますとアパート関係は除いて1戸建ての家ということでございますけれども、実際評判がいいようでございます。というのが先ほども同僚議員のほうからありましたように、ほとんど今の家は防音設備もできたりしたり、そして特に雨、風のときに家の外まで出たり、窓を開けてまで聞くような人はおりません。そういうことで、非常にためになっているというようなことでございます。この特徴を申しますと、緊急避難を要する場合には、内蔵電池により屋外へ持ち出しが可能であるということでもあります。それから緊急放送時は自動的に録音され、再生ボタンを押すと録音内容が流れると、それから火災時等サイレンを鳴らしての緊急一括放送については、最大の音量で流れる仕組みになっていると、先ほど言いましたように閉め切った家の中にも聞けるということでございます。それから、価格はまあ4万円ぐらいというような話を先ほどされましたけれども、それとも一つは、特に耳の聞こえない方、聴覚障がい者の方に対する対策は考えておられるのか。その点もお聞きしたいと思います。今は何か障がい者の方にもわかるような話があるという話も聞いておりますけれども、その点もお聞きしたいと思います。昨年の7月の災害前の6月議会、家庭用戸別受信機の対応について、同僚議員の一般質問に対する答弁では、これも検討していくということでしたが、その後検討されたのか、その後どうなったのか、それもお聞きしたいというふうに思います。なにしろ金がかかるからというようなことはお聞きはしましたけれども、どこまでされているのかですね、それもお聞きしたいと思います。

既に戸別受信機の貸し出しがされているとすれば、知らない人に対する周知徹底がなされていないのではないかというふうに思います。先ほどの東区ですか、東区はもう地域的に自分たちだけでさされてるというような話もありましたけれども、これはやっぱり平等という公平も考えますと、金のあるところとか、そういうところはできかもしれませんが、特に聞こえないところ、そこを再度調査なり、聞き取り調査なり現地にいって見て、ああここだったら確かに聞こえんなどいうようなところとか、そういうところにはやはり早めに対応しないと地域によってばらつきが出てくるんじゃない

いかというように思います。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の非常時における情報提供のシステムについてのご質問でございますけれども、先にいろいろと関係議員さんのほうにお話をしましたように、吹田団地のコミュニティFM関係をご利用されておるといことで、大変すごい地域の力を感じております。我々としても東日本大震災に学んだ教訓として、私はやっぱりおっしゃるように仕事より、金よりも大切なのはやっぱり他者への寄り添う心であったかと思っておりますけれども、そういう共同体の中に暮らし、お互いが支え合って生きていくためには、社会の問題に対しても決して傍観者であってはならないと思うし、人間の生命である人間の尊厳があってこそ人間のきずなと大切さがあるものと思われるし、そのためには家族や友人だけでなく、地域社会発展のためには自分自身で主体的に行動していく大切さを学んだのではないかなと考えております。不幸な誰かを救うためには、みんなで支え合って生きていこうという社会保障の原点に戻ること、みんなが幸福になれる道が開けてくるんじゃないかなと私は思っておりますので、先ほどある議員にもお話ししましたように、公平・公正な中でやっていくために議員の心配されますように、障がい者の皆さんや弱者の皆さん、いろんな方々がそこにお住みでございますので、やっぱり町全体としてどのようなシステム、民生委員さんとか、今消防団関係に配置しておりますけれども、区長さん、民生委員さん、あるいはその地域の防災関係の担当、あるいは今後自主防衛組織をつくっておる中で、その活性化を図るための地域の皆さんにどう配置するかと、いろんな条件というか、状況があるんじゃないかなというふうに思っております。小さな部落古城、米山の関係については、子局、各家庭にそういうそういう形で配置しておりますけれども、これについても十分今後のやり方に検討をもっていかなくちやならないというふうに思っております。状況についても、また担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 源川議員ご質問の情報連絡の関係についてでございますが、本日のご質問の中でもありましたように、防災行政無線につきましては、聞こえづらいというご意見もいただいております。現在家庭内の戸別受信機につきましては、ご存じのように屋外拡声子局67局ということで配備をしておりますけれども、やはり聞こえにくい地域につきましては、現在約80台配備をしております。そういった中で、先ほどの聴覚障がい者の方についての対応でございますけれども、ご存じのように携帯電話を利用したメール情報の提供という形で、現在県の防災メールという形での状況提供もございます。また一定の地域の要らないということで、携帯電話のエリアメールという形での2種類を活用すれば、そういった対象者の方にもきちんと情報提供できるのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、先ほどのコミュニティ無線、戸別受信機の配備につきまして、町長の答弁ございましたように、町からの防災行政無線を実施しまして、各家庭に通信するというところでございますので、その辺の情報伝達体制につきまして、今後十分地域住民の方に伝わりますように、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほどの吹田地区の件ですけど、これは町のほうからいくらか助成をさせているんですか、それとも無償なのか、そこもお聞きしたいと思います。

それと先ほどのメール等も、これはもう自分めんめんのつにされるわけですね、発信のほうは、はい。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 源川議員の再度ご質問にお答えいたします。

まず、東区の関係につきまして、宝くじ関係の助成事業でございますので、町を通しての申請という形となっておりますので、町からの助成等は特にございません。

それから、メール関係でございますけれども、これにつきましては、設定をすればそれぞれ自動的に携帯（電話）をお持ちの方につきましては、自動的に配信という形になりますので、こっちの設定でそういった情報をお伝えすることができるようになっております。

すみません、ちょっと回答を誤っておりました。東区のほうは、通常コミュニティ無線につきまして、申請、宝くじ関係も申しあげましたように申請して町を通してという形になりますけれども、東区のほうにつきましては、単独で今回整備をされてるということでございましたので、大変申し訳ございませんでした。

○議 長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 私が一番心配するのはそれですよ、ほかの全家庭に、西原とか菊池の場合、菊池の場合は、まだ全家庭まで行ってませんが、西原のほうは申請があったところには全家庭無償で貸し出されています。ということは、先にそういういろんな制度を利用して自己資金といいますか、自分の手出しをしてされた地域もあるということになってくると、これから先普及させるとしても、後からのところは無償提供というような形にした場合に、不公平さが出てきませんかというのが一番懸念するわけですけども、そこのところはどういうふうに考えておられるのか、特に先ほど言われました60台ぐらいは消防団とか、配布されているわけですね。そういうとのバランスもありますので、自己負担もしくは補助、それから全額無料配布するのか、どういう方向でいかれるのかですね、それを再度お聞きしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほどの議員の質問にもありましたように、源川議員にも同じようにように全額無料というのは、今のところ考えておりません。

○議 長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） ということは、あとは無料配布はないということになるわけですね。今までのが無料じゃなかったから、今度から申請されても優良になるというような形になるというふうに理解していいんですかね。そうなった場合、普及率といいますか。そういうのが減ってくると思いますけれども、申請者も減ってくると思うんですけども、そこのところはどうだろうかと思いますけど。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 全戸配布の件についての無料はどうかという質問ですけれども、先ほど言いましたように、無料としての配布は考えておりませんし、先ほど同僚議員のほうからお話がありましたように、それぞれの補助事業とかいろんなものを検討しながら、そして国・県、あるいは町の負担がどうであるかというようなことを今後の検討の中で個人負担をどうするかというのを今後考えていなくちゃならないというようなことで、今の段階については全戸配布に関するあれについては無料というようなことは考えておりません。

○議 長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） はい、わかりました。続きまして、2問目に入ります。

これも、先に二人の同僚議員のほうから取り上げられましたけれども、去年の8月30日に行われました大津町通学路の緊急合同点検の結果一覧表、これを昨日いただきました。この表に載っていない所や、地元住民が保護者からの要望、事故多発地点、これは記載されているのか。それから、通学路で交通量が多くて、道幅が狭かったり、他の要因で危険箇所の指摘や改善の要望がまだあると思いますが、未整備または改善ができていないところは、何が主な原因なのかを聞きたいと思います。それから、事故防止に向けた信号機、標識の設置は、本年度は何箇所県に対して要望されているのか。そしてまた、計画はされてあるのか。また、これもできない理由は何なのか、問題点は。通学路の子どもを巻き込んだ事故の未然防止に向けた対応と、徹底した対策はどのようにされているのか教育長にお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 源川議員の安全な通学路についてのご質問についてお答えいたします。

議員がおふれになられましたように、昨年8月に合同点検による35カ所の危険箇所につきましては、本年度中に5カ所、25年度中に14カ所、26年度以降に16カ所の改善計画を立ててございます。本年度中5カ所の中で、先月で美咲野交差点の信号機の設置が終わりまして、もう既に点灯して使われております。また、国道57号線のお菓子の香梅から岩倉整形外科までの歩道と車道の間のカードパイプの設置が、今工事が行われておりまして、既にお菓子の香梅からイオンの南側付近までは、もう工事終わっております。残りの部分が今工事中でございます。その他の危険箇所につきましても、年次計画のもとに改善対策がなされることになっておりますので、その進ちょく状況を見届けながら、早期に改善が図られるように、教育委員会としても道路管理者等に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

また、今回合同点検された箇所は、35カ所でありましたけれども、そのほかに改善を要する通学路はございます。各学校のほうから出されたものを合わせますと、50カ所ございましたので、その他がまだ15カ所あるということです。その中でも特に多いのが道幅が狭くて、歩道が確保されてなくて、子どもたちが車とすれ合う時に危険を感じるという、そういうものが多ございました。この道幅が狭いということにつきましては、人家が建て込んでおりますので、すぐに道幅拡張というのはなかなか難しい問題でございますので、当面は保護者とか、地域の方、見守りボランティアの方々等の協力をいただきながら、子どもたちの安全確保に努めてるところでございますけれども、この後につ

きましては、このまま放置されることがないように、また役場の総務課、それから道路整備課あたりとも連携をとりながら改善に向けて努力をしていかなければならないというふうに思っております。

また、4月に新しく1年生が入ってまいりますので、各学校で改めてそれぞれの学校の通学路の点検を保護者と一緒にするように、先日校長を通して学校のほうにもお願いをしております。さらに子どもたちの安全意識の高揚と、危険予測と危険回避能力の向上、あわせまして交通ルールの遵守の徹底を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 源川議員の質問にお答えいたします。

昨日の答弁と重なる部分があるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。合同点検により35カ所の危険箇所を調査しておりますが、特に交通量が多くて危険であるという箇所につきましては、大津小学校の県道大津植木線や、大津南小学校の県道瀬田竜田線、護川小学校区の熊本大津線など7カ所があがっております。このうち護川小の熊本大津線については、既にちょうど計画が以前からありましたので、県のほうで今歩道整備があがっております。

また、信号機の設定については、要望箇所は2カ所ありまして、1カ所が大津東小学校、それから大津小、現在の元美咲野販売所前の交差点が要望をされた所です。自動車の交通量が多い場所としては、どうしても信号機の設置の要望が多くなりますが、大津警察署によりますと、県内でもたくさん要望がされておりまして、なかなか要望に応えることができないという状況になっているようです。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 特に夕方といいますか、授業が終わって帰るときですね、帰るときが一番子どもたちがバラバラと言いますか、時間もバラバラだし、帰るときも遊びながらといいますか、ふざけあいながら帰ったりしている姿がよく見られます。朝の場合はもう1列に並んでずっと行きますし、信号なり、横断歩道なり、道の狭い所にはPTAの方や先生、それからボランティアの方が立っておられ、安心している、安心といいますか、しているわけでございますけれども、先ほど言いましたように、放課後帰るときが、私もその場に出くわすわけですが、急に飛び出てきたりします。特に、57号線バイパスとか車の通りの多い所ですね、そこに柵をしたがいいんじゃないかなというようにあると思いますけれども、そういう指摘といいますか、ここにつくってくれという要望はこの表から見たらないんですけども、そういう所で事故が起きたとか、そういう報告はあってませんでしょうか。一応それもちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 源川議員の再質問にお答えいたします。

確かに登下校をえますと、登校中は子どもたちもある程度緊張感を持ちながら登校しますし、また、集団登校をしておりますので、大体班長を先頭にしながら、隊列を組んで登校はできているというふうに思いますし、地域や保護者の皆さんの見守り等もありますので、安全かなというふうに思っているところですが、やはり心配しますのは下校時でございますね。大きな交通事故は幸いにして

起こっておりませんが、心配しました事故はいくつか起こっております。残念ながら、やはり下校中の事故が一つ大きなものとしてありました。1年生が帰りますときに、学校を出てすぐ近くの、あの引水の踏切の所でございましたけれども、急に車道のほうにはみ出したものですから、車と接触いたしまして、心配しましたけれども、幸いにして命を取り止めて大事に至らずに済んでよかったと思ったところでございます。

そのほかには、中学校在生が自転車で下校しておりまして、ちょっと車道の方に倒れそうになったとかですね、ちょっとスピードを出しすぎて、車と接触しそうになったとか、そういう報告を受けております。ですから、その都度各学校を通して、子どもたちへの交通安全指導の徹底を図っていただくようお願いはしておりますけれども、この後もさらに子どもたち自身がやっぱり自らの命は自ら守るんだという意識のもとに、交通ルールを守って安全な登下校ができるような、そういう指導の強化を図っていきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 次に3問目に入ります。

先日、全員協議会で説明はしていただきましたけれども、大津町の観光協会の設立についてお伺いしたいと思います。

23年の7月から1年間かけて、大津町観光協会の設立に向けての調査、検討を重ね、昨年9月に観光協会設立準備委員会が立ち上げられました。会議、協議を進めてこられ、いよいよ設立の運びとなりました。大津町には現在、「明日の観光大津を創る会」というのがあります。これは、行政と民間が一体となり、町長を会長に昭和57年に発足いたしまして、30年事務局は役場商工観光課ですが、活動の母体は主に総務委員がボランティアで活動を行っているところでございます。もうすぐつつじ祭りもあります。大津の三大祭りの特に二つ、つつじ祭りとからいもフェスティバル、これを担当されております。そして、大津町の広報活動にも積極的に取り組んでおられるのが現状でございます。今回の大津町観光協会という名称で、新たな組織の設立でございます。これには、明日の観光大津を創る会、商工会、JA、ホテル連絡協議会、企業連絡協議会、畜協等関係団体からの代表での構成となっておりますが、この各団体の連携をどう進めていくのが一番問題といたしますか、難しいのではなかろうかというように思っております。これには、正会員、賛助会員、サポーター会員とありますが、会員外の人のかかわりはどこまでするのか。それから、大津町観光協会の中に明日の観光大津を創る会を入れることで同じような組織の二本立てではなく、大津町観光協会として一本化したらどうか、一本化したほうが企画から準備資金の運用等にも柔軟に対応できるのではないかと思います。町長の考えをお伺いいたします。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の観光協会の設立についてのご質問でございますけれども、関係団体の連携に関しましては、観光関連の法人あるいは団体を含め準備委員会が結成されており、現在民間事業者を主な対象として会員の勧誘活動が展開されております。会員外の方々にも気軽にご利用いただける組織の設立を期待しているところでございます。観光協会と明日の観光大津を創る会の一

本化でございますが、現在明日の観光大津を創る会は、からいもフェスティバルや、つつじ祭りを、そしてまた、商工会が地蔵祭りを企画運営しておられます。

そのほかにも町内にはたくさんの団体があり、いろいろなイベントや祭りが行われておりますが、今回観光協会が設立されるにあたり、観光協会には今までのイベントへの協力のほか、十五夜の綱引きや初市など地域の祭りの復活支援や、あるいは地域のPRや地域おこしを担っていただきたいと思いますと考えております。またHSR九州で行われますエンジョイ in ホンダや、全日本モトクロスなどの関係者のみのイベントになっておりますので、そのようなイベントにも町内外から誰もが足を運んでもらえるように、観光の振興を行ってもらいたいと思っております。温泉施設や遊覧施設を持たない大津町ならではの観光振興を図るため、また6次産業市場を創設するにあたり、議員質問のとおり観光関係団体が一体となった取り組みは必要不可欠であると考えております。議員各位のご理解とご協力をお願いいたしますが、詳細についての状況について担当部長より説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 源川議員の質問の中で、現状を等をお答えします。

まず、関係団体との連結でございますが、議員がおっしゃられたように1昨年の7月から観光協会の設立に向けて、商工会等に委託しまして、多くの事業所、団地等の意見をお聞きしまして、準備を進めてきたところでございます。それを受けて明日の観光をつくる大津をつくる会、商工会、JA等の連絡等を図りながら、クラブ大津等の入っております。そうした町内観光施設、旅行会社を含めて12名の委員によりまして、9月の準備委員会が発足し、これまで10回等の協議を重ねてきたところでございます。発足当初でございますが、町の振興総合計画に観光協会設立が明記されていることもあり、最初は行政指導の色合いが強い中でのスタートでございました。会議等討議を進める中で異業種間や各種団体間での連携、それから総合協力が必要であるという共通認識の確認のもとに協会設立後にさらに連携が深まっていくものというふうを考えているところでございます。

会員以外とのかかわりについてでございますが、現在準備委員会では、会員特典といいますが、計画して町内の各種団体や町民の多くの方にも会員になっていただいて、協働による観光の振興、まちづくりができるような仕組みづくりが検討されております。

そして、観光協会には大津の自然や史跡などに恵まれた白川沿い、上井手沿いや弥護山を生かした観光ルートの掘り起こし、またJA、商工会と連携しながら空き家を活用しての自然を楽しんでいただいたり、郷土料理の掘り起こし、大津の食を楽しんでいただいたりといった事業など、新しい特産品の開発にも取り組んでいただき、6次産業の振興を図っていきたいと思っております。

次に、明日の観光につきましては活動は一本化の件でございますが、これは先ほど町長が述べられたとおりでございます。今回の観光協会の設立にあたってでございますが、明日の観光大津を創る会にもいろいろな形の協力をお願いしているところでございます。準備委員会等の参加もしていただいているところでございます。

今後、大津町の観光振興を進める上で各種事業の企画立案、運営にあたるなど商工会、JAなど観光関係団体との連絡調整を行いながら、一体となって同じ目標に向かって連携し、観光振興に取り組

んでいかなければならないと考えおるところでございます。

明日の観光の事業関係が計画されておるところでございますが、いろんな部外活動が組まれておりますけれども、その一つ中で、まずイベント関係でございますけれども、イベント部会、あるいは特産品の開発部門、三つから四つの部門を今計画されておりますけれども、その設立に向かって具体的にその内容をお示しができるものと思っておるところでございます。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 関係団体、観光に関する携わる関係の会員ですね、例えば、商工会としたら商工会は一つの会員という形なのか、それと同じ商工会の会員の方でも個人でも入れるのか。会社でまた正会員としてに年会費をずっと払うのか。大体100社ぐらいというふうに予定をされているようですけれども、そのところをいろんな団体は代表として、そこが入ればその会員は全部その会員になるのか、賛助会員なのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 源川議員の再度の質問でございますが、まず会員関係で正会員になるのかということで、まずこの組織設立準備委員会の段階で、各代表の12名、先ほど言いましたけれども、独立した会社の名前の中で理事会が設置されております。その理事会はあくまでも独立の会社の部門でございます。

それから、賛助会員関係でございますが、この賛助会員の中におきましては、会費等が違いましてまたサポーター会員等もいろいろありますが、これはあくまでも個人的なものになりまして、これは会費が逆に1千200円とか、逆に別な会員の中では金額がいろいろ区分されておまして、そうした段階であくまでも会社と個人でも全部入ってもいいという感じになります。また、募集はそういう形で、金額を明記した段階で募集をかけるならということでございます。ちょっとお答えになりませんが、そういう形で進んでいくということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 結局これの運営収入といいますか、収入というのは年会費とあとはやはり町のほうからの補助金なりを充てて計画されてると思っておりますけれども、その事務局といいますか、事務局は職員が1人、事務局としてありますけれども、それだけでやっていけるのかなというのがありますけれども、やはり商業観光課のほうもそれに一緒に携わっていくということなののでしょうか、それもお伺いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 平成25年度に結局活動が始めるわけでございますが、まだ完全なる総会等がございませんので、また当然25年度の賛助会員とか、正会員とか、サポートの方がどれだけの中に入られるかわかりませんが、そこら辺のところのことも含めて、また議会のほうにも今回のほうにお願いをしているところでございますが、ちょっとまだそこら辺のところは、はっきりしたところを今のこの場所では、ちょっと予算関係については、ちょっと言えないような、言えないというか、再度お願いをしたいと思っておるところです。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 観光協会設立4月1日から発足するというので、今準備の皆さんたちが会員募集関係をやっておられます。しかし、その運営についてどうするかというようなことでございませうけれども、町のPR、そういうものしっかりとやっていただく、そういう形の中で町も若干の補助を考えなくちゃならないんじゃないかなと、そしてまた、ビジターセンター関連等の施設を管理委託を民間、管理委託をしながら、その中でその管理費、あるいは独自の事業関係もやっていただくというようなことを考えながら、その会員の会費とそういう事業の中での利益というか、その関係で予算を組んでいかれるんじゃないかなというふうに報告を受けておりますので、町としても応分の負担はやっぱりやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

当分の間、町から事務的な軌道に乗るまでの指導もやっていくことに考えておりますので、まだまだ一本立ちするまでにはちょっと時間がかかるんじゃないかなというふうに思っております。ご心配の明日の観光大津についても、今二つの祭りをお願いをしながらボランティアで一生懸命頑張っておりますけれども、この辺についてもしばらくは観光協会でなくして、明日観のほうで二つの祭りはやっていただくと、順次その辺の一本化するような方向に今後は観光協会のほうで準備考えていかれるんじゃないかなというふうに考えておりますし、またそのようになってほしいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） この大津町観光協会の設立によってですね、大津町のPRを大津町のいろんな観光に携わる方だけでなくですね、町民をあげて全員で新たな大津町づくりの一環として期待しておりますので、ここ一、二年ぐらいかかるとは思いますけれども、成功に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

ちょっと早いですが、これで質問終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。1時55分から再開いたします

午後1時55分 休憩

△

午後2時11分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書に従いまして一般質問を行います。

質問の前に新しい議会となりまして、私は昨年12月、この場におきまして町長と約束しました。またここで議論しましょうと、お互いここにまた立てて、そして座れたわけです。そういった形で予言的中かなというところではありますが、任の重さを考えましたときに、やはり今回の一般質問二日間にわっておりますが、俗に言う1年生議員さんですね、という方々のすばらしい一般質問を聞きまして、あらためて私も初心にかえり、議員の職責を見つめ直したいと思い、ここで一般質問をおこないたいと思います。

施政方針については、これは町長が1年間の施政、要するにこういった形でまちづくりを進めるよ
うなものであるから、これについては、私は3月議会においては必ずします。しかし、今回は、
選挙が伴いましたので、選挙公約と施政方針についてという形で1問目を行わせていただきます。

選挙公約と申しますれば、これは任期4年間の公約でありますから、単年度とは違います。選挙公
報あたりが出されまして、我々議員も選挙公約マニフェストを出しているわけであります。そして、
町長選挙におきましては、町長は「みんなでつくろう元気大津～人と自然にやさしい心かよいあうま
ち」ということをキャッチフレーズにやっていきたいということを述べられております。優しさを全
面的に出されたのかなど、この公約において詳しく述べることは非常に難しいと思いますので、充実
を図る、振興を図る、確報を図る、体制を図るとか、そういった形でおさめられております。今回の町
長の施政方針をお聞きしまして、私が感じたことは、やはり平成12年4月に地方分権一括法、これ
が施行されまして、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、また国の関与のルー
ル化等が図られました。各地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開し
てことが可能となりまして、地域主権改革が始まりました。地域に住む住民が、地域のことは地域に
住む住民が自ら決めて、そして自ら暮らす地域の未来に責任を持つという住民主体の新しい発想を求
めていくもので、地方自治の仕組みそのものについても地域の住民が自ら考えて、主体的に行動し、
その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていくという観点から、町では住民基本条例が策
定されたと理解しております。

この地域主権改革を推進していくためには、地方自治体においてもその運営にあたって、地域住民
の意思がこれまで以上に反映されますよう、地方自治の仕組みそのものについても地域の住民が自ら
考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていくという観点から、
地方自治の基本法であります地方自治法についても抜本的な見直しを検討していくことが必要と考え
られます。総務大臣をトップとして地方行政検討会議等々が行われております。国は1千兆円の借金
とか申しますが、やはり中央集権制度が生んだこの歪み、やはり地域主権改革によって地域に沿った
ものを我々は作り上げていかなければならないと、そういうふうを考える次第であります。

この地域分権、これを考えますときに、本質は何かなど、もちろん住民が主体、主権在民でありま
すから、これはもうわかりきったことでありますが、行政におけるルール、そういった設定権や決定
権、こういったものが住民みずから意見を述べて、自らでつくっていく、ルールづくりをやる。もち
ろんご承知のとおり、二元代表制でありまして、町長の執行機関と議会の議事機関、条例や議案の最
終的な決定権を我々は担っているわけであります。それプラスですね、やはり住民参加型の議会、そ
ういったものを構築する必要がある地方分権の本質と言えるのではないかということをおも
う考えます。今回の町長の施政方針を聞いておられますれば、事あるごとに住民参加、そしてまた、協働ということ
を述べられております。やはり行政主導だけではやっていけないと、やはり皆様方がみんなでできるこ
とは自らやろうよ、団体自治から住民自治へということでもあります。これを強く述べられていると理
解しております。そういった中で、やはり町長はこの施政方針というものは、これはやむを得ず岐
にわたってまいります。これはわかります。この施政方針で詳細に述べるのではなく、大まかなもの

を申し述べて、我々議員は予算書というものをきちんともらいますので、そういったものでどういった形で公金が使われて、そして、この地方自治体を運営していくかというのは、我々はわかるんですね、ただ、やはりほかのいろんな方々も言われたように、情報の伝達手段というものがまだまだおろそかで、住民の方々がそういった意識を共有する、公金の使い方を明確にするといったことについては、我々議員ぐらいしかわからない。それも予算書っていうものは、あくまでも大ざっぱなものでありまして、詳細についてはやはり監査なりなんなり、そういったものをして伝票を1枚1枚繰らないとわからないのが実情であります。ということで、私は今まで2回監査をやってきたわけでありまして、中身は相当やはり皆様方よりも詳しいというのものもあるかなと思う部分があります。しかし、これからのこの大津町を見たときに、町長が3期目ということで、ちょっと失礼になりますけれども、これが3期目でもう仕上げられるのかなと、4期目というものよりも、3期目に全力をつくされる。そして、やり残すそういったものを私はなくしてほしいんです。あいまいな形で次にバトンタッチをしてもらえれば、次の首長さんというものは非常に迷惑でありまして、首長に出てくる方は自らの政治思想を持って出てこられますので、町長はやはりこの質問の要旨ありますように、4年間のうちに3年程度ではめどをつけ、最後の1年ぐらいでは仕上げという形をとるのが一番いい形かなとそういうふうに思っております。

しかし、その町長の取り組みの中がその協働と、住民参加というものを考えますれば、いかなもんなかというところもやはり出てくるんです。今回は、この質問に対しまして、教育長にも質問をあてております。と申しますのも、やはりその住民参加、協働ということ考えた時に、これはある層の人たちだけでいいのか、それとも青少年も含めた、そしてご年配の方々も含めたやはり全町的な取り組みでなければならぬと、そういうふうに私は考えるからであります。ですから、文科省が学校運営協議会、コミュニティスクールというものを提案して、それを護川小学校においてやってみるとこういうことを述べられておりますけれども、その文科省の言うことを私はどうも信じられない部分がありまして、今まで国益に反するようなこと、ゆとりの教育ですね、こういったことをやって本当にこの国の土台を揺るがすような、たるんだ国民性を引き出すようなことやったことは、私は非常に残念に思っております。ゆとりの教育って聞いたときに私はいの一番に反対をしました。しかしながら、その当時の県知事も含めて、ゆとりだ、ゆとりだ、ゆとりだという形で皆さんにたちにふれ回ったわけでありまして。それが本当だと、明るい未来があると思わせたわけでありまして。しかしながら実際はどうでしょう、数年に及んでやはりそれじゃ駄目だということで転換がなされました。そして、今は現場の人たちは非常に苦慮されているということであります。協働ということ考えたときに、それは発想的には非常にしばらしいことではあります。学校の中に地域の方々が入っていく、保護者じゃないの方々が入っていくということは一つの線引きがそこで失われると私は思います。やはり、学校は勉強するところでありまして、そういったところはきちんと学校は学校と、地域は地域と分けておいたほうがいいものも私は多々あると思うんです。ですから、そういうことを考えますれば学校としてはどういった形でこの協働、住民参加っていうものを考えておられるか。また、取り組まれるかというものは教育長に対して質問をしておきたいと思っております。そしてまた、町長が施政方針でさ

まざまなことに多岐にわたって言われましたが、私は今日の新聞を見て即思いました。南海トラフ地震の予測、こういったものを内閣府が18日に発表しまして、一面のトップに載っておりました。経済新聞におきましては、中身あたりにカラー刷りで日本列島が絵で描いてあり、死者の予想とか、被害額の予想、断水、いろんな形をもう大々的に取り上げられておりました。ですから、施政方針というものは大ざっぱなものでありますが、随時対応しなければならない、そういった政策というものを町長には求められてきます。例えば、この南海トラフ地震に対しての我々の防災という形はどうすればいいか。防災をきちんと意識を持ってあたれば災害が最小限になるというようなことも書いてあります。そしてまた、ページをめくりますれば、安倍総理がTPPについて農業、食を守るという決意を強調されたということです。そしてまた、医療制度の根幹でもあります国民皆保険制度についても、これは日本独自で絶対崩してならないというようなことを申されております。こういった形におきましても、町長は即座に対応しなければならないし、また私がうれしかったのは、この4面に熊日新聞ですけれども、本田技研工業ですね、本田技研研究所としてありますけれども、これは埼玉のほうですけれども、超小型車を貸し出しをしますと、高齢者を対象にいう形で、やはり我が大津町はホンダ抜きでは語れないところがありまして、こういった企業があること自体誇りに思っております。また、我が大津町の町長の今専用車と申しますれば電気自動車であります。そういった形でそういった企業が開発した最先端の技術、そういったものを後押ししながらこの町政を運営されていくわけありますから、この超小型車の貸し出しあたりがやはり全国に先駆けて、やはり本田技研工業がある大津町あたりが先頭をきって後押しして、そして暮らしやすい、そういったまちづくりに寄与すればいいなと思ったりもします。ということで、今回町長にこの施政方針について、そして選挙公約について、これからの取り組みはもうこれを見てわかりますので、随時対応しなければならないというものが出てきます。ですから、この施政方針も横に置いて、防災のほうに力を入れますとかいうのがもう既に出てきてると私は思うんですよ。この施政方針というものは、もう作成されて数日、1週間、2週間過ぎてるじゃないですか、と考えますれば、随時対応を考えますれば新しい政策というものが既に頭の中で描かれておられると思います。描けないのは、能力がないからであります。ですから、そういったことを含めまして、これからの4年間というものの大局として答えていただいて、そして今年この取り組むべきものというものの最重要課題は何か。実際昨日と今日の質問の中に防災という言葉が幾度も出ております。非常に自由なことであります。やはり人命を守る、そして財産を守る、そういったことを考えますれば、やはり町長のこの施政方針ではない部分、新たに出てきた部分というものが、既にこの南海トラフを読んでみても出てきてると思いますので、この点について質問をいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のご質問でございますけれども、3期目、町長の集大成としての4年間の全体計画を示し、完成形を目指すべきではないかとの質問でもありますが、全体計画と言えるものかどうかわかりませんが、私は今回の選挙において町民の方たちと次の4年間の約束をしました。この約束は、政権が代わり最近になってやっと明るい兆しが見えてきているものの長引く経済不況に

対して、何とか大津町を活性化しなければならないとの思いから、地域の再生、また7月12日の北九州北部大水害、あるいは東日本大震災を経験し、住民の安心・安全を守らなければならないという思いから命を守る、また少子高齢化、人口減少社会への対応として、子育てや教育の推進を掲げたところです。この三つの約束を掲げた基本的な考えは、大津町が元気になって町民の方たちが安心して豊かに暮らすことができるようにしたいという思いで、この三つの約束はそのための手段と考えております。目的は、大津町が元気になって、町民の方たちが安心して豊かに暮らすことですので、その時の状況によって、当然手段も変わってくることになりまして、町民の生活は4年間という任期があるわけではございませんので、当然それに対応した行政も継続していくものであり、私は常に、特に4年間の集大成を目指す必要はないものと考えており、その時の状況により対応していきたいと考えております。とはいえ、三つの約束は4年間で大きく変わるものではないと思いますので、どこまでできるかわかりませんが、任期の間、精一杯やらせていただきたいと思っていますので、議員各位をはじめ、町民の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

また、住民参加、協働による限界がありはしないかのご指摘もいただいておりますけれども、私も当然限界はあると考えております。しかしながら、だからといって住民が主権者であるという基本的な考え方からすると、やはり住民の方に積極的に参加していただきながら、住民の方と協働してまちづくりを行っていかねばならないと考えております。その方法については、これから更に工夫をしていかねばならないという思いをしております。

これまでの4年間の仕事関連について、住民の皆さんとともに議会のご理解のもとにそれなりの成果をあげてきておるといふふうに思っておりますけれども、公共施設等の防災機能並びに防災推進にかかります町の人口は増加しておりますが、将来の少子化は避けて通られず、若年層の定住促進を緊急課題と考えており、都市計画を見直し、住環境を整えることが必要であるといふふうにも思っております。また、地域リーダー育成としてのまちおこし大学を活用し、地域産業や新エネルギー及び地域福祉などの政策にかかわっていただくことで、住民やNPOなどが公共の一部を担う新しい公共の実現に向けての意識改革が必要であり、共有や協働することで意識改革が高まるとともに人材育成につながり、地域の絆も深まっていくものと考えております。

現在、各行政区においては、役場職員を地区担当職員として配置しており、それぞれの地域と行政との情報の共有に努めているところですが、今後も引き続きこの制度を活用し、地域の要望・課題をしっかりとらえ、関係団体や組織と協働して地域間の連帯や町と地域の情報を互いに共有し、さらに活性化する地域づくりを目指したいと考えます。このように大津町まちづくり基本条例の理念に基づき町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自律性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、住民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりの推進してまいります。

なお、今後の事業計画につきましては、議会にご報告をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えております。この4年間で将来大津町がさらに発展しつづける基盤を整えるための人と自然にやさしい心かようまちづくりに向け、全力で取り組んでもらいたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 永田議員の教育に関するご質問に対してお答えいたします。

地域づくり、国づくりは人づくりからと言われますように、将来の社会の担い手である子どもたちの健全育成が、いかに重要であるか常々念頭に置き教育行政にあたっています。大津町教育委員会としましては、平成22年度に教育基本構想を策定し、夢を持ち夢を育み夢をかなえる教育実践を基本理念として、生きる力を身につけ、良き社会の形成者として未来を開く子どもの育成を目指しています。つまり学校教育を終えた後、社会に出て、精神的にも経済的にも自立して、社会の有為な人材としてたくましく生きていける子どもの育成を目指して、日ごろの教育活動を展開しております。その実現には学校が中心となり、家庭、地域、行政の連携が欠かせません。そこで地域とともにある学校づくりを推進しています。ところで今、日本の子どもたちの姿から教育の課題として指摘されていることがいくつかあります。子どもたちの人間関係が希薄である。人とコミュニケーションをとるのが苦手である。規範意識が低い、いじめや不登校があり自殺につながる事例も出ている、道徳心が低いなどです。さらに学力低下も問題になりました。これらの課題は、子ども自身の問題であると片付けるわけにはいきません。それは家庭や社会の問題であり、学校の問題であるからです。環境が人をつくるといいます。まさに子どもたちは家庭、社会、学校環境によって育っていくのです。端的に言えば、大人の後ろ姿で育っていくと言っても過言ではないと、私は考えております。子どもたちがいろいろな立場の大人とかかわることの必要性を感じます。そのためには、子どもたちが校外へ出て、地域社会の人と交流したり、共に活動したりする機会や、地域の方々に学校に入ってもらい、長年の生活経験を通じた生活の知恵や技、趣味や生涯学習で習得された知識や技能などを生かして、直接子どもたちを指導したり、支援したりしていただくことが大きな教育効果を発揮します。地域の大人のかかわりで、学習目標がよりよく達成されるだけでなく、優しさや一生懸命な姿にふれ、大人への信頼感や憧れも育ちます。会話も生まれます。顔見知りになり、名前までお互いに覚えると、勝手な行動はできなくなり、自制心が働くようになります。また、子どもたちとかかわってくださった方々は、ご自身も喜びを感じてくださってる場合がほとんどです。さらに学校にくることで地域の方同士が親しくなれることも多々ございます。

学校教育の主たる責任は、学校と教育委員会にあります。しかし、学校という枠の中だけの人材と環境では、教育の充実向上を図り、子どもたちを健全に育成するには限度があります。ですから、前述しましたように、学校、家庭、地域、行政が連携し、地域とともにある学校づくりが求められているのです。町内の小中学校では、いずれの学校も地域人材の活用に力を入れています。授業中の支援、始業前や放課後の学習支援、読み聞かせ、校外学習時の見守り、登下校時の見守り、環境美化支援、地域学習時の説明支援等々です。学校によって活用的人数や活用内容、活用の回数には差はありますが、活用の効果はいずれも出ています。社会の変化に伴って、家族形態や労働形態にも変化が出ましたので、平日の日中の活動になりますとPTAに支援を求めるのは厳しい現状でございます。一番の支援者は、第一線をひかれた地域の方々です。地域の子供たちは、地域で育てる理念を子どもにかかわるすべての人が共有し、その役割と責任を果たしていく仕組みが必要なのです。その仕組みが学

校運営協議会、つまりコミュニティスクールであるととらえています。保護者の代表、地域の代表、校長、教頭、担当教職員、教育委員会、学識経験者などが運営協議会委員となり、校長が提案する学校教育目標や学校運営基本方針や教育活動などについてよく考え、話し合っただき、そこでの承認を経て、同じ目標に向かって一緒に活動していくのです。その具体的活動を担うのは運営協議会の下部組織です。学校によって、その組織体系は変わります。コミュニティスクールの調査研究を平成23、24年度に実施しました護川小学校では、学校行事部、学習推進部、環境部、安全部を設け、それぞれの部のリーダーには地域の方になってもらっています。地域とともに学校教育目標を共有し、地域とともに進める学校づくりによる護川小学校の成果は次のとおり報告されています。

学校に足を運ばれる地域の方が飛躍的に増加した。学校、家庭、地域の協働による行事づくりができた。朝食抜きや車での送迎がほとんど見られなくなった。学校が目指す子ども像を家庭、地域も共有して育成にあたっていただいているので、子どもに成長が見られた。学校からの発信が地域かわら版として地域に浸透できた。学校職員と地域とのつながりができた。地域ぐるみの防災訓練ができた。子どもたちが地域の人への感謝の気持ちを持つようになり、ボランティア活動にも積極的に取り組むようになった。などです。残された課題もあります。もっと子どもたちの成長につながる仕掛けが必要ではないか。学校がもっとコミュニティスクールの取り組みについて、保護者等への浸透を図る努力をする必要があるのではないか。行政の支援も必要だ。などです。

これらの成果と課題を踏まえ、学校が家庭、地域と熟議と協働のもとに子どもの教育にかかわり役割と責任を持って地域の宝である子どもたちを健全に育成するために護川小学校を先行的にコミュニティスクールに指定したいと考えています。そして、その取り組みを検証しつつ、美咲野小学校をはじめ、町内小中学校へ広げていきたいと考えております。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。町長は、集大成は必要なしと、言うならば私はちゃんと成果を出してきたんだから、このスタイルでいくと言われたのかなと思いました。

そしてまた、教育長はずらっといいことを並べられましたので、メモをしこなすことができませんでした。私は思うんです。まず教育長から再度質問しますけれども、学校を充実すればさせるほど子どもが家庭よりも学校側の、言うなら意識のほうを強く持つてしまうのではないかなと、親としての責任ですよ、私は。自立ということと、教育効果、いろんなことをいいことを言われましたけれども、本来の人間のあるべき姿、学校がなくても親がそういったいろんな学識を持つとって、本当に教えることができたならば義務教育ではありますけれども、本当は学校は必要ないかもしれません。私はですね、その親と子どもを引き離すような充実をさせすぎというものが僕は怖いんです。自ら考えることを少々、今までの一般質問でも何回も言ったんですけれども、少々不便というぐらいのときがみんな知恵を働かすんですよ、子どもたちに至れり尽くせりというものをあてがったら考えることをしません。ですから、今の子どもたち、我々もですけれども、帰ったらすぐ私は一番にテレビを消します。いつもお笑いがふざけてばかりおります。ですから、もう今学校あたりにいくと、本当子どもたちがそのノリで授業を受けるんです。

ですから、本当に家庭できちんとしつけをさせないと、いろんな形でこれでもかこれでもかという形で引き出して、これじゃいかんからならこれをやってみらんかというような形をやれば、それが線引きがなくなってしまって、家庭と学校の役割というものが逆に不明瞭になると私は思います。

ですから、いいこともたくさんあったでしょう。教育効果というものが出ているというものを実態をちゃんと言われましたので、ただ一番怖いのは、本当に自立というものを自ら子ども自体が考える子は、本当に自分たちの小さいころもでしたけれども、いろんな未知の世界に、川とか山とかですけれども、冒険をします。そして、いろんな発見をするんですね。それが学校が忙しくなったら、そういったことをやらないでしょうおそらく、学校と家庭のピストン運動で終わりますよ、それが怖い。時間がなくなるんですね、これでもかこれでもかという形で出してしまったならば、子どもはもう本当に自立どころか自信を失ってしまうのではないかという危惧はありますので、その点はきちんと間合いをちゃんと取って、間隔をちゃんと取っているのか。そういったところを再度この1点だけは再度質問しておきたいと思います。

また、町長におかれましては、そういった形で住民基本条例というものをつくったんだから、そういった形で取り組んでいく。ただ協働と考えたときに、協働いうものはやっぱり限界があるんですね、言うならば。皆さんは、この町民全体が一つの意識を持って一つのことをやれるかってしたなら、それはちょっとできないでしょう。やっぱり行政活動の全般にわたり協働ができるかといったならば、これは疑問です。限界があると思います。

そしてまた、地域住民組織への市民側の加入参加ですね、いろんな組織があります。それに入っている人、入っていない人、いろんな形がありますので、そういった団体同士のすりあわせとか、そういったものが諸団体の相互に対等の立場に立つような努力ができるのかと、我が団体はいろんな理念があるから、あなたたちの団体とは違うんだよってというような団体組織をつくったならば、そういった意識が働きます。実際、国というのもいろんな政党があります。いろんな思想があるんです。ですから協働の限界というのものも、もちろん計算式の中に入れなくてはならないのではないかなと私は思います。そしてまた、ルールづくりについて、その住民基本条例、あくまでも基本的なことであって、それから派生して、広く大きく考えましょうよと、理解しましょうよということではないかなと私は感じております。しかしながら、今までのあの基本条例をつくった後どうでしょう。いろんな議員さんがこう書いてある、ああ書いてあると、小さいことばかりいっぱい言ったじゃないですか。結局ですね、理解を重箱の隅をつつくような質問をいっぱいかぶせてくるんですね。それって町民のためになるのかなって思うんですけど、私はその協働ということ考えたときに、やはり自らやるっていう、そういった仕掛けづくりとか、そういったものをきちんと施政方針で示すべきだと、それは最低でも示すべきだと私は思うんですよ。それが本当のリーダーだと私は思います。リーダーたるものは歩むべき道がたくさんある中で、この道が最高の道なんです。皆さんこの真ん中を通ってくださいというのがリーダーなんです。たくさん道があるのに、どこいっていいかわからん、皆さんの自由ですよというのはですね、何のために町長がいるかっていうことですよ。ですから、今度町長になられて私はそういったリーダーシップを引き出したかったんです。だからこの質問をやりました。リーダー

シップっていうものは、これはやっぱり何の組織でもですけど、何か一度リーダーをした人というのはやっぱり全体を俯瞰（ふかん）して見る癖ができますんで、ものごとを平面的に見ません、立体的に見るんですよ。ですから、リーダーの第一条件は立体的に見ること。私たちはあの予算書を見たら、私もさすがに16年、17年目ですよ、立体的に見ます。まちづくりというものを平面では考えておりませんので、そういった形で私は町長にこの施政方針に足りないもの、これは何かといったならリーダーシップです。協働だ住民参加だと言ったならば、あなたたちがやりなさいって言うような形ですよ。やっぱりこういったところは、右に行くべきだ、左に行くべきだ、真ん中を通るべきだと言うべきではないでしょうか。再度質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 永田議員の再質問にお答えいたします。

家庭と学校、このきちんとした線引きも必要ではないかというお考えでございますけれども、もちろん連携協力をすべきところはしなければなりませんけれども、家庭も学校も一緒くたになってしまう、そういうものでもないと思っております。第一義的に教育の責任は家庭にありと、法的にもうたわれてございます。このことは、町でつくりました教育基本構想の中にも明確に打ち出しております、機会をとらえて保護者の方々にもお話をしますし、また学校を通してのお話もお願いしているところでございます。特に、子どもたちの学習をするにしましても、生活するにしましても、基本になるのはやはり家庭で培われたところでの生活習慣でございます。基本的な生活習慣、これが最も大事なものでございます。一般的にしつけと言いますが、このしつけなしに学校で子どもたちの教育をしようと思っても、多々困難な部分に出くわしてしましまして、なかなか学力向上に結びつかない部分もございますので、この辺のところはしっかり認識した上で家庭のほうにもその重要性を訴えていきたいというふうに思います。ただ、目指す教育の方向性は、やはり学校と家庭は共通、共有しておくことが大事なことではないかなというふうに思います。それぞれバラバラの方向に向かって子どもたちを教育するとなりますと、一番混乱を起こすのは子どもたちでございますので、目指す方向性の共通、共有化を図っていかなくやならないなと思っております。

それから、先ほどおっしゃいましたように、やっぱり今一番求められているのは、子どもたちが自分で考えて自分で判断して、そして、それを自分で行動に移すことができるようなそういう人間を育てることでございます。それは学校教育の中でも、特に学習指導要領が改訂されました後は、そこを最も重視しながら生きる力を身に付けることに力を注いでおります。例を申しますと、特に学校現場で子どもたちが主体的に意欲的に取り組む活動となりますと、中学校は生徒会活動です。小学校の場合は、児童会活動もございますけれども、こちらのほうは行事あたりに対する取り組みをある程度の子どものほうに任せますと、非常に子どもたちはいろんなアイデア出しながら、自分たちの考えた企画に基づいて力を合わせて頑張っていきます。昨年の運動会も、それぞれの学校特色があつてすばらしい運動会をやりましたけれども、特に私感動しましたのは、二つの中学校の運動会でございます。話を聞きますと、やはり教師主導の運動会づくりから、生徒会のほうに委ねたことによって、生徒たちが非常に自覚して、自分たちの力で運動会をつくろうという意気込みのもとに一致団結して

取り組んだその成果が運動会に現れたということでございまして、やっぱり子どもたちの力を信じて任せることもまた大事だなということを実感した次第でございます。

それと、もう一つやっぱり大事にしていかなきゃなりませんのは、体験活動です。どちらかという学校は座学のほうが多ございます。座学を大事にしていかなければならない学びもありますけれども、やはり子どもたちの心に浸透し、そしてそれが自覚されて行動につながるためには、体験が必要です。いろんな体験が必要です。その体験も学校の中だけでは、または学校の教職員だけでは体験の必要性は感じながらもさせられない部分も多々ございます。そういった部分をコミュニティスクールの中で取り組んでいただいた例が護川小学校に1、2あるんですけれども、一つには低学年が地域に出かけて行って地域探検をする活動があります。

○13番（永田和彦君） 教育長、わかりました。もう1時間あっても足らんと思いますが。

○教育長（那須雪子さん） 体験などをする場合には、やはり地域とか保護者の協力が必要でございますので、そういう意味でもコミュニティスクールは有効ではないかと考えているところでございます。失礼いたしました。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくりについてのリーダーシップをしっかりとやれというようなことでございます。まちづくり基本条例を策定するためにも地域の皆さんのご協力、住民の参加をしっかりとその責任を訴え、ご協力をお願いしたいということで基本条例をつくらせていただきました。そして、その中でやっぱり基本的にやっぱりお願いをしていくためには、その地域の皆さんのリーダーこれを育成しないと、やっぱり地域の下へおりていかないなというような思いをしておりますので、今後についてはやっぱり地域の人、あるいは各種団体のリーダー、この人たちの育成をしっかりと図っていきたいというような中で、地域の住民の参加をその人たちとともに参加させていただくようお願いしたいというふうに思っております。

もちろん、これまでも自分の思いについては、職員にもしっかりとっておりますけれども、なかなか下へ通じない点もあります。しかし、我々としてはやっぱりその思いを私の思いの中で、このようしなくてはならないと、当時は町長が言ったからこうしますというような形でありましたけれども、そうでなくして、私の思いの中であなたたちの考えておる一番現場に直接おる人間が、ちゃんと意見を私に言ってもらわなくては決定権がないよということで、もちろん現場におる人々は地域の状況をしっかりと把握するために、そのために地域職員を配置しながら、その情報をしっかりと交換しながらやっっていこうということで職員の教育をしております。

ただ、私もちょっともっこすなところがありまして、やっぱり駅前楽善線は、これは昔から防犯あるいは防災、そしてまたトシネ神社の課題事項がずっと取り残され先送りしてきておりましたので、どうしても上の道路から、上の台地からこの道路を一つ通すことが大津町の都市マスタープランの中でうたわれておりました。そして、東のほうが今言う西鶴中井迫線でございますけれども、あれは県のほうにしっかりとお願いしながらやったその成果が今の幹線の道路になる。やっぱりリーダーとしての思い込みは思い込んだときにしっかりとそれを通していける、そういう力をリーダーとしては

もっておかなくちゃならないんじゃないかなと、そのためにはやっぱりその目的に向かって、今国道57号の拡張、あるいは立野ダムの関係、それに伴うところの石坂線、町道石坂線の改修関係はもう10年近く先送りされてきておられますので、その辺についてもしっかりと道筋をつけていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味におきまして、リーダーとしての役割、まずは人材育成、そういうことにしっかり力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 2問目にいきますけれども、1問目の締めといたしましては、選挙公報を見てもあまりにものっぺらっとしていて、山場がないと、メインの料理がないなというように感じましたので、やはりここは町長として、やっぱりこうやるんだ、ああやるんだっていうような何か強さと言いますか、俺についてこいみたいなそういった気概がほしいなと思ったしだいであります。2問目に移ります。

2問目、投票率過去最低の責任！と、これは非常に大問題でありまして、もう何度も何度も言われておりますけれども、62.74は、これは政治不信が極みに達していると思っております。私は本当にこの同時選挙というもので、有権者の方々の意識が高まりまして政治参加と、選挙という形で政治参加という形でより高い民主主義が出来上がるものだと思っておりましたが、開いてみれば結果は逆でありました。本当に悲しかったです。ここまで景気も低迷しましたが、やっとアベノミクスで上向いてきているわけでありましてけれども、やっぱり精神的なものか、気持ちが全体的に住民の皆様が落ち込んでいるのかなということも思いました。どうにかして元気づけたいなという思いと、そしてまた、そういった中においても投票に比べてより良いまちづくりの参加者となるんだというような、その気持ちを引き出せなかった責任というものは我々議員も、そして町長もあるのではないかなとそういうふうに思います。やはりここは、関係各位は猛省をしなければならないというふうに私は思っております。

実際、今回議会、この議会うちの議員というものは定数が非常に少なくやっておりますので、本当に議員各位の責任というものはそれだけ重くなったと感じておりますけれども、いざふたを開けてみますれば、見てのとおり根回し人事でありました。いろんな形でそういったものが政治不信に、またならないかなと思うところで、私も相当有権者の方からおしかりを受けた次第であります。

では、何がこういった投票率悪かったのかと、やはりこの町政運営というものに対しての町民の批判というものは、やはり多々あるからとそういうふうに思っております。そしてまた、議員のそういった各位の取り組みというものが認められていないのかなというものを思います。選挙制度あたりも本当に何日の新聞だったか載ってましたけれども、ただ連呼をするだけと、しかしながら公職選挙法はそういうふうにてきております。ですので、私もああいった選挙はしたくありません。本当に自分の政治姿勢を訴えて理解していただいて、清き一票をいただきたいというのが心からの気持ちでありますけれども、いざ選挙戦になりますと、「頑張ってるね」って、だけど〇〇さんは3回あいさつにきましたよとか、5回あいさつにきましたよと、そういった形でお情けちょうだいみたいな選挙を

やってるんですよ。これっていうのも本当みんな開いた口がふさがらないと、もう次回ぐらいから玄関を開けてお情けちょうだいいたします。私に一票くださいと土下座するやつが出てくるかもしれませんよ、そんな選挙戦だったですもんね。私は恥ずかしかったです。ああなるほどって、3回きた、5回きたと、そういったところで議員というものを選んでおられるのかなと。そしてまた、選挙戦は反省してみますれば、本当にうるさかったと思います、住民の方々に。しかしながら、最終日あたりはウグイス嬢あたりが、助けてくださいとかですね、そういったことまで言うウグイス嬢がいるんですね。もう開いた口がふさがらないです。助けてくださいとはいったい何でしょう、本当。これが議員の選挙戦でしょうか。本当恥ずかしかったですよ。私はそういったものは本当に是正しなければならない。そして、そういった反省する場を議会も自ら町民の皆様の中でやるべきだと考えております。しかしながら、これは議員各位が決めることですから、どうなるかはわかりません。だったら、今度は町長側です。町長はこの投票率についてどう思われているのかなと、この町政運営に対して批判はなかったのかなと、そういったことは考えるべきだと思います。議会も悪かったところは是正しなければならない。きちんと批判は受け止めて見直すべきものは直さなくてはならないと思いますし、町長も至らなかった点がなかったのではないかなと、反省すべきではないかなと私は思います。

実際、私はこの議会を新たに開拓するべきものは何かと申しますれば、私は解決策はある程度持っているんですよ、時間がないからもう答えから言いますけれども、私はですね、まずこの議長から全部の議員の給与を合算して全部同じにします。同じ報酬にします。報酬と給料は違うんです。給料というものは職員あたりは、この役場に入庁して、そしてきちんとした仕事をして給料というものをもらうんです。ところが議員というものは報酬で、報酬というものは成果がないものはもらったらいけないんですよ、成果を出せない人は報酬はもらうべきではないんです。町民のためにならない議員は報酬はもらったら駄目なんですよ。お願いしますとか言ったら駄目なんです。そういった議員がですね、だから、これを一回本当に同じ報酬にしてやったら本当実力者しか議長にはならないでしょうし、いろんな委員長にもならないでしょうし、本当の形ができると思います。これは乱暴は方法ですけども、それぐらいあら治療をしなければ本当に、おい今度の議会は違うぞと言われんと思うとですよ。それぐらい手を出さなければ、改革しなければ、本当に町民の気持ちというものが議会も行政もブラックボックスで何をやってるかわからんというような形で次回の選挙のときも、そういった形が出てきはしないかなという私は危惧をしております。

次回の選挙は80%、90%出せるようなですね、お互い意見を出しあって町長と議論して、そういった策を練らんと、本当の民主主義、町長が言う協働とかいろんなものももうできないんですよ。こここのところは非常に重要なポイントです。ただ一部の方々、もう3分2に満たらんだったですね、62.74ですから、ですから本当に過半数はいつてもすけれども、できるだけ100に、本当は100ですよ、ですけれども、そういった形を目指すような施策に取り組まないと、もう議員もこの数字には本当に愕然としていると思いますので、議員各位もいろんな形で協力できると思います。ですから、町長としてもこの数字、過去最低の投票率に対してからの政策は何かを持つべきだと私は思います。これを持たなければですね、本当の民主主義は達成できないし、住民主権、とてもじゃないが

できませんよ。ここは町長はやっぱりリーダーとして、今後の取り組み、やはり4年間で取り組まなくてはならないことが大きく出てきたじゃないですか。これはきちんと町長は、皆さんに向かって述べるべきだと思います。質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくりのための選挙、もう一番大切なことでございますけれども、その投票率の低下についても、私も反省をしておるところでもあります。

もちろん議員の当初一緒の選挙のとき、議員無投票じゃないかなというような心配も聞かれておるようであります。合志市が無投票だったのだと。しかし、その後、批判は無投票はいかんですねというような話があるようでございますけれども、それは何でだろうというような形になりますけれども、やっぱり私が今進めておりますまちづくり、協働のまちづくりのしっかりと住民の皆さんに知らせる中で投票率が上がってくるんじゃないかなと思います。ただし、そのためには行政は何をやるかということになったら、やっぱり民主主義の原点が選挙である以上、1票の価値重みを教え、民主主義とは何か、選挙とは何かを子どものときから思考させることが、選挙は他人ごとでない自分たちの生活につながっているんだという大事なプロセスだと思います。選挙とは、やっぱり選ぶ側とは選ばれる側の共同作業でありますので、主権者教育の充実と同時に、政党や候補者の側もやっぱり現在の社会問題、いじめなど、あるいは住民の皆さんがいろいろと心配されておる年金や介護、そしてまた、働き手の減少や若者が減り、社会の活力が失われるというような問題についてしっかりと我々行政が住民の皆さんに知らせるといふか、そういうことをしっかりとやっていくことによって、住民の皆さんが地域での状況がしっかりとわかってこられるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後についてもしっかりと行政の状況関連等もしっかりとPRといふか、意見交換をしながら選挙に関心を持っていただけるようなことを選挙管理、あるいは教育委員会とともにしっかりと教育推進を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） お互い町長も議員も本当野望を捨て志を高く持ってまちづくりに励んでいきたいと思っております。どうか次回の選挙が、町民の皆様方がたくさん参加されて、真に信任を得るようなそういった形に持っていけるように我々議員もいろんな知恵と工夫を出しあってやっていきたいと思っておりますので、今後のまちづくり、お互いにしっかりとやっぴいこうではありませんか。

これで一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時55分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成24年第5回大津町議会定例会会議録

平成25年第2回大津町議会定例会会議録

平成25年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

平成25年3月22日(金曜日)

| | |
|--------------------------------|--|
| 出席議員 | 1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎 |
| 欠席議員 | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 家入 勲 会計管理課長 徳永 太 副町長 徳永 保則 兼ねて会計課長 総務部長 岩尾 昭徳 総務課行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画課財政係長 白石 浩範 兼ねて行革推進係長 福祉部長 中尾 精一 教育長 那須 雪子 土木部長 中山 誠也 併任工業用水道課長 教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 子育て支援課 松永 高春 総務部総務課長 田中 令児 企画部企画課長 杉水 辰則 |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|-------|--------------------------|
| 発議第1号 | 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 発議第2号 | 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 発議第3号 | 専決事項の指定についての一部改正について |

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (金) 午後 1 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 発議第 1 号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 発議第 2 号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 発議第 3 号 専決事項の指定についての一部改正について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 7 議会広報編集特別委員会の設置について

追加議事日程 (第 5 号の追加 1)

日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

午後 0 時 59 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに平成 2 4 年第 5 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 5 号、1 6 号、1 7 号、2 4 号関連、2 5 号、2 6 号、2 9 号、3 0 号関連、3 2 号、3 3 号、3 5 号、3 7 号の 1 2 件であります。

当委員会は、審議に先立って3月12日に関係する22箇所の現地調査を行い、13日、14日に委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

今回は初めて議員になられた方々がおられますので、この委員長報告というものは、あくまでも重要と思われる部分だけしか説明は申し上げません。2日間C室で机上で議論しましたが、この2日間の審議の内容をすべて申し上げることはやはりできないのです。ですから、要約して言いますので、そのあとに疑義があれば質疑という形でお受けいたします。よろしくお願いいたします。

議案第15号、大津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については。

委員より、今回の制定は国に準じたものか。町独自で追加や削除したものがあるのかとの問いに、執行部より、ほぼ国と同様の内容となっておりますと答弁をいただきました。

採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第16号、大津町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてであります。

委員より、今まで、道路構造令に基づいてやってきてデメリットとかあったのか。この条例を制定すると町はやりやすくなるのかとの問いに、執行部より、山間部の市町村などでは地域の実情に合わせることによってメリットがあると思いますが、大津町においては今までもデメリットはなかったと思いますし、条例制定後も今までどおりだと思えますと答弁をいただきました。また、委員より、条例を制定することによって財源とか有利になるものが示されているのかとの問いに、執行部より、有利になるものはありませんと答弁をいただきました。

採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第17号、大津町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

委員より、準用河川について、今後改修計画はあるのかとの問いに、執行部より、今のところありません。また、委員より、桜川は一級河川の日向川にはいるまで桜丘の中を通ると思うが、吐ききれない箇所があるのではないかと。去年の水害はどうだったのかとの問いに、執行部より、水害の被害を受けた箇所もありますが、災害復旧事業で対応しますと答弁がありました。

採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、第24号関連、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、現在計画されている改修のほかに今後どんな改修があるのかとの質疑に、執行部より、平成26年度までに西嶽団地、北出口団地の通路改修、鍛冶の上団地、西鶴団地の屋根、外壁を完了させます。以後はあけぼの団地の大型改修があると答弁をいただきました。

採決の結果、議案第24号関連は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第25号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

さしたる意見もなく、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第26号、大津町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

これも採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第29号、町道の路線認定であります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第30号関連、平成25年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会関係では、質疑はありませんでした。

経済部農政課関係では、委員より、自立経営体育成資金利子補給に係る資金の元金ほどの程度かとの問いに、執行部より、法に基づく経営改善計画を町が承認した認定農家のみが利用できる資金で、貸付実行額は19経営体で約19億2千万円です。平成24年12月末現在の残高は約12億7千万円となっておりますとの答弁がありました。委員より、昨年の災害の影響で、作区付けできなかった圃場があるが、戸別所得補償制度の交付金は受給できたのかとの質疑に、執行部より、作付け準備を行っており、罹災したことが証明できれば特認申請ができたことから申請を行い、交付金を受給しておりますとの答弁がありました。

委員より、畜産振興対策として、今後あか牛の振興をどのように行うかとの質疑に対し、執行部より、あか牛と黒牛の価格差は1頭当たり約20万円程度であり、あか牛減少の原因となっておりますが、最近の市場では5万円から6万円程度の差まで縮小しております。近年の健康志向や飼養管理の容易さなど、あか牛のよさが見直された結果でありまして、今後もJA菊池や県畜産農協と連携しながら畜産振興対策事業補助金を有効活用し、あか牛の振興を図る計画ですとの答弁がありました。

また、委員より、圃場整備事業は、機械化等により効率的な農業を図るために実施するものであるが、町の都市計画とのすり合わせはできているのかとの問いに、執行部より、圃場整備事業は、農振農用地区区域の農用地が事業対象であり、事業に当たって都市計画との特別なすり合わせは行ってはおりませんが、5年に1回の農業振興地域整備計画の見直し時には、将来の町振興計画の観点から都市計画との整合性を図っておりますとの答弁がありました。

また、委員より、農地災害の復旧は、今年の水稲の植え付けに間に合うのか。特に代官橋あたりの復旧はどうかとの質疑に、執行部より、護岸が流失した圃場については、県工事の護岸の復旧待ちの状態であります。護岸が残っている圃場については、復旧工事発注済で、水稲の植え付けに間に合うように取り組んでおりますと答弁がありました。

委員より、農地災害の復旧は平成24年度、平成25年度で完了するのか。また、町単独の災害復旧工事はどれくらいあるのかとの質疑に、執行部より、平成24年度、平成25年度でほぼ完了する見込みであります。町単独工事で約3千万円を繰り越して対応しておりますとの答弁がありました。

また、委員より、災害復旧保険料は平成24年度で減額され、同額を平成25年度に計上されているが、町の手続きの遅れに起因するものなのか、保険会社に起因するものなのかと質疑があり、執行部より、町施設は、不可抗力の自然災害による損害の保険料は復旧額の50%となっております。現在、施設の復旧工事を行っていますが、被災直後の応急復興工事を含め、すべての工事完了後に保険料を請求する手続きをとっております。復旧工事は、現況復旧が原則となっておりますが、今回は現

況復旧ではなく、維持管理等の観点から規模をコンパクトにした施設の復旧としていることから、全国自治協会建物共済県支部、本部の査定に時間を要することとの連絡があり、平成24年度の歳入が見込めないことから平成25年度の計上を行ったものと答弁がありました。

経済部商業観光課関係では、委員より、起業支援型地域雇用創造事業の委託や地域活性化補助金と、それぞれの事業があるが、連携をどう取っていくのか。町がひとつの方向を向く必要があるが、どうか。年間のイベントのスケジュール表をつくってもらいたいとの質疑があり、執行部より、平成19年度のリーマンショック以降、雇用不安から、緊急雇用やふるさと雇用などの雇用対策が行われ、平成23年度にふるさと雇用が終了しました。新たに1年間の雇用対策として、起業支援型地域雇用創造事業が、平成25年度から実施されます。今年初めに県から要望調査があり、観光協会準備委員会には、現在、マネージャー1名いますが、事務補助が必要であります。この補助金を利用して1人雇用し、観光協会の事務や町外のPR活動を行う予定であります。大阪や福岡などで農産物等のPR、また商工会が行っている全国展開支援事業との連携した事業を行う予定であります。地域活性化事業は、社会資本整備総合交付金事業を使い、平成25年から4年間、まちづくり交付金でできた施設を活用し地域の活性化を行う予定であります。この事業は、直接行政が行うのではなく、地域づくりの団体をお願いする予定であります。交流センターでは、つつじ祭りや地蔵祭りに合わせて事業を行ったり、ビジターセンターでは、商工会や商店会に事業を行ってもらいたいと思っております。例えば、昨年10月に行ってもらったような軽トラ市などを定期的に行ってもらうなど事業を展開してもらおう予定でありますと答弁がありました。

また、委員より、道の駅も情報発信の拠点として始まったが、今は情報発信の施設となっていない。道の駅には出資をしたが、減資となった。観光協会には不退転の決意でやってもらわないといけない。何本も柱をつくってうまくいのだろうか。会費についても、商工会の会費を払うのもきつということも聞く。成功裏になるようにしてもらいたい。課長が思いを言っているだけで、何の担保もないのではないかと。前向きに動く部分を考えてもらい新しい組織をつくるのだからそれに取り組んでいただきたい。

また、委員より、明日観が機能していないのではないかと。当初の思いと違ってきている。イベントが嫌になっているのではないかとこの質疑に対し、執行部より、明日観は昭和56年に県の依頼により、地域づくりを目指し、明日の観光〇〇を創るとして、大津町では、菊池市について立ち上がりました。メンバーには、最初はいろんな団体が加入しておりました。総合部会、環境部会、経済部会、ふれあい部会があり、今は全部の部会は活動していません。当時、つつじ祭りを活性化させるためにできた「お祭り推進委員会」を主力メンバーとして町民主導でできた組織でありますとの答弁がありました。

また、委員より、観光協会については、みんな納得をしているのか。どんな事業を展開するのか。観光協会はつくりました。補助金はあります。それでは出せない。事業のスリム化など一本化したほうがいい。観光協会は物議をかもしだすと思う。観光協会をつくりました。潰れましたでは済まされない。誰が責任をとるのか。無駄な事業にならなければいいと思う。また、別の委員より、観光協

会と明日観の二本立てでは、一般町民にはわかりにくい。それぞれの立ち位置がどうなっているのか。協会は外部に発信し、明日観は内部から展開すると思っている。差別化をして、しっかり説明責任をしてもらいたい。わかりづらいつの質疑に対し、執行部より、観光協会と明日観のどちらにも観光が入っております。明日観は、イベント関係が主体であり、新しい会員もできないし、会員も高齢化している状況であります。企画も前例踏襲であり、資料も事務局が作成し、会長は町長です。町長も会長を退く意向であり、会員に検討をしてもらっています。つつじ祭りが終わったら、総会前に役員会を開催して検討してもらう予定であります。事務局は商業観光課がしばらく行いますが、観光協会のイベント部会に参加してもらい、今までどおり祭りの企画運営を行ってもらいたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、明日観は担い手が不足しているということは、やり甲斐がないのではないかと。軸足がわからない。地域づくり、町づくりには地元が中心となるのが本当ではないか。観光協会の会長は町外の人ではないか。それ自体がぶれていることだと思う。特殊な技術があるのなら別だが、1年かけてどうしたらいいか考えたいと思う。予算を削るということではない。一本化して補助金を大きくしてもいいし、これまでは、観光が両方についているのでわかりにくいのではないかと質疑に対し、執行部より、今回、観光協会をつくり、観光情報については一本化して、大津町の情報を発信していくべきと思います。平成25年度に1年かけて明日の観光大津を創る会と協議をやりたいと思っておりますと答弁があり、委員より、念を押すようだが、1年かけてここからここまでできたと明示してもらいたい。いい方向で頑張ってもらいたい。商工会や明日観が協会を理解してもらい、観光協会が理解を得られたような声を聞かれるよう、厳しい状況であるが頑張ってもらいたいとの意見が出ました。

また、委員より、各種イベントについて900万円を商工会に払っているのもう少し強く言っているのではないかと。毎年助成している。商工会と話し合いの場を商業観光課に段取りをしてもらいたい。900万円が少ないのもっと上げてもらいたいという生の声ができるかもしれないが、聞きたいので設定していただきたい。商工会の事業は今どうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、商工会の事業としては、講習会等の開催、総合振興事業、商業振興事業、工業振興事業、サービス業振興事業、観光振興事業、金融対策費、経営税務対策費、労務対策費、青年女性部対策費などの事業があり、その事業費の中から新たな事業展開として、全国展開支援事業も行っております。全国展開支援事業も全額補助ではないので、その事業費の中から取り組んでもらっておりますとの答弁がありました。

次に、土木部環境保全課関係におきましては、委員より、ごみ減量化のポイントとして生ごみの減量化の説明があったが、生ごみは水分を多く含んでおり非常に重く、生ごみが減れば処理経費がかなり軽減される。効果的な取り組みはどうかとの質疑があり、また、別の委員より、ディスポーザーを使っているマンションが増えているが、各世帯にディスポーザーを設置し、下水道にディスポーザーで砕いた生ごみを流せるようにしたらどうか。下水処理費用が高くなる分、ごみ処理費用は安くなるので費用比較の検証が必要ではないかと質疑があり、執行部より、下水道に流入させることについては十分な検証が必要だと思いますとの答弁がありました。

また、委員より、再生資源集団回収はよい取り組みではあるが、財源となる税金の使い道として問題はないのかとの質疑に対し、執行部より、再生資源集団回収団体が回収した資源物を菊池環境保全組合に出せば、補助金以上の費用がかかりますので、必要な取り組みだと考えておりますとの答弁がありました。また、委員より、そうであるならば、行政区単位などで全町的に取り組むべきものではないか。方法も簡単なので平成25年度中にでもできる話であると思うがとの質疑があり、執行部より、菊池環境保全組合でもこの話は出ております。現在、65団体が登録されておりますが減少傾向ですので、当面は、広報紙などで啓発しながら活動団体の維持、増加を図っていこうと考えておりますとの答弁がありました。

土木部道路整備課関係におきましては、委員より、緑資源幹線林道菊池・人吉線大津町受益者組合補助金が588万4千円であり、林道新設改良費の787万1千円はすべて一般財源か。受益者組合の負担はなく、一般の通行人が受益者ということが一般財源を出す理由になるのか。町の負担割合と町のメリットは何かとの質疑に対し、執行部より、すべて一般財源であります。15の団体や個人が受益者であります。一般の通行もありますので一般財源で対応しております。負担割合は5%で、メリットはキャンプ場の利用等、一般の方の利用も図られておりますとの答弁がありました。

委員より、道路ストック総点検委託について、調査後の事業にはどんな財源が見込めるのかとの問いに、執行部より、今回は調査だけの予算であり。これをやらなければ補助事業をできないということでもありますとの答弁がありました。

また、委員より、国道57号線整備について、地域からの要望もあろうが、何か問題点はないのかとの質疑に対し、執行部より、瀬田・大林地区は、説明会で意見や要望は伺っております。中央分離帯があるために農耕車両が横断できないとか、信号機の要望もあり、警察も含めて要望に応えられるように検討されているところでありますとの答弁がありました。

次に、土木部都市計画課関係におきましては、委員より、都市計画の見直しについては何か考えているのかとの質疑に対し、執行部より、都市計画マスタープランで新たな見直しを考えております。道路網の整備、用途の見直し等、予算の肉付けで相談したいと考えておりますとの答弁がありました。また、委員より、あけぼの団地の修繕費について、予算の算出について根拠は何ですかとの質疑に、執行部より、あけぼの団地とそれ以外の団地について実績に基づいて算出しております。実績により各修繕の単価と件数を項目ごとに積み上げております。ここ数年は前年と同じ額を挙げておりますとの答弁がありました。

また、委員より、住宅使用料から住宅維持費を引くと余るのではないか。その額は将来の住宅建設、大規模修繕に積み立ててはどうですかと、部長のほうから町営住宅の今後のあり方についてはどうかお答え願いたいとの質疑に対し、執行部より、現在、たくさんの町営住宅をかかえておりますが、住まれている方々の移動は少のうございます。新規に建てることは考えておりません。今の住宅を長く利用してもらうように考えておりますとの答弁がありました。

次に、土木部下水道課関係では、委員より、繰出金についてはどういう状況なのかとの問いに対し、執行部より、負担金、使用料の増加はあるが、昨年10月に財政計画を策定し、平成35年度までに

は順調に繰出金の額も減少していく予定ですとの答弁がありました。

採決の結果、議案第30号関連は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号、平成25年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第33号、平成25年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、浄化センターは夜間はどうかやっているのかとの質疑に対して、執行部より、深夜1時までメンテナンスが監視、その後朝7時半までは遠隔監視をしておりますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第35号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。

委員より、一般会計は下水道の維持管理費で800万円不足しているが、収入の見込みはあるのかとの質疑に対し、執行部より、維持管理の経費を削減するためには、処理場を減らすか、流入人口を増やすしかありません。錦野浄化センターを公共下水道へ、矢護川浄化センターを杉水浄化センターへ接続する方向への検討をしていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、委員より、つつじ台は下水道につながらないのかとの問いに対し、執行部より、つつじ台はもとも公共下水道の計画区域に入っていますが、杉水浄化センターの能力に余力があればどうにかならないか、検討をしていきますとの答弁がありました。

また、委員より桜丘住宅の下水道はどうするのかとの質疑に対し、執行部より合志市に持っていけたらよいのではないかと考えております。使用料については、合志市のほうが大津町より低い状態ですとの答弁がありました。

また、委員より、ディスポーザー処理についてどう考えているのかとの質疑に対し、執行部より、下水管に与える影響はありませんが、現在の処理場では処理能力が足りないのではないかと思います。検討が必要と思えます。直接流す方法や中間施設を設けて流すことも考えられますとの答弁がありました。

また、委員より、将来ディスポーザー処理が必要になるのではないかと。モデル地区を設けてはどうですかとの質疑に対し、執行部より、平成35年度には、処理場の能力がオーバーになり、処理場の増設工事を予定していますので今後検討していきますとの答弁がありました。

また、委員より、つつじ台の西日本浄化槽の管理状況はどうかとの質疑に対し、執行部より、経営的にも厳しい状況と聞いておりますので、区長さんとも相談しながら公共下水道へ接続できるよう対策をしていきたいと思っておりますと答弁をいただきました。

採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号、平成25年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

委員より、利益剰余金が約2千900万円あるが、ポンプなどの整備計画はあるのかとの質疑に対し、執行部より、現在、ポンプは問題なく動いておりますが、メンテナンス計画を立てなければいけ

ないと考えております。適切なメンテナンスを行いながら、長寿命化を図っていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、45円という料金は、他の自治体と比べて高いのか安いのかという質疑があり、執行部より、九州管内では30円から40円が多いようであります。河川の水を給水しているところもありますが、大津町は地下水を汲み上げているため料金が割高になっておりますとの答弁をもらいました。

採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決定しました。

当委員会におきましては、最初の議会でありますから、実際にいろんな方々の意見を聞くことはできませんでしたが、今後、経済建設委員会におきましてはいろんな業界の方々、関係の団体とさまざまな意見交換をして、そして充実を図っていききたいというふうに思っております。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号から議案第14号、議案第18号から議案第23号、議案第27号、議案第28号、議案第30号関連、議案第31号、議案第34号、議案第36号の16件であります。

当委員会は、審議に先立って、3月12日に関係する17箇所の現地調査を行い、13日から14日にかけて、役場4階大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

議案第11号、大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について。

委員より、どこの市町村もこのような条例を定めるのですか。執行部より、法律で市町村が条例で定めることとなりましたのでそうなりますということでした。

採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

続きまして、議案第12号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

委員より、地域密着型とはどういう意味ですか。執行部より、大津町の介護保険被保険者証を持っているだけが使える事業所で、できるだけ住み慣れた地域で、地域住民と共に生活を守っていくことを目標としたものと考えております。

委員より、大津町に事業所がないサービスはどうなるのですか。夜間の介護サービスを受けたいと相談を受けたことがあります。執行部より、事業所は、介護保険事業計画に従い、公募選定し指定します。この計画は3年ごとに見直しを行い、現在第5期で平成24年から平成26年の期間でありまして、平成25年度では次期第6期計画策定のための高齢者の方を中心にニーズ調査を予定しており、

この調査で必要なサービスを盛り込み、給付費を推計し、介護保険料を算定していきます。訪問系の事業所は十分に大津町にあり、ケアプランで必要となれば、夜間の訪問介護を受けることは現在でも可能であります。夜間対応型訪問介護サービスは、夜間のみで、現在大津町では経営が成り立つほどの利用者はないだろうと考えています。ただし第5期の計画中にないサービスでも、将来は必要だと計画に盛り込み公募により導入を図る可能性がありますので、省令と同様の条例を定めようとしています。

委員より、どういふプロセスで誰が判断してこれでいいと決めたのですかという問いに対し、執行部より、担当である介護保険係で素案を策定し、政策会議で議論し、決裁を経て議会に提案しております。委員より、地方の自由度を上げるための移譲ですが、もっと規制緩和を行うなどは考えられないのですか。執行部より、法が省令を条例に定めることとしものですが、国はその省令を従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準と3つに分けています。従うべき基準とされたものは変えられません。標準とすべき基準は地域の事情があれば変えられますがハードルはあります。この2つがほとんどで、のこる参酌する部分はわずかです。保存期間などは参酌部分なので2年を5年にいたします。介護サービスは給付という国の制度に乗っているため、例えば事業所の配置すべき職員数などは従うべき基準のため変更できない内容となります。

委員より、大津町の高齢者のニーズをどのように把握したのですか。執行部より、ニーズ調査はアンケートにより行っております。在宅の認定者はケアマネージャーによる聞き取りによる全数を、これ以外の高齢者は抽出により2千名程度を、40歳から64歳の方も抽出により2千名程度を郵送によりアンケート調査を行います。アンケートはその方の状態を尋ねる設問から、今後どのようなサービスを使いたいかという設問までありまして、これを集計してニーズを把握しています。

委員より、介護と看護を自宅で受けたいと相談を受けたことがあります。訪問介護看護というサービスはニーズがないわけではないと思います。執行部より、訪問介護事業所も、訪問看護事業所も、大津町にはありますので、それぞれからサービスを受けることができます。ただ、現在では、この新しいサービスは経営として成り立つかは難しいだろうと考えております。ただし、将来は導入する可能性はあります。

採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、大津町新型インフルエンザ等対策本部設置に関する条例の制定について。

委員より、条例案は各近隣市町村でも同様ですか。執行部より、県の雛形に基づいております。

委員より、新型インフルエンザ等行動計画等の作成に関して、災害時要援護計画などとの整合性はとれていますか。執行部より、災害関係の町の計画との整合性はとっています。国・県の行動計画に基づいて町の行動計画も見直し策定することになります。

委員より、流行した場合の診療所の開設スケジュールはどうなっていますか。執行部より、国・県の動向を踏まえて菊池地域協議会の指示等を踏まえ、町対策本部でも協議を行い、開設することとなります。

委員より、隔離することになった場合、施設は受け入れができますか。執行部より、受け入れ体制がとれるように、重傷者は病院へ、軽症者は診療所で投薬を含めた簡単な治療を行うといった、病状に応じて仕分けをする診療所の開設を行います。

採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

委員より、なぜ、新たに学校運営協議会をつくる必要があるのですかという問いに対しまして、執行部より、学校運営協議会は、学校と保護者や地域住民が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていこうというものです。今、学校では、社会の変化により、規範に欠けたり、人と会話するのが弱かったり、集団に埋没したり、自立できない子どもたちが多くなってきています。学校の力だけでは手が回らないのが実情です。そこで、学校が核になりながら、家庭や地域も一体となつてめざす子ども像を共有化して協働することを目指す協議会が必要となっています。

委員より、学校の運営は校長が行うものであり、これでは責任の分散ではありませんか。執行部より、学校運営の責任を取るのが校長であることに代わりはありません。

委員より、効果が表れなければやめるということであれば、時限法にしたらどうですか。執行部より、教育委員会が学校運営協議会を設置する学校を指定するのは2年間としており、その間で検証を行い、再指定を行うか検討いたします。

委員より、報酬等費用弁償の金額の根拠を教えてください。執行部より、学校運営協議会は年3回の会議を予定しており、このような他の委員会と金額を合わせています。委員より、コミュニティスクールのイメージは、学校運営協議会が中心ではなく、学校を支援し関わる色々な団体を中心に動かすことをイメージして欲しいと思います。執行部より、地域の色々な人々が参画してくれることを期待いたします。

採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号、大津町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

これは質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

これも質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、大津町若草児童学園条例の一部を改正する条例について。

委員より、今回の改正は、法令の改正に伴うものですか。執行部より、はいという返事でした。

採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について。

委員より、本会議において、質問があった「美咲野小学校校区学童保育施設について」の、町は全体的な計画をもっているのですか。執行部より、学童保育施設については、できれば小学校の敷地内に設置し、県が示している適正な規模のおおむね40人程度で保育ができればと、町振興総合計画では14カ所を目標値としております。

採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

これは質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例を廃止する条例について。

委員より、不登校児童生徒に対して、学校復帰を前提にしてしまうとうまくいかないのではないのでしょうか。執行部より、教育支援センターの相談員の先生方は、経験も豊富で、子どもたちと長い目で付き合い、信頼関係を築きながら指導にあたっています。最終的には学校復帰を目標に臨んでいきたいということでご理解をお願いします。

委員より、不登校児童生徒のカウントはどのようにして数えるのですか。執行部より、4月から翌年3月までの年度間で、累計30日以上欠席がある児童生徒を不登校としてカウントしております。

委員より、平成24年度の訪問相談件数が34件というのは、少ないのではないのでしょうか。教育相談員とスマイルプロデューサーの職がごっちゃになっているのではないのでしょうか。執行部より、教育支援センター職員は常勤ではなく、週18時間3日程度の勤務であり、センターは常時2名の職員で対応しています。午前中はセンターに通学する児童生徒の適応教室で学習を指導し、午後を相談業務としております。ケースが様々で1人の子どもの相談にかなりの時間を要しているというのが実情でございます。

採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号、大津町若草児童学園及び大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定について。

委員より、非公募の理由に、地域交流などがあげられておりますが、サービスはどうでしょうか。また、基準表で点数が低い部分についてはどのように考えていますか。執行部より、候補者は第三者評価において高い評価を受け、保護者会からの評価も良好で、管理運営を適正に行ってきた実績があり、非公募といたしました。また、基準表で点数が低い部分については、協議の中で内容を確認していきます。

委員より、候補者は、第三者評価において高い評価を受けているということですが、保護者からの評価はどうでしょうか。執行部より、保護者からの評価も高く、保護者会からのこのまま秋桜会で管理運営をお願いしたい旨の要望書が出ています。

委員より、基準表には雛形がありますか。また、「優れている」「やや優れている」「普通」「やや劣る」「劣る」と、評価があいまいではないですか。執行部より、基準表に雛形はありますが、評価基準や着眼点は施設によって違う基準を用いています。評価点数は、すべて「優れている」であれば100点、「普通」であれば60点となりますが、基準表は候補者選定における判断材料です。

委員より、指定管理料が年間0円ということですが、入所者数が採算ラインを割った場合、光熱水等の施設管理費により、サービスの低下につながるのではないですか。執行部より、サービスについては、低下すれば県の指導監査により指摘があります。また、現状では余剰金が出ているので、将来の積み立てをお願いし、その資金活用については協定書に盛り込みたいと考えております。新規の事業展開、定員確保のための運営などを指定管理者と連携をとりながら進めていきたいと考えています。

委員より、今回、議会で指定されなかったらどうなりますか。執行部より、直営など、本年度内にサービス低下しない方法を考えなければなりません。

委員より、県立・市立の支援学校ができる中、若草児童学園の入所者が減ることを心配しているのですがという問いに対しまして、執行部より、入所者数等の動向が確定するまで3年間を見込んでおります。現状は43人から44人が採算ラインです。措置入所について、児童相談所に働きかけをしたいと考えております。

委員より、採算を割るときはどうしますか。執行部より、協議し、対応いたします。

委員より、民間移譲を3年間先送りしたわけですが、外部環境もあると思いますが、民間移譲の判断基準はどのように考えていますか。執行部より、県や市の動向が見えてきたら、民間移譲に向けて検討していければと考えております。

委員より、新規事業展開で、放課後デイサービス等を考えていますか。執行部より、協議の中で、新たな事業を含めてお願いしたいと考えております。

採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号関連、平成25年度大津町一般会計予算について。

福祉部健康福祉課関係では、委員より、地域福祉について、平成26年度までに推進地区の目標値を20地区としておりますが、達成できるのですか。また、校区単位で進める場合、目標値の組み換えを行いますか。執行部より、現在、3地区が検討している状況です。20地区に近づけるよう進めていきたいと考えています。また、校区単位については、平成27年度から第2期計画の策定材料にしたいと思っております。

委員より、近年、民生費が増えておりますが、補助金での対応を行っておりますか。また、増えている原因は何ですか。減らす努力をしていますか。執行部より、健康福祉課の関係では、児童手当、障害福祉サービス及び予防接種が原因です。児童手当、障害福祉サービスについては、決められている補助で対応しています。できる範囲で補助金を活用しています。福祉サービスや予防の支出を抑えるということは、サービス低下にもつながる場合もありますので、適正な支給に努めます。

委員より、予防接種の効果はいかがですか。執行部より、定期の予防接種は85から90%接種率で重篤化することはなく予防できております。インフルエンザ等の予防接種も流行、蔓延化を防ぐこ

とに役立っております。

委員より、在宅療育センター「輝なっせ」は、利用に2、3カ月待ちと聞きますが、どのような対応を考えていますか。執行部より、今まで菊池圏域では、療育事業所が「輝なっせ」しかありませんでした。しかし、本年度4月に合志市社協の「れんがの家」、10月菊陽学園に「すまいるクラブ」、12月大津町に「白川おひさまクラブ」、2月に光の森に「えるびあ」と療育のできる事業所が増えていきますので、解消の方向にあると考えております。事業所が増えている状況については、周知を図ります。

委員より、健診が増加傾向にあります。場所の状況について、乳幼児健診、大人の検診を同じ場所でのまま続けますか。執行部より、平成24年度から町が実施するすべての健診について子育て・健診センターで行う方針で進めております。乳幼児健診と生活習慣病予防のための検診等を同じ場所で行うことについては、衛生面等を考慮して今後検討を行いながら進めていくことといたします。

次に、福祉部保険医療課関係では、委員より、乳幼児医療費補助金については、子どもの数が増えています。補助金はどうか。執行部より、乳幼児医療費補助金は4歳未満が対象ですが、補助金についても増加する見込みです。

委員より、老人クラブの減少を心配しております。老人クラブに加入しない原因は何かわかりますか。執行部より、会員数、クラブ数共に減少しております。老人クラブも高齢化しており、役員の成り手がなく、また、定年された方が老人クラブに加入されない、自分のやりたいことをお持ちだったり、クラブに所属することを避けたり、社会環境の変化はあると思っております。町も老人クラブ連合会と相談をしながら、活動の様子を広報に記載し、連合会事務局の連絡先を併せて載せるなど、会員増加のためのPRに協力をしています。

委員より、老人クラブの減少は、地域福祉に影響するのでしょうか。執行部より、老人クラブに入っていない方から、地域福祉に協力したいと相談があったりしますが、地域福祉を推進するため、老人クラブでも、その他の組織も協力をぜひお願いしたいところです。

委員より、敬老祝い金について、100歳になればお祝いをもらえるというのは、今の時代どうかと思いますが、改善の余地はないものですか。執行部より、100歳到達時の方に1回のみ5万円を長生きされたお祝いとして、総理大臣の表彰状とあわせてお渡ししております。以前は100歳以上の方全員、88歳米寿の祝い金をお渡ししていましたが、それを整理して現在の方法としております。

委員より、時代が変わったことから止めてもいいと思うが、流れで止めるのもどうかと思いますという意見でした。

次に、子育て支援課関係では、委員より、地域子育て支援拠点事業委託については、人がついていないといけないのか。ボランティアではだめなのか。契約期間はどのくらいですか。執行部より、子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。よって、単に場所を提供するだけでなく、子育て親子の支援にあたる人を配置し、地域の子育て支援機能の充実を図る必要があります。今後、子育てに関心のある団塊世代の方の活用ができればと思います。委託期間は1年単位です。

委員より、放課後児童健全育成事業補助金については、町所有の学童保育施設であれば指定管理とはならないのですか。執行部より、原則として町の建物については、指定管理であります。平成25年度において、行政財産使用にて補助金を交付するところです。平成25年度で期間満了となる他の学童保育施設とともに、指定管理者を公募する予定です。保育園等の法人にお願いしているのは、町放課後健全育成事業補助金交付要綱により今後も対処していきます。

委員より、保育所運営費の私立保育所負担金に関連して、保育園や家庭的保育室の今後の動向はどのように考えているのですか。執行部より、待機児童対策として、保護者等の保育ニーズに応えるため、平成24年度から家庭的保育事業に取り組みました。今後は、事業の検証を行い判断したいと考えています。また、保育所については、仮に入所児童数が減少傾向になった場合には、まずは公立の大津保育園の定員減を行っていく予定です。

委員より、児童が減少した場合には、人件費関係等で各園の負担が大きくなるのではないですか。執行部より、町内の園長会議を開催し、これまでも保育所の創設や定員数の変更などについて、意見交換や情報提供を行ってきました。その折に、減少する場合のことも提案をしておりますということでした。

次に、子育て支援課大津保育園関係、委員より、以前にミストシャワーについての一般質問がっておりますが、今回備品購入費で検討はされたのですか。執行部より、昨年、遮光シート等を設置して対応いたしました。今回は計画しておりません。

委員より、増設園舎借上料の増設園舎の内容について教えてください。執行部より、平成23年9月に2クラス園舎増設を行いました。平成23年9月から平成28年8月までの5年間60カ月のリースで、リース期間終了後は町へ無償譲渡することになっております。

次に、教育部学校教育課関係では、委員より、雑入の大津東小学校観測機器電気料で観測している「まつぼり風」とはどういうものですかという質問に対しまして、執行部より、阿蘇の立野火口瀬から白川沿いに吹き出す強風のこと、首都大学東京が3年前から調査をされております。

委員より、小中学校費の理科振興備品予算について、今回計上されていませんが、今後の動向について教えてください。執行部より、平成25年度は美咲野小学校分を含めたところで肉付け予算で計上するところで検討しております。

委員より、大津南小学校音楽室のエアコン設置の工事について、200万円もかかるのは高いのではないのでしょうか。執行部より、いろいろな条件を勘案して、広い音楽室を均等に空調効果を図るために、6馬力の天井埋め込みのビルトインタイプ4方向噴出室内機2基の設置を予定しています。床等も傷んでいますので、予算を有効活用し、あわせて整備を図りたいと考えております。

次に、教育部幼稚園関係では、委員より、使用料及び賃借料の駐車場使用料について、出張は公共交通機関を利用していくものではないのですか。執行部より、熊本市内で開催される会議等時に有料駐車場を利用します。出張は公用車を利用しております。

次に、教育部学校給食センター関係では、委員より、残菜委託業務が今回44万円になっているが、去年は30万円だったと思います。また、引き取られる方が辞められると聞きましたが、どう対応さ

れるのですか。執行部より、各学校から給食の残菜が1日50から100キログラムあります。現在、残菜の引き取りをされている方が産業廃棄物運搬の許可を持っていないので、許可を取っていただくよう相談しておりましたところ、平成24年度で養豚業をやめると言われました。このため、町環境保全課へ相談し、年間200日の残菜運搬と処理が適切にでき、かつ産廃物運搬の許可を持っている業者に残菜を引き取ってもらうところで協議を行いました。結果といたしまして、運搬経費だけで考えていただき、昨年の委託者が陣内地区の方で給食センターに近い場所でしたので200回の運搬距離が長くなる分で増額しております。

次に、教育部生涯学習課関係では、質疑はありませんでした。

次、教育部公民館関係では、委員より、歳入22ページの文化ホール使用料の減免について、先の公開討論会等の公的な意味合いのある会合は減免できないのですか。執行部より、減免につきましては、町の共催については減免としています。今回の使用につきましては、オペレーター代を町負担として減免しております。なお、本日は資料等が不備ですので後で説明いたします。

委員より、ホール使用の際に、明かりだけで何も使用しないときは、オペレーター代など2人は不要ではないのですか。執行部より、今まで明かりだけでの使用はなく、また使用前に主催者、オペレーター、町で打ち合わせを行い取り決めをしております。

次に、教育部図書館関係では、委員より、電算機使用料については企画課と同じものですか。内容について話し合っておられるのですか。執行部より、図書館独自の電算システムであり、企画課のものとは全く違うシステムです。本の貸出、返却等を行う単独のものです。

採決の結果、議案第30号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第31号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計について。

執行部より、本会議で荒木議員さんより質疑のありました「滞納者の割合と所得階層との関係」については税務課とも協議いたしましたが、所得の分析と滞納されている方との相関関係を調べるためには相当の時間が必要なため、現時点でお出しすることはできません。平成24年度の決算が固まった段階でそうした分析を行う方向で検討したいと思います。

委員より、保険税を滞納された分についてはどのように処理されるのですか。執行部より、滞納された保険税については5年間で時効となりますが、悪質な滞納については、差し押さえをして時効とならないようにしてまいります。

採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成25年度大津町介護保険特別会計予算について。

委員より、ページ23の介護予防ケアプラン作成委託に関して委託のほうが高いのか、ケアマネを雇用したほうが高いのかを伺います。執行部より、1件当たりの委託金額は4千120円、新規の場合は3千円加算となります。経費面では委託のほうが高額と考えられますが、プラン料が発生しないケースもあり一概に言えない部分でございます。委員より、昨日の現地視察において社協でのヘルパーの人数が不足との話でしたね。執行部より、現在包括支援センターが社協に生活管理指導員派遣事業を委託しておりますが、臨時で働いていた人が正規雇用に移行されていることを聞いております。

採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第36号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計について。

委員より、鍼灸券の補助について、国民健康保険特別会計のところでも出ていましたが、どう違うのか。また、年間の利用の仕方についてお尋ねいたします。執行部より、鍼灸券の助成については、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計それぞれに予算を計上しております。これは、対象となる被保険者がそれぞれの医療機関で異なるため、後期高齢については75歳以上の方を対象に、一人当たり年間30枚を限度として給付しております。また、1回の申請で10枚を限度に給付し、1枚につき1千円の助成となるものです。

委員より、鍼灸券の使用については、医師の診断が必要なのですか。執行部より、医師の診断書は必要ありません。鍼灸券については、被保険者の皆さんの健康増進の観点から助成を行っているものであります。

委員より、予算の中には郵送料（通信運搬費）がいくつかありますが、どういったものに使うのか。また、ほかの方法は検討されているのかをお尋ねいたします。執行部より、予算に計上している郵送料については、ひとつは毎年8月に切り替えを行います後期高齢保険証の郵送代です。もうひとつは、後期高齢者医療保険料の納付書の郵送代です。なお、他の方法については特に検討しておりませんので、今後検討したいと思います。

採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。議員各位におかれましては、当委員会の決定に賛同いただきますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時20分から再開いたします。

午後2時09分 休憩

△

午後2時19分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果を報告をいたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第24号関連、議案第30号関連の2件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、3月12日に関係する5箇所の現地調査を行い、13日から14日、役場4階委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

まず、議案第24号関連、大津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今回の条例改正について、その仕組みを丁寧に説明を求める質疑があり、公営住宅法の一部改正に伴い、大津町営住宅条例では、これまで収入基準を上位法の施行令に規定する金額として

いましたが、法律に定める収入分位50%の基準内であれば、地域の実情にそった上限額を定めることができるようになり、基準額を町条例に明確に記載することとなりました。基準額の変更はなく、一般階層の収入基準額を15万8千円、高齢者や障がい者など特に配慮が必要な裁量階層の収入基準額を21万4千円とする。急激な基準の変化は混乱を招くため、県内各自治体とも同様となる見込みであるとの答弁でありました。

委員より、入居希望世帯の実際の収入限度額はいくらになるのかという質疑に対し、親子4人の標準世帯で、一般階層の場合、年収が447万1千999円以下、同じく裁量階層では531万1千999円が上限の収入額となる。

委員より、入居待機者はどのくらいおられるのかという質疑に対し、鍛冶の上、上鶴、西鶴団地については希望者が多く、毎回申し込みをなされている。あけぼの、西嶽団地などについては、抽選後6カ月間の間に空き家が出た場合は、順次入居していただいている。全体では、現在入居待ちの方が5名となっているという答弁でした。

委員より、収入が基準額を超えた入居者への対応はどうしているのかという質疑に対し、最近2年間引き続き基準を超え、5年以上入居されている入居者は、高額所得者として認定をし、収入超過者としてほかの方より家賃が高く設定をされているという答弁でした。

採決の結果、議案第24号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、平成25年度大津町一般会計予算関連についてであります。

議会事務局関係では、ホームページのPDFの掲載の費用はどうなっているのかという質疑に対し、会議録筆耕反訳委託費に含まれているという答弁でした。

総務部総務課関係では、委員より、行政嘱託員の定額報酬の内訳と、大きな行政区の分割について、どう考えているのかという質疑に対し、1行政区において、50世帯未満で17万円から最高300世帯以上が24万9千円が定額であり、そのほか戸数割が1世帯あたり1千300円となっている。行政区の分割については、800戸を超える大きな区と20世帯未満の小さな区があり、町全体での検討課題であると考えている。

委員より、消耗品の中で「木になる紙」を何%使用しているか。また、価格は割高となるかどうかか質疑があり、平成23年度実績において、A4版のコピー用紙を全体で3千500㍻購入し、その内木になる紙は100㍻、全体の2.8%であり、価格は一般の紙で1㍻300円、木になる紙は370円となっていると。

委員より、庁舎電算室の雨漏り工事についての工事内容の質疑があり、電算室は建設から10年が経過し、屋上の防水シートが浮き上がって雨漏りとなり、これまで何回か補修をしてきたが、リース会社とも交渉したが、10年過ぎているのでリフォームが必要とのことで、今回、抜本的に補修したほうがよいと判断をしたということでした。

委員より、全国町村会総合賠償補償保険金について、支払いの事例はあるのかという質疑に対し、町道の陥没などにより車両タイヤのパンクやグレーティングが飛び跳ねてオイルタンクを損傷した事例などがあり、今回50万円を計上している。

委員より、庁舎の光熱費で約800万円計上しているが、LEDに替えてよかったとの事例はあるかどうか質疑があり、他の自治体ではリース方式でやっているところがあると聞いている。補助事業などがあれば一括で交換したいと考えている。

委員より、防災対策費の街灯と防犯灯の違いはどうなっているか。また、優先順位や設置基準はあるかどうか質疑があり、街灯は地区の集落内に設置し、町が補助金を出している。防犯灯は、集落と集落をつなぐ道路や通学路、どちらにも入らなければ防犯灯として対応している。現在は内規で対応しているが、設置基準について、これまでの事例を考慮し基準を考えていきたい。

委員より、大津東区の水銀灯管理について、町が全部管理するべきではないか。美咲野地区と比較してどうかという質疑に対し、大津東区の水銀灯は、地区に開発業者が払い下げたものと思われる。現在、水銀灯の電気代が高いので町が補助金を出して対応している。今後はLEDへの切り替えができないか、大津東区と協議していきたい。また、美咲野の街灯は町に全部移管をしてあるとの答弁でした。

委員より、男女共同参画都市宣言を行った後の取り組み状況や、また条例制定の話はあるかどうか質疑があり、各種講座等を開催するなど取り組んでいるが、条例の制定については、今月末の懇話会等の提言を受け、条例制定に向けて取り組んでいきたいと考えている。

委員より、選挙管理費の中で、投票所の再編見直しの予定はあるかとの質疑に対し、現在、17の投票所があるが、配置職員もいっぱい状況である。期日前投票の投票率は上がっているが、町全体で投票所の統廃合を考えなければならない。当初は、平成25年の参議院議員選挙前と考えていたが、急遽、衆議院選挙が実施され周知が十分できなかったため、平成27年度に実施される県議会議員選挙までには変更できたらと考えている。

委員より、防災倉庫の食糧などの備蓄は足りているか。また、学校にも備蓄はされているのかという質疑に対し、食糧は平成24年度予算で保存期間25年間の非常食4千200食分を購入予定である。来年度から5カ年計画で随時備えていく。また、学校関係にはヘルメットなどの備品だけを備蓄をしているが、将来は必要だと考えている。また、飲料水は、東日本大震災でいただいた飲料水を備蓄をしているが、今年の4月には賞味期限が来るので、今後は水道企業団が持っているものを利用したいと考えている。

委員より、防災行政無線について、今回の災害で、声が聞こえなかったという意見はあるかどうか。また、戸別受信機は申請すれば貸し出しができるのか、そういう質疑に対し、今回の災害は夜間で、雨の音で聞こえなかったという意見が多かった。戸別受信機は1台当たり5万円から6万円位で、以前から戸別受信機を使っていた方や行政無線が届かない地域を調査し、貸し出しをしているが、個人申請による貸し出しはしていない。大津東区では、独自に地域コミュニティ放送に取り組んでおられるので、参考にして検討していきたい。

委員より、難聴などの障害のある方からの要望はあるか。また、メールを使った取り組みはなされているかという質疑に対し、現在のところ要望はないが、他の自治体ではミニFM放送局を使った取り組みがなされていると聞いている。メール配信は、携帯電話3社のエリアメールで対応をしている。

委員より、財産収入の役場駐車場貸付料について、昼休みなど肥後銀行のATM利用者が並んでおられるが、雨の時など、屋根や庇を付けてほしいとの要望はあるかどうかという質疑に対し、現在、役場には直接要望はありませんが、肥後銀行のATMは1基しかないのもう1基増設と合わせて、庇設置も要望をしていきたいという答弁でした。

総務部税務課関係では、委員より、地価が下がっているのに固定資産税が下がらない。負担調整はどうなっているかという質疑に対し、土地の評価額に対する税負担が地域や土地によって格差があるのは税の公平の観点から問題があるということで、格差を解消するための仕組みとして「土地の負担調整措置」があり、併せて税負担の上昇をゆるやかにする措置がとられている。大津町の状況としては、税負担の格差はほぼ解消され、今後は地価の動向に連動した税額になる傾向にあるという答弁でした。

委員より、からいもくんのオリジナルナンバープレートの利用状況はどうかという質疑に対し、12月末現在、約58%、特に農耕者での利用が多くなっているという答弁でした。

総務部住民課関係では、委員より、顧問弁護士委託料で、法律相談の利用状況はどうなっているかという質疑に対し、月2回の相談日を設けて1日6名の利用枠である。平成23年度で135件、平成24年度2月末で109件の利用があっており、相談が多いものから相続、離婚、借金問題等となっている。

委員より、町営住宅駐車場使用料は団地別でいくらになるかという質疑に対し、あけぼの団地、鍛冶の上団地、西鶴団地、上鶴団地は、月額1千円、矢護川団地は500円、ほかの団地は駐車場管理組合ができていないので使用料はないという答弁でした。

委員より、町営住宅の駐車場は1台分だけなので、家族で数台お持ちの方は困っておられると聞く、特にあけぼの団地は困っている方がいる。町として駐車場の拡充を計画することはできないかという質疑に対し、町営住宅は敷地に余裕がなく、管理組合がある団地は1台の確保をしている。1世帯で複数の車をお持ちの場合は、近くの民間駐車場を借りておられる。今後の検討課題としたい。

委員より、パスポートの申請受付の利用状況はどうなっているかという質疑に対し、平成23年度では10月からの半年分で1カ月平均約60件、平成24年度は1月まで月平均で85件と増加しており、手続きが町でできることで住民の方の利便性が高まったと考えている。

総務部人権推進課関係では、非常勤職員が人権推進係に2名、人権啓発福祉センターに4名配置されているが、仕事の内容はどうかという質疑に対し、人権推進係の2名は、企業や老人会や子ども会などの各種団体が主催する人権学習会に講師として参加している。センターの指導員2名は、センター内で開催される小中学校や各種団体の学習会に参加したり、センターの自主事業の運営などを行い、事務補助員1名はセンターの管理等を行っている。児童館の児童厚生員1名は、児童の健全育成の指導等を行っている。

委員より、隣保館という名称は、今も公式に使われているのかという質疑に対し、大津町の設置条例では、名称を大津町人権啓発福祉センターとして、隣保館は地域交流を通してあらゆる人権問題の解決に資する事業を行い、児童館は児童生徒の健康増進と情操を豊かにする事業を行っている。県の

補助金交付要綱では、隣保館運営費補助金という名称が使われている。

企画部企画課関係では、委員より、電子計算費に「WebGIS（ウェブ ジーアイエス）」とあるが、どのようなシステムで、いつから使用しているのか。また、「ファイヤーウォール」「サイボウズ」とはどのようなものかという質疑に対し、WebGISは、職員のパソコンで使用することができる地図情報システムで、平成21年度に導入し、家や地番などの検索やごみ収集ルートの情報などに活用している。ファイヤーウォールは、外部のインターネットから不正アクセスを防御し、認められた適切なアクセスのみを町内LANへ入れ込む役割を果たす町ネットワークの根幹ともなるシステムであり、サイボウズは、役場内で使用しているグループウェアの会社名で、役場内のパソコン同士での情報の交換や共有、スケジュール管理等の業務に活用している。

委員より、購入予定のパソコンの単価が高すぎるのではないかという質疑に対し、新年度は33台のパソコンを買い替える予定。パソコン本体とソフトを含め、1台当たりの単価は約18万円程度で計上しているが、入札により金額やメーカーが決まり契約することとなる。市販のものとは比べて高くなっている理由として、ビジネスモデルであることと付随するソフトウェアも一緒に導入するためであると答弁がありました。

委員より、地域づくり活動支援事業は、内容を改善しないと予算があっても活用しきれないのではないかという質疑に対し、今年度、事業内容の見直しを行い、取り組みやすい方向にしたい。ただし、各区長さんへのアンケート結果を見ると、現在、地域づくり活動支援事業を活用されていない半分以上の地区では、補助率を上げても人的な体制がないので取り組むのは難しい状況であるということでした。

委員より、地域づくり活動支援事業に取り組む地区は、以前、実施していたミニ特区事業と比較してどれ位の増減があるかという質疑に対し、平成16年度から3年間実施したミニ特区事業は、補助率は100%で、平均で61行政区で取り組まれた。その後、平成19年度から3年間実施した地域づくり活動支援事業は、補助率3分の2で平均28団体が活用され、平成22年度からの現在の事業では、補助率が2分の1となり、3年間の平均は17団体となって減っている状況である。

委員より、まちおこし大学の報償費の内容と自然エネルギーの分野などで、外部からの講師を呼んで講演会などを計画しても、現在の制度だと経費が足りない。大学なのだからその辺りを検討してほしいという質疑に対し、人づくり学部で学科コースを運営いただいた登録団体に対する謝礼として、1回当たり5千円を支払っている。新エネルギーに関する講師等の費用については、新エネルギー対策係の肉付け予算で、ソフト的内容として検討したい。

委員より、個人による太陽光発電設備の設置に関する動きは、町は把握しているかという質疑に対し、個人で太陽光発電設備を設置する場合も、都市計画課に事前協議をいただくようにしている。同課が関係部署を集めて現地調査を実施しており、今年度は矢護川や真木などに5件の調査を行った。申請者の中には、鹿児島県の企業が土地を借り上げ、90キロワット程度の出力で計画した事例もあり、町関連の企業でも太陽光発電設備は設置されている。

委員より、矢護山ゴルフ場と瀬田裏原野、真木地区のJA経済連跡地のメガソーラーの進捗状況は

どうかという質疑に対し、矢護山ゴルフ場関連では、クリアすべき課題が多く、また、瀬田裏では3月中には事業者が確定すると聞いている。またJA経済連跡地は、26ヘクタールとなっているが、農地転用の不許可問題などが判明し、最終的には宅地部分1.4ヘクタールにJAが自ら太陽光発電設備を設置する方向で動いているという報告でした。

企画部企業誘致課関係では、県企業誘致連絡協議会では、どのような誘致活動及び進出等の情報があるかという質疑に対し、関東地方や東海地方の企業向けに毎年熊本県セミナーを東京と名古屋で開催し、県知事も出席され熊本県をPRされている。その他のセミナーや県内で開催される研修会等に参加し、企業の情報収集や誘致活動を行っている。今年度は、これまで直接が13件、電話やメールなどで13件、計26件の問い合わせがあり、主なものは新設ではなく空き倉庫等の問い合わせが多くなっているという答弁でした。

以上で質疑を終了し、採決の結果、議案第30号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 総務常任委員会委員長の報告に対して質疑いたします。そしてまた、文教厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑いたします。

まずはじめに、総務常任委員長のただいまの報告の中で、1点だけです。パソコンのこと言われました。1台当たり18万円位あたるのではないかと、今誰もパソコンは一人1台の時代であります。どうかするともう2台ぐらい持っておられる。18万円と考えたときに、そのハード自体はものすごく値下がりしている状況です。ですから、ソフトウェアを考えたときでもですね、やっぱり18万円ちょっと高いのではないかと思うんです。ですから、これでもかこれでもかという機能をやったのじゃないかなと。やはり公金使用ですから、必要最低限の機種に収められて、そして知恵を働かせて、例えば、少々の文章作成であるならば、例えば、OSについているメモ帳とか、ワードパットぐらいで十分できますし、それをいただいて、それを逆にソフトウェアが入ってるところで変換すればすむことだったりとかするわけです。ですから、もう少し知恵を働かせれば安くなるんじゃないかなと。いきなり18万円と言われたときに、やっぱり価格というのが、非常にチラシが入ってたりとか、新聞の折込の中でも一面にですね、5万円程度とか、6万円程度とか、もう最近出てきますんで、この価格についてですね、もう少し深く審議がなかったのかなと、ほかの委員さんからの意見がなかったのか、この点についてだけお聞きします。

文教厚生委員長の報告の中で、議案28号については、28、30、31号ですけれども、28号については、当初私は質疑をしました。その中で、この若草学園のですね、指定管理の問題ですけれども、点数についてはこの取れなかった点数については、今後確認していきますということで、不満

が残りますけれども、検証していくということで理解します。ただ、剰余金、余剰金が出ているようなことを言われましたので、やはりですね、今後、5年間の指定管理が終わって平成25年度以降、3年間という形を考えますれば、やはり今までの経営状況の中の経費というものを精査して、そして今後の3年間の価格というものは出てくると思うんですよ。やはりその若草学園及び楽善ふれあいプラザというものはただでできたわけではありません。公金でできておりますので、そういったことを考えますれば、国税、県税、町税が入った施設であろうかと考えられます。剰余金があるならば、やはりそれっというものは、価格の中に、やはり入れ込むべきではないかなというふうに思います。逆に、利益が出たのならば、その分というのは町に納めていただくと。じゃないと適正な利益、その利用料金にならないのではないかと、そういうふうに考えますので、その辺までですね、もう少し深く審議するべきではなかったかと思えます。まだいろんな意見が出たかと思われまして、その点について詳細にお答え願いたい。

その中でも、私、質問に出まして、この説明資料の61ページのところが非常に疑義に思いましたので、その質疑をしました。運営方針、職員等などが変更された場合、利用者に多大な影響を与えることというこの文言は、もうここしか考えてないんですねっていうことを言いました。こういったところについてもですね、先ほどの報告の中で、たくさん意見は出たようですので、この点というものは、もう指定管理者を選ぶときに、もう一番から町はもう決めてしまっている。もう競争はもうしませんということまで理解していいのか。その点についての審議の経過のほうをお聞きしたいと思えます。

そして、議案第30号につきまして、生涯学習センターのホールの使用料について述べられました。そのこの町議会議員の立候補予定者による討論会、そういったものの使用について減免はできなかったのかという質疑が出たようでありました。私もこの点について、総務課に行って生涯学習課長とちょっとお会いできなかったで聞いたことがあって、これは減免に値しないのかということを知った覚えもありますけれども、それは、今後恐らくこういった委員会とか、議会で取り上げられるんだらうなと思ってそのままにしておきましたが、ああいった公の施設というものを考えるときに、使用者と受益者と別れるんですね。あれを使いました。あそこに立候補予定者の方というものが来られて討論会なりいろんなことをやりました。この方たちは実際に予定をされていたけれども、本当に立候補されました。もちろんそういった公の場で皆さんと約束した場合、約束をされるんですね、立候補しますというふうな形で、これはこの討論会に呼ばれた方というのは、予定者の方々にほとんどいつてはらずでありまして、公平を期しているという点、それと日程の都合で出られなかった人たち、そういった人たちもおられるかもしれません。しかしながら、あそこでそういった討論会を開くというときの受益者負担の法則ですよ、原則ですよ。受益者負担というものは一体誰だったのかなどと考えたときに、その立候補予定者の方でしょうか。それともそういった広く皆様方にその知っていただきたいと、よって、あそこをその開催したたちでしょうか。それとも、それを聞いて清き一票を入れようと思った方でしょうか。そう考えたときに、受益者というものは、やはり町のために、町民のためにと思ってあれはやられたことだろうと思うし、私もそこを思ったから参加しました。ということは、受益者負担

の原則というものがそこでは生きてくるのではないかと私は思います。公の施設、すなわち公金を使ってつくった施設というものは、そういったものにどんどん使っていただきたい。そしてまた、その答弁というのが選挙後です。私はその委員会があった後に一般質問で62.74は大問題だよと言いましたけれども、職員の方々もそれに対して意識もあんまりちょっと低いのかなと思います。ああいった結果が出たならば、そういったことの重要性というものをもう少し考えれば、一体受益者というものは誰なんだというふうに考えるのが本当の町民の立場でものを考えているというふうに思います。ですから、その点について審議の内容を再度詳細にお聞きしたいと思います。

それと、議案第31号についてであります。国民健康保険特別会計予算であります。法定外繰入金が出ております。特別会計は、独立採算の原則がありますので、法定外ということは、多くの町民の方々の税金がそこに貸し出されたわけでありまして、これは返さなくてはならないと思います。やはりですね、なかなかその介護保険を維持する、そしてまた町長は町長で中学生まで医療費の無料化とか言われてきますと、その法定外が年々膨らむ可能性さえ考えられます。そういった観点に立ちますれば、法定外ということは、社会保険や共済に入っている方々、そういった方々の二重払いになるということです。国民健康保険の方々は、二重払いじゃないんですね。はそのままの料金かもしれません。しかし、そこは独立の原則を考えますれば、やはりその被保険者の方々が負担するべきではないでしょうか。そういったことを考えれば、この法定外の一般会計からの繰り入れというものについての、そこについての考え方について、それについて委員会での審議の詳細なことをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 永田議員の質問にお答えをいたします。

一般会計のパソコンの購入単価が高すぎると。委員会でも高すぎるのではないかとという質疑があり、執行部から見積りの内訳書を提出をさせて、それについて審議を行いました。結論的に、予算の見積りの根拠は、あるメーカーからとりあえず仮の見積りをいただいたと。それを土台にして、単価掛ける台数ということで予算を計上をしたという答弁でありました。委員からもなぜ高いかという質疑に対し、とりわけソフトウェアが欠かせないと。こちらのほうが非常に高くなっておりますという説明があり、最終的には入札で価格は下がる可能性もある。多分あるだろうということで質疑は終わったような状況です。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 3点ほど永田議員のほうから質疑があったようでございます。

まず、1点目、若草学園の指定について。ここに一番からここに決めたような話の進め方ではなかったかというようなことですが、先ほども委員のほうから0円でいいのかという質問がありまして、それに対して、余剰金があると。その金額までは聞きませんでしたけれども、3年間の間に入所される方の熊本市と県のほうで新しく施設ができますので、定員割れになった場合とか、そういう質問は出ましたけれども、その余剰金に対して原価がいくらとか、そういうところまでの質問はありませんで

した。特に前回もありましたけども、保護者の方の意見はどうなのかというのが一番問題でありまして、そちらのほうからもぜひお願いしたいという要望が出てるといような説明がありまして、皆さんのほうからは、それで納得といたしますか、別に質問はありませんでした。

それと2問目は、一般会計予算だったですかね。文化ホールの貸し出しの件ですけども、結局それはあとでこういう資料をいただきました。使用料等の減免の一覧表というのをいただきましたけども、その時点では主催者、それから共催なのか、後援なのか、それによって減免する項目が違いますといようなことで、あとでこの表をいただきましたので、そのときは照明も減免したといようなこととございました。そういう形で説明がありました。

それと31号の国民健康保険特別会計の件だったと思いますけども、これに対しても年々増えている保険税に対するの繰り入れですね、それに対するの説明といたしますか、それに対するの説明はありませんでした。

一応委員会のほうとしては質疑はありませんでしたので、終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいまの答弁に納得がいきませんので、再度質疑いたします。文教厚生常任委員長に対してであります。

最初の議会が始まりまして、その平成25年度の予算について国民健康保険特別会計に繰出金として2億990万円という形で、かなりの額一般財源として入っておりますので、これに対して質問もなかったということになるならば、審議自体が非常に甘すぎるということになりますので、説明もなかったというふうであるならば、それはこれ議案を出すのは町長ですから、この議案に対して説明不足ということになります。本議会場では説明はされましたけれども、委員会、もっと深く審議する委員会において、そういった説明もなかったということは大問題でありますので、これについて再度質疑しますけれども、それが本当になかったならばやり直さんといかんということになります。ですから、再度きちんとした答弁を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 取り消します。説明はありました。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 提案されました議案のうち、2つの議案について反対の立場から討論を行います。

一つは、議案第30号の平成25年度大津町一般会計予算についてであります。今回の一般会計予

算は骨格予算ということではありますが、しかし、その中での問題点を指摘し、反対の立場を表明したいと思います。

とりわけ大津町は、これまで子育て支援日本一の町というスローガンを掲げてまいりました。家入町長は、施政方針の中で中学校3年生までの医療費の無料化を拡大をします。このことは私は大いに評価をするところであります。また、国民健康保険会計への4千万円の繰り出し、こちらも評価をしたいと思いますが、一方で、子育て支援日本一の町に相応しい予算かということで考えてみましたが、とりわけ私はこれまで大津町の保育料が高すぎることを町民の皆さんからお聞きをし、またその引下げを目指して訴えてまいりました。特に町の保育料金体系が、中間あるいは低所得世帯、こちらの若い世代の方の負担が熊本市などと比べても非常に高くなっております。今政府は、デフレ脱却ということで旗を振っておりますが、デフレ経済の中で、若い人たちの給料は非常に賃金が低い、給料が上がらないと、そういう状況に置かれていることはご承知だと思います。賃金が段々上がっていけばまだ楽になってくるかもしれませんが、町の子育て支援日本一の町は、今ホームページからは消えておまして、日本一子育てに夢が持てる町というふうにキャッチフレーズが出されております。保育所というのは、生まれてから私もそうですが、小学校入学するまで、まさに子育てスタートの時期にあたるわけです。夢を持って子育てをしていくと、そのスタートの時点で若い人たちがこうした保育料が高すぎて困っているということを今度の予算では見ることができないということで、反対をするものであります。

また、人権対策については、私の所管の委員会ですので詳しくは申しませんが、一刻も早く同和対策事業から引きずってきたような特別な対策は廃止をして、すべての町民の人権を守るという観点に立つならば、こうした特別扱いの予算はかえって逆行をするという立場から反対をするものであります。

それから、もう一つは、議案第34号の介護保険の特別会計予算であります。私も身内の介護が具体的に自分の身に降りかかってくるようになりまして、改めて、この介護保険というのは、保険料は確実に年金から天引きをされますが、5万円とか6万円とかいう受ける年金から保険料は天引きされるけど、じゃあもし頼る人がいなかったら、5万円とか6万円ではですね、サービスを受けたくても払えないんですね。生活だけで多分これでもやっていけるかどうかという状況の人たちがたくさんおられます。また、身をもって体験をしております。そういう意味で、そういう低所得者の人たちも救われるような制度であるべきだと思います。そういう意味で、非常にこの介護保険制度の不十分さ、これは国の制度になってしまいますが、一方で、町でできるということであれば、現在、町には介護保険に基金を蓄えております。この介護保険制度で働くケアマネージャーさんやヘルパーさん、こういう人たちの処遇も非常に低賃金であります。なり手がいないんです。せっかく就職しても途中で辞めてしまうと。これがもう現実の問題としてたくさん寄せられております。町でできることとしたら、こうした基金を活用するなり、あるいは一般会計からの投入でこうした低賃金を少しでも改善をすれば、そういう努力が私は必要だと思いますが、そういう努力のあとは今回の予算からは見られないということでもあります。

そういう点から30号と34号について反対の立場を表明をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 本来ならば反対、賛成、反対、賛成と、そういった形が一番好ましいんですが、30号について、31号について反対の立場から討論をいたします。

30号についての反対の部分と申しますのは、教育費の社会教育費、生涯学習あたりのそういったあたりでありますけれども、先ほど委員長報告について質疑を申し述べました。やはりああいった公的な施設の使用のあり方というのは、やはり町民の立場、まちづくり、そういった立場に立って理解しないと、こう書いてあります、ああ書いてありますよと言われましたが、第一に書いてあるのは、受益者負担の原則でありますので、受益者の考え方というものが大きくかけ離れているのかなと私は思います。やはり町民のためになることならば、どんどん使用していただきたいし、そういったふうに解釈するのが町民の代弁者である我々議員ではないかなというふうに思います。

それと31号についての反対の立場の討論であります。やはりどうしても引っかかるのは法定外繰り入れというところであります。そしてまた、この法定外繰り入れがどうも町長のマニフェストにあたりますかね、約束ですよ。そういった形で今後の国民健康保険あたりの医療給付あたりの増大を招くというのは、もう目に見えていると思います。ですから、きちんとそういった負担はその被保険者に請求するべきではないかなと。そして、本当に議論がなされて、所得の観点、全体の景気の動向、いろんな税収、そういったものを観点の中で、我々議員が納得する、この額ならば法定外としても町として皆保険を守るためにやらなければならないというような総合的な理解がなされれば別ですけれども、この議論において、委員長報告というものも曖昧でありましたし、今後の解決策というものは何ら示されておりません。ということは、それこそ行き当たりばったりの政策になりはしないかなということが一番心配であります。時間は過ぎます。ですから、INGで考えて、現在進行形で考えた場合、これからどういった対策を練っていくのかというものがここには非常に大切になると思うんですが、何ら示されていないということでもあります。そういった観点で審議をしなければどんどん一般財源、それこそ皆様方の町民の皆様方の税金が足りないからそっちに繰り出しますよという感じで、理由がはっきりしないまま使われてしまう。一番恐ろしいことです。やはりきちんとした理由を委員会で審議していただいて、そして述べられて、我々議員もこの本会議場で納得して可決するというのが望ましいと思います。これが代表制民主主義ではないかなと思われまので、30号、31号については、反対の立場から討論をするものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第11号、大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の

制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町新型インフルエンザ等対策本部設置に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、大津町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第17号、大津町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町若草児童学園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 2 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 3 号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 2 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 4 号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 2 4 号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 5 号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 2 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 6 号、大津町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 2 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 7 号、大津町児童生徒訪問支援事業基金条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 2 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 8 号、大津町若草児童学園及び大津町楽善ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、町道の路線認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成25年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第30号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成25年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成25年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成25年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成25年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成25年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成25年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。3時45分から再開いたします。

午後3時34分 休憩

△

午後3時44分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 発議第1号大津町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第4 発議第1号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第1号提出者荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） お手元の発議第1号の案文をご覧いただきたいと思います。それでは、発議第1号の趣旨説明を行います。

発議第1号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提出者は、議会運営委員会委員となっております。

提案の理由は、地方自治法の一部改正によりまして、委員会が設けられておりますが、この委員会も議案を提出できることとなったと。これが法の改正であります。委員会の議案提出の手続きを設けるといふことでもあります。また、本会議でも公聴会を開き、参考人を招致できることとなったので、当議会でもこの制度を導入するため、関係規定を追加するほか、会議規則の条文中に適用する地方自治法の条文に変更があったため、改正するものであります。

以上をもって、発議第1号の趣旨説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。発議第1号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5 発議第2号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第2号提出者荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 発議第2号の趣旨説明を行います。

発議第2号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提出者は、議会運営委員会委員となっております。

提案の理由は、大きく二つございます。地方自治法の一部改正によりまして、閉会中の常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任及び辞任に関する規定を設け、法で規定されていた委員会の委員の選任方法、在任期間等が条例に委任されたため、これらについて新たに規定するものであります。

もう1点は、議会審議を活性化し、監視力を強化するために、常任委員の任期を現在の2年から4年に改正するものであります。

以上で趣旨説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。発議第2号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第3号専決事項の指定についての一部改正について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第6 発議第3号、専決事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第3号提出者坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 発議第3号の趣旨説明をいたします。

発議第3号、専決事項の指定についての一部改正について、別紙のとおり地方自治法第180条第1項の規定により提出いたします。

提出者は、議会運営委員会委員となっております。

提案の理由は、町営住宅に係る家賃等及び明渡し請求に関する訴訟、和解及び調停に関すること、並びに、1件50万円以下の法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めることを町長の専決処分事項に指定するため、改正するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。発議第3号、専決事項の指定についての一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議会広報編集特別委員会の設置について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第7 議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会広報の発行、調査のため、委員会条例第5条第1項の規定によって議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して平成29年2月まで調査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の発行、調査のため、議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して平成29年2月まで調査することに決定しました。

お諮りします。

委員会条例第5条第2項の規定により、議会広報編集特別委員会の委員の定数は5人にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会の委員の定数は5人にすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、手嶋靖隆君、山本重光君、松田純子さん、豊瀬和久君、金田英樹君の5人を指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人の方を議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ご連絡します。

委員会条例第9条第1項の規定によって、正副委員長の互選をお願いします。

委員会の会議室をご案内します。委員会A室です。

念のため申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっていますので、よろしく願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後3時55分 休憩

△

午後3時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

委員会条例第8条第2項の規定によって、議会広報編集委員会の委員長に、手嶋靖隆君、副委員長に山本重光君が互選されました。

これで、報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時58分 休憩

△

午後3時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会広報編集特別委員長から、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを追加日程8として議題とすることに決定しました。

追加議事日程（第5号の追加1）

日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大塚龍一郎君） 追加日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。
お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成25年第2回大津町議会定例会を閉会します。

午後4時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年3月22日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 佐藤 真二

大津町議会議員 松田 純子